

特公告  
三年二四  
實二〇六七

皮革代用布  
通風性防水布  
手 鍬

東京新關  
出資  
丹山形  
實藤藏  
野マツ  
實施權設定

見本試作の結果出資成立

東京興農園、  
種苗會社と

本部  
同

### ○恩賜發明獎勵金交付發明

第一回 (昭和六年八月)

- 一、寫眞植字機 東京 石井茂吉
- 一、テレビジョン 東京 山本忠興
- 一、テレビジョン 東京 河原田政太郎
- 一、テレビジョン 東京 高柳健次郎
- 一、遠心力鑄造法による管鑄造裝置の改良 東京 中島統一
- 一、酸化金屬磁石 東京 加藤與五郎
- 一、飛行機翼の最大揚力に最少抗力の比を増加する翼裝置 東京 和田小六
- 一、硬質紙器製造法 東京 河野篤二
- 一、更生絹絲製造法 東京 山本三太郎

第二回 (昭和七年九月)

- 一、金屬「オルガノール」製造及應用 京都 堀場信吉
- 一、「プロトカテキユイックアルデヒド」並其誘導體製造方法 京都 小田切瑞達
- 一、無結節組網機 東京 平泉貞吉
- 一、光彈性寫眞方法並裝置 東京 大隈榮一
- 一、電氣的絞織機及電氣的絞紙製造機 東京 辻金次郎

第三回 (昭和九年七月)

- 一、超短波長通信 仙臺 宇田新太郎
- 一、光波通信 東京 鯨井恒太郎
- 一、ウォーセクリーター 東京 眞鍋武雄
- 一、真空放電勵磁裝置 京都 青柳榮司
- 一、「ツンドラ」を電氣的に壓搾し板を製造する方法 京都 阿部清
- 一、曲面體上への印刷方法 名古屋 箱木一郎
- 一、實地應用に適する精製痘苗の製法に關する研究 大連 矢追秀武
- 一、陶磁器硝子又は其他の窯業製品に多色又は天然色の寫眞模様を焼成する方法 西宮 龜井勝治郎
- 一、誘導電壓調整器の自働裝置の研究 東京 高橋正一
- 一、テレビジョン裝置の完成研究 東京 曾根有
- 一、「テレビジョン」に使用する陰極線管及光電管 東京 淺尾莊一郎
- 一、自働活字鑄造植字機 横濱 宮垣彌三郎
- 一、運動體の明視撮影裝置及其應用 横濱 周東喜一郎

〔附記〕本項に關しては別掲『恩賜發明獎勵金交付規程』(二二五頁)参照。

## 發明家各位・企業家各位

### の御利用を望む

- △發明考案の實施援助を希望される方
- △發明考案の權利讓渡を希望される方
- △發明考案の權利讓受を希望される方

其他發明考案の實施に關する事項は何でも御相談下さい

— 手数料其他一切無料 —

東京市目黒區下目黒二ノ四六三

### 帝國發明協會實施援助部

電話大崎(49) 四〇四二番・三三二三番







化學的作用に對する感作比較的鋭敏にして接種液調製の一要件たる病原體滅毒並に其の保存法の至難なるに起因せるものであらう。然るに本ワクチンは牛體に注射して安全無害にして注射反應極めて輕微にして殆んど無きに等しく、注射後は七日乃至十日にして活動性免疫を完成し、免疫性は長期にして約一ケ年間繼續し、且つ本液の有効期間は二ケ年半乃至三ケ年九ヶ月にして頗る優秀なる豫防接種液である。

工學博士 故 高峰 謙吉  
藥學博士

特許第一六一三五號 新ダイアステ  
ース劑及其の製造法

—發明の要領—

本發明は穀類の種子、根、莖等より糖化力強き一の酵素を製造する方法にして、是等穀類其他、若くは穀類等より澱粉を除去して得べき駄の如きものを細末となし、先づ水にて抽出し、次に之に乳酸を加へ若くは之を酸酵せしめて酸性状態となし挾雜分を沈澱分離



せしめ、更に通常行はるゝが如くアルコールを加へてデアスターゼ

工學博士 故 高峰 謙吉  
藥學博士

特許第四七八五號 腎上腺の主成分より成る腺内物製法

特許第一七九四一號 腎上腺有效主成分の鐵化合物製造法

—發明の要領—

掲記二發明中、前者は腎上腺副腎より其の有効成分を純粹なる結晶状となして分離採取する方法にして、先づ牛羊等畜類の腎上腺の清淨なるものを取り、之を細分し温水に浸漬し其の浸出液を濃縮し、之に酒精を加へて蛋白質及磷酸鹽等の礦物鹽類を沈澱除去し、後酒精を眞空蒸溜に依りて除去し、茲に得たる濃厚液にアルカリ液を混液が

烈しくアルカリ性反應を呈する迄注射し此液に適量の鹽化アムニウムを加へて溶解し、依て得たる溶液を冷所に放置し液中に沈澱せる結晶物を取り、洗滌し能く乾燥す。斯くして得たる製品は腎上腺の有効成分にして、アドレナリンと稱し收斂、止血等の作用を有し、醫藥として重要なものである。

後者は該有效成分に硫酸鐵又は其の他の第一鐵鹽類を作用せしめ、水酸化バリウム又は水酸化鉛を加へ依つて生じたる沈澱を濾過除去し、濾液を眞空蒸發して糖密状となし、之に酒精を加へて所要の鐵化合物を沈澱せしめ、之を濾過して沈澱を強酒精にて洗滌し、乾燥して製品を得るものにして、該製品は收斂、止血等の作用を有し、醫藥として重要なものである。

本發明は世界的發明として、本邦學界の誇と推獎せられたるものであつて帝國學士院は之に對し明治四十五年帝國學士院賞を授與した。

工學博士 山本 忠興

川原田 政太郎

特許第三九六四一號 同期電動機

—發明の要領—



誘導電動機の起動は容易なるも運轉中の能率良好ならず、之に反

し同期電動機は運轉中の能率良好なれども、起動容易ならざるの欠點を有してゐる。本發明は是等兩者の欠點を除き長所を採りたるものにして、一次捲線と二次捲線を備ふる従来の誘導電動機の如き電機と、整流子を備ふる従来の直流發電機の如き電機とを直列に接続したる組合せより成る同期電動機である。本機は單に主閉閉器を閉するのみにて自ら起動し自ら勵磁し自ら同期に入るものであつて、正に電氣界の畫期的發明と言ふべきである。  
(寫真右山本氏、左川原田氏)

眞崎 照郷

特許第四四八號 麵類製造機械

特許第二二五九六號 麵帶卷取裝置

特許第二三四五二號 製麵法

—發明の要領—

特許第四四八號は索麵、饅頭、蕎麥等の麵類を製造するに用ふる機械であつて、捏ねた粉を二箇の麵棒間に挾み漸次に薄く延べ、而して菜刀を剋したる二つの棍棒と之に對する



盤棒との間、或は菜刀を剋したる二つの棍棒間を通過せしめ、以て麵類を製すべく、製造の際麵線の切斷する處なく、太き一定なるものを得るものにして、實に麵類を機械的に製造すべき基本的發明なりと謂ふべきである。

特許第二二五九六號は轉子を用ひて麵帶を製造し、又は延伸し、或は重合するにあたり兩轉子間より繰出さるゝ麵帶を該兩轉子の圓圍回轉速力と同一

若くは相似たる圓圍回轉速力に裝置されたる一箇の摩擦用轉子と麵帶との摩擦により規則正しく卷棒に卷取るの裝置にして、轉子の回轉速力に緩急不同、如何様の變化あるとも、又卷付の始終に拘らず、麵帶は繰出さるゝ丈け過不及なく完全に而も容易に卷取ることが出来るのである。

特許第二三四五二號は麥粉を水鹽化カルシウムと食鹽との稀薄水溶液にて捏交せ粘結力を充分ならしむる製麵法である。従来の製麵法に依るときは麥粉は單に水分を含んでゐると云ふに止まり、水に不溶性の駄質は毫も其特性たる粘着性を發揮せるのみならず、却て粒狀塊となる傾向があつて、其儘では製麵作業困難なるのみならず製品脆弱なるを以て食鹽水を以てせり。

然るに本發明による時は麥粉中の駄は水に混交して、粘着性を充分ならしめ澱粉粒の結合を完全に強靱にして美麗なる製品を得るのである。

工學博士 密田 良太郎

特許第三二六四〇號 水銀避雷器

—發明の要領—



本發明は稀薄なる瓦斯體中に放電間隙を装置し、之れに一定以上の過電壓を加ふる時は直ちに放電し、且つ自働的に水銀電弧を作りて間隙の抵抗を著しく減少せしむる避雷装置にして、其の動作極めて確實にして、而も低壓又は高壓の任意の放電電壓に於て放電能力極めて大なる避雷器を容易に製出し得るものにして、大正十五年之に對し帝國學士院賞が授與せられた。

○ 御木 幸吉  
特許第三三六四〇號 眞珠素質被着法  
特許第六〇三一二號 眞珠貝仔蟲被着器

—發明の要領—  
前記二發明中、前者は適當の核を貝の眞珠素質分泌細胞組織の被膜にて被

包し、其口を細少なる結紮條にて結紮したる儘他の母貝の表皮を傷け、其下層に外科的植皮術様に壓着し、海中に放養して眞珠素質を被着せしむる方法にして、眞珠貝の外套膜が常に眞珠質を分泌するものなれば、同膜に接觸するものあらば必ず眞珠質にて被包し、眞珠を生成するの原理に基いたものである。而して本方法によれば細胞組織は核を完全に包圍し、眞珠素質を核の全面に均等に附着せしめて、



色彩、形狀等の諸點に於て間然する所なき眞に天然眞珠に遜色なき、優良なる球形眞珠を確實に採取することを得るものである。

後者は海中に浮游する眞珠仔蟲を附着せしむべき器の發明にして、簡單なる金網籠中に連續せる石灰を塗抹せる山形狀の附着子を設備し、且つ仔蟲の反趨光性を考慮し、四周壁及び底部に遮阻板を施したるものにして、之を海

中仔蟲の最多なる水層に吊り下ぐるものである。  
眞珠養殖業の發展に伴ひ自然に産する眞珠の稚貝のみにては其の用を充たすに足らず、逐年稚貝供給の困難を來すに鑑み、十數年間の研究と實驗の結果發明せるものにして、本發明應用の將來は恰かも野生蠶の飼育が今日の蠶蠶業に發達せるに比すべきものであつて、増殖上頗る有益な發明である。

杉本 京太

特許第二七八七七號 タイプライター

—發明の要領—

本發明は多數の數字を個々別々に配置したる扁平なる字庫と他の一體となる印字、墨付、紙筒の三機構を備へ此の三機構の一體が字庫面上の孰れの部分へも移動し來り、任意の活字を印書し得るやう爲したるものにして、壓杆の前端を壓し下ぐる時は其後端の轉子上昇し、槓杆作用により第一に字庫の下方より活字を突き上げ、第二に壓



子を動かして活字を印字杆に把握せしめ第三に印字杆を動かして把持せる活字を紙筒面に打ち付けて印字し、壓杆を放せば以上の三動作を反對に順次繰返して活字を再び字庫の中に戻し收む。尙印字、墨付、紙筒の三機械を字庫面上に移動せしむるには前と同様に、此の壓杆の前端をもちて之を前後左右に動かすことによりて行はるるものにして、簡易なる一組の印字機構によりて邦文の如き多數の文字を容易に且つ迅速に而も正確、鮮明に印字することを得せしめたるものである。

てアルコールを除去せる後、エーテルを以て振盪し脂肪レシチン、有機酸、樹脂等を去り、エーテルを揮散せしめ、稀酸を加へて酸性となし、之に燐ウオルフラム酸又は燐モリブデン酸を加へ、有効成分を沈澱せしめ該沈澱をバリタ(水酸化バリウム)を加へて分解し、バリタを除去したる液を蒸發し濃厚ならしむるものにして、後者アペリ酸がタンニン酸に依りて沈澱するものなるを發見し、前者に於ける燐ウオルフラム酸又は燐モリブデン酸に代ふるにタンニン酸を使用し、前者に於けるよりも効力大なる製品を得るものにして此の有効成分は始め假にアペリ酸なる名稱を與へたるも、後に其の酸に非ざること明かとなりし爲め、之をオリザニンと改稱した。



普通にヴァイタミンBと稱せられ、動物の脚氣様疾病を豫防恢復せしむる作用を有す。オリザニンの發見が英國に

於けるフンク氏の研究に先だつこと約一年なるのみならず、精細なる動物試験に依り、榮養上欠くべからざるものなることを立證し、從來の榮養學說の欠陥を指摘して以て今日のヴァイタミン學說の基礎を確立せるものなること、米國諸學者の認むる所となり、次で本邦學界に於ても之を承認したるを以て發明者は副榮養素の研究に關し大正十三年六月帝國學士院賞を授けられた。

(昭和八年四月)

濱田 初次郎

特許第四四九七八號 自動紙差装置

に於ける刷紙正整装置

特許第六九二二七號 平版印刷機械に於ける紙取装置

特許第八〇五二三號 印刷機紙啞装置

—發明の要領—

發明中の前者は鉤杆をカム、ガイド摺動子等を以て伏仰動せしめ給紙部より給送し來れる刷紙を刷胴に咬持せしむるに當り、一旦前記鉤杆にて支止せしめ、以て其の位置を整正すべくなせ

農學博士 鈴木 梅太郎  
特許第三〇七五號 米糠中の一成分ア  
特許第三三四號 ベリ酸の製造法

—發明の要領—

掲記發明中、前者は米糠を脱脂せる後強アルコール又はメチールアルコールを以て煮沸浸出し、浸出液を蒸發し



となく、従て刷上りたる後、表裏及各頁間に印刷の喰違ひを生ずることなからしめたものである。

特許第六九二七號發明は、載紙網を間隔的に配設したる無端送紙帯を印刷轉子と紙取轉子との間を通過せしめ印刷を終りたる印刷紙を載紙網上に受けて送出すべくせるものにして、印刷紙は網上に載置せられたるまゝ、一定位置まで移動し、積重ねらるゝ爲め汚損の憂なく且之を靜滑に送出す事が出来る。

發明中の後者は、先端にローラー及紙位置決定用突出部を有する紙啞爪を二個の偏心突出面に關聯せしめ、投入せられたる紙を始め輕く啞へて前記ローラーの廻轉により紙位置決定用突出部に至るまで移動せしめ、其の位置に於て印刷の行はるゝ前に紙を正確に強

るものであつて、從來の紙差装置に於ける如く刷紙が不整となること

く啞ふるやうなせるものにして、從來の紙啞装置に於けるが如く、紙供給臺上にて紙位置を決定する必要なく、紙を啞へて印刷せらるゝ迄の間に紙位置を決定するが爲め、印刷能率を高め、且紙位置を決定せる爲め正確なる位置を得られ、従て鮮明ならしむることが出来る。

工學博士 丹羽保次郎  
小林正次

特許第八四七二二號  
登錄實用新案第四六七號  
外 式寫眞電  
外 式寫眞電  
件 送方式

發明考案の要領



前記の發明及考案は、相關聯して所謂NE式寫眞電送方式を構成するものにして、特許第八四七二二號は圓周に齒狀部を有する廻轉圓板或は類似の裝置を光束の通路に設け、之に依りて得たる脈動光束を電送せんとす



る畫像を有する膜を通過せしめ、或は之に反射せしめ之を光電池に

導き以て寫眞色調周波電流及此電流により變調せられたる搬送電流を生ぜしむる裝置と、上記兩電流の重疊波より寫眞色調周波電流を除去すべき裝置との組合より成る寫眞電送變調方式に係り、特許第八五〇二八號は、光源より出る光束の断面の形狀と、光束の通路に設けたる廻轉圓板の光束遮斷部分との關係を適當に設計して、所要の波状を有する脈動光束を得せしむることを特徴とし、斯くして得たる脈動光束を適宜の手段に依り、送信すべき畫像又は信號に應じて變調せしめ、此變調光束を光電池に導き、之れより生じたる交番電壓を使用すべくしたる送信方式に係り、特許第八五〇二九號は、脈動する光束を用ふること又は光電池の極電壓に交番電壓を重疊することに依り寫眞の色調に應じて變調せられたる搬

送電流を發生せしめ、此電流と同期のため、これと周波數各異なる二個の電流とを重疊して傳送し、之等二個の電流の周波數の差の周波數を有する電流を取出して同期せしむることを特徴とする寫眞電送方式に係り、特許第八六三七八號は、寫眞電送其他同期運轉を必要とする裝置に於て、送信所よりの同期電流を受信所にて適當に増幅後、該同期電流とは同一周波數を有する三極真空管發振管の發振回路に導き該發振回路と電磁的、靜電的其他適當なる結合を行ふことにより、該三極真空管發振器の自働的同期化を利用し、同期運轉を遂行すべくしたる同期方式に係り、特許第八六七五號は適當なる形の光束を振動器具に投射する裝置と、電氣波動に従ひて振るゝ鏡と、此鏡に依りて反射せられたる振動光束の全部或は一部分を遮斷する適當なる形の遮斷壁と、遮斷せられたる殘餘の光束を集めて目的物の上に投射する裝置とより成る光束の形又は壁の形を變ずることにより、電氣波動と光量との

關係を適宜變更し得る如くなしたる電氣波動を光量の變化に轉換する方法に係り、特許第八八九一八號は、電送すべき寫眞を捲付くべき圓筒の外部には、寫眞に投せられたる光點よりの反射光線を光電池に導入するための反射鏡及導鏡を設け、上記圓筒の内部には透過光線を屈折し、光電池に到達せしむるための光學裝置を備へたるを特徴とする寫眞電送送信裝置に係り、特許第九〇六四二號は異なる周波數の二通信電流により、單一通信路に於て通信をなすとき其の電流を用ひて、他の電流に對する増幅器の方向を指定する裝置を備ふることを特徴とする中繼器方向指定方式に係るものである。

登錄實用新案第一四一六七七號は脈動光束を發生する光學裝置と、寫眞を捲付くべき廻轉圓筒と、寫眞色調電流及寫眞色調被搬送電流を發生する光電池と、寫眞色調電流を除去する濾波器と、獨立電源より驅動せらるゝ電動機と、之に直結せる廻轉圓筒驅動用電動機と、其周波數が寫眞色調電流の周波數帯内にある同期電流を發生する同期電流發生裝置と、其一部が前記圓筒廻轉用電動機に送らるゝ前記同期電流を傳送線路に重疊する裝置との組合せより成る寫眞電送裝置に係り、登錄實用新案第一五〇二六七號は、受信電流に對する増幅器と、高調波發生器とを直列に接続し、其出力を共振回路に接続し又一方受信端發生振動電流に對する高調波發生器を、上記共振回路に接続し此共振回路に受話器を接続して、ピットを聽き得べく組合せたる寫眞電送用同期檢出裝置に係り、登錄實用新案第一五六五九九號は電送せらるべき寫眞等の紙面上に投せられたる光點より反射する光線を、適當なる反射鏡及導鏡の組合せによりて、光電池に導く如くなしたる寫眞電送送信裝置に係るものである。

以上特許及實用新案中特許第八四七二二號、特許第八五〇二八號、特許第八六七五號、及登錄實用新案第一五六五九九號はNE式寫眞電送の總ての型に實施せられ、特許第八五〇二九號及

登録實用新案第一四一六七七號はNE式有線寫眞電送装置に特許第八六三七八號及登録實用新案第一五〇二六七號はNE式無線寫眞電送装置に、特許第八八九一八號はフィルム及寫眞兩方より送信し得るNE式寫眞電送装置に、特許第九〇六四二號はNE式寫眞電送用中繼器に適用され居るものである。(寫眞は右丹羽氏、左小林氏)

堀井新治郎

特許第二三五八八號 騰寫版  
特許第六七〇四四號

特許第四四二一六號 騰寫版用原紙  
特許第八三八二九號  
特許第六八八三九號 ミリヤタイプ原紙

發明の要領



特許第二三五八八號發明は原紙支持枠を臺枠に取外し自在に樞着し、原紙支持枠の裏面には各隅を擴大

せしめたる溝を穿設し、之に原紙抑金を嵌合して各隅に於て前記溝と抑金との間隙が他の部分よりも大なる如くして原紙を緊張支持するも裂傷することなからしめ、原紙支持枠の表面内側は隅を除くの外斜に削り、印肉轉子の操作に便し又臺枠と原紙支持枠との樞着部に於ける各稜を削り、其間隙より紙を導入すべくし更に紙の位置を正確にする爲め、軌範紙刺止金具を以て定規紙を適當の位置に確保し得べくなしたるものである。特許第六七〇四四號發明は原紙枠を本體と前方支體とに分割し兩體を蝶着せしめ、騰寫印刷紙は本體に挾持せしむべくし、原紙枠を臺版に向ひ俯動せしむる場合先づ前方支體の後部が印刷用紙上に衝觸したる後、本體が俯動する如くしたるものにして、本體の蝶着部を臺版上に積載する印刷用紙の上面と常に同高に支持せしめ、以て印刷用紙の多少に因る印刷用紙の高低に關係なく原紙枠本體をして常に印刷用紙の上面に平等に壓接せしめ印刷を完全ならしめたものである。

特許第四四二一六號及第八三八二九號發明はパラフィン蠟若くは其の他の蠟類にエステルゴム又は合成蠟を融合して得たる塗劑を薄紙に塗布して成る騰寫印版紙にして、寒暑の影響を受けない、耐久性に富み寫字鮮明なるを得る特徴を有す。

特許第六八八三九號發明はタイプライター用及鐵筆用騰寫印刷紙に關するものにして、多糖類のエステル又は其等の誘導體の溶液にナフテン酸グリセライドを加へ、更に必要に應じ之に脂肪酸、脂肪、蠟類、樹脂類の一種若くは數種を加へて得たる塗劑を薄紙に塗布したるものにして、適當なる柔軟性を有し鮮明に多數印刷し得る優秀なるものである。

理學博士 本多光太郎

特許第三三二二三四號 特殊合金鋼  
特許第三三二四二二號

發明の要領

本發明中、前者は特に磁石を造る爲め鋼鐵と二〇乃至六〇パーセントの



バルトを合金し之に若干量のタンゲステン、モリブデン、バナヂウム又は其同屬の金屬を加へて成り、後者は前者の發明を利用し、之に擴張を加へたるものにして、鋼鐵と二〇乃至六〇パーセントのコバルトと若干のクロムとを合金して成る特殊合金鋼にして永久磁石として頑性力強さ及耐久力共に甚大、歐米の最優秀品に比して三倍以上の世界的發明である。

工學博士 子爵 大河内正敏  
工學博士 海老原敬吉

特許第七〇一四四號 シリンダー内壁に對し均一なる壓力を及ぼすピストンリングの製造法

發明の要領



本發明はシリンダー内徑より大なる外徑を有する金屬製圓筒に長

軸に並行せる切口を設けて所要の開きを作り、ピンジョイントにて緊縮し其の閉鎖點に於て、常時切線方向の力のみを作用せしめつゝ圓筒の外徑をシリンダーの内徑に等しき様仕上げてピストンリングを得んとするものにして、從來のピストンリングに於けるが如く圓筒の開きを閉鎖するにフランヂを設け、之をボルトにて緊縮し圓筒の内外面を切削して作りたるものに比し、製作簡易にして内側を鑄肌の儘に残存する爲の彈力を増加し、且「シリンダー」の内壁に對し均等なる壓力を及ぼすものである。(寫眞は大河内博士)

大本實治郎

特許第七五九四二號 廻轉計算機  
特許第九一七〇〇八號 廻轉計算機

發明の要領

特許第七五九四二號は廻轉計算機に於て、把手を一定の位置にあらしむるか、或は把手杆を移動せしむるに非ざれば突起輪を移動せしめ、又は逆廻轉



すること能はざらしめて計算をして迅速且つ正確ならしめたるもの、特許第九一五〇〇號は計算に際し、表示輪を孰れの方向に廻轉せしむるも常に桁送り正確ならしめ、以て計算を正確ならしめたるもの、特許第九一七〇八號は主軸の一廻轉により一廻轉せらるゝ齒輪の二側に二個の爪片を相對向軸着したる爪筐を嵌着して、該齒輪より僅かに遅れて始動し得しむると共に該爪片の一を爪筐外に突出せしめ、廻轉表示輪を一目盛宛廻轉せしむる様になし、以て簡單なる操作により加減乗除孰れの計算をも遂行し得べくし、以て計算を迅速且正確ならしめたるものである。

岡村金藏

故長谷川清治

特許第六九九二〇號 油母頁岩乾餾法



發明の要領



本發明は發熱量貧弱なる油母頁岩を補給燃料を要せずして乾留し頁岩油の増収を計らんとするものにして乾留爐下部に水性瓦斯發生爐を設け乾留殘滓を落下して水性瓦斯を發生せしめ、之を乾留爐内に通ずる場合に乾留爐より發散する瓦斯を蓄熱器によりて高温度に加熱し、更に瓦斯發生爐より生ずる新規なる水性瓦斯と混じて乾留爐下部より吹入し、循環的に流通せしむることを特徴とし、油質の品位を低下する酸素の存在を極度に減じアムモニアの回收をも可能ならしめたるものである。(寫眞右岡村氏、左長谷川氏)

農學博士故外山龜太郎

森繁太郎

蠶の一代雜種

發明の要領

本邦生絲原料繭改良の要望に伴ひ、蠶品種統一の聲喧しく明治四十四年國立原蠶種製造所の創立せらるゝや、兩氏は入りて蠶品種改良の研究に従事し外山龜太郎氏の遺傳學の理論と森繁太郎氏の實際的研究との結果、終に内外品種の一代交雜種は東京種を飼育するに比して甚だ有利なるものなることを究め、我國の氣候風土に適應せる優良なる組合せの發見に努め僅々數年を出でずして我蠶絲業界を風靡せしむる如き本發見を爲したものである。(寫眞右外山氏、左森氏)



從來此の種の撰鑛は水洗法に依りしが爲め、處理方法複雑且つ能力少きを以て、鐵鑛の如き其價の低廉なるものにおいて到底經濟上實施し能はざるものとして顧みられざりしを最も容易に且つ經濟的に應用し得る様なせるものなり。即ち任意の加熱爐に於て加熱し、且つ還元瓦斯に觸れしむるときは多くの夾雜物を含む緻密なる此種の鑛石は加熱の爲めに其容積を増大すると共に還元瓦斯の爲めに化學作用を受け、容易に龜裂を生じ非常に粉碎し易き状態となり、又強き磁性を帯ぶるに至る。之を適當に粉碎し任意の磁力撰鑛機により撰別するものにして、然る時は粉碎の容易なると含鐵分の回收率大なるにより燃料に對する

失費を計上するも優に經濟的に實施し得るものがある。

問宮精一

特許第七九五四號  
特許第八六二二號  
特許第八六二二號  
特許第八六二二號  
特許第八六二二號  
特許第九二四二號  
特許第九二四二號  
特許第九二四二號

金錢登錄機

發明の要領

特許第七九五四號發明は加算せられたる數字を正確に表示する爲め數字を記したる數個の文字輪を裝置し、其の一侧には夫々逆轉防止輪を固定し之に撃手を係合せしめ、之に隣りて作動輪を遊嵌し之に設けたる撃手を前記逆轉防止輪に係合せしめて其の一齒宛を廻動せしむる様なし、逆轉防止輪には更に文字輪が一廻轉して次の單位例へば錢位より十錢位に代る場合に上位の文字輪を一齒だけ廻動せしむ



べき十進撃手を咬合せしめ、之を下位の文字輪に關聯して作動せらるる槓杆を以て一齒だけ廻動せしむる様なせる合計加算機構に關するものにして從來の此種のものに比し、作動を確實に取扱を簡易ならしめたものである。

特許第八六二二五七號發明は種目押釦に關聯して合計加算機構を作動せしむる扇形齒片より承動する二個のカムを設け、之等カムに係合する槓杆の一つは仰伏自在に支持したる合算機構の作動輪に他の槓杆は外し輪に係合せしめ以て上記扇形齒片の回動程度により生ずるカムの回轉範圍の如何により外し

輪と之に係合する槓杆との係脱を行はしむることにより、作動輪と之に係合する槓杆との係脱を行はしむる様なし、貸賣又は仕拂等の出納を加算機構より獨立して記録せしめ、其正確なることを顧客に承認せしむると同時に之等の機構を合算機構に影響せしめざる様考案したるものである。

特許第八七〇九三號發明は、半圓筒狀固定切斷刃に印刷用押壓版を裝定せる旋回双を嵌裝し、該双を原軸より承動する扇形齒片により旋回せしめ、以て刷出と同時に刷紙を文字輪に壓接し且切斷するものにして從來のもの、如く用紙を所定の長さに応じて確實に切斷するを要せざるため其構造簡單にして作動確實である。

特許第九二四二五號發明は、販賣種目例へば現金貸賣返金等に對して所要押釦を壓下し、之に屬する作動杆を其押釦脚にて阻止せらるゝまで回動せしめ該杆端に於ける仕別用基本齒輪にてカムを旋回せしめ、之と係合する槓杆端を以て常時一方に進出せしめらるゝ

工學博士 梅根常三郎  
特許第四二九七二號 赤褐鐵鑛撰鑛法

發明の要領



從來此の種の撰鑛は水洗法に依りしが爲め、處理方法複雑且つ能力少きを以て、鐵鑛の如き其價の低廉なるものにおいて到底經濟上實施し能はざるものとして顧みられざりしを最も容易に且つ經濟的に應用し得る様なせるものなり。即ち任意の加熱爐に於て加熱し、且つ還元瓦斯に觸れしむるときは多くの夾雜物を含む緻密なる此種の鑛石は加熱の爲めに其容積を増大すると共に還元瓦斯の爲めに化學作用を受け、容易に龜裂を生じ非常に粉碎し易き状態となり、又強き磁性を帯ぶるに至る。之を適當に粉碎し任意の磁力撰鑛機により撰別するものにして、然る時は粉碎の容易なると含鐵分の回收率大なるにより燃料に對する

操作軸を他方に押寄せ該軸に於ける引寄爪の一を所要合計器の懸爪と係合する位置まで移動せしむる様にしたるものにして、販賣種目毎に各別の合計を表示し、以て賣上總額に對する種目合計を知り得るに甚だ便ならしめたものである。

特許第九二四二六號發明は壓下せられたる押釦によりて阻止せらるゝまで廻動する様なしたる作動杆を押釦列毎に一個を並列し該作動杆端に於ける各基本齒輪と咬合する仲介齒輪群を遊着せる支軸に部分合計器と關聯する齒輪群を遊着し、之等齒輪群の對應する齒輪は同一旋回杆に夫々連結したるものにして販賣種目例へば今現金貸賣返金等に應じて夫々の合計器を簡易適切に作動せしめ得るものである。

島津源藏

特許第四一七二八號 易反應性鉛粉製造方法

本發明は廻轉容器内に金屬鉛塊を投



入し、容器を廻轉することにより鉛塊と鉛塊との摩擦及鉛塊と廻轉容器の内壁との摩擦を利用し之を磨滅せしめ微細なる鉛粉を製造する方法にして、破砕法によらずして極めて化學的反應を起し易き無定形状の微細末鉛粉を簡單且つ廉價に製造し得るものである。本發明によりて得る鉛粉は、粒子表面積の割合は甚大なるを以て容易に酸化せられ、自然發火を起す程度なるを以て諸種の化學的原料例へばリサイデ蓄電池の極板材用ベイント材として極めて優良である。

(昭和十三年三月)

豐田喜一郎

特許第六五一五六號 杼換式自動織機

本發明は杼換式自動織機に於て、正



面に案内斜板を有する前側板と後側板とにて杼箱を形成せしめ、其の前後兩側板を回動臂にて支持せしめて共に開閉し得る如くし、杼換に際し新杼を挿込むことに依り前側板を壓開すると同時に後側板を開かして排出杼を放下せしめ、杼換を完了するや前後兩側板を同時に閉塞する様なしたるものなり従來の自動織機にありては杼換動作の關係上其の廻轉を著しく遅くするを要し普通力織機の回數に近き程度に於て之を運轉する時は直に機能を損するの缺點を有するものである。然るに本發明は前記の如く前側板を單に上方に壓展して杼換作用を遂げしむるものなるが故に動作は極めて敏速輕快なるのみならず、前側板と後側板とは同時に開動するを以て杼を排出するに何等の抵抗無く、從て杼換運動に要する動力を著しく輕減することを得、之を高速の力織機にて杼溜中に應用す

るも確實迅速に杼換運動を完了することを得、織機の能率増進に著しき効果を有するものである。

子爵 大河内正敏

今富祥一郎

マグネシウム製造法

特許第八二三三〇號 金屬マグネシウム製造法

同 第九〇六二七號 含水鹽化マグネシウムよりマグネシウム電解質を製造する方法

同 第九二二二三二號「マグネシウム」電解裝置

同 第一〇三九九五號「ム」電解裝置

發明の要領

現今世界に於て實施せらるゝ「マグネシウム」製造法は無水鹽化物の電氣分解による方法なり。從て之が製造法は「マグネシウム」製造法の主要なる部分なり、而して無水鹽化マグネシウムの製造法は各國ともその方



法を異にしてゐる。例へば米佛に於ては含水鹽化物を鹽酸瓦斯中に於て脱水し又獨逸に於ては酸化マグに炭素を混じ加熱しつゝ、鹽素瓦斯を通す方法を採用してゐる。

我國に於ては本發明者の方法を實施しつゝあり。但し昭和五年頃獨逸と同様直接法を理研柏崎工場にて試験したるに間接法より高價となり我國にては實施に至らなかつた。

本發明は含水鹽化マグを製造する方法なるを以て、その原料は海中よりのものでてもマグネサイトに鹽酸又は鹽素を作用せしめて得たる含水鹽化物にても適用し得らるゝ特點あり。元來含水鹽化マグを脱水する場合加熱すれば徐々に分解し、酸化マグとなる傾向あり殊に高温に於て然り、從て鹽酸瓦斯氣流中にて行ふ必要ありて耐酸裝置並に操作複雑となるを免れない。

本發明はかゝる不便を除き、含水物にアルカリ及びアルカリ土類の鹽化物を添加し、脱水鹽化生成物の融點降下を行ひ、且つ特殊電氣爐(脱水生成鹽

を抵抗とする本發明者發明電氣爐)を使用し、電流を通し脱水鹽を内部的に加熱し以て簡單に脱水するものにして更に之が電解爐の構造につき歐米各國と異なる發明をなし、特殊陰極と共にマグネシウム電解爐の一新機軸をなす簡單にして電解能率よきものを採用してゐる。製品純度九九・九%以上にして張力(鑄物の場合)一一・八疋平方耗延伸率九%外國品を凌駕する成績である。(寫眞は今富氏)

工學博士 榎橋實五郎

「クロム」化合物製造法

特許第九九四三八號 アルカリク

ロム酸製造法

同 第九九四三九號 無水クロム

酸製造法

同 第九九四四〇號 酸化クロム

製造法

同 第一〇一五七九號 クロム酸鹽

同 第一一二〇三五號 製造法

發明の要領

明治三十四、五年頃より重クロム酸



加里は工業藥品中其用途最も廣汎にして其輸入金額も亦多大に且原

産は我國至る所に散布せるも、當時國産皆無にして鑛石は多少輸出せらるゝ外は煉瓦製造其他に使用せらるゝに過ぎず。

本發明者は之に、着眼その國産化を計り明治四十一年以來幾多の研究と經濟的辛苦に遭遇しつゝ、之が工業的製法に成功し重クロム酸加里、曹達は勿論無水クロム酸、酸化クロム等の製法を完成せるものである。

就中クロム酸鹽製造用装置に廻轉爐を利用し、その上位に熱源を備へ從來企圖し得ざりし装入原料と火焰とを同一方向に進行せしめつゝ、加熱することにより、酸化温度の調整を完全ならしめ、自己の酸化熱を有効に利用し粉末飛散による損失を減ずるに至つた。更に之を二段式逆焰方式をも採用大規模操業により經濟的に製品を得るもので

ある。

牛尾 義方

蝶形弁装置

特許第八七五五號 蝶形弁装置

同 第一〇五五六八號 蝶形弁の操縦装置

同 第一一六二八一號 蝶形弁運轉装置

同 第一一六七一三號 蝶形弁に於ける弁誘導装置

同 第一二〇五三三號 蝶形弁開閉装置

登録實用新案第一四九九四號 蝶形弁開閉装置

同第二〇七七九七號 蝶形弁に於けるバイパス開閉装置

發明考案の要領



從來水又は蒸気の如き流體の管内に於ける流動を遮斷し、或は管

内の流量を調節する目的には主として止め弁堰止め弁又は蝶形弁を使用してゐた。然れ共止め弁は遮斷作用確實なれ共弁の全開時に於ける流體の通過に無理多くしてエネルギーの損失大である。堰止め弁は遮斷作用不確實にして開閉操作不便なる缺點を有してゐる。又在來の蝶形弁は形態小にして且水流抵抗比較的小なれ共遮斷作用確實ならず、何れも流體の遮斷装置としては缺點の有するものである。然るに本發明は弁心棒を止め弁又は堰止め弁に於けるが如く管軸線に直角となし圓盤狀弁體の背面に設けられたる斜面を利用して管軸線方向の運動を生ぜしめ、且又蝶形弁としての旋向をも可能ならしめ、在來の蝶形弁の凡ての長所を毫も失ふことなくして、構造簡單、遮斷作用確實、必要材料僅少、略言すれば弁として望まれる、凡ゆる長所を有せしめたるものである。

野澤 一郎

建築組成材骨組法

眞鍋 武雄

コンクリート資料計量供給機

特許第八八一三號 セメント液混合装置を有するコンクリート混合機

同 第九〇〇五號 コンクリート資料計量供給機

同 第九八二一七號 セメント液其他之に類する泥狀液又はコンクリート混合用水の計量供給器

同 第一〇八四六八號 計量したる所定量の水を過不足なく排出し得る装置を有するコンクリート混合機の給水用水槽

登録實用新案第一七一四七三號 コンクリート混合用資料重量計量供給機

外登録實用新案九件(一七五二〇五一七五二四三、一八一二〇三、一八二五五六、二〇〇〇二四、二〇〇〇二五二〇四八六四、二〇九五八九、二二〇二五三)

發明考案の要領  
從來混凝土は砂、砂利、セメント及水の四者を以て作るものなりと觀念さ

- 特許第一〇〇六八一號 建築組成材
- 同 第一〇二八六〇號 骨組法
- 同 第一一二六〇〇號 無足場骨組
- 同 第一一七八七三號 伸縮可搬骨
- 同 第一一七八七四號 伸縮可搬骨
- 登録實用新案第一七九六一七號 組成材
- 同 第一八〇八九一號 屋根
- 同 第一八五八六四號 建築骨格

發明考案の要領

大徑間を必要とする上家構造には竹籠式構造が最も經濟的にして且合理的なることは夙に知られたる所である。獨逸ユニカー社は形押鋼板を以て此種の構造物を早くより試みたるも各片の結合に四枚綴鋸を用ひ其の組立には特殊の足場を要する缺點を有してゐる。本發明は普通形鋼材を使用して之等を結合するにはガゼットプレート式を採用したる爲組立にはユニカー式よりも容易にして且特殊の足場を要せず、又



構造上繊弱と認められる四枚綴鋸を有せず、構造堅固なる特徴を有し如何なる大徑間と雖も柱を要せざるが故に飛行機格納庫、各種倉庫、工場建築等に應用して其の効果顯著なり特許第一〇〇六八一號は四本の型鐵を結合して構成せる梯形の構節及管板等にて菱形目の骨格を片端より順次構築し得べくなし

たるもの。  
特許第一一二六〇〇號は多數の短小構節をアーチ形

に組成する骨組法に於て必要とせる複雑なる支柱兼用の足場を全然不用ならしめたるもの。特許第一一七八七三號及第一一七八七四號はアーチ形の骨格を縮小したる状態に於て組立てたる後之を所要の長さに引伸すか、或は所要の長さの數等分の一宛に組立て、之等を縮小したる状態にて現場迄輸送したる後相互に連結して一時に所要の長さに迄引伸し得べくなしたるものである。

れたるも、本發明は右の如き在來の觀念を全く脱脚して、混凝土は砂、砂利及セメントペーストの三者で作ると云ふ新規なる觀念に立脚し、在來の方法に依るものより強度及水密性



大にして強度に變化を與ふることなく作業の難易に應じ適度のウオーカビリチーを有する混凝土を極めて經濟的に得らるゝ様工夫を施せる装置である。其要部はセメントと水とを混合攪拌してセメントペーストを作るセメント液混合槽と、該セメントペーストを計量するに要するセメント液計量器と、砂及砂利の一回練分を自動的に計量する装置とより成るものである。而して特許第九〇〇〇五號は本装置の主體をなせるものにして、其他の特許及實用新案は之に關聯又は附隨せるものである。

工學博士 三島徳七

MK磁石鋼

- 特許第九三七八七號 高磁力合金
- 同 第九六三七七號 ニッケル及アルミニウムを含む磁石鋼
- 同 第九六七四八號 ニッケル、アルミニウム、クロム及コバルトを含有する磁石鋼
- 同 第九七四五六號 ニッケル、アルミニウム及コバルトを含有する磁石鋼
- 同 第九七四五七號 ニッケル、アルミニウム及マンガンを含有する磁石鋼
- 同 第九七四九八號 ニッケル、アルミニウム及ヴァナヂウムを含有する磁石鋼
- 同 第九八〇〇一號 ニッケル、アルミニウム及銅を含有する磁石鋼

第一〇二四八九號 高磁力合金

- 同 第一〇二四九〇號 同
  - 同 第一〇八八八九號 ニッケル、アルミニウム及チタニウムを含有する磁石鋼
  - 同 第一〇八八九〇號 ニッケル、アルミニウム及珪素を含有する磁石鋼
- 發明の要領—  
本磁石は鐵ニッケル及アルミニウムを主成分とする合金鋼にして、現今工業的に製造せらるゝ永久磁石鋼中其頑磁力最大なるものである。
- 本合金は從來非可逆無磁性鋼として知られたる高ニッケル鋼に不感磁氣性なるアルミニウムを添加することにより之を可逆性強磁石鋼に一變せしめたるものにして當時世界の學界並に工業界に一大衝擊を與へ驚異の眼を以て迎へられたり。從來永久磁石鋼としてはタンダステン鋼、クロム鋼及クロム、タンダステン鋼等が汎く使用



せられしが頑磁力甚だ小にして其價值に六〇エルステッドに過ぎず。其後コバルト三六%を含むK・S鋼の出現するに及びて始めて二五〇エルステッドに達するに至りしも高價なるため一般に使用することを得なかつた。然るに本發明鋼は其殘留磁氣大なる上に頑磁力能く三〇〇乃至八五〇エルステッドに達し而もその價格著しく低廉である。

尙その他の効果を列記すれば  
(イ) 高温度より焼入の必要なく鑄造後焼鈍するのみにて可  
(ロ) 耐久性よく安定なり  
(ハ) 比重小にして従來のものより一〇—二〇%輕量従て小型に作り得  
本發明に關する特許は多數あれどその基礎をなすものは特許第九六三七七號にして他は何れも磁性及加工性を改善したる追加的發明である。  
○如何なる時代に於ても科學を進歩せしめたる者は個人にして時代にあらす。(ゲーテ)

○世界主要大學

校名	國	創立年	校名	國	創立年
オックスフォード	(英)	一二〇〇	プリンストン	(米)	一八一七
ケンブリッジ	(英)	一二五五	スタンフォード	(米)	一七四六
ロンドン	(英)	一八三六	ボルドー	(佛)	一四四一
マンチエスター	(英)	一八八〇	リヨン	(佛)	一八〇八
バーミンガム	(英)	一九〇〇	グルノーブル	(佛)	一三三九
リヴァプール	(英)	一九〇三	ストラスブル	(佛)	一五六七
ウエールズ	(英)	一九〇三	ベルリン	(獨)	一八〇九
エジンバラ	(蘇)	一五八二	ケルン	(獨)	一三八八
グラスゴー	(蘇)	一四五〇	フランクフルト	(獨)	一九一四
アバディン	(蘇)	一四九四	ゲッチンゲン	(獨)	一七三七
トリニティカレッジ	(愛)	一五九一	ライプツヒ	(獨)	一四〇九
愛蘭國民大學	(愛)	一九〇九	ミュンヘン	(獨)	一四七二
ハーヴァード	(米)	一六三六	ミュンスタ	(獨)	一七八〇
エール	(米)	一七〇一	ギン	(獨)	一七七七
コロンビヤ	(米)	一七五四	プレスラウ	(獨)	一七〇二
ニューヨーク	(米)	一八三一	フライブルグ	(獨)	一四五七
イリノイ	(米)	一八六七	イエーナ	(獨)	一五五七
シカゴ	(米)	一八九〇	ローマ	(獨)	一三六五
ペンシルヴァニア	(米)	一七四〇	トリノ	(獨)	一三〇三
ウイスコンシン	(米)	一八四八	ナポリ	(獨)	一四〇四
コーネル	(米)	一八六五	ポロニア	(獨)	一二〇〇
			パレルモ	(獨)	一八〇五

## ○支部關係記事

### ○京都支部

一、沿革  
大正十一年一月十一日京都發明協會設立發會式舉行。  
大正十二年十二月十九日附農商務省指令特許第一七二號を以て社團法人京都發明協會設立認可。昭和十一年九月二十四日定期總會に於て解散決議を爲し昭和十一年十月九日附商工大臣宛解散認可申請書提出。  
昭和十一年十一月社團法人帝國發明協會京都支部となる。

### 二、役員

支部會長 工學博士 青柳 榮司  
同副會長 田中 博  
同 島津 源藏  
同理事長 坂根 清一  
三、會員數  
維持會員三名、特別會員一一五名、正會員四〇名、普通會員四五名

### ○大阪支部

一、設立  
昭和十一年十月一日從來の社團法人大阪發明協會を解散し、同時に社團法人帝國發明協會大阪支部設立。

一、役員(昭和十三年九月十五日現在)  
支部長 府知事 池田 清  
副支部長 經濟部長 近藤穰太郎  
同 貴族院議員 森平兵衛  
理事長 商工第一課長 和田太郎  
一、會員數(昭和十三年九月十五日現在)  
維持會員二名、有功會員三一名、特別會員八八名、正會員八三名、普通會員一五名、合計二一九名

### ○横濱支部

一、設立  
昭和二年九月二十三日創立、當時の横濱市長有吉忠一氏支部長となり、事務所を同市勸業課内に置き、爾來支部長更迭三氏現在に至る。  
二、役員(昭和十三年九月十五日現在)

### ○兵庫縣支部

支部長 横濱市長 青木周三  
副支部長 同 助役 梅津芳三  
常務理事 同 産業課長 松前治廣  
三、昭和十三年九月十五日現在の會員數  
有功會員五名、特別會員一七名、正會員二一〇名、普通會員三名

### 一、設立

當支部は地元發明家有志相計り昭和五年三月十七日神戸商工會議所内に創立せられ、初代支部長鹿島房次郎氏の下に諸般の準備を進めつゝありし處、鹿島氏病氣辭任の後は川西清兵衛氏支部長として今日に至る。

二、昭和十三年九月十五日現在の役員

支部長 川西清兵衛  
(日本毛織株式會社々長)  
副支部長 榎並充造  
(神戸商工會議所會頭)  
同 今井茂次  
(姫路商工會議所會頭)  
專務理事 福本義亮

(神戸商工會議所理事)  
三、昭和十三年九月十五日現在の會員數  
名譽會員一名、本部有功會員三名、特別會員八四名、正會員一九一、合計三七八名

### ○長崎縣支部

一、設立  
昭和十一年十月二十日。曩に昭和九年六月廿日社團法人長崎發明協會設立されしが、時勢の進運に伴ひ國策の實行に寄與せんが爲め大阪、京都、愛知、廣島及長崎の獨立六發明協會と共に帝國發明協會の傘下に集ることとなり、昭和十一年十月二十日帝國發明協會長崎支部を創立し今日に至る。

二、昭和十三年九月十五日現在の役員  
支部長 長崎縣知事 川西實三  
副 長崎高等商業 淺野金兵衛  
支部長 學校教授 淺野金兵衛  
同 長崎縣經濟部長 松澤美雄  
同 長崎商工會議所會頭 山田鷹治

同 長崎商工會議所前會頭 脇山啓次郎

常務理事 長崎高等商業 淺野金兵衛  
事代理 學校教授 淺野金兵衛  
一、昭和十三年九月十五日現在の會員數  
特別會員六名、正會員八名、普通會員二八一名、合計二九五名

### ○新潟縣支部

一、設立  
昭和十三年三月五日。

二、役員  
支部長 新潟縣知事 中村安次郎  
副支部長 同經濟部長 山田武雄  
同 小澤國治  
常務理事 同商工水産課長 安井 久  
三、會員數  
特別會員七名、正會員四一名、普通會員一二七名、計一七五名

### ○群馬縣支部

一、設立  
設立大正十四年十一月二十二日。

二、昭和十三年九月十五日現在の役員

支部長 群馬縣商工課長 星野毅子郎  
副支部長 福島元助  
專務理事 商工主事 高木一郎  
一、昭和十三年九月十五日現在の會員數  
有功會員一名、特別會員八名、正會員七五名、普通會員三五名

### ○栃木支部

一、設立  
大正十五年七月栃木支部創立發起人會を開き創立を決定、次で會員の募集に着手し本部の認可を得て昭和二年十一月三日創立發會式を舉行。

二、昭和十三年九月十五日現在の役員  
支部長 栃木縣經濟部長 星子政雄  
副支部長 栃木縣商工課長 菊地幸作  
幹 事 栃木 縣 屬 戶 室 章 司  
三、昭和十三年九月十五日現在の會員數  
有功會員六名、特別會員一六名、正會員九一名、合計一一三名

### ○愛知支部

一、沿革

明治四十一年四月愛知、岐阜、三重三縣下の工業所有権者二百名を以て工業所有権保護協會（現社團法人帝國發明協會）東海支部を設立。  
大正六年二月愛知發明協會を新に設立し昭和七年八月社團法人に組織變更認可さる。昭和十一年十月二十八日社團法人帝國發明協會愛知支部を設置す。

二、現在の役員

支部長 名古屋商工會議所 大隈榮一  
副支部長 同 副部長 上遠野 孝  
名古屋高等工業學校機械科長 伊藤萬太郎  
常任理事 名古屋商工會議所理事 向井鹿松  
三、現在の會員數  
特別會員六一名、正會員三六名、普通會員一五八名、計二五五名

○山梨支部

一、設立 昭八年四月一日。  
二、現在の役員  
支部長 知事 土居章平

副支部長 經濟部長 石川貞四郎  
同 學務部長 浦長 瀛  
同 甲府市長 齋木逸造  
專務理事 商工課長 石丸花次郎  
三、現在の會員數 一〇〇名

○長野縣支部

一、設立 昭和九年十二月二十日  
各種産業團體相圖り、帝國發明協會の趣旨に基き支部を結成。  
二、役員  
支部長 經濟部長 上原參良  
副支部長 商工水産課長 相谷勝三郎  
專務理事並に理事長現在欠員  
三、會員數  
特別會員四名、正會員六一名

○宮城縣支部

一、設立年月日 昭和八年三月二十五日。  
事務所を宮城縣商品陳列所に置き爾來發明無料相談所の開設其の他發明思想の普及、發明考案の補助を目的とする各種事業を遂次實施して發明獎勵上多大の効果を收め其の間赤木

朝治、半井清、井野次郎の各支部長の歴任を見、現支部長菊山嘉男に至る。

一、役員  
支部長 宮城縣知事 菊山嘉男  
副支部長 宮城縣 工藤鐵太郎  
同 經濟部長 仙臺市長 澁谷德三郎  
理事長 宮城縣商工課長 野村道夫  
一、會員數  
特別會員九名、正會員一一七名、普通會員五名、計一三一名

○福島縣支部

一、設立 昭和十三年十月十日。  
二、役員  
支部長 知事 君島清吉  
副支部長 經濟部長 坂井貞一  
同 勞務部長 和田貞臣  
專務理事 商工課長 竹内 誠  
三、會員數  
特別會員十三名、正會員三十三名、普通會員六十九名、計百拾壹名

○青森縣支部

一、設立 昭和十三年五月六日。

一、昭和十三年九月十五日現在の役員  
支部長 青森縣知事 小河正儀  
副支部長 同 經濟部長 手島 傳  
同 齋藤主一  
專務理事 欠  
一、昭和十三年九月五日現在の會員數  
特別會員七名、正會員四六名、普通會員一四三名、計一九六名

○山形支部

一、設立 大正十四年七月二十五日。  
二、現在の役員  
支部長 叶内長兵衛  
副支部長 大沼保吉  
專務理事 安孫子恭太郎  
一、現在の會員數  
有効會員一、特別會員五、正會員二九、通常會員三三

○秋田縣支部

一、設立 昭和十三年五月六日設立。  
昭和十三年一月より設置計劃を進め同年五月六日設立の運びに至る。

一、昭和十三年九月十五日現在の役員  
支部長 秋田縣知事 佐々木芳遠  
副支部長 秋田縣 酒井榮吉  
同 秋田市長 鈴木安彦  
同 秋田縣商工水産課長 江下孝  
常務理事 欠  
一、昭和十三年九月十五日現在の會員數  
特別會員七名、正會員八二名、普通會員六四名、計一五三名

○石川支部

一、設立 昭和七年十一月十五日。  
二、役員  
支部長 縣知事 近藤駿介  
副支部長 經濟部長 鷺野重光  
常務理事 商工水産課長 千田專平  
三、會員  
特別會員一二名、正會員一三七名、普通會員二名、合計一五一名

○鳥取縣支部

一、設立 昭和十三年十一月二十一日。  
二、役員

支部長 縣知事 龍田清辰  
副支部長 經濟部長 原 保雄  
理事長 商工水産課長 荻野英男  
三、會員  
正會員七名、普通會員一一一名、計一一八名

○岡山縣支部

一、設立 昭和十一年四月二十二日。時運の要求により岡山、倉敷、津山の三市及岡山、倉敷、津山の三會議所合議の上岡山縣知事多久安信氏外十五名發起人となり設立準備に着手し、昭和十一年三月初旬より會員募集に従事、創立發會式を舉行す。  
二、昭和十三年九月十五日現在の役員  
支部長 縣知事 萱場軍藏  
副支部長 經濟部長 沖森源一  
同 岡山商工會議所會頭 山上岩二  
專務理事 同 理事 安田猪馬一

三、昭和十三年九月十五日現在の會員數  
特別會員九名、正會員一二三名  
○廣島縣支部

一、設立

大正十三年三月同志相寄つて廣島發明協會結成昭和五年七月社團法人廣島發明協會の認可を受く。昭和十一年十月二十七日帝國發明協會に合流一九となり廣島縣支部と改稱す。

二、役員

支部長 廣島高等工業學校長 長 俊一  
副支部長 帝國發明協會理事 田中香苗  
常務理事 協會理事 森村義信  
同 廣島産業獎勵館長  
三、會員數  
特別會員十八名、正會員五十一名、普通會員百三十五名、計二〇四名

○愛媛縣支部

一、設立 昭和十三年九月廿日。

二、彼員  
支部長 縣知事 古川靜夫  
副支部長 縣經濟部長 早坂多男  
同 愛媛縣商工團長 山本義晴  
同 縣聯合會會長 旭戶 旭  
理事長 縣商工課長 旭  
二、會員數  
維持會員一名、特別會員一名、正會員

員四十五名、普通會員百廿四名、計百七十一名

○福岡支部

一、設立 昭和三年五月二十三日。

二、昭和十三年十月十五日現在の役員  
支部長 知事 赤松小寅  
副支部長 經濟部長 田村 浩  
理事長 商工課長 西村五郎  
一、昭和十三年九月五日現在の會員數  
特別會員一七名、正會員八一名

○大分縣支部

一、設立 昭和十年四月二十八日。

二、昭和十三年九月十五日現在の役員  
支部長 知事 栗屋仙吉  
副支部長 經濟部長 織田 智  
理事長 商工水産課長 古海正雄  
三、昭和十三年九月五日現在の會員數  
特別會員三名、正會員一四〇名、普通會員二〇名、計一六三名

○熊本支部

一、設立

昭和十一年一月十七日。創立、事務を縣商工水産課内に於て開始す。

二、役員(昭和十三年九月十五日現在)

支部長 縣知事 藤岡長和  
副支部長 縣經濟部長 山本義章  
同 熊本縣實業團體聯合會會長 長野忠次  
同 熊本商工會議所會頭 中山造酒夫  
理事長 醫師、發明家 吉田久米雄  
常務理事 熊本縣商工技師 田島藩樹  
三、會員數(昭和十三年九月五日現在)  
特別會員五名、正會員一九六名、普通會員五二名、計二五三名

○朝鮮支部

一、設立 昭和十二年六月二十六日。

二、役員  
支部長 賀田直治  
副支部長 武者鍊三 金季 洙  
常務理事 石井市重郎 伊藤正懿  
小山一德 山川 正  
一、會員  
特別會員四十六名、正會員百二十名、普通會員八十四名、計二百五十四名

陸軍省 海軍省 鐵道省  
御指定工場

日本高級塗料株式會社

東京市澁谷區幡ヶ谷笹塚九八八番地  
電話四谷七〇八・一四二三

飛行機塗料各種  
漆液及精製漆各種  
其他特殊塗料各種

# 本邦發明獎勵施設

## ○社団法人帝國發明協會 施設

社団法人帝國發明協會は、別項沿革にも述べたる如く、遠く日露戦争の際に創立せられ、爾來三十餘年間鋭意我が發明界の向上躍進に盡瘁して來たのであるが、現在行つてゐる發明獎勵施設の主なるものを擧ぐれば、優秀發明の表彰、發明の見本製作及び試験研究費の補助、發明考案に關する實施の援助、其他故豊田佐吉氏の委託による蓄電池の懸賞募集等である。以下それらに關する大要を述べることとする。

(尙詳細は「帝國發明協會と其事業」の項参照)

### ○發明の表彰

優秀なる發明考案の表彰は、全國を區域とする帝國表彰と各地方を區域と

する地方表彰とに別れてゐるが、前者は大體五年毎に行はれて既に四回を數へ、後者は毎年之を行つて、今日迄十六回に達してゐる。尙帝國表彰の大賞を受けたる者の中、特に顯著なるものに對し、御下賜金に依る恩賜記念賞を授與することになつてゐる。

### 發明表彰規程

第一條 優秀ナル發明ノ表彰ハ此ノ規程ニ依ル  
第二條 表彰ヲ分テ左ノ二種トス  
一、帝國表彰 帝國内ニ於テ優秀ナル發明ノ表彰  
二、地方表彰 各地方ニ於テ優秀ナル發明ノ表彰  
第三條 帝國表彰ハ左ノ三種ニ分チ表彰狀ニ賞牌若ハ賞金又ハ賞牌及賞金ヲ添ヘテ發明者ニ贈呈シテ之ヲ爲ス  
一、大賞 發明ノ實質及其實施ノ效果卓絶セルモノニ擬ス

二、進歩賞 發明ノ實質優良ナルモノニ擬ス  
三、有功賞 發明ノ實施ノ效果優良ナルモノニ擬ス  
賞金ヲ贈呈スルヤ否及其金額ハ理事會ノ決議ニ依リ隨時之ヲ定ム

第四條 地方表彰ハ左ノ三種ニ分テ之ヲ爲ス  
一、特等賞 各地方ニ於テ發明ノ實施ノ效果卓絶セルモノニ擬ス  
二、優等賞 各地方ニ於テ發明ノ實施ノ效果優良ナルモノニ擬ス  
三、良等賞 各地方ニ於テ發明ノ實施ノ效果佳良ナルモノニ擬ス  
第三條中表彰ノ方法及第二項ノ規定ハ前項ノ表彰ニ之ヲ準用ス  
第五條 前二條ノ場合ニ於テ表彰スヘキ發明ノ實施上功勞顯著ナル者ニ對シテ表彰狀ニ賞牌(功勞賞牌)ヲ贈呈シテ之ヲ表彰ス  
第六條 帝國表彰ハ五年毎ニ之ヲ行フ既ニ表彰セラレタル發明ニ付テハ新ナル事由アル場合ヲ除クノ外更ニ表彰セス

第七條 地方表彰ハ同一地方ニ於テハ五年ヲ經過スルニ非サレハ之ヲ行ハス

前條第二項ノ規定ハ地方表彰ニ之ヲ準用ス

第八條 表彰スヘキ發明ノ審査ハ調査委員會之ヲ行フ

審査ハ決議ニ依リ之ヲ決ス  
前項ノ決議ハ委員總數三分ノ二以上ノ合意ニ依リ之ヲ決ス

第九條 前條ノ外審査ニ關シテハ別ニ定ムル調査委員會規則ノ定ムル所ニ依ル

附則 大正八年一月二十八日制定發明表彰審査規程ハ之ヲ廢ス

恩賜記念賞授與規程

第一條 皇室ノ御下賜金ヲ以テ帝國發明表彰ノ大賞ヲ受ケタル者ノ中特ニ顯著ナル者ニ賞ヲ授ク

第二條 前條ニ依リ授クル賞ヲ恩賜記念賞ト稱シ賞牌ニ賞記及賞金ヲ添ヘテ授ク賞牌及賞記ハ別紙様式ニ依ル

第三條 恩賜記念賞ハ帝國發明表彰施行ノ際之ヲ授ク

第四條 恩賜記念賞授與ニ關スル審査其ノ他ノ手續ハ帝國發明表彰規程及調査委員會規則ニ依ル

本規定ハ第二回帝國發明表彰施行ノ際ヨリ之ヲ施行ス

○發明の見本製作及試験並研究費補助規程

帝國發明協會で最初に發明の見本製作及試験費補助をなしたのは大正八年度で、これは大正六年農商務省にて發明獎勵費交付規則が制定され、同規則第二條により發明獎勵金の交付を受けて實施したものである。爾來毎年之を行つてゐるが、申請者は左の規程により申請書を提出すれば、別に申請締切日はなく、調査委員會にて調査審議の結果、理事會の決議により隨時に交付される。

### 記

第一條 發明ノ見本製作及試験並研究ノ費用ノ補助ハ此ノ規程ニ依ル  
第二條 補助ノ申込ハ發明ノ明細書費用ノ豫算補助請求金額及請求ヲ記載シ記名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲

スヘシ

第三條 補助ノ申込アリタルトキハ調査委員會ノ審査ヲ經テ理事會ノ決議ニ依リ諾否ヲ決定ス

第四條 補助ヲ承諾スルトキハ見本製作又ハ試験若ハ研究ノ期間方法補助請求者ノ權利義務ヲ記載シタル承諾書ヲ交付シ請求者ヨリ請書ヲ徴スヘシ

第五條 前條ニ依リ補助ヲ受クルモノノ權利義務ハ本會ノ承諾ヲ受クルニ非ラサレハ他人ニ移轉スルコトヲ得ス

第六條 補助ノ承諾ヲ受ケタルモノノ故意又ハ懈怠ニ因ラスシテ豫定ノ期間内ニ見本製作又ハ試験若ハ研究ヲ完了セサルトキハ期間ノ延長ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ申出アリタルトキハ理事會ノ決議ニ依リ諾否ヲ決定ス

第七條 補助ノ承諾ヲ受ケタル者其見本ノ製作又ハ試験若ハ研究ニ着手シタル後其ノ發明ノ實施不能ナルコトヲ發見シタルトキハ製作又ハ試験若ハ研究ヲ中止セシムルコトアルヘシ



前項ノ場合ニ於テハ補助承諾金額其ノ費用豫算額トノ割合ニ依リ其ノ既ニ支拂ヒタル費用ニ對シ補助金ヲ支拂フヘシ補助承諾ヲ受ケタル者ノ申立ニヨリ見本製作又ハ試驗若ハ研究ノ中止ヲ許諾シタル場合亦同シ

第八條 見本製作又ハ試驗若ハ研究ノ結果發明ノ實施不能又ハ改良ヲ要スル場合ニ於テ其ノ改良ノ考案ヲ具シ補助ヲ請求スルトキハ追加補助ヲ承諾スルコトアルヘシ又ハ避クヘカラサル事由ニ依リ費用ヲ豫算ニ超過シタル場合ニ於テ補助金額ノ増額ヲ請求スルトキハ第二條乃至第五條ノ規程ハ前項ノ追加補助ニ之ヲ準用ス

第九條 本會ハ補助ノ承諾ヲ承ケタル者ニ對シ隨時見本製作又ハ試驗若ハ研究ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ其ノ狀況ヲ視察シ必要ナル注意ヲ與フルコトアルヘシ  
補助ノ承諾ヲ受ケタル者ハ前項ノ報告若ハ實施ノ視察ヲ拒ミ又ハ注意ニ反スルコトヲ得ス  
第十條 補助ノ承諾ヲ受ケタル者實費

ヲ負擔シテ其ノ見本製作又ハ試驗ニ付調査委員會ノ指導ヲ求ムルトキハ本會ハ之ヲ承諾スルコトアルヘシ  
第十一條 補助ノ承諾ヲ受ケタル者見本製作又ハ試驗若ハ研究ニ着手シタルトキハ其旨ヲ本會ニ届出ツヘシ  
見本製作又ハ試驗若ハ研究ヲ終リタルトキハ其經過及成績並費用ノ決算ヲ本會ニ報告スヘシ

第十二條 補助金ノ交付ハ前條ノ報告ヲ確認シタル後之ヲ爲スヘシ但相發ノ擔保ヲ供シ又ハ適當ト認ムル場合ニ於テハ調査委員會ノ議決ヲ經テ理事會ノ決議ニ依リ補助金額ノ三分ノ一以內ニ限り補助金額ノ前渡ヲ爲スコトヲ得  
第十三條 見本製作又ハ試驗若ハ研究ニ要シタル費用ノ豫算金額ヨリ少キトキハ豫算金額ト補助承諾金額トノ割合ニ依リ補助金額ヲ減少スルコトアルヘシ  
第十四條 補助ノ承諾ヲ受ケタル者ニシテ不正ノ行爲若ハ甚シキ怠慢アリタルトキハ本會ハ無償ニテ補助ノ承

諾ヲ取消シ第十一條但書ニ依リ既ニ交付シタル金額ヲ追徴シ因テ生シタル損害ヲ賠償セシムルコトアルヘシ  
附 則 (略)

(様式第一號) 見本製作費(試驗費)(研究費) 補助請求書  
一、特許(登録實用新案)番號(出願中)ノモノニアリテハ出願番號)  
一、發明(考案)ノ名稱  
一、費用ノ豫算 何 圓也  
一、補助請求金額 何 圓也  
詳細ハ別紙内譯書ノ通り  
同 上  
右見本製作(試驗)費用補助相受度御採用ノ上ハ貴會所定ノ規程ヲ遵守可致此段請求候也  
年 月 日  
住 所  
職 業 氏 名  
帝國發明協會々長  
男爵 阪谷芳郎殿  
添附書類  
一、發明(考案)ノ明細書(圖面ヲ要スルモノニアリテハ圖面ヲ添附

スルコト)

一、豫算金額内譯書

一、履 歷 書

(様式第二號)

見本製作(試驗)(研究)費豫算補助請求金額内譯書

費途	豫算金額	補助請求金額	算出ノ根基

右之通りニ候也

年 月 日 氏 名

○恩賜發明獎勵交付金規程

恩賜發明獎勵金は、大正十四年九月長くも聖上攝政に在はせられし時、帝國發明協會事業の狀況を被聞食金三萬圓御下賜の恩命を拜し、次いで昭和五年十一月三日明治節の佳辰に當り發明御獎勵の思召を以て同年以降十年間毎年金一萬圓宛御下賜の恩命を拜し、本協會にて慎重審議の結果、主として國家に重要なる發明の試験、研究を爲す

ものに之を交付することになつた。即ち昭和六年二月二十七日、恩賜發明獎勵金交付は規程を制定され、その後一部改正を見、今日に及んでゐる。獎勵金は申請を俟つて交付されるものでなく適當の時期に本會調査委員會にて調査、理事會にて慎重審議され、評議員會にて決定交付されるものである。

記  
第一條 發明獎勵ノ思召ニ因ル恩賜金ヲ以テ本規程ニ依リ發明獎勵金ヲ交付ス  
第二條 發明獎勵金ハ重要ナル發明ノ研究又ハ試驗ヲ爲ス者ニ交付ス  
第三條 發明獎勵金ヲ交付スヘキ者及其ノ金額ハ本會調査委員會ノ審議ヲ經テ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス  
第四條 發明獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ毎年一回以上及本會ノ請求アリタル時ハ研究又ハ試驗ノ經過ヲ報告スルモノトス  
第五條 研究ノ結果發明ヲ完成シタル

場合ニ於テ該發明ニ付特許ヲ受クルノ權利ハ發明者ニ屬ス

○豊田蓄電装置發明研究費補助規程

豊田蓄電装置發明研究費は、豊田式自動力織機の發明者として世界にその名を喧傳せられる故豊田佐吉氏が、我國に豊富なる水力を利用し、蓄電池に利用せしむる爲、帝國發明協會に百萬圓を委嘱せられしにより、左記補助規程を設け、蓄電装置研究者の申請により交付されるものである。

記  
第一條 蓄電装置發明促進ノ目的ヲ以テ此ノ規程ニ依リ該發明研究者ノ求メニ依リ研究ニ關スル費用ヲ補助ス補助ノ期間ハ滿一ケ年トス但シ委員會ニ於テ必要ト認ムルトキハ更ニ二年以內延長スルコトヲ得  
第二條 補助ノ金額ハ年額二千圓以內トス  
第三條 補助ヲ受ケント欲スル者ハ研究ノ方針、場所、設備、期間經費及補助ヲ求ムル金額ヲ記載シタル書面ニ履歷書ヲ添へ本協會ニ提出セラル

ヘシ

第四條 前條ノ請求アリタルトキハ委員會ノ審査ヲ經理事會ノ決議ニ依リ諾否ヲ決定ス

第五條 補助ヲ承諾シタルトキハ承諾ノ條件ヲ遵守シ誠實ニ研究ヲナス旨ノ請書ヲ提出セラルヘシ

第六條 前條ニ依ル研究者ノ權利義務ハ本會ノ承諾ヲ受クルニアラサレハ他人ニ移轉スルコトヲ得ス

第七條 補助ノ承諾ヲ受ケタル者ハ毎一年一回研究ノ經過ヲ本協會ニ報告セラルヘシ

研究ヲ終リタルトキ及本協會ノ請求アリタルトキ亦同シ

第八條 研究ノ結果發明ヲ完成シタル場合ニ於テ該發明ニ付キ特許ヲ受ケルノ權利ハ發明者ニ屬ス但シ發明者ノ該發明ニ依リ收得シタルトキハ利益ノ百分ノ十ヲ本協會ニ支拂フモノトス

第九條 補助ノ承諾ヲ受ケタル不正ノ行爲又ハ研究ヲ怠メス其他本規程ニヨル義務ヲ履行セサルトキハ委員會

ノ決議ヲ經テ補助ヲ取消シ既ニ支拂ヒタル金額ノ返還ヲ求ムルコトアルヘシ

○實施援助

我國發明考案の数が近年著しく増加しつゝあるは慶實に堪へない所であるが、云ふ迄もなく發明考案の效果は其の完全なる實施即ち工業化に依りて初めて發揮せらるゝものである。然るに從來發明考案の實施さるゝもの極めて少い現状に鑑み、發明考案實施の仲介斡旋の勞を採るべき特別の機關即ち「實施援助部」を新設し、自ら實施の資金を有せず又資金を得る途なき發明考案者を主眼として、其の工業化を援助し以て叙上の缺陷を償はんとするのである。

實施援助要項

一、發明實施援助を依頼することを得るものは特許及登録實用新案並登録意匠にして權利存續中のもの及之等出願中のものなること。  
二、本依頼を爲さんとするものは實施依頼書に左記事項を記載したる書面

を添へ本會に差出すべし。

記

- 一、特許又は登録番號（出願中のもの）にありては出願番號）
- 一、發明又は考案の名稱
- 一、發明又は考案の内容
- 一、發明の明細書又は考案の説明書
- 一、發明又は考案を爲したる動機
- 一、發明又は考案を實施し得ざる理由
- 一、發明又は考案完成の程度（未だ權利を得たるのみか、見本製作又は試験完了か等）
- 一、發明又は考案實施の有無（實施に着手したるもの）にありては其の經過及現在の状況）
- 一、援助希望の種類（權利讓渡、出資要求、共同經營等）
- 一、希望價格（讓渡金額、要求金額等）
- 一、發明又は考案者履歷
- 三、依頼ありたるときは本會は所屬委員會の議決を経て其の諾否を依頼人に通知す。

四、本依頼を受諾したるものに付ては本會は適當と認むる者に交渉するの外適當の處置を爲すべし。

五、依頼者は實施交渉先を指定することを得。

六、本依頼に對しては手数料其他一切の費用を徴收せず。

七、提出せる書類は一切返戻せず。（見本はこの限りにあらず）

八、依頼を受諾したるものにして必要あるときは本會の費用を以て其の見本を試作し又は實施の試験を爲すことあるべし。

九、本會は依頼を受諾したるものに對しては最善を盡すと雖も不成功の場合及其他の結果に對しては其責に任ぜざるものとす。

依頼書様式（用紙半紙）

- 發明實施援助依頼書
- 一、特許又は登録番號（出願中のものにありては出願年度及番號）
- 一、發明考案の名稱
- 私儀前記發明（考案）に付別紙記載の

通り實施援助相受度此段及御依頼候也

昭和 年 月 日

住所

依頼人 氏

名

社團帝國發明協會々長  
男爵 阪谷芳郎殿

添附書類目録

- 一、何々 何通
- 一、何々 何通

依頼要項

記載事項  
特許又は登録番號

記載事項説明

發明又は考案の名稱

特許又は登録番號、出願公告中のものありては公告年度及公告番號、出願中のものにありては出願年度及其番號

發明の明細書又は考案の説明書

發明考案の特徵及直接の效果の要點を簡明に記載すること  
特許にありては明細書、考案にありては其の説明（特許局公報分冊）を添付すること

發明又は考案を爲したる動機

資金缺乏の爲等の事由  
權利を得たるのみか、見本製作又は試験完了か等

發明又は考案完成の程度

實施に着手したるもの）にありては其の經過及現在の状況等

發明又は考案實施の有無

權利讓渡、出資要求、共同經營等の希望

援助希望の種類

權利讓渡、出資要求、共同經營等の希望

依頼者の履歷

別紙添附

○記載事項心得

- 一、書體はなるべく楷書にて明瞭に認むること(依頼書の用紙は本會より交付せず)
- 一、公告番號及出願番號は毎年變更されるから必ず其の年度を記載すること。

- 一、出願中のものにおいて特許局に提出せる明細書又は説明書の寫しを添附すること(公告決定後のものは公報分冊、特許にありては明細書分冊を添附すること)
- 一、援助希望の種類は第一希望何々、第二希望何々と記載すること。
- 一、依頼者の履歴書は別紙に認めて添附すること。
- 一、職業は商業、工業等の如く漠然と記載せず詳細に記入すること。
- 一、出願中のものにして査定通知ありたる際は公告番號、並に査定後特許又は登録になりたるものは其番號を其都度通知すること。
- 一、見本製作しあるものは成可添附すること、而して見本の單價を記載し販賣希望のものは百個、千個等の價格を記入し取引の方法を詳記すること。

○商工省施設

▽代用品製造試験費補助要綱

(昭和十三年三月九日十三工第一〇〇四號) 商工省工務局長通牒各地方長官宛(抄)

現下の情勢より見て爲替管理並に輸入制限等の諸方策の遂行に遺憾なきを期する爲め政府は代用品工業の振興を策し之が製造試験を爲す者に對し左記要領に依り補助金を交付す。(昭和十三年度豫算十萬圓)

○補助金交付の目標

本邦に於て確立を必要とする工業の原料材料にして其の國內資源絶無なるか又は缺乏する物資と其の材質又は製法を異にし而も之と同様の用途に供し得べき品質を有し且之が代用に依り國際貸借改善上又は原料確保上寄與する所相當大なるべき見込あるもの(例へば人造ゴム、合成樹脂、大豆カゼイン、合成タンニン、尿素、水棲動物ゼラチン、鯨皮を原料とする代用皮革、パルプ新原料、大豆

カゼインを原料とするステープル・ファイバー)等にして之が製造試験を爲さんとする者の中其の製造試験方法、規模、擔當者、經費等の計畫を審議し適當と認むるものに對し製造試験費の半額程度の補助金を交付す、從て左に該當すと認めらるるものは補助金を交付せず。

- 一、基礎的研究を了せざるもの
- 二、製造原料が容易に入手し得る見込なきもの
- 三、既に製造試験の過程を了し簡単な事業化資金を要するもの
- 四、資金、設備等の關係に於て製造試験の完成困難なる者

○申請の手續

本補助金の申請書は左記要領に依り調製し附屬書類(事業概要、定款、貸借對照表、財産目錄)を添附の上製造場所所轄地方廳を經由して毎年四月三十日迄に商工大臣に提出するものとす。

- 一、代用品の名稱
- 二、製造試験を必要とする事由
- 三、製造試験に關する從來の經過

- 四、製造試験に關する計畫(製造試験方法、目標、規模、設備、期間、豫算、場所、擔當者等)
- 五、補助を受けんとする金額

代用品製造試験費補助申請書調製要領

(昭和十三年三月九日十三工第一〇〇四號) 商工省工務局長通牒各地方長官宛(抄)

- 一、代用品の名稱  
例へば合成ゴムの製造、大豆カゼインを原料とするステープル・ファイバーの製造等の如く製造すべき品名を簡明に掲記すること。
- 二、製造試験を必要とする事由  
(イ)代用品と被代用品との關係  
(例へば製造試験せんとする代用品は既存の如何なる物資、又其の如何なる用途に代用せんとするか等)
- (ロ)代用品と被代用品との品質上並に經濟上に於ける優劣の比較
- (ハ)代用品の製造に依り國際貸借の改善上又は原料の確保上に齎すべき具體的效果

(ニ)其他製造試験を必要とする事由

- 三、製造試験に關する從來の經過  
從來爲したる基礎的研究の方法、過程、成績、經費等其の經過を詳細に記載し尙本件に關し特許權、實用新案權を有するものは特許明細書、實用新案公報を、又特許及實用新案登録出願中のものは其の要領を附記すること。
- 四、製造試験に關する計畫  
(イ)製造試験の方法  
製造工程を列擧して各工程毎に實施せんとする方法を具體的に詳記し尙製造試験期間一年以上に亘るときは一年毎に分割記載すること
- (ロ)製造試験の目標  
代用品の品質、採收率、生産費又は市場販賣豫定價格等の見込を被代用品と比較して記載すること
- (ハ)製造試験の規模  
當該製造試験設備を以て支障なく作業したるとき生産し得らるべき月産又は日産數量を記載すること

(ニ)製造試験用設備

製造試験に使用する既設設備と新設設備とを區別して各設備毎に其の員數、寸度、能力、用途等を記載すること

(ホ)製造試験期間

製造試験に要する豫定期間を記載すること

(ヘ)製造試験費豫算

製造試験の爲支辨する一切の費用を設備費(建物の費用を除く)、原料材料費、電力費、燃料費、消耗品費、人件費、雜費等の科目に分類計上し其の内譯、算出の基礎を詳細に記載すること

尙製造試験の結果得たるものの數量及價額其他當該製造試験に伴ふ收入を附記すること

(ト)製造試験の場所

製造試験實施場所二箇所以上に亘るときは各場所毎に其の所在地を記載すること

(チ)製造試験の主任者及擔當者

主任者及擔當者の氏名を記載し尙

履歷書を添附すること

五、補助を受けんとする金額  
製造試験一年以上に亘るときは一年毎に分割記載すること

六、附屬書類

申請者の事業概況（創立年月、主要生産品目及其の最近一年間に於ける生産額、使用職工數等を記載したるもの）定款、貸借対照表、財産目録を申請書に添附すること

七、注意

申請者二以上の代用品の製造試験事項に付補助を受けんとするときは各別に申請書を調製すること

### ▽代用品に関する發明研究の助成

（昭和十三年十月二十八日）  
特許局長官通牒

現下の時局に鑑み代用品に関する發明研究の奨励を圖ることは刻下喫緊の要務でありまして、之が爲め政府に於ては今般特に第二豫備金より代用品に関する發明研究の補助費を支出することと爲つたのであります。凡そ棉花、羊毛、ゴム、皮革、鐵鋼、銅、錫等幾多

物資の制限の爲、從來此等の物資を其の全部、又は一部に使用し來つた各般の商品が其の製造に著しい困難を生ずるに至つたことは周知の通りであります。例へば眞鍮、銅線、ハンダ等の使用制限の爲電球の製造に困難を生じ、又ブリキ、眞鍮、コルク、ゴム、鐵線等の使用制限の爲魔法壘の製造に支障を來した如きは其の一例であります。此處に於て一例を電球にとつて謂へば口金の眞鍮を陶器を以て置き代へ以て取付口としての用を達すると云ふ工合に、所謂制限物資を他の制限を受けざる物資を以て置き代へ以て各商品本来の目的を發揮せしめることは極めて肝要なことであつて、之には勿論種々の技術的研究を必要とする次第であります。而して此等の研究に對し研究費を補助せんとするのが即ち今回の補助金交付の制度であります。故に從來此等の研究に從事して居る方や、又これから大いに此等の研究を爲さんとする方は此の制度を利用することが便宜であります。

右の補助金の交付を申請せんとする場合には別記申請書様式及記載心得に依り書類作成の上一應十二月十日迄に地方長官を経由して商工大臣に提出することに爲つて居ります。（尤も已むを得ない場合には右の期間經過後申請書を提出しても差支ありません）

様式

代用品發明研究補助金交付申請書	ノ研
別記事項ニ據リ	
究致度候間補助金交付被成下度此段及申請候也	
年 月 日	
住 所	
氏 名	
商工大臣宛	名

記

記載事項並記載心得

一、研究の計畫

イ、研究事項、研究せんとする商品の名稱及び其の如何なる部分を如

何なる物資を以て置き代ふること

に關する研究なるかを其の研究の方針と共に明瞭に記載すること、

尙物資自體に關する研究なるときは如何なる制限物資の代用品として如何なる研究を爲さんとするものなるかを其研究の方針と共に明瞭に記載すること

尙右に關し從來施行したる研究あるときは其の方法、過程及び成績を記載すること

ロ、研究の場所、自宅、研究所、工場等の區別及び其の所在地を記載すること

ハ、研究擔當者、實際研究に從事する者の氏名及び其の履歷を記載すること

擔當者二人以上ある場合には其の擔當部門を記載し且内一人を主任と定め其の旨記載すること

尙研究の指導監督を爲す者あるときは其の氏名及び職業又は地位等を記載すること

ニ、研究設備、研究に利用し得る規

存設備及び新に備付けんとする設備を區別して記載すること

ホ、研究期間、研究に要する凡その期間（例へば六ヶ月）を記載すること

二、研究に關する豫算

研究の爲支辨を要する一切の費用を人件費、設備費、材料費、消耗品費の項目に分ち其の金額を記載すること

三、補助を受けんとする金額

四、申請者

申請者の住所、氏名及び職業を記載すること

申請者自ら實際研究に從事せざる場合は申請者と研究者との關係を記載すること

尙申請者が物資の制限の爲從來の事業の遂行に支障を來すに至りたるものなるときは其の實情を記載し、且其の工場の機械設備、従業員の數及び從來の年生産高を記載すること

五、申請者の有する特許權等

申請者が特許權又は實用新案權を有

するときは其の特許番號及び發明の名稱又は登録番號及び考案の名稱を記載すること

尙本研究に關しては

一、研究の結果成るべく實用化し得る見込あるものなること

二、使用材料に付ては相當豊富且容易に得らるゝ見込あるものなること

三、研究に關し現に特許發明又は研究見本の存することを要せざること

### ▽工業研究獎勵金交付要綱

工業技術の改善發達を圖ることは國家産業の確立上緊要なるのみならず國家貸借改善に資する所亦尠からざるを以て政府は之が促進を期する爲工業研究獎勵金の制度を設け左記要領に依り獎勵金を交付す。（昭和十三年度豫算十二萬圓）

○獎勵金交付の目標

本邦工業の改善發達に資するもの

にして基礎的研究を了し今一段の技術的研究を爲すことに依て工業化し得る見込あるもの中、其の研究の方法、規模、擔當者、經費等の計畫を審議し適當と認むるものに對し其の研究費の三分ノ一程度の奨励金を交付す。従つて左に該當すと認めらるゝものには奨励金を交付せず。

一、發明考案の試作程度に屬するもの  
二、既に研究過程を了し單なる事業化資金を要するもの又は他に同一事項に付事業化せられたるもの  
三、資金、設備等の關係に於て研究完成困難なる者

○申請の手續

本奨励金の申請書は昭和九年商工省令第九號工業研究奨励金交付規則第三條第一項に據る其の記載要領は一、研究事項  
二、研究を必要とする事由  
三、研究に關する從來の経過  
四、研究に關する計畫（研究の方法、目標、規模、設備、期間、豫

算、場所、擔當者等）

五、交付を受けんとする奨励金額  
而して右申請書は研究場所所、轄地方廳を經由して毎年四月三十日迄に商工大臣に提出するものとす。

工業研究奨励金交付規則

（昭和九年四月二十四日）  
（商工省令第九號）

第一條 商工大臣ハ工業ノ改善發達ニ資スル研究ヲ奨励スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ工業研究奨励金ヲ交付ス

第二條 奨励金ハ基礎的研究ヲ終了シ其ノ工業化ヲ圖ル目的ヲ以テ行フ研究ニ對シ之ヲ交付ス  
商工大臣必要アリト認ムルトキハ特ニ奨励セントスル研究事項ヲ告示スルコトアルヘシ

第三條 奨励金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ毎年四月三十日迄ニ商工大臣ニ之ヲ提出スヘシ但シ前條第二項ニ依リ告示シタル研究事項ニ付奨励金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ當該告示ノ日ヨリ二

月内ニ申請書ヲ提出スヘシ

一、研究事項  
二、研究ヲ必要トスル事由  
三、研究ニ關スル從來ノ経過  
四、研究ニ關スル計畫

- (一) 研究ノ方法
- (二) 研究ノ目標
- (三) 研究ノ規模
- (四) 研究用設備
- (五) 研究ノ期間
- (六) 研究費豫算
- (七) 研究ノ場所
- (八) 研究擔當主任者

五、交付ヲ受ケントスル奨励金ノ額  
奨励金ノ交付ヲ受ケントスル者事業ヲ經營スル場合ニ在リテハ其ノ概況ヲ記載シタル書面ヲ、法人ナル場合ニ在リテハ定款、最近ノ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ前項ノ申請書ニ添付スヘシ

第四條 奨励金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條第一項第四號ニ掲クル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第五條 奨励金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ研究日誌、設備臺帳及研究費收支簿ヲ備ヘ研究日誌ニハ研究ノ経過ヲ、設備臺帳ニハ研究用設備ノ内容ヲ、研究費收支簿ニハ研究ニ關スル收支ヲ記載スヘシ

研究費收支簿ニ記載シタル收支ニ付テハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ備ヘ置クヘシ

第六條 奨励金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ一定ノ期間毎ニ研究ノ狀況及其ノ收支計算ヲ商工大臣ニ報告スヘシ

第七條 奨励金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ承認ヲ受クルニ非サレハ當該研究ヲ中止シ又ハ廢止スルコトヲ得ス

第八條 奨励金ハ當該研究以外ノ目的ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第九條 研究費ヲ以テ爲シタル設備ハ當該研究ヲ終了スル迄商工大臣ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又

ハ當該研究以外ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス

第十條 商工大臣ハ奨励金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ當該研究ヲ終了スル迄何時ニテモ研究ニ關スル報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ研究ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ商工大臣ハ奨励金交付ノ指令ヲ取消シ、奨励金ノ額ヲ減少シ又ハ交付シタル奨励金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ  
一、本則又ハ本則ニ基キ命シタル事項ニ違反シタルトキ  
二、奨励金交付ノ條件ニ違反シタルトキ  
三、不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ  
四、研究遂行ノ見込ナキニ至リタルトキ

五、研究費ノ決算額カ豫算額ト著シク相違スルトキ  
六、研究ニ關スル計畫ヲ變更シ又ハ

研究ヲ中止シ若ハ廢止シタルトキ  
第十二條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スヘキ書類ハ研究ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ

附 則  
本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
（第二項省略）

工業研究奨励金交付申請書調製要領

（昭和九年四月二十四日九工第三一五九號）  
（商工省工務局長 通牒 各地方長官宛（抄））

第一 工業研究奨励金交付規則第三條第一項ニ據ル申請書ノ記載ハ左ノ要領ニ依ルコト

- 一、研究事項  
(イ) 例へバ飛行機用バルブ鋼ノ製造、醱酵法ニ依ルアセトンノ製造等ノ如ク研究スベキ事項ヲ簡明ニ掲記スルコト
- (ロ) 研究事項ヲ異ニスルトキハ各事項毎ニ申請書ヲ調製スルコト
- 二、研究ヲ必要トスル事由  
研究ニ依リ製造セントスル製品ガ

從來輸入ニ俟テルモノナルトキハ其ノ輸入額ヲ揭ゲ或ハ從來ノ製造方法ノ改善ニ付研究セントスルトキハ其ノ方法ニ於ケル缺陷ヲ舉ゲル等當該研究ガ我國工業ノ改善發達上必要ナル事由ヲ技術上及經濟上ヨリ具體的ニ記載スルコト

三、研究ニ關スル從來ノ經過  
研究事項ニ關シ從來爲シタル研究ノ方法、過程、成績、經費等ヲ詳細ニ記載スルコト

四、研究ニ關スル計畫  
(一) 研究ノ方法  
研究事項ノ細目ヲ列挙シテ各細目毎ニ實施セントスル方法ヲ具體的ニ詳記シ尙研究期間一年以上ニ亘ルトキハ一年毎ニ分割記載スルコト

(二) 研究ノ目標  
研究ニ依リ製造セントスル製品ノ品質其ノ他ノ規格、採收率、生産費等ノ見込ヲ外國製品又ハ從來ノ方法ニ依ルモノニ比較シテ記載スルコト

(三) 研究ノ規模  
研究ニ依リ製造セントスル製品ノ數量ヲ良品ト不良品トニ區別シテ記載スルコト

(四) 研究用設備  
(イ) 研究ニ使用スル既設設備ト新ニ備付ケントスル設備トニ區別シテ各設備毎ニ員數、寸度、能力、用途等ヲ記載シ尙當該設備ニ依リ支障ナク作業シタルトキノ生産數量ヲ記載スルコト

(五) 研究ノ期間  
研究ニ要スル豫定期間ヲ記載スルコト

(六) 研究費豫算  
(イ) 研究ノ爲支辨ヲ要スル一切ノ費用ヲ設備費(建物費ヲ除ク)、原料及材料費、電力費、燃料費、消耗品費、人件費、雜費等ノ科目ニ分類計上スルコト

シ尙其ノ内譯ヲ詳細ニ記載スルコト但シ從來研究ノ爲要シタル費用ハ之ヲ包含セシメザルコト

(七) 研究ノ場所  
研究ノ場所二箇所以上ニ亘ルトキハ各場所毎ニ其ノ所在地ヲ記載スルコト

(八) 研究擔當主任者  
其ノ氏名ヲ記載シ尙履歷書ヲ添付スルコト

五、交付ヲ受ケントスル獎勵金ノ額  
研究期間一年以上ニ亘ルトキハ一年毎ニ分割記載スルコト  
第二 工業研究獎勵金交付規則第三條第二項ニ據リ申請書ニ添付スル「事業ノ概況」ニハ創業年月、主要生産

品目及其ノ最近一年間ニ於ケル生産額、使用職工數等ヲ記載スルコト

### ▽燃料研究所手数料令

(燃料研究所所在地) 埼玉縣川口市

第一條 燃料研究所ニ試験又ハ分析ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムベシ

- 一、燃料ノ性質試験
- 固體燃料ノ發熱量、比重、燃燒點、反應性、硬度又ハ灰ノ軟化點ノ試験 每一件 二圓
- 液體燃料ノ發熱量、比重、分溜、引火點、燃燒點又ハ粘度ノ試験 每一件 二圓
- 液體燃料ノオクタン價又ハセタン價ノ試験 每一件 三十圓
- ガス體燃料ノ發熱量又ハ比重ノ試験 每一件 二圓
- 二、燃料ノ汽罐燃燒試驗 每一件 三十圓以上百圓以下
- 三、石炭類ノガス化試驗 每一件 百圓

四、石炭類ノ低溫乾溜試驗 每一件 四十圓以上百圓以下

五、石炭類ノコークス化簡易試驗 每一件 三十圓

六、石炭類ノ液化簡易試驗 每一件、五十圓以上百圓以下

七、燃燒器具ノ效率試驗 每一件 四十圓

八、燃料ニ關スル計測器ノ機能試驗 每一件 十五圓以上五十圓以下

九、燃料ノ分析 每一件 一成分三圓一成分増ス 每ニ二圓ヲ加フ

十、前各號ニ掲グルモノノ外燃料ニ關スル試験又ハ分析ニ關スル手数料ノ額ハ前各號ノ規定ニ準ジ燃料研究所長之ヲ定ム

第二條 燃料研究所ニ鑑定ノ依頼ヲ爲ス者ハ前條ノ規定ニ準ジ燃料研究所長ノ定ムル額ノ手数料ヲ納ムベシ

第三條 燃料研究所ニ試験、分析又ハ鑑定ヲ通常ノ依頼ニ先チ急速ニ施行スルコトヲ依頼スル者ハ前二條ノ規定ニ依ル額ノ二倍ノ手数料ヲ納ムベシ

第四條 燃料研究所ニ試験、分析又ハ鑑定ノ依頼ヲ爲ス者其ノ試験、分析又ハ鑑定ノ報告書ノ複本ヲ請求スルトキハ紙數一枚毎ニ二十錢、其ノ報告書ノ外國語ニ依ル複本ヲ請求スルトキハ一件毎ニ五十錢以上十圓以下ノ手数料ヲ納ムベシ

第五條 手数料中最高及最低ノ限度ヲ定メタルモノニ付テハ燃料研究所長其ノ額ヲ定ム

第六條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ

### 燃料研究所試験、分析及鑑定規則

第一條 燃料研究所ニ試験、分析又ハ鑑定ノ依頼ヲ爲ス者ハ様式第一號又ハ様式第二號ノ依頼書ニ現品ヲ添ヘテ之ヲ差出スベシ  
第二條 試験又ハ分析一件毎ニ差出スベキ現品ノ數量左ノ如シ  
一、燃料ノ性質試験  
固體燃料ノ發熱量、比重、燃燒點、反應性、硬度又ハ灰ノ軟化點ノ試

- 二 疋 十、前各號ニ掲ゲザル試験又ハ分析  
前各號ノ規定ニ準ズ  
前項ノ數量中最高及最低ノ限度ヲ定  
メタルモノニ付テハ燃料研究所長其  
ノ數量ヲ定ム
- 三 立 第三條 鑑定一件毎ニ差出スベキ現品  
ノ數量ハ燃料研究所長之ヲ指定ス
- 四 立 第四條 燃料研究所長必要アリト認め  
ルトキハ更ニ相當數量ノ現品ヲ差出  
サシムルコトヲ得
- 五 立 第五條 試験、分析、又ハ鑑定ノ爲差  
出シタル現品ハ之ヲ還付セズ但シ燃  
料研究所長ニ於テ特別ノ事由アリト  
認めルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
前項但書ノ場合ニ於テ現品還付ニ要  
スル費用ハ依頼者之ヲ負擔スベシ
- 六 百 疋 第六條 燃料研究所ニ試験、分析又ハ  
鑑定ヲ通常ノ依頼ニ先チ急速ニ施行  
スルコトヲ依頼スル者ハ依頼書ニ其  
ノ旨ヲ明記スベシ
- 七 一 箇 第七條 燃料研究所長試験、分析又ハ  
鑑定ノ爲必要アリト認めルトキハ依  
頼者ヲシテ器具、機械、材料又ハ勞  
務ヲ提供セシムルコトヲ得
- 八 百 疋 九、燃料ノ分析  
固體燃料  
液體燃料  
ガス體燃料
- 九 百 疋 十、前各號ニ掲ゲザル試験又ハ分析  
前各號ノ規定ニ準ズ  
前項ノ數量中最高及最低ノ限度ヲ定  
メタルモノニ付テハ燃料研究所長其  
ノ數量ヲ定ム
- 十 立 第三條 鑑定一件毎ニ差出スベキ現品  
ノ數量ハ燃料研究所長之ヲ指定ス
- 十一 立 第四條 燃料研究所長必要アリト認め  
ルトキハ更ニ相當數量ノ現品ヲ差出  
サシムルコトヲ得
- 十二 立 第五條 試験、分析、又ハ鑑定ノ爲差  
出シタル現品ハ之ヲ還付セズ但シ燃  
料研究所長ニ於テ特別ノ事由アリト  
認めルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
前項但書ノ場合ニ於テ現品還付ニ要  
スル費用ハ依頼者之ヲ負擔スベシ
- 十三 立 第六條 燃料研究所ニ試験、分析又ハ  
鑑定ヲ通常ノ依頼ニ先チ急速ニ施行  
スルコトヲ依頼スル者ハ依頼書ニ其  
ノ旨ヲ明記スベシ
- 十四 立 第七條 燃料研究所長試験、分析又ハ  
鑑定ノ爲必要アリト認めルトキハ依  
頼者ヲシテ器具、機械、材料又ハ勞  
務ヲ提供セシムルコトヲ得

○特許局施設

第八條 當該官吏ハ貼附印紙ノ手数料  
金額ニ相當スルコトヲ確認シタル後  
書類ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ掛ケ黒  
肉ヲ用ヒ消印ヲ押捺スベシ  
(様式略)

(一) 發明獎勵費の交付  
優良なる發明を誘掖獎勵する爲、發  
明獎勵費交付規則の制定せられたのは  
大正六年であつて、其の後二回に亘り  
同規則の一部改正を見たが、此の規則  
に基き毎年個人及團體に對し發明獎勵  
費を交付して居るのである。(昭和十  
二年度交付額計一三五、二五八圓)  
而して個人に對し交付するものは有  
益なる發明の見本製作並に之に關する  
試験及研究に對し交付するもので、右  
は發明獎勵委員會(二三三五頁参照)に  
諮問し、其の答申に基き交付手續を採  
つて居るが、昭和十二年度申請件數二  
三五件中、交付せられたるもの一七件  
を擧ぐれば次の通りである。(交付  
金額合計四〇、一五八圓)

○昭和十二年度發明獎勵費交付一覽(個人の方)

研究題目	府縣	申請者	交付額	研究題目	府縣	申請者	交付額
機械の部 蠶の發育を阻止して蠶 の發育を完からし むる装置	東京	八木 誠政	三、〇〇〇・〇〇	化學の部 纖維狀「アセトン」可 溶性醋酸纖維素の製 造	群馬	下田 功	三、三五八・〇〇
自動燻燒干機	宮城	木村 宗臣	二、三〇〇・〇〇	人造羊毛の製造法	静岡	井上 義包	二、二〇〇・〇〇
爆發式内燃機關於 て壓縮壓力を一定な らしむる装置	東京	堀 久	二、九〇〇・〇〇	水硬性耐火「セメン ト」及不燒耐火物の 製造法	東京	永井 彰一郎	四、〇〇〇・〇〇
濕式連續乾燥機	兵庫	井上 邦利	一、六〇〇・〇〇	「マグネシウム」一 次電池	同	都築 直三	四、〇〇〇・〇〇
吸引式選別攪摺機	岡山	佐藤 庄次郎	二、三〇〇・〇〇	加減速度誘導電動機 裝置	福岡	伯野 慶三	一、四〇〇・〇〇
縫目無吹編製機械	東京	杉田 武吉	一、〇〇〇・〇〇	高周波誘導線輪用壓 鐵粉	同	實藤 修作	一、九〇〇・〇〇
播種機	富山	金岡 庄平	一、〇〇〇・〇〇	計 十七件	同		四〇、一五八・〇〇
眞空式遠心力應用 「コンクリート」柱管 製作機	兵庫	佐伯 倉輔	一、八〇〇・〇〇	内譯 機械の部 十一件	同		二三、二〇〇・〇〇
傘狀廻轉碎土機	三重	高北 新治郎	二、〇〇〇・〇〇	化學の部 三件	同		九、六五八・〇〇
自動藥供給製繩機	廣島	大西 信次郎	二、八〇〇・〇〇	電氣の部 三件	同		七、三〇〇・〇〇
選鑛裝置	福岡	千々和 壽	二、五〇〇・〇〇		同		

團體に對して交付するものに就ては  
從來道、府、縣、市、商工會議所、帝  
國發明協會其他各種の團體に對して獎  
勵金を交付して講演會、有益なる發明  
のを見本製作並試験補助、發明の表彰、展  
覽會、懸賞募集、發明實施援助等を行は  
しめて居る。  
而して昭和十二年度に於ては之等團  
體の申請件數八件中帝國發明協會の申  
請三件に對し總額 七五、一〇〇圓が交  
付せられた。





記載事項

- 一、發明ノ名稱
- 二、發明ノ性質及目的ノ要領
- 三、本件發明ト他ノ發明トノ關係
- 四、發明研究ノ經過
- 五、研究ノ計畫
- イ、研究ノ事項
- ロ、研究ノ場所
- ハ、研究ノ擔當者
- ニ、研究ノ方法及順序
- ホ、研究ノ設備
- ヘ、研究ノ期間
- 六、研究ニ關スル豫算

記載心得

發明ノ内容ヲ簡明ニ表示スルコト  
 發明ノ特徴及直接ノ効果ヲ詳細ニ記載スルコト  
 本件發明カ他ノ發明ト關係アル場合ニハ其ノ發明者及内容ヲ簡明ニ記載スル事  
 本件發明ニ關シ從來施行シタル研究ニ付其ノ擔當者、方法、過程及成績並研究ノ爲直接支出シタル經費及其ノ内譯ヲ詳細ニ記載スルコト  
 本件發明ニ關シ今後研究セントスル事項ヲ明瞭ニ記載スルコト  
 實際研究ニ從事スル者ノ氏名及其ノ履歴ヲ記載スルコト  
 擔當者二人以上アル場合ニハ其ノ擔當部門ヲ記載シ且内一人ヲ主任ト定メ其ノ旨尙研究ノ指導監督ヲ爲ス者アルトキハ其ノ氏名及職業又ハ地位等ヲ記載スル事  
 現存設備及新ニ備付ケントスル設備ヲ區別シテ記載スルコト  
 研究ノ爲支辨ヲ要スル一切ノ費用ヲ人件費、設備費、原料材料費、消耗品費等ノ項目ニ分テ計上スルコト  
 研究一ケ年以上ニ亙ルモノニ付テハ每一ケ年ニ分割計上スルコト

發明獎勵費交付申請書

別記事項ニ據リ  
 發明ニ關シ研究致度候間獎勵費交付被成下度發明獎勵費交付規則ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

住所 氏 名

商工大臣 ○○○○殿

(備考) 見本製作費又ハ試験費ノ補助ヲ受ケントスル場合ニ於テハ右様式中研究トアルヲ見本製作又ハ試験ト記載スルコト

- 七、補助ヲ受ケントスル金額
- 八、補助ヲ必要トスル理由
- 九、申請者
- 一〇、申請者カ完成シタル發明

(備考) 見本製作費又ハ試験費ノ補助ヲ受ケントスル場合ニ於テハ記載事項第五項、第六項及第九項ハ夫々記載心得ニ準シ見本製作又ハ試験ニ關シ明記スルコト

(二) 特許局發明展覽會

特許局に於ては新規なる發明考案を事業界に紹介し、其の實施を援助する目的を以て昭和八年以來毎年一回發明

○ 出品申込人員及出品申込點數

種別	人員	發明				計
		特許	特許出願	實用新案	實用新案出願	
機械に關するもの	二七	三	三	四三	一	五四
化學に關するもの	五	一	七	一四	一	一九
電氣に關するもの	五	四	七	一四	三	一四



トキハ出品セントスル見本又ハ雛形ニ代ヘ其ノ雛形又ハ圖面ヲ差出スコトヲ許可スルコトヲ得

第十一條 出品ノ申込書ヲ受理シタルトキハ之ニ番號ヲ附シ其ノ番號ヲ出品人ニ通知スベシ

第十二條 第十條第二項ノ規定ニ依リ雛形又ハ圖面ヲ差出シタル場合ニ於テ鑑査合格ノ通知アリタルトキハ出品人ハ出品物ヲ會場ニ搬入スベシ

鑑査委員前項ノ出品物ガ第十條第二項ノ規定ニ依リ差出シタル雛形又ハ圖面ト同一ナラズト認メタルトキハ鑑査合格ヲ取消スコトヲ得

第十三條 出品物ヲ受理シタルトキハ受領證ヲ交付ス

第十四條 鑑査不合格又ハ鑑査合格ノ取消ノ通知アリタルトキハ出品人ハ遲滞ナク其ノ出品物ヲ搬出スベシ

通知ヲ發シタル日ヨリ十五日ヲ經ルモ之ヲ搬出セザルトキハ特許局ニ於テ適宜之ヲ處分スルコトアルベシ

第十五條 出品人ハ陳列ノ位置配列等ニ對シ異議ヲ申立ツコトヲ得ズ

第十六條 出品人ハ會期中陳列品ヲ搬出スルコトヲ得ズ

第十七條 第八條、第九條第十條第二項及第十二條ノ規定ハ參考品ノ出品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三章 鑑査

第十八條 出品物ノ鑑査ハ商工大臣ノ任命又ハ囑託スル鑑査委員之ヲ行フ

第十九條 商工大臣ハ鑑査委員中ヨリ鑑査委員長一名ヲ命ズ

第二十條 鑑査委員長ハ鑑査ノ事務ヲ統理シ鑑査ノ成績ヲ特許局長官ヲ經由シ商工大臣ニ報告ス

第二十一條 削除（昭和九年六月商工省告示第二十九號ヲ以テ本條削除）

第二十二條 鑑査ノ際出品物ノ容積、重量又ハ點數ノ制限ヲ爲シ又ハ出品計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第二十三條 出品人ハ鑑査ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第四章 雜則

第二十四條 出品人ハ陳列品ヲ閉會後三日以内ニ搬出スベシ

前項ノ期間内ニ搬出セザルトキハ特許局長官宛

許局ニ於テ適宜之ヲ處分スルコトアルベシ

第二十五條 觀覽時間ハ會期中毎年午前十時ヨリ午後五時迄トス但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮シ又ハ觀覽ヲ停止スルコトアルベシ

第二十六條 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ處アル者ハ入場ヲ禁ジ又ハ退場セシムルコトアルベシ

第二十七條 觀覽人ハ靜肅ヲ旨トシ且ツ係員ノ指揮ニ從フベシ

別記（様式）（昭和九年六月商工省告示第二十九號ヲ以テ別記（様式）改正）

出品申込書

私儀特許局發明展覽會規程ニ依リ左記ノ通出品致度此段及申込候也

年 月 日

住所

電話番號

假住所

（支店又ハ營業所ノ所在地、知人ノ住所其ノ他開催地附近ニ於ケル通信ヲ受クベキ場所）

電話番號

出品人 氏 名 印

記

番號	品名	特許、登録又ハ出願公告ノ番號	發明又ハ考案ノ名稱	出品物ノ種類	數量	發明者又ハ考案者ノ住所氏名	權利者ノ住所氏名	出品ノ權限	希望	備考
----	----	----------------	-----------	--------	----	---------------	----------	-------	----	----

一 番號ノ欄ニハ二以上ノ出品ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ出品ヲ區別スル番號ヲ記載スルモノトス

二 品名ノ欄ニハ出品物ノ普通名稱（例ヘバ「時計」、「織機」ノ如キ）ヲ記載スルモノトス

三 二以上ノ發明考案ニ關シ一ノ出品物ヲ差出ス場合ニ於テハ品名ノ下ニ各發明考案ノ特許、登録又ハ出願公告ノ番號等ヲ一括シテ記載スベシ

四 外國ノ特許又ハ登録ニ係ルモノニ付テハ特許、登録又ハ出願公告ノ番號欄ニ其ノ特許又ハ登録ノ國名及番號ヲ記載スベシ

五 出品物ノ種類ノ欄ニハ見本、雛形、圖面又ハ圖解ノ何レナリヤヲ記載スルモノトス

六 出品ノ權限ノ欄ニハ出品人ガ特

許權者、實用新案權者、意匠權者又ハ出願人ニ非ザル場合ニ於テ制限附移轉ノ特許權、實施權等出品ノ權限ノ根據ヲ記載スルモノトス

七 特許權等ノ讓渡、實施權ノ設定、實施事業ニ對スル出資、特許品ノ販賣等ヲ希望スル場合ニ於テハ希望ノ欄ニ其旨ヲ記載スベシ

八 左ノ事項ハ之ヲ備考ノ欄ニ記載スベシ

（イ） 參考品トシテ出品セントスルモノニ付テハ其ノ旨

（ロ） 第十條第二項ノ規定ニ依リ假リニ雛形又ハ圖面ヲ差出ス場合ニ於テハ其ノ旨

（ハ） 出品物ノ搬出ノ方法（出頭ノ上引取ルヤ又ハ運送ニ依リ送付ヲ受クルヤノ別）

（三） 發明獎勵委員會

昭和七年十月發明獎勵委員會官制の公布を見、官吏、實業家及學識經驗ある者に十餘名の委員より成る發明獎勵委員會が設置せられた。

同委員會は商工大臣の監督に屬し其の諮問に應じて發明獎勵に關する事項を調査審議する重要な機關であつて、爾來商工大臣より諮問を受くること九回にして諮問第一號「我國産業ノ現状ニ於テ如何ナル事項ニ關スル發明ガ最も重要セラルルヤ」に關しては委員會は「重要發明題目」の選定を以て差當り發明が最も重要せらるる事項に付答申し以て發明家の指針と爲し國民の創造力の發揚に一定の方向を與へ産業の振興發達に資したのである。（三四六頁參照）

諮問第二號乃至第九號「發明獎勵費

交付申請ノ發明研究中補助金ヲ交付スルヲ適當ト認メラルモノ如何』に關しては夫々其の決議に基き何れも商工大臣に答申を了して居る。

○發明獎勵委員會委員

(昭和十三年十月現在)

- 會長 商工大臣 池田成彬
- 委員 企畫院次長 青木一男
- 陸軍中將 久村種樹
- 海軍中將 上田宗重
- 東京帝國大學教授 和田小六
- 商工次官 村瀬直養
- 商工局長 東 榮二
- 特許局長官 石井銀彌
- 工業試驗所 小寺房治郎
- 電氣試驗所 密田良太郎
- 鐵道技師 橋口行彦
- 從二位勳一等 阪谷芳郎
- 從二位勳二等 鈴木梅太郎
- 正三位勳二等 竹村勘悉
- 正三位勳二等 井上仁吉
- 從四位勳三等 龜山直人
- 正四位勳四等 中松盛雄

發明獎勵委員會官制

(昭和七年十月勅令第三一〇號)

- 第一條 發明獎勵委員會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ發明獎勵ニ關スル事項ヲ調査審議ス
- 委員會ハ發明獎勵ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第二條 委員會ハ會長一人委員二十二人以內ヲ以テ之ヲ組織ス
- 特別ノ事項ヲ調査審議スル必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

- 正六位 牧田 環
- 正六位 丹羽保次郎
- 從六位勳六等 濱田 彪
- 棚橋寅五郎
- 山本忠興



特許局廳舍

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和七年十月十五日)

(四) 發明實施援助

昭和十二年度に於て社團法人帝國發明協會に二〇、〇〇〇圓を交付(昭和十三年度交付額一六、〇〇〇圓)同協會内に發明實施援助部を設けしめ、發明考案の實施に要する資金を有せず又は之を得るの途なき發明者を主眼とし、實質優秀及産業上相當の効果を齎すべき見込ある發明考案を廣く選定紹介し其の工業化の斡旋援助を圖ることとなつた。(詳細は一七四頁及二一六頁参照)

○文部省施設

一、科學研究獎勵施設

特に發明獎勵には非ざるも、文部省に於ては大正七年以來自然科學の基礎的研究を獎勵助長する爲め各大

學、専門學校教職員等より補助申請せしめ、銓衡の上自然科學の各部門に亘り之が研究補助を爲してゐる。

本年度交付件數一一六件、交付金額四二、二一〇圓である。尙帝國學士院に於ても同様明治四十一年以來自然科學の研究補助を爲してゐる。昭和十三年度交付件數七一件、交付金額三六、八三〇圓である。

二、官廳其他の者より依頼ありたるとき、各帝國大學等に於ては物品の試作、修理、試験等の委託を受くることがある。

三、尙東京市上野公園内に在る東京科學博物館は自然科學及其の應用に關し社會教育上必要なる物品を蒐集陳列して斯界の參考に供してゐる。

○鐵道省施設

鐵道省に於ては特に一般的の發明獎勵施設はないが、専ら附設の鐵道博物館を通じ、斯界に於ける發明、考案、研究等參考に供してゐる。

○鐵道博物館規程

(大正一〇、一〇、一四達八四四)

- 第一條 鐵道博物館ハ鐵道ニ關スル參考品ヲ蒐集陳列シテ鐵道諸般ノ研究ニ資シ及一般社會ニ對シ鐵道ニ關スル知識ヲ普及スルヲ以テ目的トス
- 第二條 鐵道博物館ハ官房研究所長之ヲ管理ス
- 第三條 鐵道博物館ニ於ケル參考品ハ部門ニ分チテ之ヲ陳列ス
- 第四條 鐵道博物館ハ之ヲ公開ス
- 公開ノ時期及時間ハ別ニ之ヲ定ム
- 第五條 鐵道博物館ハ參考品及圖書ノ出品又ハ寄贈ヲ受諾スルコトアルヘシ
- 第六條 鐵道博物館ハ各種ノ博覽會、展覽會等ニ參考品ヲ貸與又ハ出品スルコトアルヘシ
- 第七條 鐵道博物館參觀人ハ參觀規則及館内揭示ヲ遵守スヘシ

○農林省施設

農林省に於ては目下のところ主とし

て農業用器具機械の審査並製作獎勵をなしてゐる。

即ち現在販賣せらるる農具の内機構複雑且型體種類多く、農業者の選擇容易ならざるものがあるもので、全國的共通性を有するものに付ては農林省に於て毎年一回農具の種類を限定し、之を出品せしめ比較審査を行ひ、農業事情を異にし地方的に鑑別を要するものに付ては道府縣を特定し獎勵金を交付し、其の農事試験場をして之が鑑定審査を行はしめ優劣を批判して農業者をして選擇上誤りなからしむると共に改良上の指導を行つてゐる。又現在普及を急務と認むる農具に付ては、新規製作を助長する爲適當なる團體に獎勵金を交付し、懸賞募集を行はしめ農業界の要望する器具機械の製作に貢献し其の進歩發達を圖りつゝある。

### 遞信省

一、電氣に關するもの  
 (1) 發明、研究獎勵施設  
 電氣に關する試験、研究、發明等

に就き其の補助表彰の特別施設は存せざるも若し民間より相談あれば電氣試験所に於て事務に差支無き限り其斡旋、相談に應ず  
 (2) 研究所、試験所等にして民間の發明、考案に間接の便宜乃至援助を與ふるもの  
 イ、名稱 遞信省電氣試験所  
 ロ、所在地 東京市品川區五反田五丁目  
 ハ、方法 同所の特許發明若は登録實用新案に爲りたるもの又は特殊技術品に付事務に支障無き限り(一)展覽會出品(二)實施權の許可(三)特殊技術品の製作販賣の方法に依り民間の發明、考案に間接の便宜乃至援助を與ふ  
 (3) 右に關する規程  
 一 一般的規程は無きも前記ハ號中の(二)特殊技術品の製作販賣に關しては電氣試験所官制第一條第二項に規定せられあり  
 二、航空に關するもの

### (1) 發明、研究獎勵施設

航空の發達を圖る爲航空工業に關する研究、發明獎勵の一方法として表彰制度あり即ち優秀なる航空用機器及所材料の設計又は製作を爲したるものは遞信大臣より賞狀並賞金又は賞品を授與せられることあり

(2) 右に關する規程

航空獎勵規則第一條、第二條(大正九年陸令第四〇號)

### ○世界自動車生産高

	昭和十一年	昭和十年
米 國	四、四五四	三、九四七
カナダ	一六二	一七三
日 本	五	五
英 國	四八一	四一七
獨 逸	二九八	二四五
佛 蘭 西	二〇三	一六六
伊 太 利	四八	四八
チエッコ	一一	八
ソ 聯 邦	一三七	九七
世界合計	五、八九九	五、一一四

### ○東京府施設

東京府では産業上有益なる發明考案を獎勵する爲昭和十年四月東京府發明獎勵規程を公布し、發明考案の見本製作並に之に關する試験研究その他知事に於て發明獎勵の爲必要と認めたる施設に對し獎勵金の交付をなしてゐる。

#### 東京府發明獎勵審議會規程

(昭和十年四月四日 東京府訓令東十二號)

第一條 東京府發明獎勵審議會ハ發明考案ノ獎勵ニ關スル事項ヲ調査審議ス  
 第二條 審議會ハ會長一名副會長一名及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス  
 特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得  
 第三條 會長ハ經濟部長、副會長ハ商工課長ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ知事之ヲ命シ又ハ囑託ス  
 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス  
 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 審議會ニ幹事若干名ヲ置ク知事之ヲ命ス  
 幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス  
 東京府發明獎勵規程

(昭和十年四月四日 東京府告示第二百一號)

第一條 産業上有益ナル發明、考案ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス  
 第二條 獎勵金ハ左ノ事項ニ付之ヲ交付ス  
 一、産業上有益ナル發明、考案ノ見本製作並ニ之ニ關スル試験研究  
 二、其ノ他知事ニ於テ發明獎勵ノ爲必要ト認メタル事項  
 第三條 獎勵金ノ金額ハ經費ノ半額以内トス但シ特ニ必要ト認ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ  
 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別記様式ニ依リ申請書ヲ居住地ノ支廳長、府(東京市ヲ除ク)區町村長ヲ經由シ毎年八月末日迄ニ知事ニ提出スベシ  
 第五條 獎勵金ハ見本又ハ旅行報告書

ニ收支計算書ヲ添へ提出アリタル後之ヲ交付ス知事必要ト認メタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ獎勵金ノ交付ヲ爲スコトヲ得  
 第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ一定期間毎ニ研究ノ狀況及其ノ收支計算ヲ知事ニ報告スベシ  
 第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者其ノ既定計畫ヲ變更中止又ハ廢止セントスルトキ若ハ其ノ收支豫算ヲ變更セントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ  
 第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ研究日誌、設備臺帳及研究費收支簿ヲ備へ研究日誌ニハ研究ノ經過、設備臺帳ニハ研究用設備ノ内容、研究費收支簿ニハ研究ニ關スル收支ヲ記載スベシ  
 研究費收支簿ニ記載シタル收支ニ付テハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ備へ置クベシ  
 第九條 獎勵金ハ見本製作、試験研究以外ノ費用ニ流用スルコトヲ得ズ  
 第十條 知事ハ當該官吏ヲシテ試験研

究ノ狀況又ハ費用ノ收支ニ關シ調査ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ若ハ獎勵金額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一、本規程又ハ其他ノ命令ニ違背シタルトキ

二、獎勵金交付ノ條件ニ違背シタルトキ

三、不正ニ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケ又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタルトキ

四、見本製作、試験研究ニ關シ不正ノ行爲又ハ報告ヲナシ若ハ怠慢アリト認ムルトキ

五、見本製作、試験研究遂行ノ見込ナキニ至リタルトキ

六、豫定ノ見本製作、試験研究等ヲ中止又ハ廢止若ハ著シク變更ヲ爲シタルトキ

七、見本製作、試験研究費ノ決算額ガ豫算額ニ比シ著シク相違アリタルトキ

(申請書様式)

發明獎勵金交付申請書

別記事項ニ據リノ發明(考案)ニ關スル見本製作(試験研究)致度候間獎勵金交付相成度東京府發明獎勵規程ニ依リ此段申請候也  
昭和 年 月 日  
東京府知事 ○○○殿  
氏 名

一、發明(考案)ノ名稱  
發明(考案)ノ内容ヲ簡明ニ表示スルコト

二、發明(考案)ノ性質及効果ノ要領  
發明ノ特徵及直接ノ效果ヲ詳細ニ記載スルコト

三、本件發明(考案)ト他ノ發明(考案)トノ關係  
本件發明(考案)ガ他ノ發明(考案)ト關係アル場合ニハ其ノ發明者、特許番號及内容ヲ簡明ニ記載スルコト

四、發明(考案)試験研究ノ經過  
本件發明(考案)ニ關シ從來施行シタル試験研究ニ付其ノ擔當者、方法、

過程及成績並試験研究ノ爲直接支出シタル經費及其ノ内譯ヲ詳細ニ記載スルコト

五、研究ノ計畫  
(一) 研究 事項  
本件發明(考案)ニ關シ今後研究セントスル事項ヲ明瞭ニ記載スルコト

(二) 研究ノ方法及順序  
研究ノ細目及其ノ實施ノ順序方法

(三) 研究期間  
研究着手ヨリ終了迄ノ豫定期間

四、研究ノ場所  
五、研究擔當者  
實際研究ニ從事スル者ノ職氏名及其ノ履歷ヲ記載スルコト

擔當者二人以上アル場合ニハ其ノ擔當部門ヲ記載シ且ツ内一人ヲ主任ト定メ其ノ旨記載スルコト  
尙研究ノ指導監督ヲ爲ス者アルトキハ其ノ氏名及職業又ハ地位等ヲ記載スルコト

六、研究費豫算  
(一) 人件費

研究擔當者別支給額

(一) 設備費  
新ニ備付ケントスル設備ノ名稱、寸度、能力、數量及價額

(二) 原料材料費  
原料材料別數量及價額

(三) 燃料費

(四) 動力費

(五) 消耗品費

(六) 雜費

(七) 補助ヲ受ケントスル金額

(八) 補助ヲ必要トスル理由

(九) 財政上補助ヲ必要トスル理由ヲ記載スルコト

(十) 費用支辨方法

研究費總額ト獎勵金額トノ差額ノ支辨方法

十、申請者

申請者ノ住所、氏名、職業及履歷等ヲ記載スルコト

(申請者ガ會社其ノ他ノ法人ノ場合ハ定款、最近ノ財産目錄及貸借對照表ヲ添付スルコト)

十一、申請者ガ完成シタル發明

發明ノ名稱及内容ノ要領特許又ハ實用新案登錄ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ年月日及特許番號又ハ實用新案登錄番號ヲ記載スルコト

○大阪府施設

大阪府では府下ノ中小工業に利用し有益なる發明考案に志す人で資力の足りない人に對し、其の研究を援助するため、昭和三年十月十八日大阪府令第六十三號を以て工業獎勵金交付規則を設け、同府工業獎勵館豫算の範圍内に於て工業獎勵金の交付を行つてゐる。

工業獎勵金交付規程

(昭和三年十月十八日 大阪府令第六十三號)

第一條 工業ノ改良並發明ヲ誘掖獎勵スル爲本則ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付シ又ハ賞狀及賞金ヲ授與ス

第二條 獎勵金ハ左記ノ各號ノ事項ニシテ緊要ト認ムルモノニ對シテ交付ス

一、工業ニ關スル試験研究設備

一、發明品ノ見本製作又ハ發明ニ關スル試験研究

一、中間工業的試験其他工業ニ關スル試験研究

一、工業改良若ハ發明ニ關スル展覽會等ノ開催又ハ發明ノ紹介ニ關スル施設

一、其他工業ノ改良又ハ發明獎勵ノ爲必要ト認ムル事項

第三條 獎勵金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ申請ニ依リ銓衡ノ上之ヲ交付ス

一、本府管下ノ市町村

一、本府管下ニ主タル事務所ヲ有スル重要輸出品工業組合若ハ同聯合會又ハ重要物産同業組合若ハ同聯合會

一、本府管下ノ工業者又ハ工業従業者ニシテ廣ク業界ノ改良ニ貢獻スル可能性アリト認ムル者

一、其ノ他特ニ本則ノ目的ヲ達スルニ適當ト認ムル者

第四條 獎勵金ノ額ハ費用總額ノ半額以内トス但シ特ニ必要ト認ムル場合

ニ於テハ其割合ヲ増加スルコトアルベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依リ申請書ヲ提出スベシ

第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ試験研究等ノ實施及其費用ノ收支ニ關シ館長ノ指示ニ從ヒ記録ヲ作成シ且之ニ關スル報告ヲナスベシ

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者其ノ既定計畫ヲ變更中止若ハ廢止セントスルトキ其收支豫算ヲ變更セントスルトキハ館長ノ許可ヲ受ケベシ

第八條 獎勵金ハ當該試驗研究等以外ノ費用ニ流用スルコトヲ得ズ

第九條 當該官吏更員試驗研究等ノ施行狀況又ハ費用收支ニ關シ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ  
第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ若ハ獎勵金額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一、本則規定又ハ命令ニ違反シタルトキ

一、不正ニ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケ又ハ獎勵ノ交付ヲ受ケタルトキ

一、當該試驗研究等ニ關シ不正ノ行爲又ハ怠慢アリト認ムルトキ

一、豫定ノ試験研究等ヲ中止若ハ廢止又ハ著シキ變更ヲ爲シタルトキ

一、精算額ガ豫定費用總額ニ達セザルトキ

第十一條 工業改良並發明ニ關シ隨時懸賞ノ方法ヲ以テ廣ク新規考案ヲ募集スルコトアルベシ  
第十二條 前條ノ規定ニ依リ應募シタル考案中審査ノ結果優良ト認メタルモノニ對シテハ賞狀及賞金ヲ授與ス但シ賞金授與ノ必要ナラズト認メタル場合ニ於テハ賞狀ノミヲ授與ス  
第十三條 第三條及第十條第二號ノ規定ハ前二條ノ懸賞募集ニ付準用ス  
（第一號様式）  
（様式） 工業獎勵金交付申請書  
當組合（又ハ何々）儀何々研究（又ハ何々）致度候之ニ要スル費用補助相

受度候ニ付工業獎勵金交付規則ニ依リ獎勵金交付相成度左記書類相添ヘ此段及申請候也  
昭和 年 月 日  
申請者住所  
申請者 氏 名

申請者ガ市町村ナルトキハ市町村長、法人ナルトキハ其ノ代表者ノ氏名ヲ記載スルコト  
大阪府工業獎勵館長  
〇〇〇〇〇殿

（申請者市町村ノ場合）  
一、何々ノ研究（又ハ何々）實施ニ關スル市町村會ノ決議錄謄本  
一、第二號様式ニ依ル明細書  
（申請者ガ組合ノ場合）  
一、何々研究（又ハ何々）實施ニ關スル總會若ハ總代會又ハ組合會若ハ代議員ノ決議錄謄本  
一、第二號様式ニ依ル明細書  
（申請者ガ工業者又ハ工業従業者ノ場合）  
一、個人ノ場合ハ市區町村長ノ身元證明書、法人ノ場合ハ定款、

最近財産目錄及貸借對照表

一、第二號様式ニ依ル明細書

（第二號様式）

何々發明品ノ見本製作ニ關スル明細書（發明品ノ見本製作ヲ爲ス場合）

一、發明ノ概要

（一） 發明ノ名稱

發明ノ内容ヲ簡單ニ記スコト工業所有權アル場合ニ於テハ其登錄番號

（二） 發明ノ性質

發明ノ特徴及直接ノ効果ヲ詳細ニ記スコト

（三） 他ノ發明トノ關係

本件發明ト他ノ發明トノ關係アル場合ニ於テハ其ノ發明工業所有權番號又ハ（出願番號）及其内容ヲ簡明ニ記スコト

（四） 從來ノ經過

本件發明ニ關シ從來施行シタル研究ニ付其ノ擔當者、方法、過程及成績

一、見本製作ノ計畫

（一） 見本ノ構造概要

見本ノ構造概要ヲ示ス圖面及之レニ關スル說明

（二） 見本製作期間

見本製作ノ全部若ハ一部ヲ他ニ委託スル場合ハ其受託者ノ所在名稱ヲ記スコト

（三） 見本製作費豫算

原料材料費、人件費、器具費等ノ各科目内譯ヲ記入スルコト

一、補助ヲ受ケントスル金額

一、費用支辨方法

製作費總額ト獎勵金額トノ差額ノ支辨方法

一、補助ヲ必要トスル理由

何々ノ發明ニ關スル試驗研究明細書

（發明ニ關スル試驗研究ヲ爲ス場合）

一、發明ノ概要

（一） 發明ノ名稱

（二） 發明ノ性質

發明ノ特徴直接ノ效果ヲ詳細ニ記スコト

（三） 他ノ發明トノ關係

一、研究ノ計畫

（一） 研究事項

研究事項ヲ簡明ニ記スコト

（二） 研究細目

研究ノ細目其ノ實施ノ順序及方法

（三） 研究期間

研究ニ着手ヨリ終了迄ノ豫定期間

（四） 研究場所

研究擔當者ノ職、氏名、其ノ研究擔當事項及其ノ履歷書但シ研究擔當者二人以上ノ場合ニ於テハ主任者ノ履歷書ヲ添付スルコト

（五） 研究費豫算

一、研究費豫算

（一） 設備費

新ニ備付ケントスル設備ノ名稱、

寸度、能力、數量及價額

(一) 人件費  
研究擔當者別支給額

(二) 原料材料費  
品種別數量及價額

(三) 燃料費  
品種別數量及價額

(四) 電力費  
所要量及料金額

(五) 消耗品費  
消耗品品種別數量及價額

(六) 雜費  
總費

(七) 補助ヲ受ケントスル金額  
費用支辨方法

(八) 研究費總額ト獎勵金額トノ差額ノ支辨方法

一、既設備概要

既設備ニシテ本研究ニ供用セントスル主ナル設備ノ名稱、寸度、能力及數量

一、補助ヲ必要トスル理由

### ○東京市施設

東京市に於ては商工相談所に於て、

發明考案に關する各種の相談に應じ其獎勵助長に當つてゐるが、近く助成施設も具體化を見る模様である。因に商工相談所の概略は次の通りである。

東京市商工相談所  
所在地 東京市京橋區銀座西四丁目  
三番地(市電數寄屋橋角)

事業概要

當所は主として相談に依り其の助長に資し來れるものにして其の取扱事項の主なるもの左の如し

イ、發明品の内譯即ち類似品の有無、或は認可の可能性の内譯

ロ、特許、實用新案の申請手續費用の相談

ハ、申請手續の斡旋指導

ニ、事業化の相談

ホ、其の他發明に關する一般相談

當所來訪相談者

イ、昭和十二年四月より十三年三月迄一ヶ年 二八〇件

ロ、昭和十三年四月より 九月 八五件

迄六ヶ月

當所の規程

何等制限なく自由に來所又は書面に依り相談せられ廣く利用を望む

### 發明獎勵費其他

#### 補助團體並規則

#### ○日本學術振興會

日本學術振興會は設立以來五ヶ年學術振興の補助補助に盡力してゐるが、そのうち個人の發明研究を援助せる數は今日まで一、〇五〇件に達し、其援助金額は二百五十萬圓である。大體援助補助申込は一ヶ年約六百件で、其約半數が援助補助を受けてゐる。

之が豫算は三十三萬圓、一人平均一千百圓位の割合になつてゐる。

○日本學術振興會援助補助規程

第一條 本會寄附行爲第四條ニ規定スル下記ノ補助補助ヲ申請シ得ル者ハ我國ニ於ケル學術上若ハ産業上ノ公私ノ施設、團體等ノ責任者又ハ本會ノ役員若ハ委員ノ推薦シタルモノニ限ル

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

學術並其ノ應用ニ關スル研究ノ援助  
有爲ナル研究者養成ノ援助  
聯合研究ノ獎勵援助  
發明考案ノ産業化ノ獎勵援助  
學術探檢旅行費ノ援助  
學術文献出版費ノ援助

スベシ

第五條 援助補助ノ申請期日次ノ如シ

(一) 新規申請ノ場合  
毎年五月以降ノ一箇年間若ハ一箇年ヲ超ユル期間ノ援助補助ニ對シテハ十二月末日、十一月以降ノ一箇年間若ハ一箇年ヲ超ユル期間ノ援助補助ニ對シテハ六月末日ヲ以テ申請書ノ受附締切期日トス但シ緊急事項ニシテ直ニ援助補助ヲ要スルモノアルトキハ事由ヲ詳記シテ其ノ都度申請スルコトヲ得

(二) 繼續申請ノ場合  
援助補助ノ期間満了後尙繼續シテ之ヲ受ケントスル者ハ期間満了ノ三箇月前ニ之ガ申請ヲ爲スコトヲ要ス

第六條 援助補助ノ申請アリタルトキハ本會學術部ニ於テ之ヲ審議ス

學術部ハ援助補助ヲ爲スベキ事項及之ニ關スル細目ヲ定メテ理事會ニ提出シ理事會ハ之ガ採否ヲ議決シ會長ニ申告ス

理事會ニ於テ援助補助ヲ爲スベキモ

ノト決議シタルトキハ會長之ヲ申請者ニ通告シ別ニ定ムル手續ニ依リ援助補助ヲ行フ

第七條 援助補助ノ通告ヲ受ケタル者ハ更ニ其ノ事項ニ對スル精細ナル實施方案正副二通ヲ提出スベシ

第八條 援助補助ノ期間満了シタルトキハ第二様式ノ報告書正副二通及第三様式ノ計算書ヲ提出スベシ但シ繼續シテ援助補助ヲ申請セントスル場合ニ於テハ期間満了ノ三箇月前ニ申請書ト共ニ本條ノ報告書及計算書ヲ提出スベシ

援助補助ノ期間當初ヨリ一箇年ヲ超ユルモノニ在リテハ一箇年毎ニ前項ノ報告書及計算書ヲ提出スベシ

已ムヲ得ザル事情ニ依リ中途ニシテ援助補助ノ事項ヲ廢棄シタルトキハ事由書ト共ニ本條第一項ノ報告書及計算書ヲ遲滞ナク提出スベシ

第九條 援助補助ノ事項ニ就キ本會ハ其ノ経過及結果ヲ審議スル外視察員ヲ派遣シテ其ノ狀況ヲ調査セシムルコトアルベシ



審査及調査ノ結果所期ノ目的ヲ達成  
スル見込ナシト認メタルモノニ就テ  
ハ援助補助ヲ停止ス  
前條ノ報告書及計算書ハ此ノ場合ニ  
於テモ亦之ヲ提出スベシ

第十條 援助補助ノ期間滿了シタルト  
キ又ハ中途ニシテ援助補助ノ事項ヲ  
廢棄シタルトキ又ハ援助補助ヲ停止  
セラレタルトキハ前二條ノ報告書及  
計算書ノ提出ト共ニ貸附ヲ受ケタル  
機械器具等ヲ返還シ又支給金額ニ殘  
餘アルトキハ其殘餘額ヲ返還スベシ

第十一條 本會ハ援助補助ヲ受ケタル  
者ノ當該事項ニ關スル特許實用新案  
又ハ著作權等ノ權利ヲ拘束スルコト  
ナシ但シ其ノ權利ヲ得タルトキハ其  
ノ都度之ヲ報告スベシ

第十二條 本規程ノ提出書類ハ總テ推  
薦者ヲ經由スルヲ要ス

附表 援助補助事項關係科目區分表

第一類 (一)法律學 (二)政治學

第二類 (一)哲學 (二)史學 (三)文學

第三類 (一)經濟學 (二)商業學

第四類 (一)數學 (二)物理學 (三)天文學 (四)地球物理學

第五類 (一)純正化學 (二)應用化學 (三)藥學 (四)農藝化學 (五)化學工業

第六類 (一)地質學 (二)地理學 (三)海洋學

第七類 (一)動物學 (二)植物學 (三)人類學

第八類 (一)醫學 (二)衛生學

第九類 (一)應用物理學 (二)機械工業 (三)船舶工業 (四)航空機工業 (五)採鑛學 (六)冶金學

第十類 (一)應用電氣學 (二)電氣工業

第十一類 (一)土木學 (二)建築學

第十二類 (一)農學 (二)林學 (三)獸醫學 (四)水產學

○援助補助ニ關スル注意

第一 援助補助申請上ノ注意

(一) 申請締切ハ毎年十二月末日デアルガ申請ハコノ期ノ間際デナク早日ニ提出ノコト

(二) 申請ハ末尾ノ學術振興具體案ニ應ズルモノデアルコト

(三) 推薦者ハ援助補助規程第一條ノ有資格者デアルコト

(四) 申請書上段ノ推薦者及申請者欄ニ捺印スルコト

(五) 申請書ノ種類及區分番號ハ申請者ニ於テ記入スルコト

(六) 申請書ノ目的及理由欄ニハソノ特色ヲ明記スルコト

援助補助ノ期間滿了後ニ對スル繼續申請ノ場合ニモコノ目的及理由ヲ明記シ且ツ繼續ナル旨ヲ附記スルコト

(七) 本會以外ヨリノ援助補助アル場合ニハ申請書ノ費用欄ニソノ旨記入スルコト

(八) 申請書ノ實施方法ノ大要欄ニハ必ズ其ノ大要ヲ記シ更ニ申請書ニハ下記(十)ノ實施方案ヲ添ヘルコト

(九) 申請書ノ援助補助金ノ欄ニハ援助補助金額内容ヲ詳細ニ記述シ尙一箇年ヲ超ユルモノニ對シテハ

其年度額ヲ記入スルコト

(十) 次ノ通り添附書類ヲ提出スルコト

(ア) 目的、方法、費用使途ノ明細ヲ明記シタ實施方案ヲ正副申請書ニ別々ニ添ヘルコト (第十

一類ニアリテハ之以外ニ尙若干部提出スルコト) コノ實施方案

ハ申請審査ノ主要材料デアラ

故、明瞭ニ且特ニ費用ニ關シテハ其ノ使途ノ豫定ヲ明確ニ記入スルコト

(イ) 研究論文等ヲ必ズ正副二通申請書ト同封スルコト

(十一) 援助補助規程、申請書及ビ實施方案用紙ハ文部省内日本學術振興會學術部ニ請求アレバ直ニ送附スル

(十二) 援助補助採擇決定後提出スル援助金使用豫定計算書及ビ實施

方案中ノ決定援助金ノ使途明細ハ、同一内容ノモノトシ且何レモ

明細ニ記載スルコト

第二 援助補助事項ノ實施經過及結果

報告書提出上ノ注意

援助補助ヲ受ケタ事項ガ結了シタトキ又ハ繼續シテ援助補助ヲ申請スル場合ニハ次記ノ書類ヲ同封テ提出スルコト

(一) 報告書(第二様式) 正副各々一通

上段ノ推薦者及ビ申請者欄ニハ捺印スルコト

各欄ニハ必ズ記入スルコト

意見欄ニハ推薦者ノ意見ヲ記入スルコト

繼續申請ノ場合ノ殘額欄ニハ(四)ノ殘額ヲ記入ノコト

(二) 詳細ナ報告書 二部

(三) 終了ノ場合ニハ其ノ報告ノ抄録 二部

(四) 收支計算書(第三様式) 一部

繼續申請ノ場合ニ提出スルモノニハ、十二月或ハ六月(締切期日)以降四ヶ月ノ費用ノ見込額ヲ記入

シ、更ニ之ヲ控除シタ額ヲ殘額トシテ記入スルコト、尙此殘額ヲ(一)ノ報告書ノ殘額欄ニモ記入スル

(五) 詳細ナル報告以外ニ對スル用紙ハ、文部省内日本學術振興會學術部ニ請求アレバ直ニ送附スル

○啓明會

一、發明に對する助成

(イ) 特殊の發明例へば學術的研究を基礎とする發明に對して其の研究の經費又は研究の出版發表費等を補助す。

(ロ) 毎年の總事業費凡そ金五萬圓中より適宜の額を定むる。

(ハ) 申請手續は次の通り

財團 啓明會援助請求手續

特殊ノ研究、調査、著作、發明、發見等ニ付本會ノ援助ヲ請求スルニハ左記書類ヲ添附シテ事業題目及ヒ請求金額ヲ記載セル願書ヲ本會理事長宛ニ提出セラルベシ(理事長候補 大久保利武)

一、事業説明書(事業ノ内容ニ關スル説明)

一、經費説明書(經費ノ内譯ニ關スル説明)

一、經費説明書(經費ノ内譯ニ關スル説明)

一、經費説明書(經費ノ内譯ニ關スル説明)

尙二ヶ年以上ニ渉ルモノハ年度  
割表ヲモ添附ノコト

一、履 歷 書

一、事業及ヒ履歷ヲ説明ノ参考書類  
(著述等)

### ○大日本聯合青年團

一、發明考案に對する助成施設  
青年に研究創造の風を馴致せしめ文  
化の伸展に寄與せしめんが爲め青年  
團又は青年團員にして文化的方面の  
研究をなし其の成績優秀なる者に對  
し別紙研究助成金交付規程により助  
成金を交付す

二、發明考案に對する表彰施設

青年の創造力を高揚し努力奮闘の精  
神を涵養せしめ以て文化の伸展に寄  
與せしめんが爲め青年團員にして發  
明發見をなし文化的方面に大なる貢  
獻をなしたるものに對し別紙表彰規  
程に依り表彰をなす(本表彰は青年  
團最高名譽賞なり)

### 大日本聯合青年團表彰規程

第一條 青年團員ニシテ發明發見ヲナ  
シ又ハ産業、學藝、體育ノ方面ニ於

テ大ナル貢獻ヲナシタル者ハ本規程  
ニヨリ之ヲ表彰ス

但シ表彰ヲ受クベキ者ハ當該年度ノ  
初メニ於テ滿二十五歳以下タルヲ要  
ス

### 第二條 表彰ハ左ノ四種ニ分ツ

一、發明賞 發明發見ヲナシ文化ニ

寄與シタル者ニ授與ス

一、産業賞 産業上工夫改良ヲ加ヘ

或ハ奮闘努力ノ結果著シキ效果ヲ

擧ゲタル者ニ授與ス

一、學藝賞 學藝上大ナル業績ヲ顯

シ文化ニ寄與シタル者ニ授與ス

一、體育賞 體育上奮闘努力ヲナシ

大ナル業績ヲ顯シタル者ニ授與ス

第三條 表彰ハ表彰狀ニ賞牌ヲ添ヘテ

授與シ之ヲ行フ

第四條 表彰ハ加盟團長ノ推薦セルモ

ノ中ヨリ本團ニ於テ審査シ之ヲ行

フ

第五條 加盟團長ニ於テ表彰ヲ受ケシ

メントスル者アル時ハ左記事項ヲ詳

記シ毎年十月末日迄ニ推薦スルモノ  
トス

一、履歷書(寫眞添付)

一、表彰ヲ受クベキ事由

### 研究助成金交付規程

第一條 青年團員並ニ青年團(支部分

團ヲ含ム)若クハ青年團員ヲ以テ組

織スル團體ニシテ産業其他文化的方

面ノ研究ヲナシ其ノ成績優秀ナルモ

ノニ對シ研究助成金ヲ交付ス、但シ

青年團員ハ當該年度ノ始メニ於テ滿

二十五歳以下ノ者タルヲ要ス

第二條 研究助成金ハ一人ニ對シ金參

拾圓、一團體ニ對シ金五拾圓トス

第三條 個人ニ對スル研究助成金交付

ノ決定ハ加盟團ニ委任シ團體ニ對ス

ル研究助成金ノ交付ハ本團ニ於テ決

定ス、加盟團ニ於テ決定スベキ研究

助成金ノ交付員數ハ毎年度本團ニ於

テ之ヲ定ム

第四條 個人ニ對スル研究助成金ノ交

付ハ前條ニヨルモノノ外別ニ本團ニ

於テ直接決定スルコトアルベシ

第五條 加盟團ニ於テ研究助成金ノ交

付ヲ決定セル場合ハ直チニ左記事項  
ヲ詳記セル調書ニ本人自筆ノ履歷書

及寫眞ヲ添付シ本團ニ報告スルモノ  
トス

加盟團ニ於テ團體ニ對シテ研究助成  
金ノ交付ヲ受ケシメントスルトキハ  
左記事項ヲ詳記セル調書ニ當該團體  
ノ名稱、所在地、團體員ノ職氏名、  
年齢及代表者ノ住所氏名ヲ記載セル  
書類ヲ添付シ本團ニ提出スルモノト  
ス

一、研究ノ動機

二、研究ノ過程

三、研究ノ具體的成績(説明書、圖

表、寫眞又ハ實物其他參考トナル

ヘキモノ)

四、將來ノ計畫

第六條 研究助成金ヲ受領セル個人及  
團體ハ當該研究資料ヲ次年度開催ス  
ベキ本團主催一人一研究資料展覽會  
ニ出品シ爾後毎年度一回、引續キ三  
ヶ年其ノ成績ヲ本團ニ報告スルモノ  
トス(昭和十年三月廿五日改正)

### ○服部報公會

一、發明考案に對する補助又は援助施  
設

(イ) 其方法の概略

本會は一般學術の特殊なる研究又  
は調査に對し援助金を支給す、隨  
つて右の趣旨に合致する範圍内に  
於て發明考案に對しても援助金を  
支給す

(ロ) 昭和十三年度豫算

一三五、〇〇〇圓(但し研究調査接  
助費豫算にして此の内幾何を發明  
考案援助に充當すべきかに就ては  
別に何等の定なし)

(ハ) 申請手續の概要

本會理事評議員常任委員又は我國  
に於ける學術上若くは産業上の官  
公私施設團體の責任者の推薦を以  
て所定の様式による申請書を提出  
するを要す

二、發明考案に對する其他の獎勵施設

(イ) 報公賞

國家及社會に對し有用なる發明發  
見又は研究を成就したる者に對し  
感謝狀及賞金參千圓を呈す(以上)

### ○三井報恩會

(イ) 學術研究助成の方針

有益なる學術的研究並に之を工業、  
農業其他の産業に應用せんとする實  
験に對する助成申出中より學術審査  
會の審査を経て助成す

(ロ) 昭和十三年度豫算額  
一〇〇、〇〇〇圓

(ハ) 申請手續の方法

(一) 助成の申込は申請書を以てす  
ること  
(二) 申請書に記載すべき事項左の  
如し

1 申請者の氏名、職業、住所及  
履歷

2 研究又は實驗の説明概要

3 研究の結果が國家社會の福利

増進並に斯業の發達に貢獻すべ  
き所以

4 共同研究者の有無、他よりの

援助の有無並に所要金額及其の

内譯

5 其他參考となるべき事項

以上

### ○電氣學會

一、發明考案に對する補助又は援助施  
設

設

(イ) 其方法の概略

會員の電氣學術に關する研究に對し補助費を支出す

(ロ) 昭和十三年豫算 二、〇〇〇圓

(ハ) 申請手續の概要

電氣學會研究費補助規程に依り申請すること

二、發明考案に對する其他の獎勵施設

(イ) 電氣學術工藝又は之に密接の關係ある學術工藝に關し有益なる發明を爲したる者に對し「發明賞牌」を贈與す

(ロ) 電氣學術工藝又は之に密接の關係ある學術工藝に關し有益なる發明、研究又は著述を爲したる方に對し「淺野博士獎學祝金」を贈與す

電氣通信協會は國產電氣通信工業實現のため、既に特許せられた日本人の優秀なる發明にして未だ實施せられざるもの、工業化をなすため、之が製造會社と發明者間の仲介となり、その實

### ○電氣通信協會

電氣通信協會は國產電氣通信工業實現のため、既に特許せられた日本人の優秀なる發明にして未だ實施せられざるもの、工業化をなすため、之が製造會社と發明者間の仲介となり、その實

現に助力すると共に、他面對外的には將來の豫想を許さざる外國特許に對し、専門知識を動員して之が對策を講じてゐる。

即ち發明の獎勵、特許の指導助成を主たる目的の一として適切なる研究題目の選定、獎勵金或は助成金の交付の外一、特許の企業化の仲介斡旋 二、特許の買入 三、特許出願者並特許權者へ資金支給又は貸付等を行つてゐる。

### 特許助成業務規程

#### 第一章 總 則

第一條 本會ハ本規程ノ定ムル所ニ從

ヒ定款第三條第三號及同條第四號ニ

規程スル事業ヲ行フモノトス

第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ業務ヲ實施ス

一、電氣通信ニ關スル發明又ハ考案ニ付テノ指導

二、電氣通信ニ關スル發明又ハ考案ニ付テノ試驗研究

三、電氣通信ニ關スル發明又ハ考案ニ付テノ研究題目ノ選定及特定ノ

題目ニ付發明又ハ考案ノ依頼

四、電氣通信ニ關スル發明又ハ考案ニ對スル助成金ノ交付

五、電氣通信ニ關スル發明者、考案者其ノ他功績アル者ニ對スル表彰

六、電氣通信ニ關スル工業所有權ノ工業化ニ付テノ仲介斡旋

七、電氣通信ニ關スル工業所有權及特許又ハ登録ヲ受クルノ權利ノ買入

八、電氣通信ニ關スル工業所有權ニ付テノ特許料若ハ登録料又ハ特許若ハ登録ニ付テ要スル費用ノ支給又ハ貸付

九、電氣通信ニ關スル工業所有權ノ實施援助

一〇、前記各號ニ關聯スル事業

第三條 本規程ニ依ル事業ニ關スル收支ヲ經理特別會計ヲ設ク

第四條 第八條、第九條及第十七條ニ規定スル審査會ノ組織ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 發明ノ助成

第五條 第二條第一號ノ業務ニ關シテ

ヲ買入ル、コトヲ得特許又ハ登録ヲ受クルノ權利ニ付亦同シ

第十四條 前條ノ規定ニ依り買入レタル權利ハ會員其ノ他ニ對シ讓渡實施權ノ設定其他ノ方法ニ依リ之カ運用ヲ圖ルモノトス

第十五條 第二條第八號ノ業務ニ關シテハ工業所有權ニ付テノ特許料若ハ登録料又ハ登録ニ付テ要スル費用ヲ支給シ又ハ貸付スルモノトス

前項ノ支給又ハ貸付ノ條件ハ依頼者ト之ヲ協定スルモノトス

第十六條 第二條第九號ノ業務ニ關シテハ工業所有權者又ハ其ノ關係者ノ依頼ヲ受ケ事業資金ノ調達、事業經營者ノ周旋其他ノ方法ヲ以テ工業所有權實施ノ援助ヲ爲スモノトス

第十七條 第十一條乃至前條ノ業務ニ關シテハ審査會ニ諮問シ之ヲ行フモノトス

財團 旭化學工業獎勵會

寄附行爲助成規程(拔萃)

第三章 申 込

第九條 本會ノ補助又ハ援助ヲ受ケン

現に助力すると共に、他面對外的には將來の豫想を許さざる外國特許に對し、専門知識を動員して之が對策を講じてゐる。

ハ發明者又ハ考案者ノ依頼ヲ受ケ自ラ之ヲ指導シ又ハ之カ指導ヲ會員其ノ他ニ依頼スルモノトス  
前項ノ場合ニ於テ必要ニ因リ依頼者ヨリ實費ヲ徴收スルコトヲ得  
第六條 第二條第二號ノ業務ニ關シテハ發明者、考案者又ハ其ノ關係者ノ依頼ニ依リ自ラ試驗若ハ研究ヲ爲シ又ハ會員其ノ他ニ對シ試驗若ハ研究ヲ依頼スルモノトス  
前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス  
第七條 第二條第三號ノ業務ニ關シテハ自ラ研究題目ヲ選定シ又ハ特定ノ研究題目ニ付之カ發明若ハ考案ヲ適當ナル者ニ依頼スルモノトス  
第八條 第二條第四號ノ業務ニ關シテハ電氣通信ニ關シ優秀ナル發明又ハ考案ヲ爲サントシ又ハ爲シタル者ニ對シテ助成金ヲ交付スルモノトス  
前項ノ助成金ヲ受ケントスル者ハ發明又ハ考案ノ要領ヲ記載シ本會ニ申請書ヲ提出スヘシ  
第一項ノ規定ニ依リ助成金ヲ交付ス

ヘキヤ否及其ノ金額、年限等ニ付テハ審査會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス  
第九條 第二條第五號ノ業務ニ關シテハ本會ハ發明者、考案者其ノ他功績アル者ヲ表彰スルタメ賞狀、賞牌又ハ表彰金ヲ授與スルモノトス  
前項表彰者ノ選定、表彰ノ種類、授與ノ方法等ニ付テハ審査會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス  
第十條 本會ハ發明獎勵ノタメ懸賞募集、講演會又ハ座談會ノ開催其ノ他ノ事業ヲ行フコトヲ得  
第三章 工業所有權ノ企業化  
第十一條 第二條第六號ノ業務ニ關シテハ本會ハ工業所有權者又ハ其ノ關係者ノ依頼ヲ受ケ會員其ノ他ニ對シ工業所有權ヲ讓渡シ又ハ之カ實施ニ付仲介斡旋ヲ爲スモノトス  
前項ノ仲介斡旋ニ付テノ條件ハ依頼者ト協定スルモノトス  
第十二條 前條ノ依頼ヲ爲サントスル者ハ所定ノ依頼書ヲ本會ニ提出スヘシ  
第十三條 本會ハ第二條第七號ノ規定ニ依リ電氣通信ニ關スル工業所有權

トスル者ハ第一號様式ニ依リ引續キ補助又ハ援助ヲ受ケントスル者ハ第四號様式ニ依リ評議員ノ推薦ヲ經テ其ノ申込ヲ爲スヘシ(様式略、以下同ジ)

六、既ニ他ヨリ補助又ハ援助ヲ受ケ又ハ受ケツ、アル場合ニハ其ノ説明  
七、引續キ補助又ハ援助ヲ受ケントスルトキハ當該年度ニ於テ既ニ爲シタル調査研究發明考案ノ經過及成績  
既ニ着手シタル後補助又ハ援助ノ申込ヲ爲サントスル調査研究又ハ發明考案ニアリテハ前項各號ノ外ニ其ノ沿革經過ニ關スル説明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第十條 前條ノ申込書ニハ左記事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

第十四條 前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ三月中ニ補助又ハ援助ノ金額ノ請求書及第二號様式又ハ第三號様式ニ依リ誓約書ヲ本會ニ提出スヘシ

一、補助又ハ援助ヲ受ケヘキ調査研究又ハ發明考案ノ目的計畫及其ノ説明

第十五條 本會ノ補助又ハ援助ヲ受ケタル者ハ毎年三月末日ヲ以テ締切り其ノ後一ヶ月以内ニ本會所定ノ用紙ニ依リ調査研究又ハ發明考案ノ經過及成績ヲ報告スルコトヲ要ス補助又ハ援助ヲ受ケタル調査研究又ハ發明考案ノ終了シタルトキ亦同ジ

二、必要經費ノ概算及其ノ説明

第十六條 已ムヲ得サル事情ニ依リ中手ノ履歷

三、補助ヲ受ケヘキ希望金額、期間及實施ノ場所

第十七條 本會ハ補助又ハ援助シタル事項ニ關スル結果ノ公表、特許權、實用新案權又ハ著作權等ニ就イテハ之ヲ拘束スルコトナシ但シ結果ヲ公表シ又ハ特許權實用新案權若クハ著作權ヲ取得セントスルトキハ其ノ都度事前ニ本會ニ報告スヘシ

四、補助又ハ援助ヲ受ケヘキ調査研究又ハ發明考案ニ關シ既ニ發表シタル論文アラハ其ノ論文及掲載シタル雜誌若クハ圖書ノ名稱

第十八條 本會ハ評議員會ノ議決ヲ經テ補助又ハ援助ヲ停止スルコトアルヘシ

五、補助又ハ援助ヲ受ケヘキ者及助手ノ履歷

第十九條 補助又ハ援助ヲ受ケタル者調査研究若クハ發明考案ヲ終了シ、自己ノ都合ニ依リ中途ニシテ之ヲ中止シ、補助若クハ援助ノ期間滿了シ又ハ補助若クハ援助ノ停止ヲ受ケタルトキハ貸附ヲ受ケタル機械器具等

途ニシテ補助又ハ援助ヲ受ケタル調査研究又ハ發明考案ヲ中止シタルトキハ其ノ詳細ナル事由書ヲ添へ前條第一項ノ書類ヲ提出スヘシ

第二十條 前條ノ場合ニ於テ補助又ハ援助ヲ受ケタル者ニ損害ヲ生スルコトアルモ本會ハ其ノ責ニ任セス

第十七條 本會ハ補助又ハ援助シタル事項ニ關スル結果ノ公表、特許權、實用新案權又ハ著作權等ニ就イテハ之ヲ拘束スルコトナシ但シ結果ヲ公表シ又ハ特許權實用新案權若クハ著作權ヲ取得セントスルトキハ其ノ都度事前ニ本會ニ報告スヘシ

第二十一條 本規程ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

第十八條 本會ハ評議員會ノ議決ヲ經テ補助又ハ援助ヲ停止スルコトアルヘシ

〔附記〕 發明考案援助補助豫算、昭和十三年度二萬三千五百九十圓也

第六章 補助又ハ援助ノ停止又ハ中止

○帝國飛行協會  
一、航空に關シ顯著なる發明をなしたる場合之を表彰す  
表彰は我民間航空の進展に寄與すべき程度に應じ差等を附す情況に應じ金品を併與することあり

第十九條 補助又ハ援助ヲ受ケタル者調査研究若クハ發明考案ヲ終了シ、自己ノ都合ニ依リ中途ニシテ之ヲ中止シ、補助若クハ援助ノ期間滿了シ又ハ補助若クハ援助ノ停止ヲ受ケタルトキハ貸附ヲ受ケタル機械器具等

二、右の表彰を受くべきものは發明の要領經過及將來の用途を具し各府縣廳内本會地方本部長を経て本會に申請すること

第二十條 前條ノ場合ニ於テ第十五條第一項ノ書類ヲ提出スヘシ

○財團野村獎學會  
一、發明考案に對する補助又は援助施

第二十一條 本規程ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

設  
(イ) 其方法の概略  
(一) 趣旨  
本會は産業及經濟の發展上有益なる學術研究を振興しその應用を圖り國家生産力の増進に寄與することを以て目的となす

第二十二條 發明考案援助補助豫算、昭和十三年度二萬三千五百九十圓也

(二) 範圍  
1 産業科學の研究應用に對する援助をなすこと  
2 發明考案の産業化を獎勵援助すること  
3 學術團體の有益なる研究に對する資金援助をなすこと  
4 必要に應じ研究並に研究の産業化其他の試験を行ふこと  
5 有爲なる研究者の養成を援助すること  
6 有爲なる學生生徒に對する學費研究費の補助をなすこと  
7 其他理事會に於て適當と認むる事業を行ふこと

第二十三條 本會ニ於テ助成スヘキ調査研究又ハ發明考案ヲ決定シタルトキハ直チニ其ノ旨推薦者タル評議員ヲ經テ申込者ニ通知スルモノトス

(ロ) 昭和十三年度  
事業費 二七、一五〇

第十四條 前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ三月中ニ補助又ハ援助ノ金額ノ請求書及第二號様式又ハ第三號様式ニ依リ誓約書ヲ本會ニ提出スヘシ

第十五條 本會ノ補助又ハ援助ヲ受ケタル者ハ毎年三月末日ヲ以テ締切り其ノ後一ヶ月以内ニ本會所定ノ用紙ニ依リ調査研究又ハ發明考案ノ經過及成績ヲ報告スルコトヲ要ス補助又ハ援助ヲ受ケタル調査研究又ハ發明考案ノ終了シタルトキ亦同ジ

第十五條 本會ノ補助又ハ援助ヲ受ケタル者ハ毎年三月末日ヲ以テ締切り其ノ後一ヶ月以内ニ本會所定ノ用紙ニ依リ調査研究又ハ發明考案ノ經過及成績ヲ報告スルコトヲ要ス補助又ハ援助ヲ受ケタル調査研究又ハ發明考案ノ終了シタルトキ亦同ジ

第十六條 已ムヲ得サル事情ニ依リ中手ノ履歷

研究獎勵援助 一三、二三〇  
東大遺傳學講座寄附 五、〇〇〇  
學生生徒給費 八、九二〇  
(一) 獎勵援助の件

第一件 申請人 京都帝國大學教授 濱部 源次郎  
助教 長尾 不二夫

一、研究題目 「高速ディーゼル機關の研究」  
一、金額 昭和十三年度二千四百圓

第二件 申請人 東京高等齒科醫學學校教授 長谷川 秀治

一、研究題目 「熱帶植物の研究」  
一、金額 三千圓  
第三件 申請人

九州帝國大學教授 井上 克巳

一、研究題目 「本邦産低品位ニツケル鑛よりのフェロ・ニツケルの製造に關する研究」  
一、金額 五千二百二十圓

第四件 申請人 京大科學研究所員 伊佐 三郎

一、研究題目 「南洋産纖維原料(ニツパ椰子)の研究」  
一、金額 三千四百六十圓

(二) 寄附の件(昭和十三年度)  
東京帝國大學理學部野村遺傳學講座維持費(金額五千圓)  
大阪朝日新聞社主權代用品發明懸賞募集に關する一等副賞(金額五千圓)

官省職務發明規程

○東京電氣株式會社

△發明改良獎勵規則概要

(大正十二年十二月十五日實施)

(1) 従業員カ發明又ハ考案ヲ爲シタルトキハ其ノ内容ヲ明記シタル書面ヲ以テ所屬部長ヲ經テ社長ニ具申シ同時ニ其ノ要點ヲ口頭又ハ書面ヲ以テ特許課長ニ通告スヘシ  
前項特許課長ヘノ通告ハ考案者所屬ノ課科長若クハ部所長考案者ニ代ツテ爲スコトヲ得

(2) 前條ノ發明考案ニシテ會社カ工業所有權ヲ獲得シタル場合又ハ銓衡ノ上會社ノタメニ有益ナリト認メタル場合ニハ考案者ニ對シ賞金及賞牌ヲ交付ス

△従業員特別表彰規程

(昭和十三年四月一日實施)

第一條 東京電氣株式會社及關係會社(以下會社ト稱ス)ノ従業員ニシテ左記ニ該當スルモノニ對シ特ニ表彰シ

△發明實用新案及意匠

ニ關スル規程

第一條 (省略)

第二條 職員カ本所ニ於テ職務上發明ヲ爲シタルトキハ特許ヲ受クルノ權利ハ本所之レヲ承繼ス外國ニ於テ特許ヲ受クルノ權利ニ付亦同シ

第三條 前條ノ發明ニ關スル特許權ハ發明者ノ希望ニ因リ本所ノ承諾アリタルトキハ本所ト發明者トノ共有ト爲スコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依リ特許權カ本所ト發明者トノ共有ニ係ル場合ニ於テハ特許料ハ本所ノ負擔トス但シ發明者カ本所ノ同意ヲ得テ持分ヲ讓渡シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 本所カ第二條ノ規定ニ依リ特許ヲ受クルノ權利ヲ承繼シタル場合ニ於テ發明者ニ支拂フヘキ補償金ハ特許發明ノ實施ニ因ル利益金、特許發明ノ實施ノ許諾ニ對シテ支拂ヲ受ケタル報酬金、法律ノ規定ニ依リ實施權ヲ有スル者ヨリ支拂ヲ受ケタル補償金、特許ヲ受クルノ權利又ハ特

許權ノ讓渡ニ因リ對價トシテ支拂ヲ受ケタル金額及特許權ノ制限、收用又ハ取消ニ因リ政府ヨリ補償金トシテ支拂ヲ受ケタル金額ノ百分ノ五十トス但シ發明ニ關スル事情其ノ他ヲ斟酌シ百分ノ二十五ノ範圍内ニ於テ本所ノ認定ニ依リ之レヲ増減スルコトヲ得

數人ノ職員カ共同シテ發明ヲ爲シタルトキハ各發明者ニ支拂フヘキ補償金ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ各發明者ノ受クヘキ補償金額ハ本所ノ定ムル處ニ依ル

第三條ノ規定ニ依リ本所ト發明者ト特許權ヲ共有スル場合ニ於テハ發明者ノ持分ヲ以テ前項ノ補償金ト看做ス特許權取得後五年ヲ經過スルモ第一項ノ補償金ヲ支拂フコト能ハサルトキハ本所ハ發明者ト協議シ相當ノ補償金ヲ支拂フモノトス

第六條 國其ノ他ノ法人又ハ個人ヨリ依託ヲ受ケタル研究生カ本所ニ於テ職務上發明ヲ爲シタルトキハ之レヲ指導スル主任ノ研究員ト協同シテ發

テ其ノ功績ヲ賞ス

一、數多ノ有益ナル發明又ハ考案ヲナシ社業上裨益スル所多大ナルモノ

二、會社カ當該従業員ノ發明又ハ考案ヲ相當期間ニ互リテ實施シ之カタメ會社ノ聲價ヲ高メ社業上裨益スル所大ナルモノ

三、業務上多大ノ貢獻ヲナシ會社ヲシテ利スル所大ナルモノ

第二條 被表彰者ニ對シ左ノ賞與ヲ行フ

一、賞狀

一、副賞

イ、社長賞 現金壹千圓也

ロ、被表彰者額縁入肖像寫眞

第三條 被表彰者ハ特別表彰者銓衡委員會(以下本委員會ト稱ス)ノ審理ヲ經テ伺書ヲ以テ重役ノ決裁ニ依リ之ヲ定ム

第四條 本規程ニヨル特別表彰ハ毎年四月一日東京電氣株式會社創立記念祝賀式ノ式場ニ於テ之ヲ行フ(以上)

○理化學研究所

明ヲ爲シタルモノトス

第七條 職員カ本所ニ於テ職務上特許法第三條第二號乃至第三號ノ事項ニ付特許ヲ受クルコトヲ得サル發明ヲ爲シタルトキハ本所ハ物ノ發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス前項ノ場合ニ於テ本所ハ發明者ト協議シ相當ノ補償金ヲ支拂フモノトス

第八條 第二條ノ規定ニ依リ本所カ職員ノ爲シタル發明ニ付特許ヲ受クルノ權利ヲ承繼シタル場合ニ於テ本所カ其發明ニ付特許ノ出願ヲ爲ササルトキハ前條ノ規定ヲ準用ス

第九條 第二條ノ場合ニ於ケル本所ノ特許出願前又ハ前二條ノ場合ニ於テ發明者カ自ら發明ヲ實施シ又ハ他人ニ發明ノ内容ヲ知ラシメタルトキハ本所ニ對シテ之レニ因リテ生シタル一切ノ損害ヲ賠償スヘキモノトス

第十條 本規程ハ實用新案若ハ意匠ノ

登錄ヲ受クルノ權利又ハ實用新案權若ハ意匠權ニ付之レヲ準用ス

○鐵道省

△國有鐵道職員ノ發明  
考案ニ關スル規程

(昭一二・二一達一一六三)

第一條 職員及囑託員(以下單ニ職員ト稱ス)ニシテ國有鐵道及其ノ附帶ノ業務ニ利用シ得ヘキ發明若ハ考案ヲ爲シ又ハ其ノ發明若ハ考案ニ付他ノ職員ヨリ特許又ハ實用新案ノ登錄ヲ受クルノ權利ヲ繼承シタル者ハ左ノ區別ニ從ヒ所屬長ヲ經テ鐵道大臣ニ届出ツヘシ

届出ヲ爲スヘキ場合記載事項

一、特許又ハ實用新案ノ登錄ヲ出願シタルトキ

(記載事項)願書番號、名稱及出願年月日

二、公告アリタルトキ

(添附書類)出願公告分冊

三、出願拒絶査定若ハ出願無効處分アリタルトキ又ハ出願ヲ取下ケタルトキ

ルトキ

(記載事項)願書番號及名稱公告アリタルトキハ其ノ番號

四、特許又ハ實用新案ノ登錄ヲ受ケタルトキ

(添附書類)特許證又ハ登錄證寫竝ニ明細書分冊(實用新案ニシテ公告後訂正アリタルトキハ訂正シタル說明書及圖面)

五、追加ノ特許ヲ受ケタルトキ

(添附書類)追加ノ特許證寫及明細書分冊

六、特許權存續期間延長ノ許可ヲ受ケタルトキ

(記載事項)特許番號及名稱

(添附書類)特許證寫

第二條 職員ハ前條第一項第四號及第五號ノ届出ニ際シ實施權無償許諾證書及實施權設定登錄申請ニ關スル委任狀ヲ附添シ所屬長ヲ經テ鐵道大臣ニ實施權ノ採納ヲ申出ツルコトヲ得前項ノ申出アリタルトキハ法規課長ハ該發明又ハ考案カ國有鐵道及其ノ附帶ノ業務上有用ナリヤ含ヤヲ調査

シ之カ採含ヲ所屬長ヲ經テ通知スヘシ

第三條 前條第一項ノ申出ナキ場合ト雖モ法規課長ニ於テ其ノ發明又ハ考案カ特許法第十四條第二項若ハ實用新案法第二十六條ニ該當スヘキモノニシテ且國有鐵道及其ノ附帶ノ業務上有用ナルモノト認メタルトキハ發明者、考案者又ハ其ノ權利ノ讓受人ニ對シ實施權設定ノ手續ヲ爲サシムヘシ

職員カ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ實施權無償許諾證書及實施權設定登錄申請ニ關スル委任狀ヲ所屬長ヲ經テ鐵道大臣ニ提出スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ實施權設定登錄アリタルトキハ法規課長ハ所屬長ヲ經テ特許權者又ハ實用新案權者ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第四條 職員ハ其ノ發明又ハ考案ニ付特許若ハ實用新案登錄ヲ受クルノ權利ヲ豫メ鐵道省(國)ニ讓渡スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ左記ニ依ル書類ヲ添附シ所屬長ヲ經テ之ヲ鐵道大

臣ニ申出ツヘシ

一、特許ヲ受クルノ權利ヲ讓渡スル場合

添附書類

(一) 讓渡證書

(二) 明細書及圖面

(三) 共同發明ニ係ルトキハ其ノ事實ノ證明書

二、實用新案登錄ヲ受クルノ權利ヲ讓渡スル場合

添附書類

(一) 讓渡證書

(二) 說明書及圖面

(三) 共同考案ニ係ルトキハ其ノ事實ノ證明書

職員自ラ特許又ハ實用新案登錄ヲ出願シタル後ト雖モ其ノ特許又ハ實用新案登錄ヲ受クルノ權利ヲ鐵道省(國)ニ讓渡スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ發明又ハ考案ニ付特許若ハ實用新案登錄ヲ受ケタルトキハ法規課長ハ所屬長ヲ經テ之ヲ當該職員ニ通知スルコトヲ要ス

第五條 職員ハ自己ノ所有スル特許權又ハ實用新案權ヲ鐵道省(國)ニ讓渡スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ左ノ區別ニ從ヒ所屬長ヲ經テ之ヲ鐵道大臣ニ申出ツヘシ

一、特許權ヲ讓渡スル場合

記載事項 實施權ヲ許諾シタル事實ノ有無

添附書類

(一) 讓渡證書

(二) 委任狀

(三) 特許證(追加ノ特許アリタルトキハ其ノ特許證共)

(四) 明細書分冊(明細書分冊ナキトキハ明細書及圖面)

二、實用新案權ヲ讓渡スル場合

記載事項 實施權ヲ許諾シタル事實ノ有無

添附書類

(一) 讓渡證書

(二) 委任狀

(三) 實用新案登錄證

(四) 實用新案公報分冊(公報分

冊ナキトキハ説明書及圖面

前項ノ規定ニ依リ特許權又ハ實用新案權ノ移轉登錄アリタルトキハ法規課長ハ所屬長ヲ經テ之ヲ讓渡人ニ通知スルコトヲ要ス

第六條 職員カ國有鐵道及其ノ附帶ノ業務ニ利用シ得ヘキ發明又ハ考案ニ付特許若ハ實用新案登錄ヲ受クルノ權利又ハ特許權若ハ實用新案權ヲ職員以外ノ者ニ移轉シ又ハ信託ニ付セントスルトキハ豫メ其ノ明細書若ハ説明書及圖面ヲ添ヘ所屬長ヲ經テ鐵道大臣ニ上申シ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第七條 前各條ノ規定ハ職員カ職員以外ノ者ト共同シテ發明又ハ考案ヲ爲シタル場合ニ之ヲ適用ス

第八條 鐵道省ニ於テ職員ノ發明、考案ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ所屬長ハ法規課長ノ手續濟通知ニ基キ當該職員ニ對シ別記様式ノ採納證

第九條 鐵道省ニ於テ職員ノ發明、考案ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ

書ト共ニ左記金額以内ノ報勞金ヲ交付スルコトヲ得

一、特許ヲ受クルノ權利ヲ讓渡シタル者其ノ特許アリタルトキ

五〇圓

二、實用新案ノ登錄ヲ受クルノ權利ヲ讓渡シタル者其ノ登錄アリタルトキ

四〇圓

三、特許實施權ヲ許諾シタル者

二五圓

四、實用新案實施權ヲ許諾シタル者

二〇圓

五、特許權ヲ讓渡シタル者

一〇圓

イ、實施權ノ設定ナキ特許權ヲ特許後三箇月以内ニ讓渡シタルトキ

五〇圓

ロ、其ノ他

二〇圓

六、實用新案權ヲ讓渡シタル者

一〇圓

イ、實施權ノ設定ナキ實用新案權ヲ登錄後三箇月以内ニ讓渡シタルトキ

四〇圓

ロ、其ノ他

二〇圓

第九條 鐵道省ニ於テ職員ノ發明、考案ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ

第十條 鐵道省ニ於テ職員ノ發明、考案ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ

第十一條 鐵道省ニ於テ職員ノ發明、考案ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ

第十二條 鐵道省ニ於テ職員ノ發明、考案ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ

第十三條 鐵道省ニ於テ職員ノ發明、考案ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ

當該職員ノ發明又ハ考案當時ノ所屬長ニ於テ毎年四月三十日限り前年度ニ於ケル其ノ實施狀況ヲ調査シ之ヲ法規課長ニ報告スヘシ

第十條 第八條ノ規定ニ依ルノ外發明又ハ考案ノ實用價值顯著ナルトキハ褒賞スルコトアルヘシ

褒賞ニ付テハ所屬長ヨリ鐵道大臣ニ具申スヘシ

(別記様式)省略

鐵道部内職員表彰規程

(大ニ二一鐵道大臣達)

第一條 鐵道部内職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ表彰ト共ニ功績章ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

一、滿二十年以上勤績シ成績操行共ニ拔群ニシテ一般職員ノ模範タルヘキ者

二、職務執行上特ニ一般職員ノ儀表トシテ推奨スヘキ行爲アリタル者

三、事業上顯著ナル改良若ハ有益ナル發明ヲ爲シ又ハ事故防止、災害豫防其ノ他業務ニ關シ特殊ノ功勞在リタル者

〇神戸製鋼所

△職員發明ニ關スル規程

(昭和十年十一月一日改訂)

第一條 職員カ職務上會社ノ業務範圍ニ屬スル發明ヲナシタル時ハ特許法ノ定ムル所ニ依リ其ノ特許ヲ受クルノ權利ハ全部會社ニ於テ承繼スルモノトス

但シ第三條ノ規程ニ依リ審査委員會ニ於テ必要ナシト認メタル時ハ此ノ限りニ非ス

第二條 職員ノナシタル發明カ會社ニ於ケル自己現在ノ直接關係業務ニ非スト雖モ會社ノ業務範圍ニ屬スルモノハ職務上ナシタルモノト見做ス

第三條 職員カ第一條ニ定ムル發明ヲナシタル時ハ其明細書(特許出願ノ様式ニ準ス)ヲ所屬主任及次長、部長ヲ經テ調査部長ニ提出スヘシ、調査部長ハ調査係ヲシテ之ヲ調査セシメ意見ヲ具シテ發明品審査委員會ニ回付シ同委員會ノ審査決定ヲ受クルモノトス

第四條 發明品審査委員會ノ構成ヲ左

第五條 發明品審査委員會ノ構成ヲ左

第六條 發明品審査委員會ノ構成ヲ左

第七條 發明品審査委員會ノ構成ヲ左

第八條 發明品審査委員會ノ構成ヲ左

第九條 發明品審査委員會ノ構成ヲ左

第十條 發明品審査委員會ノ構成ヲ左

第十一條 發明品審査委員會ノ構成ヲ左

第十二條 發明品審査委員會ノ構成ヲ左

第十三條 發明品審査委員會ノ構成ヲ左

ノ如ク定メ社長之ヲ任命スルモノトス

審査委員長 一名  
審査委員 若干名  
幹事 二名

但シ審査委員長ハ審査事項ノ種類ニ依リ前記審査委員中ヨリ指名シタル特別委員會ニ付シ或ハ他ニ臨時委員ヲ任命シテ審査ニ干與セシムル事アルヘシ此ノ場合特ニ辭令ヲ用ヒス

第五條 發明品審査委員會ノ分掌左ノ如シ

審査委員長ハ必要ニ應ジ特別委員及臨時委員ヲ任命シ各委員會ニ於ケル審査事項ニ決裁ヲ與フヘシ  
審査委員ハ委員長ノ諮問ニ答申シ又提議セラレタル審査事項ニ關シ合議ヲ以テ嚴正慎重ニ審査スヘシ  
幹事ハ各委員會ニ於ケル一切ノ文書記録ヲナシ審査判例ノ編纂ヲ擔當ス

第六條 會社カ特許ヲ受クルノ權利ヲ承繼シタル發明ノ出願及之ニ關スル手續一切ハ調査部ノ所掌トス調査部長ハ之等ノ内容性質等ニ依リ適當ト

第十三年次ノ各特許料納付前ニ於テ繼續スルコトノ可否  
但シ實用新案ニ在リテハ第十年次ノ決定ヲ要セス

三、特許期間滿了ノ前年ニ於テ該特許ノ存續期間延長申請ノ要否  
本條ノ規定ニヨリ會社カ特許權ヲ處分放棄スル時ハ發明者ニ豫メ之ヲ通告スルト共ニ支障ナキ限り發明者ノ希望ニ依リ發明者本人ニ限リ讓渡スルコトアルヘシ

第十二條 會社カ營業上他人ノ有スル特許權讓受其他類似ノ事件ノ生シタル時ハ當該業務ヲ主管スル係工場主任ハ所屬部長ヲ經テ調査部長ニ申出ルモノトシ調査部長ハ調査係ヲシテ關係事項ヲ調査セシメ審査委員會ノ決定ヲ受ケテ處理スルモノトス  
但シ本條ノ規定ニ依リ會社ノ有ニ歸シタル特許權ニ對シテモ第十一條ノ規定ヲ適用ス

第十三條 本規程ニ於テハ發明考案全部ヲ發明又ハ特許トシテ取扱ヒタル

認ムル辨理士ヲ選任シ之ヲ處理セシムルコトヲ得

第七條 第一條ニヨリ承繼シタル發明ニツキ會社カ特許權ヲ獲得シ得ルニ到レルモノニ對シテハ其確定後詮議ノ上補償金ヲ支給シ左ニ定ムルモノニ對シテハ特ニ詮議ノ上別ニ褒賞スルコトアルヘシ

一、本條ニヨリ補償金ヲ支給シタル發明ニシテ其實施ノ成績顯著ナルモノ  
二、特許ヲ出願セサルモノ及出願セ

ルモノ特許ヲ得ルニ到ラザリシモノト雖モ之等カ考案の性質ヲ有シ實際上之ニヨリテ會社カ顯著ナル收益ヲ得タルモノ  
本條ニ規定スル補償金ハ調査係ヨリ調査部長ニ褒賞ハ當該主任ヨリ所屬次長及部長ヲ經テ調査部長ニ申告シ之ニヨリ調査部長ハ之カ詮議方申請ヲナスモノトス  
本條ノ適用ハ審査委員會ノ決定ニ基キ社長ノ決裁ヲ受クルモノトス

第八條 職員ニシテ既ニ成立セル特許モ特ニ定メナキ限り特許、實用新案、商標及意匠登録ヲ包含スルモノトス  
本規程ハ從業員ノ發明考案ニ對シテモ之ヲ適用ス

第十四條 本規程ニ定メナキ事項及本規程ニ生シタル疑義ハ一ニ社長ノ決裁ニ俟ツト共ニ本規程ハ社長ノ意見ニヨリ隨時増補改廢スルコトアルヘシ

### ○選 信 省

#### △選信選獎規程抄

第一條 選信部内ニ奉職スル判任官、通信手、雇員又ハ傭人ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ且品行方正、恪勤精勵ニシテ一般職員ノ儀表トナスニ足ル者ニハ本規程ニヨリ褒章ヲ授與シテ之ヲ選獎ス

一、有益ナル發明又ハ改良ヲ爲シタル者  
第二條 褒章ニハ褒狀ヲ添付ス  
第三條 褒章ヲ分チテ功績章、勤績章及皆勤章トス  
功績章ヲ分チテ三級トス  
第四條 褒章ノ制式ハ別圖ノ如シ

權ヲ有シ之カ會社ノ業務ニ屬スルカ或ハ其他ノ有益ナルモノナル時ハ詮議ノ上會社之ヲ承繼スルコトアルヘシ

但シ其補償及褒賞ニ就テハ第七條ノ規定ヲ準用ス

第九條 第一條ノ規定ニ依リ會社カ特許ヲ受クルノ權利ヲ承繼シタルトキハ其發明ノ出願其他ノ費用ハ全部會社ニ於テ負擔スルモノトス

第十條 發明者カ出願前猥リニ其内容ヲ漏洩スルカ又ハ他ニ於テ實施セルカ或ハ既ニ成立セル特許ニ於テ會社カ承繼ノ意志アルニ拘ラス之ヲ讓渡セス其カタメ會社カ損害ヲ蒙リタル時ハ發明者ニ之ヲ賠償セシム

第十一條 會社ノ所有ニ歸セル特許權ハ左記ノ場合調査部長之ヲ審査委員會ニ諮リ適宜整理處分スルコトアルヘシ  
一、出願期間中重要ナル特殊ノ事態ヲ生シタル時ハ更ニ之ヲ特許權トシテ成立セシムルコトノ可否  
二、第四年次、第六年次、第十年次及

第五條 功績章ハ第一條第一項第一號、第二號又ハ第五號ニ該當スル者ニ其ノ功績ノ程度ニ依リ之ヲ授與ス功績章ニハ賞金又ハ賞品ヲ添フルコトアルヘシ

第六條 褒章ハ選信大臣之ヲ授與ス  
第七條 褒章ハ服務中常ニ左胸上部ニ之ヲ佩用スヘシ但シ女子ニ在リテハ前襟部ニ之ヲ佩用スルコトヲ得  
褒章ハ選信部内ニ於ケル儀式禮典ノ際左胸上部女子ニアリテハ前襟部ニ之ヲ佩用スルコトヲ得

第八條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ褒章ヲ還納セシム  
一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ  
二、懲戒處分ニ因リ免官又ハ免職セラレタルトキ

第九條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ褒章ヲ還納セシムルコトアルヘシ  
一、罰金以下ノ刑ニ處セラレタルトキ  
二、免官又ハ免職以外ノ懲戒處分ヲ受ケタルトキ



三、其ノ他不都合ノ所爲アリタルトキ

第十條 皆勤章ヲ有スル者缺勤又ハ退職シタルトキハ之ヲ還納セシム

別圖褒章制式(省略ス)

(附記) 本規程ニ依ル表彰ハ原則トシテ毎年四月二十日ノ遞信記念日ニ於テ之ヲ爲ス

○造幣局

△發明考案獎勵規程

(昭和三年四月局長達第六號)

第一條 局員ニシテ性質上本局ノ業務範圍ニ屬スル新規ナル發明又ハ考案ヲ爲シタル者アルトキハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フモノトス

第二條 前條ノ發明又ハ考案ニシテ之ヲ爲スニ至リタル行爲カ發明者又ハ考案者ノ任務ニ屬スル場合ニ於テハ本局ハ其ノ發明又ハ考案ニ付特許若ハ登録ヲ受クルノ權利、特許權、實

用新案權、又ハ意匠權ヲ承繼ス但シ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ權利ヲ承繼シタルトキハ相當ノ補償金ヲ支給ス

前條ノ發明又ハ考案ニシテ之ヲ爲スニ至リタル行爲カ發明者又ハ考案者ノ任務ニ屬セサル場合ニ於テ本局カ其ノ特許若ハ登録ヲ受クルノ權利又ハ特許權、實用新案權若ハ意匠權ヲ承繼シタルトキハ相當ノ補償金ヲ支給ス

第三條 局員ニシテ第一條ノ發明又ハ考案ヲ爲シタルモノアルトキハ所屬部課場長ハ其ノ顛末ヲ詳記シ局長ニ具申スヘシ

第四條 前條ノ發明又ハ考案ヲ審査セシムル爲本局ニ發明考案審査委員會ヲ置ク

第五條 前條ノ審査委員會ハ委員長一名、委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 委員長及委員ハ自己ノ干與セ

ル發明又ハ考案ノ審査ニ參與スルコトヲ得ス

第七條 第三條ノ規定ニ依ル書類ノ提出アリタルトキハ作業部長ニ於テ之ヲ審査委員會ニ附議スルノ要否ニ關シ意見ヲ付シ審査委員長ニ送付スヘシ

第八條 前條ノ規定ニ依リ書類ノ送付ヲ受ケタルトキハ審査委員長ハ遲滞ナク審査委員會ヲ召集スルノ手續ヲ爲スヘシ

第九條 審査委員會ヲ開催セントスルトキハ少クトモ五日前ニ會議ノ日時及審査ニ付スヘキ案件ヲ各審査委員ニ通知スヘシ

第十條 發明考案審査委員會ニ於テ審査スル事項左ノ如シ

- 一、表彰ノ要否
二、表彰
甲、該發明又ハ考案ハ既ニ公然ニ知ラレ若ハ使用セラレ又ハ容易ニ應用シ得ヘキ程度ニ於テ刊行物ニ記載セラレタルモノニ非サルヤ

乙、作業上有益ノ程度

イ、生産額ニ及ホス影響

ロ、人件費、動力費其ノ他生産費ニ及ホス影響

ハ、設備費、修繕費其他ノ經費ニ及ホス影響

ニ、製品ノ品質ニ及ホス影響

ホ、其ノ他作業上ニ及ホス影響

丙、他ノ特許、實用新案又ハ意匠ヲ利用スルニ非サレハ實施シ難キモノニ非サルヤ

丁、實施ノ難易

戊、發明者又ハ考案者ノ功績及表彰ノ程度

但シ二人以上ノ協力ニ係ルモノナルトキハ各當事者ノ功績及表彰ノ割合

三、第二條ニ該當スルトキハ其ノ補償金額

四、其ノ他特ニ必要ト認メタル事項

第十一條 審査委員會ニ於テ審査上實驗ヲ行フノ必要アリト認メタルトキハ事由ヲ具シ其ノ實施ヲ主管部課ニ請求スヘシ

第十二條 審査委員會ニ於テ審査ヲ了シタルトキハ審査委員長ハ發明考案審査成績書ヲ作成シ關係書類ト共ニ之ヲ局長ニ提出スヘシ

第十三條 發明又ハ考案ニ對スル表彰ハ左ノ區分ニ依ル

- 一、等 金二千圓以内
二、等 金千圓以内
三、等 金五百圓以内
四、等 金二百圓以内
五、等 金百圓以内
六、等 褒狀

特殊ノ發明又ハ考案ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス特ニ大藏大臣ニ具申シテ賞金額ノ増加其ノ他適當ト認ムル獎勵方法ヲ講スルコトアルヘシ

賞金ヲ授與スル場合ニ於テハ賞金ヲ併セ授與スルコトヲ得

第十四條 前條ノ規定ニ依リ賞金ヲ授與スル場合ニ於テハ同時ニ賞狀ヲ授與ス

第十五條 補償金ノ支給ハ賞金、褒狀又ハ賞金ノ授與ヲ妨ケス

第十六條 本局ノ有スル特許又ハ登録

ヲ受クルノ權利、特許權、實用新案權又ハ意匠權ノ讓渡若ハ本局ニ屬スル發明又ハ考案ノ使用許可ノ申請アリタルトキハ審査委員會ノ議ヲ經テ左ノ事項ヲ決定ス

- 一、許可ノ可否
二、許可スル場合ニ於ケル代價ノ徵否及其ノ金額

○日本石油株式會社

△發明獎勵ノ取扱ニ就テ

當社ニ於テハ從來別紙ノ通り「社員表彰ニ關スル件」及「礦夫褒賞規程」等ノ規程ニ依リ業務上有益ナル發明考案ヲナシタル者ニハ其都度審査ノ上獎勵金並ニ賞狀ヲ授與致居候處近時産業振興ノ要望ニ鑑ミ昭和十一年度後期ヨリ利益金處分ノ内「發明研究獎勵資金」ヲ設ケ之レカ發達助長勸奨ニ對シ積極的方針ヲ執ルコトト相成候、而シテ昨年度下半年期ニ於ケル表彰件數及褒賞金額左記ノ通りニシテ同獎勵資金現在高八四十八萬六千二百四十圓ニ候

礦業關係 四〇件 四、五六〇圓

製油關係 七〇件 八、八〇〇圓

合計 一一〇件 一三、三六〇圓  
追而更ニ目的遂行ノタメ現行褒賞規定ハ近ク之ヲ改訂ノ上今回ヨリ功績表彰ハ毎年定期ニ行フト共ニ審査委員會制ヲ設ケテ表彰ノ可及的公正ヲ期スルコトニ致度規程案作成中ニ候

△社員表彰ニ關スル件

社員カ業務上有益ナル發明又ハ考案ヲ爲シ會社ニ貢獻スル所顯著ナル場合ハ之ヲ表彰スルコト、シ、其ノ表彰ノ手續ニ付テ右ニ該當スル者アリタルトキハ其ノ者ノ屬スル課ハ其事由ヲ詳記シタル書類(必要ノ場合ハ圖面添付)ヲ秘書課ニ於テハ關係課ト協議ノ上表彰ノ可否又ハ表彰ノ場合褒賞ノ程度ニ關シ立案シ取締役ノ承認ヲ經テ決定ノコトニ相成候間此段通牒候也

△礦夫褒賞規程拔萃

第一條 礦夫ノ褒賞ハ之ヲ分テ功績賞 善行賞、及年功賞ノ三種トス  
第二條 功績賞ハ礦夫左ノ各號ノ一ニ該當スル場合銓衡ノ上左記ニ依リ褒賞スルモノトス  
一、業務上有益ナル發明若クハ改良

ヲ爲シタル者 日給又ハ月給日割額ノ一百日分以内 (以下略)

第五條 功績賞、善行賞及年功賞ニハ賞狀ヲ添付スルモノトス  
第六條 功績賞及善行賞ヲ受クル者ノ中特ニ優秀ト認ムル者(並滿二十五年勤續ノ年功賞ヲ受クル者)ハ攝影ノ上略歴ヲ附シ適當ノ場所ニ掲出スルモノトス  
第七條 褒賞ハ善行賞及年功賞ニ在リテハ毎年五月十日、功績賞ニ在リテハ隨時之ヲ行フ (以下略)

○王子製紙株式會社

△發明考案取扱規程

第一條 從業員勤務上研究ノ結果發明又ハ考案ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク之ヲ所屬課長又ハ工場長ニ報告シ所屬課長又ハ工場長ハ遲滞ナク説明書及意見書ヲ添ヘテ之ヲ社長ニ報告スヘシ  
第二條 前條ノ發明者又ハ考案者ノ名義ハ妄リニ之ヲ他人名義ニ變更スヘカラス若シ變更ノ必要アル場合ニ於テハ豫メ社長ノ承認ヲ受クヘシ

○川崎造船所

△艦船工場發明考案改良案審査會内規

第一條 發明考案改良審査會ハ事業ノ發展ニ資スヘキ發明考案改良案ヲ技術上及使用方面ヨリ審議ヲナシ發明考案、改良者ヲ表彰シ以テ作業ノ改良進歩竝ニ能率ノ増進ヲ計リ川崎式獨自ノ技術ノ向上ニ邁進セントスル補助機關トス  
第二條 本會委員長及委員ノ編制ヲ左ノ通り定ム

委員長 一名  
委員 七名  
委員長ハ必要ニヨリ所長ノ承認ヲ得テ委員數ヲ増減スルコトヲ得

第三條 委員長ハ發明考案、改良案ノ提出アリタルトキ隨時審査會ヲ開催シ左ノ事項ヲ審議スルモノトス  
一、發明、考案、改良ノ主點  
一、右ニ要スル豫算費額  
一、改良考案發明ニヨルモノト在來ノモノトノ効率比較及利益竝ニ其

第三條 第一條ノ發明又ハ考案ニ對シ所屬課長又ハ工場長ニ於テ其特許又ハ實用新案ノ登録ヲ必要ト認メタルトキハ書面ヲ以テ之ヲ社長ニ稟議スヘシ  
前項ノ稟議アリタルトキハ社長之ヲ審査シ其出願ノ要否ヲ決スルモノトス

第四條 前條ニ依リ登録ヲ出願スル場合ニ於テ其發明者又ハ考案者ノ特許又ハ實用新案ノ登録ヲ受クル權利ハ無償ヲ以テ之ヲ當會社ニ讓渡スヘキモノトス  
第五條 前二條ニ依リ特許又ハ實用新案ノ登録ヲ受ケタルトキハ發明者又ハ考案者ヲ表彰シ又ハ之ニ對シ當會社ノ相當ト認ムル報償ヲ與フルコトアルヘシ

○内閣印刷局

△發明改良表彰規程

第一條 技術上又ハ事務上ニ於テ發明又ハ改良ヲ爲シ功績顯著ナル者ニハ賞狀及金六百圓以内ノ賞與又ハ賞狀ヲ授與ス

金額ノ具體的説明

一、其他必要ト認ムル事項  
一、改良考案發明者ニ對スル表彰金額ノ豫定  
第四條 委員會ニ於テ前條ノ事項ヲ審議決定ノ上委員長ハ直ニ之ヲ所長ニ具申スルモノトス  
○日本光學工業株式會社  
△褒賞規定  
發明改良ニ關スル規定  
第一條 當會社從業員カ當會社ノ業務範圍ニ屬スル新規有益ナル發明又ハ改良其ノ他新考案ヲナシタルトキハ夫レ等ニツキ特許又ハ登録ヲ受クル權利又ハ特許權ハ當會社之ヲ承繼スル特許取消ニ關スル費用又ハ登録ニ要スル費用ハ當會社ノ負擔トス  
第二條 當會社カ前條ノ規定ニ依リ特許又ハ登録ヲ受クル權利又ハ特許權ヲ承繼シタルトキハ發明者又ハ考案者ニ補償金ヲ支給スルモノトス  
前記補償金ノ支給後ト雖モ其等實施後ノ成績顯著ナリト認ムルトキハ一回又ハ數回ニ追加補償金ヲ支給スル

第二條 技術上又ハ事務上ニ於テ發明又ハ改良ヲ爲シ功績前條ニ準スヘキ者ニハ賞狀ヲ授與ス此ノ場合ニ在リテハ賞狀ニ附加シテ金五十圓以内ヲ賞與スルコトアルヘシ

第三條 前二條ノ賞狀又ハ賞與ハ發明又ハ改良ニ干與シタル部處ヲ一團トシテ授與スルコトヲ妨ケス  
第四條 前三條ノ表彰ニ關スル事項ヲ審査スル爲メ發明改良調査委員會ヲ置ク  
第五條 第一條乃至第三條ニ規定スル表彰ヲ爲スヘキ者アリト認メタルトキハ當該部長ハ之ニ必要ナル書類ヲ具シ發明改良調査委員會ニ提出スヘシ  
第六條 發明改良調査委員會ニ於テ審査決定シタル事項ハ之ヲ局長ニ上申スヘシ  
第七條 第一條乃至第三條ニ規定スル表彰ハ毎年一回秋季ニ於テ之ヲ行フモノトス但シ必要アルトキハ臨時ニ之ヲ行フコトヲ得

モノトス

第三條 前條ノ補償金又ハ追加補償金ノ發明者當會社退職後又ハ死亡後ト雖モ之ヲ本人又ハ遺族ニ支給スルコトアルヘシ

第四條 外國ニ於テ發表セラレタル發明新案ニシテ當會社ノ業務範圍ニ屬スルモノニツキ詳細ナル報告ヲナシタルトキハ本規定ヲ準用スルコトヲ得

第五條 特許又ハ登録ヲ受クルニ至ラサルモ學術上技術上又ハ事務上有益ナル發明改良又ハ新案ヲナシタル者ニ對シ本規定ヲ準用スルコトヲ得

第六條 發明又ハ新考案ノ目的ヲ以テ研究ヲナサントスル者ハ其ノ要綱ヲ具シ會社ニ申出ツルヲ要ス

第七條 前各條ニ關シ取締役會長ハ特ニ審査委員ヲ指名シ審査ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 特許又ハ登録ヲ受クル權利ニ對スル補償金ヲ左ノ通り定ム  
一、專賣特許 壹件 金參拾圓  
一、實用新案登録 壹件 金拾五圓

一、意匠登録 壹件 金拾圓

第九條 第四條及第五條ノ補償金額ハ取締役會長之ヲ定ム  
前項ニ關シテハ第七條ヲ準用ス

△表彰規定

第一條 就業規則第八章第五十一條第一項第一號ニ該當スルモノハ本規定ニ依リ表彰シ有功賞與ヲ給與ス

第二條 表彰セラルヘキ發明考案改良ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス  
但當社ニ於テ公然之ヲ知り又ハ既ニ公表、案出セラレタルモノニ就テハ此ノ限ニアラス

一、機械器具ノ發明、考案、改良  
二、技術若クハ作業上ノ方法ニ關スル改善  
三、材料、工具又ハ消耗品ノ節約、改良或ハ廢品ノ利用  
四、災害防止ノ設備又ハ方法ノ改良  
考案

五、其ノ他作業上有效ナル經費節減、能率増進ノ方法ノ改良考案

第三條 發明、改良、考案ヲナシタルモノハ其ノ内容ノ要綱ヲ書面ニ記載

シ主任者ヲ經由シテ部長ニ提出スヘシ

第四條 當該審査ハ會社ノ指名スル委員ニ於テ之ヲナシ支配人決定ス

第五條 有功賞ノ等級ヲ左ノ通り之ヲ定ム

一等 金拾圓  
二等 金八圓  
三等 金六圓  
等外金五圓以下

第六條 共同ノ發明、考案、改良ニ對シテハ一人分ノ賞與ヲ分與スルモノトス

第七條 發明、考案、改良ニ關スル一切ノ權利ハ會社ニ歸屬スルモノトス  
註 就業規則第八章第五十一條左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ都度銓衡ノ上有功賞ヲ給與ス、但第一號ニ關シテハ別ニ褒賞又ハ表彰ノ規定ヲ定ム

一、發明考案ヲナシ若クハ技術上ノ改良進歩ニ貢獻シタルモノ(以下省略)

○專賣局

△發明考案取扱規程

第一條 專賣局官吏、工師、囑託員、見習員、雇員、傭人又ハ職工ニシテ其ノ勤務ニ關シ性質上專賣局ノ業務範圍ニ屬スル新規ナル發明又ハ考案ヲナシタルトキハ別段ノ規程アルモノ、外本規程ニ依リ之ヲ取扱フ  
前項ノ發明又ハ考案ニシテ專賣事業上有益ナルモノハ其ノ成績ヲ表彰スルコトヲ得

第二條 前條第一項ノ發明又ハ考案ニシテ之ヲ爲スニ至リタル行爲カ發明者又ハ考案者ノ任務ニ屬スル場合ニハ專賣局ハ其ノ發明又ハ考案ニ付特許又ハ登録ヲ受クルノ權利、特許權、實用新案權又ハ意匠權ヲ承繼ス但シ必要ナシト認メタルトキハ之ヲ承繼セサルコトヲ得  
前項ニ依リ承繼ヲ爲シタルトキハ相當ノ補償金ヲ支給ス  
前條第一項ノ發明又ハ考案ニシテ之ヲ爲スニ至リタル行爲カ發明者又ハ考案者ノ任務ニ屬セサル場合專賣局

カ其ノ特許又ハ登録ヲ受クルノ權利又ハ特許權、實用新案權又ハ意匠權ヲ承繼シタルトキハ相當ノ補償金ヲ支給ス

第三條 補償金ノ支給ハ賞與金ノ給與又ハ褒狀ノ下附ヲ妨ケス

第四條 本局部長、總務課長又ハ支部局長ハ其ノ部課又ハ支部局ニ勤務スル者ノ爲シタル第一條ニ該當スル發明又ハ考案ニシテ表彰ノ要アリト認メタルトキ若ハ第二條ノ補償金ヲ支給スルノ要アリト認メタルトキハ第一號様式ニ依リ其ノ願末ヲ詳記シ長官ニ具申スヘシ

第五條 專賣局ニ發明考案審査委員會ヲ置キ前條ノ發明又ハ考案ニ付審査ヲ爲サシム  
發明考案審査委員會ハ長官ノ命スル委員長一名、委員若十名ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 發明考案審査委員會ノ審査スヘキ事項左ノ如シ  
一、專賣官署ニ於テ已ニ試験ニ係リタルモノ又ハ之ニ類似ノモノニ非

サルヤ否

二、他ノ特許實用新案又ハ意匠ヲ利用スルニ非サレハ實施シ難キモノニ非サルヤ否並其ノ實施ノ難易

三、專賣事業ニ關シ有益ナル發明又ハ考案ナリヤ否並其ノ有益ノ程度

四、發明者又ハ考案者ノ功績及之ニ下附スヘキ賞與金額但シ二人以上ノ協力ニ係ルモノナルトキハ各當事者ノ功績及賞與金額ノ割合

五、第二條ニ該當スルヤ否及支給スヘキ補償金額  
六、其ノ他特ニ必要ト認メタル事項  
前項第三號ニ付テハ特ニ左ノ事項ヲ調査スヘシ

一、生産額ニ及ホス影響  
二、従事人員、勞銀、動力費其ノ他生産費ニ及ホス影響  
三、設備費、修繕費其ノ他經費ニ及ホス影響  
四、製品ノ品質、保存及其ノ取扱上ニ及ホス影響  
五、衛生上ニ及ホス影響  
六、其他事業上ニ及ホス影響

第七條 發明考案審査委員長又ハ同審査委員ハ自己ノ干與セル發明又ハ考案事項ノ審査ニ參與スルコトヲ得ス

第八條 發明考案審査委員長ハ常ニ一般特許、實用新案及意匠ニ關スル調査ヲ爲シ該特許、實用新案又ハ意匠ニ付專賣局ニ於テ異議アル場合又ハ之カ承繼ノ要アリト認メタル場合ハ之ヲ長官ニ具申スヘシ

第九條 發明考案審査委員長ハ必要アリト認メタルトキハ委員中ヨリ調査主任ヲ指定シ審査ニ付セラルヘキ發明又ハ考案ニ付豫備調査ヲ爲サシムヘシ

第十條 前條ノ調査主任調査上實驗ヲ行フノ必要アリト認メタルトキハ事由ヲ具シ之ヲ行フヘキ場所及方法ヲ定メ其ノ實施ヲ主務部ニ請求スヘシ調査主任豫備調査ヲ終了シタルトキハ其ノ結果ヲ發明考案審査委員長ニ報告スヘシ

第十一條 發明考案審査會開催ノ必要

アリト認メタル場合ハ發明考案審査委員長ハ七日以前ニ其ノ日時並審査ニ付スヘキ案件ヲ各委員ニ回付シタル上委員ノ合議審査ニ付スヘシ

發明考案審査委員長前項ノ審査ヲ了シタルトキハ發明考案審査成績書(第二號様式)ヲ作成シ關係書類ヲ添ヘ長官ニ報告スヘシ

第十二條 總務課長ハ決裁濟ノ發明考案審査成績調書並其ノ關係書類ノ交付ヲ受ケタルトキハ表彰處分ニ關スル手續ヲ爲スヘシ

第十三條 發明又ハ考案ノ表彰ハ賞與金ヲ給與シ又ハ褒狀ヲ交付ス(第三號様式)但シ特殊ノ發明又ハ考案ニ付テハ特ニ大藏大臣ニ具申シテ更ニ獎勵ノ方法ヲ講スルコトアルヘシ

第十四條 政府ノ有スル特許又ハ登録ヲ受ケルノ權利、特許權、實用新案權又ハ意匠權ノ讓渡若ハ政府ニ屬スル發明又ハ考案ノ使用許可ノ申請アリタルトキハ左ノ事項ニ付主務部長ヲ經テ發明考案審査委員ノ議ニ付スルコトヲ得

一、許可ノ可否  
二、許可ノ場合ニ於ケル代價ノ徴否及其ノ金額

第十五條 既ニ本規定ニ依リ表彰ヲ受ケタル發明又ハ考案ニシテ專賣事業上ニ及ホス效果ノ特ニ著大ナルモノアルトキハ後日更ニ追彰スルコトヲ得前項ノ追彰ニ關シテハ本規程ノ手續ヲ準用ス (様式略)

**○日本車輛製造株式會社**  
△考案獎勵委員會々則

一、車輛ニ關シ改良進歩ヲ期スルタメ本社内ニ考案獎勵委員會ヲ設ク  
二、本會ニ委員長一名、委員若干名、幹事一名ヲ置キ社長之ヲ任命ス  
三、幹事ハ委員長ノ命ヲ受ケ本會ニ關スル事務ヲ掌ル  
四、委員會ハ毎月一回開催シ考案問題ヲ決定シテ之ヲ社員從業員ニ公示ス但シ必要アル場合ニハ臨時開催スルコトアルヘシ  
五、公示問題以外ノ考案ト雖モ社員並ニ從業員ハ隨時其考案ヲ委員會へ提出スルコトヲ得

六、應募考案並ニ隨時提出考案ハ委員之ヲ審査シ委員長之ヲ決定ス

七、審査ノ結果考案優良ナルモノニ對シテハ之ヲ褒賞ス

八、考案ニ關スル一切ノ費用ハ會社研究費ヨリ之ヲ支出ス

九、研究ノ結果特許出願ノ價值アルモノハ委員會ニ於テ出願手續ヲ行フ

**○發明獎勵機關  
其他所在**

(順序不同)

東京府立商工獎勵館  
東京市麴町區丸ノ内府廳構内  
日本學術振興會  
東京市麴町區三年町一文中部省內  
三井報恩會  
東京市日本橋區室町二ノ一  
服部報公會  
東京市本所區大平町四ノ一精工舍內  
旭化學工業獎勵會  
東京市麴町區丸ノ内二ノ六旭硝子株式會社內

啓明舎  
東京市麴町區丸ノ内一ノ六海上ビル  
農事電化協會  
東京市麴町區有樂町一ノ三 電氣俱樂部內  
大阪府工業獎勵館  
大阪市西區江ノ子島上之町  
谷口工業獎勵會  
大阪市北區堂島濱通二ノ六  
齋藤報恩會  
仙臺市東三番丁  
手島教育財團  
東京市芝區新橋二ノ九 藏前工業會館內  
滿洲發明協會  
滿洲國新京大同大街 康德會館內  
電氣學會  
東京市麴町區有樂町一ノ三  
野村獎學會  
東京市日本橋區一ノ一 野村ビル內  
東京商工會議所商工相談所  
東京市麴町區丸ノ内三ノ一四

東京實業組合聯合會商工相談所特許部  
東京市日本橋區本町一ノ二  
東京市商工相談所  
東京市京橋區西四ノ三  
發明實施相談所  
東京市日本橋區橫山町五晃陽商會內  
發明興業株式會社  
東京市麴町區丸ノ内三ノ一  
府立商工獎勵館內  
吳工業發明協會  
吳市役所內  
辦理士會  
東京市麴町區三年町特許局內  
發明新聞社  
東京市麴町區大手町二ノ二日清生命ビル  
發明公報協會  
東京市赤坂區溜池五發明ビル特許局前  
電氣通信協會  
東京市麴町區有樂町電氣俱樂部內

現代の時代  
あて  
版三補増

# 現代科學發明

を骨の願出其てしそ (賣發版補増)  
るさ開公に人萬々愈

## 鍍金の實際知識

東都電機製作所主 後藤憲三著  
西六版クローヌ紙  
紙數二百三十餘頁  
定價貳圓(送料十錢)

本書は鍍金全般に關する實際問題をとらへ即ち尤も苦心する鍍金溶液の調製及び障礙修正を骨子として直に實際に應用出来るよう詳しく説いた物である。鍍金に關し絶對本書を信頼して可と信ずる者は大小工場的设计、鍍金機械器具及び、藥品の撰定購入、鍍金溶液の質疑に應答

番四〇五五四京東座口替振  
番〇六四乙(25)田神話電

元特許局局長 工學士 廣瀬 基先生序  
特許局審判官 工學士 中井一鶴先生著

# 特許活用きた出願法

◇内容概目◇

- 第一章 序 論 1 代人に依らぬ出願
- 第二章 發明家の附り易い通弊
- 第三章 特許法及實用新案法概念
- 第四章 特許法規及實用新案法の目的外十一項
- 第五章 實用新案の出版
- 第六章 特許の調製、2 證書の形式、3 考案者と出願者の異なる場合外十六項
- 第七章 實用新案出願書類及同面調製の練習
- 第八章 實用新案出願中の注意
- 第九章 1 書類の差出と出願書外十項
- 第十章 特許出願十項二十二目
- 第十一章 特許出願書類及同面調製の練習四項
- 第十二章 特許出願中の注意十二項
- 第十三章 發明餘談、特許問答、重要發明題目
- 第十四章 特許法規技術實用新案法規抄萃

本書は貧しい發明家や、適當な代理人の得難い地方に住む出願希望者の爲に書かれた物で、出願に全く経験のない人達を標準とし先づ特許と實用新案との差異を述べて其の出願の何れに依るべきかを明かにし、必要な書類及び圖面の調製方の説明に當つては、一々各種の場合に就て出願書類其の儘の實例を附し如何にすれば権利が早く取れるか「何んな場合に審査處分が選れるか」等に就て所謂出願の骨を詳説し、續いて出願中の諸種の心得を説き、最も早く彼岸に到達する様懇切に指導してある

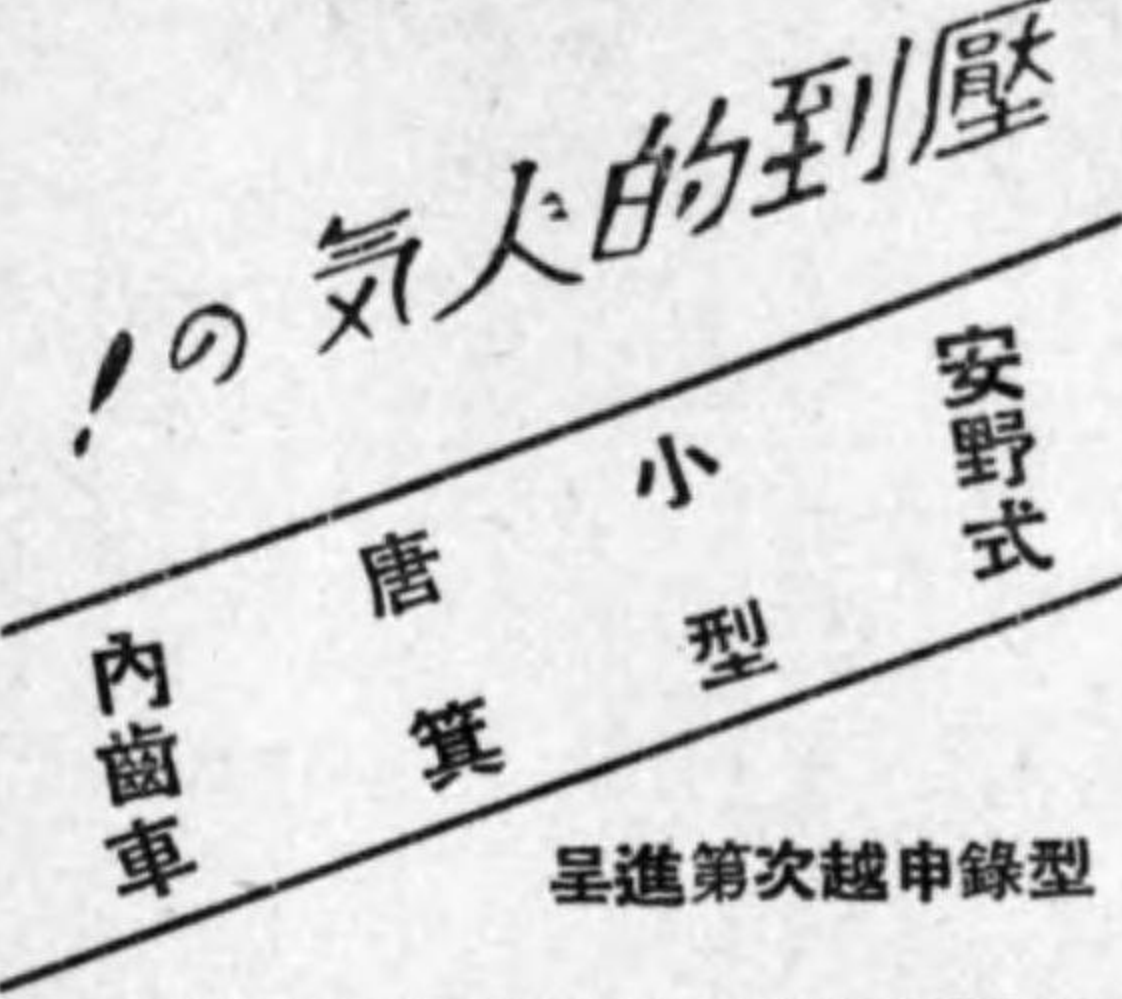
附録の「發明餘談」及び「特許問答」は發明家や考案に關心を有するものの好讀物であり「重要發明題目」は發明者に指針を與へ發明奨励及び國家有用の發明完成を促進する。敢て江湖に薦む

店書堂文弘 區田神市京東  
一目丁一町保神

店書竹菊米留久・店書潮川屋古名・屋美登阪大  
館文廣島廣・堂貴富梶札・店書井凡京東 所捌賣



## 小型唐箕の元祖



置裝部内車齒、創獨  
付置裝風整、的理合  
(牌銀) 定認會協具機農本日大  
領受賞功有彰表明發國帝回四第  
成合權數錄登案新用實

製造元 安野農具製作所  
愛媛縣越智郡小西村  
▲特約店募集▼

## 諸般印刷

### 株式有恒社

營業所 東京市麴町區有樂町一丁目  
十三番地(報知ビル)  
電話九ノ内(2) (一〇八三五)

組版工場 東京市芝區田村町四丁目二  
電話 芝 三六一四〇

第一工場 東京市大森區新井宿七丁目三番地  
電話 大森 三〇八一

第二工場 東京市大森區新井宿七丁目八番地  
電話 大森 六〇一七

# 出願參考資料

## 特許出願心得

- 一 特許の意義 特許の対象たるべき發明は、創造的なる技術上の思想であつて、且廣義の意味に於ける工業的有用性を有する技術の現在程度を超えたる新規なる思想である。従つて既存の事物の存在又は其の性質、效果等を確認するに過ぎない發明とは異なり、又物の形態と離る可からざる實用新案及趣味的考案たる意匠とは區別されなければならぬ。
- 二 特許を受くることを得る發明 特許を受くることを得る發明は新規なる工業的發明であつて最先に出願されたるものに限る。
- (一) 發明の新規とは左の何れにも該當せざるものを謂ふ。
- (イ) 特許出願前帝國内に於て公然知られ又は公然用ひられたるもの。
- (ロ) 特許出願前帝國内に頒布せられたる刊行物に容易に實施することを得べき程度に於て記載されたるもの。
- 但し試験の爲及博覽會出品の爲の公知に對しては特例がある。
- (ニ) 最先に出願されたる發明 同一發明に付ては最先出願者の發明に限り特許される。同日に二人以上の出願者ある場合には出願人の協議に依り特許せられ、若し協議調はざる時は何人にも特許されない。
- 三 特許を受くることを得ざる發明
- (一) 飲食物又は嗜好物。
- (二) 醫藥又は其の調合法。
- (三) 化學方法に依り製造すべき物質
- (四) 秩序若くは風俗を紊り又は衛生を害するの虞あるもの。
- (一) 乃至(三)の場合には此等の物の製造方法(醫藥の調合法を除く)は特許を受くることを得る發明

許せらる。例へばヂヤスターゼは特許されないが其の製造方法は特許せらる。

### 四 特許を受くることを得る人

(一)發明者、(二)相續人、(三)譲受人 但し被用者(法人の役員及公務員を含む)が勤務に關し爲したる發明に付特許を受くるの権利を使用者(法人及職務を執行せしむる者を含む)が其の發明前の契約(勤務規程を含む)に依り讓受けて出願する場合には、其の發明が性質上使用者の業務範圍に屬し且發明を爲すに至りたる行爲が被用者の任

務に屬することを要する。

### 五 出願の手續

一發明毎に願書、明細書及圖面(方法發明には圖面不要)を各正副二通取揃へて特許局宛直接持参するか、又は郵便に依る。郵便の場合は配達證明若くは書留郵便を以て差出すを得策とする。執務時間後は「宿直室」にて受付ける。

(一) 願書 二通の内一通を正本とし之に金十圓に相當する收入印紙(消印せず)を貼附すること。同一人が同日に數個の願書を差出す場合は特許願(イ)、特許願(ロ)等の如く符號

### 収入印紙拾圓

### 特許願

一發明者ノ氏名、住所(又ハ居所) 私(私共)儀別紙細書ニ記載スル發明ニ付特許相受度此段相願候也

國籍(外國人ナルトキ) 住所(又ハ居所)

年 月 日 特許局長官 氏 名 殿 出願人 氏 名 印

添附書類目録 何々 何々 何々 何々

## 全案 辨理士 内

(五十音順)

工學士 辨理士 芦葉清三郎

東京市本郷區駒込林町三十五 電話駒込(82)〇五二五番

(イ) 石川文藏

東京市前丸ビル三階三九區 電話丸ノ内(23)二〇九八番

伊勢勝藏

東京市麴町區丸ノ内二ノ一八 昭和ビル 四二二一號 電話丸ノ内(23)二六六二番

伊藤駿一 法律事務所

東京市日本橋區江戸橋 三ノ一 第一製藥ビル 電話日本橋(24)二五一三番

稻木繁之

東京市京橋區木挽町七ノ一角 電話銀座(57)八六〇番

を附し、後日特許局より願書番號通知を受けたる場合何れの願書番號なるやを知るに便ならしむることを要する。

(イ) 發明者と出願人と異なる場合前記例示願書に「特許を受けるの権利」を承継したることを證する書面を添附すること。

(ロ) 出願人が發明者なる場合例示願書に於て「發明者の氏名住所」の項を省き出願人の下に(發明者)と加入すること。

(ハ) 相續人が出願する場合例示願書の外に戸籍謄本又は遺言證書等特許を受けるの権利の承継を證する書面を添附すること。

(ニ) 職務上の發明 被用者の職務發明を使用者が其の發明前の契約に依り譲受けて出願する場合には、其の發明が性質上使用者の業務範圍に屬し、其の發明が職務發明に屬すること及其の契約又は勤務規定を證する書面を添附すること。

(ホ) 法人が出願する場合 例示願

書に於て出願人氏名の所に法人の名稱を記し、其の側に代表者記名捺印し、別に代表者資格證明書(登記簿謄本又は抄本)を添附すること。尙發明者が出願人たる法人の代表者なる時は、同意若くは承認の權限ある者の同意書若くは承認書を添附することを要する。

(一) 共同出願の場合 例示願書に於て出願人氏名の所に共同出願人氏名を列記し、別に其の權利を共有するの事實を證する書面を添附すること。代表者を定めたる時は願書に其の旨を表示するか、若くは別に其の事實を證する書面を添附すること。若し特に代表者を定めざる時は各人互に代表するものと認めらる。

(ト) 權利に付定ある場合 共同出願人の權利に付持分の定若くは不分割の定ある時、特許權の持分移轉に付豫め同意ある時又は特許の實施に付特別の定ある時は願書に其旨を記載し、別に其の事實を證する書面を添附すること。

(ニ) 發明の詳細なる説明 發明の構成、作用、效果及實施の態様を記載すること。

(ホ) 發明相互の關係 この項は次の場合を除く外記載することを要しない。

(1) 追加特許出願  
(2) 他の特許又は實用新案を利用する發明の出願  
(3) 牽連發明の出願

(ハ) 特許請求の範圍 特許請求範圍は特許法に依りて保護せらるべき權利の範圍を決定する基準となるものであるから、發明の如何なる部分に付特許を請求するかを明確に認むるを要する。この項には發明の構成に缺く可からざる事項のみを記載すること。但し別項を以て發明實施の態様を記載したき場合には右別項を附記としてこの項の次に記載すること。

牽連發明の場合には權利を要求する各發明毎に前記の通り認むること。この項には發明の效果及作用等の記

(チ) 代理人を経て出願する場合 代理權を證する書面(委任狀)を添附すること。帝國內に住所又は居所を有せざる者が出願を爲す場合には帝國內に住所又は居所を有する代理人を経ること。

(ニ) 明細書 美濃版紙を二つ折とし十二行二十四字詰に左の順序に認め末尾に記名捺印すること。用語は文章體とし可成内閣告示に係る資源に關する標準語を使用すること。

(イ) 發明の名稱 其の發明の内容を簡明に表示する名稱とすること。假裝語(例へば「ビツクリ箱」「汗知らず」等)又は「何々式」及「特許」の如き文字の使用は不可

(ロ) 發明の性質及目的の要領 發明の特徵及直接の效果を簡明に記載すること。

(ハ) 圖面の略解 各圖に付其れが何を示す圖なるかを表示すること。(例へば正面圖、平面圖等)但し方法の發明の如き圖示し得ざる發明に付ては其の必要なし。

辨理士 飯島 強  
東京市本郷區湯島二ノ二ノ五  
電話小石川(85)六三一六番

飯田 治彦  
東京・丸ノ内ビルヂング七三區  
電話丸ノ内(23)二〇九七番

飯塚 誠厚  
日本橋區通三ノ四日本橋ビル四階  
電話日本橋(24)九八〇・九八一番

飯塚 半衛  
東京市麴町區内幸町三ノ一ノ三  
大阪ビル二號館三階三五二號  
電話銀座(57)二〇三五番

内村 達次郎  
東京市丸ノ内仲二號館  
東京 特許代理局  
電話丸ノ内八八八・八八九番

上田 隆雄  
辨護士・辨理士・法學士  
東京市芝區田村町二ノ十  
赤門ビル  
電話銀座五〇二四・一三三番

載を避くること。

(三) 圖面 左の標準に據り作るこ  
と。

(イ) 罨水引(ドーサビキ)美濃紙  
若くは美濃紙大の覆寫紙(トレーシ  
ング、ペーパー)又は覆寫布(トレ  
ーシング、クロース)を用ひ、右半  
面は餘白として左半面のみに認め、  
其の上部に凡そ二・七厘、下部に二・  
一厘、左に〇・六厘、右に五・五厘を  
餘し縦二・八厘、横一三・六厘以内  
の面内に製圖法に則り濃墨にて鮮明  
に記載すること。特に細密を要する  
ものは縦又は横の長さを二倍として  
も差支ない。

(ロ) 圖面の副本は圖面の寫眞又は  
青寫眞(陽畫感光紙寫眞を含む)を用  
ふるを便とする。

(ハ) 圖面は繪具又は墨を以て着色  
してはならない。

(ニ) 截断面を現すには平行線を濃  
墨を以て斜に引き、其の截断面中部  
分を異にするものは各方向を異にし  
たる斜線を用ふること。

(ホ) 凹凸の部分に明瞭ならしむる爲  
圖面に陰を施す必要ある時は線を用  
ひ濃墨にて鮮明に畫き、陰影は成る  
可く施さざること。若し其の必要あ  
る場合には線を用ひ濃墨にて畫くこ  
と。

(ヘ) 圖面は頁に關係なく圖毎に第  
一圖第二圖等の番號を附すること。

(ト) 圖面には符號のみを記載し各  
部の名稱又は説明語を記載しないこ  
と。

(チ) 各圖に於ける同一部分には同  
一符號を附すること。

(リ) 圖面の符號は成る可く123  
等のアラビア數字を用ふること。

(ヌ) 番號及符號は濃墨にて明瞭に  
記載すること。

(ル) 符號を直に圖に施すこと能は  
ざる時は其の部分より少しく離して  
之を記し、他線と判然區別し得べき  
線を以て其の部分と符號とを接続す  
ること。陰を施したる上又は断面を  
示すべき平行線の上には符號の記入  
を避け、已むを得ざる時は其の部分

に限り陰又は平行線を施さずして符  
號を記すること。

(ヲ) 圖面の各葉には出願人記名捺  
印すること。

(ワ) 圖面の綴方 以上の如くして  
調製したる圖面は之を二つ折とせず  
に圖面を記載せざる右方を願書及明  
細書と共に紙燃(ホツチキス又はク  
リップ等は不可)にて綴合せ、全紙  
數を通して一連の枚數を記入するこ  
と。

### 六 出願中の注意

(一) 願書番號及印鑑

(イ) 願書番號 特許局に於て願書  
を受理したる時は之に願書番號を附  
して出願人又は其の代理人に通知さ  
れるから、爾後出願中の事件に付書  
類雛形又は見本を差出す時は必ず之  
に其の願書番號(年度を忘れぬこと  
例へば昭和何年特許願第何號)及發  
明の名稱を記載すること。

(ロ) 印鑑 出願中の事件につき差  
出すべき書類に押捺する印章は必ず  
出願の際使用したる印章を使用し、

改印したる時は印鑑證明書を添附し  
たる改印届を差出すこと。

(二) 雛形又は見本 出願の際は雛形  
又は見本を差出す必要なきも、審査  
上必要ある場合には特に特許局より  
差出しを命ぜらる。

(イ) 雛形又は見本は堅牢なる材料  
を用ひ、成る可く三〇・三厘立方以  
内に作ること。

(ロ) 還附請求及受取手續 特許局  
に差出したる雛形又は見本の還附を  
受けんとする者は、其の差出の際豫  
め其の旨申出で、特許局より還附の  
通知を受けたる日より三十日以内に  
其の受取の手續を爲すを要する。若  
し還附の申出又は受取手續を爲さざ  
る時は特許局にて適宜に處分せら  
る。

(三) 書類、雛形又は見本等の訂正、  
補充及改造

(イ) 特許局の通知に依る場合 期  
間を指定して補充又は訂正等の通知  
ありたる時は、其の期間内に相當書  
類を差出し、若し期間延長請求書を

### (オ)

辨理士 梅村 明

東京市神田區須田町一ノ十九  
梅村特許商標事務所  
電話神田(25) 二五三二番

大江 義秀

東京市日本橋區吳服橋三  
建物ビル六階(東京驛八重洲口)  
電話日本橋(24) 三七〇六番

辨理士 大條 正雄

藥學士  
京橋區横町ノ三城邊ビル新館  
電話京橋(56) 九八三六番(代表)  
自宅 世田谷區玉川奥澤三ノ六〇九  
電話田園調布二八〇六番

大橋萬國特許事務所

前審査官 大橋 二郎

東京市麴町區丸ノ内  
郵船ビル五階  
電話丸ノ内(23) 三八九八番

大嶺 俊介

東京市麴町區内幸町  
二ノ二二 商興ビル  
電話銀座(57) 五五一番

影山 直樹

東京市神田區鍛冶町一ノ二  
今川橋會館  
電話神田(25) 二四九番 三五七番  
三五三番



差出して許可を受くること。但し右期間延長請求書には金一圓に相當する収入印紙(消印せず)を貼附するを要する。

(ロ) 差出人より爲す場合 差出したる書類、雛形又は見本は、審査中又は審判中に限り發明の要旨を變更せざる程度に於て差出人之を訂正、補充又は改造することが出来る。但し獨立の特許出願を追加の特許出願に變更し又は追加の特許出願を獨立の特許出願に變更し、若くは明細書に記載したる事項の範圍内に於て特許請求の範圍を増減變更するは其の要旨の變更とは認められない。出願公告決定後は特許異議申立に因り審査官の命令ある場合の外之を訂正、補充又は改造することが出来ない。

(四) 住所變更の届出 出願人が住所を變更したる時は一出願毎に新舊住所を正確に記載したる住所變更届を差出すを要する。

(五) 圖面調製の申請 圖面の調製を特許局に申請せんとする時には申請

の際に雛形、見本又は下圖及び使用方法を認めたる書面を差出すを要する。料金は一枚に付一圓以上三十圓とす。

(六) 名義變更の届出 出願中相續開始した時又は権利の譲渡ありたる時其他出願人の名義變更を要する時は、承繼人は證明書(戸籍謄本若くは抄本又は譲渡證)を添附し名義變更届を差出すを要する。若し届出人の権利に付持分又は不分割其他の定めある場合には届書に其旨を記載し、且其の事實を證する書面を添附すること。尙譲渡證、契約書等には願書番號及發明の名稱を記載し、且其の發明に付譲渡人より「特許を受くるの権利」を譲渡する旨を明記するを要する。(特許出願には五圓、追加特許出願には三圓に相當する収入印紙(消印せず)を貼附すること。)

(七) 特許出願と追加の特許出願との變更 届出により特許願を追加特許願に、又追加特許願を獨立の特許願に變更することが出来る。但し後者

の場合には五圓に相當する収入印紙(消印せず)を届書に貼附し追納すること。この場合に出願は最初の出願の時に爲したるものと見做さる。

(八) 實用新案登録願に變更 出願中及拒絶査定通知の送達を受けた日より三十日以内に出願變更の手續をすれば、前の特許願を實用新案登録願に變更することが出来る。此の場合には新たな實用新案登録願(五圓に相當する収入印紙を貼附す)をなし願書には前の特許願の願書番號を明示し、其の出願を變更する旨記載すること。但し特許願に添附したる圖面其儘を流用し得る場合には願書に其の旨を記載し、圖面の添附を省略することが出来る。

右出願變更の場合には其の實用新案登録出願は特許出願の時に爲したるものと看做さる。

明に付ては新たな特許出願をなすこと、この場合に各出願は最初の出願の時に爲したるものと看做さる。

(十) 意見書の提出 審査官が出願を拒絶すべきものと認めたる時は、審査官より出願人に拒絶査定豫告として拒絶理由の通知があるに依り、之に對し意見ある時は其の指定期間内に審査官宛意見書を提出することが出来る。尙必要ある時は證據物件を提出すること。拒絶理由中に引用したる刊行物の内容に付調査の必要ある場合に於ては、特許局に對し當該書類又は圖面の謄本の交付方を申請することが出来る。其の手数料は其の都度特許局に照會のこと。特許局發行の公報及明細書は特許局圖書館にて無料閱覽の便あり其他道府縣廳、市役所、商工會議所、府縣商品陳列所、圖書館等に備付けあり。

(十一) 拒絶査定ありたる場合 拒絶査定豫告通知に對し意見書を提出しても採用されずに結局拒絶査定と決定した時、若し其の査定に不服の

辨理士 柏木尚武  
東京市牛込區市ヶ谷見附市ヶ谷ビル二階二〇三室  
電話牛込(34)五二八六番

工學士 辨理士 加藤 格  
東京市神田區鍛冶町三ノ六鍋町ビルディング  
電話神田(25)三六八・三五番

辨理士 川口庄藏  
東京市銀座西三ノ一  
電話々々館四階  
電話京橋(56)二五〇一

川島榮次郎  
名古屋市中區新榮町三ノ二  
電話東三八〇三番

岸 義 質  
大阪市東區今橋二ノ一  
信銀ビル四階大阪特許代理局  
電話北濱二八三番

北村 宇 吉  
本郷區本郷一ノ一五  
電話小石川(85)二二四七番

時は其の査定通知の送達を受けたる日より三十日以内に抗告審判を請求することが出来る。請求書には二十圓に相當する収入印紙(消印せず)の貼附を要す。若し抗告審判を請求する價值なきものと認め、之を實用新案登録出願に変更せんとする時は「出願中の注意」(八項)に依る。

(十二) 差出書類の着否の照會 特許局に差出したる願書、訂正書其の他の書類物件の着否に付照會せんとする場合には願書番號(年度を忘れず)に例へば昭和何年特許願第何號)を明記し、若し願書番號不明の時は書類、物件の種類(特許願なりや其の他如何なる書類なりやの別)差出年月日及代理人あらば其の氏名を明かにし、尙當該書類を書留郵便を以て差出したる時は其の受領證又は其の寫を添へて照會のこと。

七 追加特許出願 出願人又は特許権者は其の發明の改良又は擴張に係る新規の發明を獨立の特許願とせず追加特許願として出願することも出来る。

追加の特許権の存続期間は原特許権の残存期間とし、特許料は登録の時一時に三十圓を納付すれば足り、又出願料は一件五圓である。願書には發明の名稱の次に原發明の特許番號(願書番號又は符號)を記載し、原發明の特許出願後住所を変更したる時は先づ原特許願書に付住所變更の手續をなしたる後追加特許願をなすこと。

八 出願公告 審査官が特許出願を拒絶する理由を發見せざる時は出願公告決定の謄本が出願人に送付され間もなく出願に係る發明の要旨が特許公報上に發表され所謂「公告」される。そして出願公告の日より出願書類の正本及附屬物件は特許局に於て又出願書類の副本及附屬物件は大阪市商品陳列館に於て公衆の閱覽に供せらる。但し出願公告の決定ある迄は右決定の日より六箇月以内の公告猶豫の請求を爲すことが出来る。其の請求には三圓に相當する収入印紙(消印せず)の貼附を要する。右出願公告ありたる時は何人と雖も出

願公告の日より二箇月以内に於て特許異議申立を爲すことが出来る。(料金五圓)特許異議の申立ありたる時は、審査官は其の副本を出願人に送達し、答辯書の提出を命ず。出願人が其の特許異議申立に付反對意見あらば、其の指定期間内に意見並其の理由を詳説したる答辯書を差出すことが出来る。前記出願公告ありたる時は其の出願公告の日より特許権の效力を生じたるものと看做さる。

九 特許査定後の注意

(一) 出願人の爲すべきこと 特許査定ありたる時は指定期間(特許査定通知書到達後六十日)以内に特許料第一年乃至第三年分として三十圓(追加特許の場合は全期間分として一時金三十圓)に相當する収入印紙(消印せず)を納付書に貼附して差出すを要する。若しこの手續を怠れば出願は無効となる處がある。若し右期間内に納付上都合悪ければ請求に依り三十日間の延期が許可される。第四年以後の特許料は前年中に之を

納付するを要する。

(二) 特許権の存続期間 特許権の存続期間は出願公告の日(出願公告なきものは特許日)より十五年とす。但し重要な發明の特許権者にして正當の事由に依り其の特許権存続期間内に其の發明より生ずべき相當の利益を擧げ得ざりし場合に於ては存続期間の延長を出願することが出来る。この場合には審査に依り三年以上十年以下の延長の許否が決定せらる。

(三) 特許料

- 一 第一年乃至第三年 毎年十圓
- 二 第四年乃至第五年 毎年十五圓
- 三 第六年乃至第九年 毎年二十五圓
- 四 第十年乃至第十五年 毎年三十五圓

實用新案登録 出願心得

一 實用新案の意義 實用新案とは物品の形状、構造、又は組合せに係る新規の型であつて工業に利用することを得るものを謂ふ。

木戸傳一郎  
東京市京橋區銀座西五丁目  
スキヤ橋  
マツダビルディング五階  
木戸特許事務所  
電話銀座(57)一八一番

木村篤太郎  
東京市麴町區丸ノ内二ノ六  
八重洲ビルディング三階  
電話丸ノ内(23)六三・六四番

草場國際事務所  
東京市麻布區飯倉町五ノ三  
電話赤坂(48)〇七七九番

工學士 久高將吉  
東京市芝區琴平町二  
虎ノ門會館  
電話芝(43)〇七二一・一六三六番

工學士 黒川美雄  
黒川特許事務所  
電話銀座(二五)二二五八・二二五六番

古宇田晶特許事務所  
滿洲國新京特別市日本橋通  
新京ビルディング  
東京出張所、東京市本郷區  
駒込追分町七〇番地  
電話新京(3)五九九五番  
東京出張所(85)五四七七番

(一) 形状の實用新案 物品の形状に係る型とは例へば鉛筆の軸體を角又は扁平の形状となしたる類である。

(二) 構造の實用新案 物品の構造に係る型とは例へば鉛筆の一端に「消し護謨」の短き軸を嵌めたる類である。

(三) 組合せの實用新案 物品の組合せの型とは例へば鉛筆の軸の一端に消し自在に「消し護謨」の短き軸を嵌めたるもの、即ち鉛筆と「消し護謨」との結合の類。

二 發明と實用新案との區別 發明も實用新案も共に技術的工夫の生産物ではあるが、發明は思想自體であつて物品の形體に捉はれないに對し、實用新案は形體的考案で必ず形状、構造又は組合せに關係ある形體上の工夫である點に於て相違がある。

三 實用新案と意匠との區別 實用新案も意匠も共に形體的考案ではあるが、實用新案は實用的であるべきに對し意匠は趣味的である點に於て相違がある。従つて構造に關しての實用新案

はあるが構造に關する意匠はない。

四 登録を受くることを得る實用新案 登録を受くることを得る考案は物品の形状、構造又は組合せに係る實用ある新規の型であつて最先に出願されたものに限る。

(一) 考案の新規とは次の何れにも該當せざるものを謂ふ。

(イ) 登録出願前帝國内に於て公然知られ又は公然用ひられたるもの若くは之に類似するもの。

(ロ) 登録出願前帝國内に頒布せられたる刊行物に容易に實施することを得べき程度に於て記載されたもの、又は之に類似するもの。但し博覽會出品の爲の公知に對しては特例がある。

(ニ) 最先に出願されたる實用新案同一又は類似の實用新案に付ては最先の實用新案に限り登録される。同日に二人以上の出願者ある場合には出願人の協議に依り登録せられ、若し協議調はざる時は何人にも登録されない。

五 登録を受くることを得ざる實用新案

(一) 菊花御紋章と同一又は類似の形状を有するもの。

(二) 秩序若くは風俗を紊り又は衛生を害する虞あるもの。

六 登録を受くることを得る人

(一) 考案者 (二) 相續人 (三) 譲受人但し被用者(法人の役員及公務員を含む)が勤務に關し爲したる考案に付登録を受くるの權利を使用者(法人及職務を執行せしむる者を含む)が其の考案前の契約(勤務規定を含む)に依り讓

を受けて出願する場合には、其の考案が性質上使用者の業務範圍に屬し且考案をなすに至りたる行爲が被用者の任務に屬することを要する。

七 出願の手續 考案毎に願書、説明書及圖面を一通取揃へて特許局宛直接持参するか又は郵便に依る。郵便の場合は配達證明若くは書留郵便を以て差出すを得策とする。執務時間後は「宿直」にて受付ける。

(一) 願書 願書には五圓に相當する収入印紙(消印せず)を貼附すること同一人が同日に數個の願書を差出す

(サ)

<p>辨護士 小林源次</p> <p>東京市麴町區丸ノ内一丁目 海士ビルディング六階六〇七號室 電話丸ノ内(23) 四八一九番 東京市芝區濱松町二ノ五 電話芝(43) 三三三三番</p>	<p>辨護士 齋藤秀守 特許事務所</p> <p>機械・電氣・化學・專攻技師 外國出願代理</p> <p>東京市日本橋區通二ノ三 中央ビル三階 電話日本橋(24) 四四八七番 (自宅) 東京市王子區王子町 九二三(名主の瀧前) 電話王子 三三八八番</p>	<p>佐藤耕夫</p> <p>東京・丸ビル・八一七 電話丸ノ内(23) 二九二四番</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

(シ)

<p>辨理士 白井良一</p> <p>東京市麴町區九段四ノ二五ノ一七 電話九段(33) 一三七七番</p>	<p>鈴木益良</p> <p>東京市麴町區丸ノ内一ノ六 東京海上ビルディング内 電話丸ノ内(23) 三六七四番</p>
-----------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

(ス)

東京市囃託

鈴江近太郎

東京市小石川區江戸川町一  
電話小石川(85) 二四六・二四六八番

収入印紙 五圓 實用新案登録願

一 實用新案ノ名稱

一 考案者ノ氏名、住所(又ハ居所) 私(私共)儀別紙圖面ニ記載スル物品ニ付實用新案登録相受度此段相願候也

二 國籍(外國人ナルトキ) 住所(又ハ居所)

年 月 日 特許局長官 添附書類目録 氏 名 殿 出願人 氏 名 印

一 何々 何々 何々 何々

場合は實用新案登録願(イ)、實用新案登録願(ロ)等の如く符號を附し、後日特許局より願書番號通知を受けたる場合何れの願書番號なるやを知るに便ならしむるを要する。

(イ) 考案者と出願人と異なる場合前記例示願書に「登録を受けるの権利」を承継したることを證する書面を添加すること。

(ロ) 出願人が考案者なる場合例示願書に於て「考案者の氏名、住所」の項目を省き出願人の下に(考案者)と加入すること。

(ハ) 考案者の相續人が出願する場合例示願書の外に戸籍謄本又は遺言證書等登録を受けるの権利の承継を證する書類を添附すること。

(ニ) 職務上の考案 被用者の職務上の考案を使用者が其の考案前の契約に依り譲受けて出願する場合に其の考案が性質上使用者の業務範圍に屬し、其の考案が職務上の考案に屬すること及其の契約又は勤務規定を證する書面を添附すること。

る書面を添附すること。

(チ) 代理人を経て出願する場合代理權を證する書面(委任狀)を添附すること、帝國內に住所又は居所を有せざる者が出願を爲す場合には帝國內に住所又は居所を有する代理人を経ること。

(二) 説明書 美濃版紙を二つ折とし十二行二十四字詰に左の順序に認め末尾に記名捺印すること。用語は文章體とし可成内閣告示に係る資源に關する標準語を使用すること。

(イ) 實用新案の名稱 其の實用新案の内容を簡明に表示する名稱とすること。假裝語(例へば「ビツクリ箱」「汗知らず」等)又は「何々式」及「實用新案」なる文字の使用は不可

(ロ) 圖面の略解 各圖に付其れが何を示す圖なるかを表示すること。(例へば正面圖、平面圖等)

(ホ) 法人が出願する場合 例示願書に於て出願人氏名の所に法人の名稱を記し、其の側に代表者記名捺印し、別に代表者資格證明書(登記簿謄本又は抄本)を添加すること。尙考案者が出願人たる法人の代表者なる時は同意若くは承認の權限ある者の同意書若くは承認書を添附することを要する。

(ヘ) 共同出願の場合 例示願書に於て出願人氏名の所に共同出願人を列記し、別に其の權利を共有するの事實を證する書面を添附すること。代表者を定めたる時は願書に其の旨を表示するか、若くは別に其の事實を證する書面を添附すること。若し特に代表者を定めざる時は各人互に代表するものと認めらる。

(ト) 權利に付定ある場合 共同出願人の權利に付持分の定若くは分割の定ある時、實用新案權の持分移轉に付豫め同意ある時又は實用新案の實施に付特別の定ある時は願書に其旨を記載し、別に其の事實を證す

の實用新案の直接の効果を記載すること。

(三) 考案相互の關係 此の項は他の特許發明又は登録實用新案を實施せねば實施し得ざる實用新案の出願を爲す場合に限り必要であつて、兩者考案の關係を明かにする爲其の實施の態様を記載すること。尙其の實施上必要なる特許發明又は登録實用新案の特許番號、登録番號又は出願番號を記載すること。

(ホ) 登録請求の範圍 實用新案法に依りて保護せらるべき權利の範圍を決定する基準となるものであるから實用新案の何れの點に付登録を請求するやを明確に認むるを要す。この項には實用新案の構成に缺く可からざる事項のみを一項に明記するを要す。登録請求の範圍にはその實用新案が物品の形狀、構造又は組合せの孰れに係るかを明記するを要す。

(三) 圖面 左の標準に據り作るこ

隅田 執 一 郎  
東京市豊島區池袋三ノ一五元  
電話大塚(86)六九九四番  
電略 MAGNUS TOKYO

角田 内外 特許事務所  
所主辨理士 角田好太郎  
神戸市葺合區坂口通五ノ二番屋敷  
電話葺合(2)一四九四番

會 我 清 雄  
東京市麴町區丸ノ内三ノ二  
丸ノ内  
電話丸ノ内(23)二六六七番

柴田特許事務所

高 木 義 三  
日本橋區通三 春陽ビル  
電話日本橋(24)一五八〇番

滿洲國  
高梨特許事務所  
滿洲帝國 辨理士 高梨福雄  
新京・祝町三ノ九ノ三  
電話園分局三―三二八二番

高橋 七 之 助  
東京市淀橋區角筈二ノ九  
電話四谷(36)六九五一番  
(市電省線新宿驛下車)

(イ) 馨水引(ドーサビキ)美濃紙若くは美濃紙大の覆寫紙(トレーシングペーパー)又は覆寫布(トレーシグクロース)を用ひ、右半面は餘白として左半面にのみ認め、其の上部に凡そ二・七種、下部に二・一種、左に〇・六種、右に五・五種を餘し縦二二・八種、横一三・六種以内の面に製圖法に則り濃墨にて鮮明に記載すること。特に細密を要するものは縦又は横の長さを二倍として差支ない。

(ロ) 圖面は繪具又は墨を以て着色してはならない。

(ハ) 截斷面を現すには平行線を濃墨を以て斜に引き、其の截斷面中部分を異にするものは各方向を異にしたる斜線を用ふる。

(ニ) 凹凸の部分に明瞭ならしむる爲圖面に陰を施す必要ある時は線を用ひ濃墨にて鮮明に書き、陰影は成る可く施さざること。若し其の必要ある場合は線を用ひ濃墨にて書くこと。

(ホ) 圖面は頁に關係なく圖毎に第一圖第二圖の番號を附すること。

(ヘ) 圖面には符號のみを記載し各部の名稱又は説明語を記載しないこと。

(ト) 各圖に於ける同一部分には同じ符號を附すること。

(チ) 圖面の符號は成る可く123等のアラビヤ數字を用ふる。

(リ) 番號及符號は濃墨にて明瞭に記載すること。

(ヌ) 符號を直に圖に施すこと能はざる時は其の部分より少しく離して之を他線と判然區別し得べき線を以て其の部分と符號とを接続すること。陰を施したる上又は斷面を示すべき平行線の上には符號の記入を避け、已むを得ざる時は其の部分に限り陰又は平行線を施さずして符號を記すこと。

(ル) 圖面の各葉には出願人記名捺印すること。

(オ) 圖面の綴方 以上の如くして調製したる圖面は之を二つ折とせず

辯護士 瀧澤勝人  
 東京市麴町區内幸町  
 大阪ビル八一八號  
 電話銀座(57)六九二四番

瀧野特許事務所  
 東京市赤坂區溜池町二  
 (特許局正門前)  
 電話赤坂(48)一三一三番  
 振替東京八〇三四三番

(前特許局審査官)  
 工學士 竹田吉郎  
 法學士  
 東京市上目黒八ノ五二二  
 (澁谷大坂上)  
 電話澁谷(46)三七八〇番

に圖面を記載せざる右方を願書及説明書と共に紙燃(ホッチキス又はクリップ等は不可)にて綴合せ、全紙を通して一連の枚數を記入すること。

八 出願中の注意

(一) 願書番號と印鑑

(イ) 願書番號 特許局に於て願書を受領したる時は之に願書番號を附して出願人又は其の代理人に通知されるから、爾後出願中の事件につき書類雛形又は見本を差出す時は必ず之に其の願書番號(年度を忘れぬこと例へば昭和何年實用新案登録願第何號)及實用新案の名稱を記載すること。

(ロ) 印鑑 出願中の事件に付差出すべき書類に押捺する印章は必ず出願の際使用したる印章を使用し、改印したる時は印鑑證明書を添附したる改印届を差出すこと。

(二) 雛形又は見本 出願の時は雛形又は見本を差出す必要なきも、審査上必要ある場合には特に特許局より

差出しを命ぜらる。

(イ) 雛形又は見本は堅牢なる材料を用ひ成る可く三〇・三種立方以内で作ること。

(ロ) 還附請求及受取手續 特許局に差出したる雛形又は見本の還附を受けんとする者は、其の差出の際豫め其の旨申出で、特許局より還附の通知を受けたる日より三十日以内に其の受取手續を爲すを要する。若し還附の申出又は受取手續を爲さざる時は特許局にて適宜に處分せらる。

(三) 書類、雛形又は見本等の訂正、補充及改造

(イ) 特許局の通知に依る場合 期間を指定して補充又は訂正等の通知ありたる時は、其期間内に相當書類を差出し、若くは期間延長請求書を差出して許可を受くる事。右期間延長請求書には一圓に相當する收入印紙(消印せず)を貼附するを要する。

(ロ) 差出人より爲す場合 差出したる書類、雛形又は見本は、審査中又は審判中に限り考案の要旨を變更

辯護士 竹村恒登  
 東京市本郷區駒込追分町七  
 電話小石川(85)五四七七番

東京自動車商組合囑託  
 辯護士 田中榮太郎  
 東京市芝區田村町二ノ八ノ六  
 電話銀座(57)一九二四番

辯護士 田中藤五郎  
 大阪市西區江戶堀上通二丁目  
 市電筑前橋停留所西一丁目  
 太平洋ビルディング内  
 電話土佐堀(4)一七一五番

せざる程度に於て差出人之を訂正、補充又は改造することが出来る。但し説明書に記載したる事項の範圍内に於て登録請求の範圍を増減變更するは其の要旨の變更とは認められない。

(四) 住所變更の届出 出願人住所を變更したる時は一出願毎に新舊住所を正確に記載したる住所變更届を差出すを要する。

(五) 圖面調製の申請 圖面の調製を特許局に申請せんとする者は申請の際に雛形、見本又は下圖及使用方法を認めたる書面を差出すを要する。料金は一枚に付一圓以上三十圓とす。其の料金は就ては特許局に照會のこと。

(六) 名義變更の届出 出願中相續開始した時又は権利の譲渡ありたる時其他出願人の名義變更を要する時

たる圖面其儘を流用し得る場合には願書に其の旨を記載し圖面の添附を省略することが出来る。

右出願變更の場合には其の實用新案登録出願は特許出願又は意匠登録出願の時に爲したるものと看做さる。

(八) 意匠登録出願に變更 實用新案登録出願は出願中及拒絶査定通知の送達を受けたる日より三十日以内に之を意匠登録出願に變更することが出来る。其の手續は前項に準ず、但し二圓に相當する収入印紙(消印せず)を貼附すること。

右出願變更の場合には其の意匠登録出願は實用新案登録出願の時に爲したるものと看做さる。

(九) 意見書の提出 審査官が出願を拒絶すべきものと認めたる時は、審査官より出願人に拒絶査定豫告として拒絶理由の通知があるに依り、之に對し意見ある時は其の指定期間内に審査官宛意見書を提出することが出来る。尙必要ある時は證據物件を提出すること。拒絶理由中に引

は、承繼人は證明書(戸籍謄本若くは抄本又は譲渡證)を添附し、名義變更届を差出すことを要する。若し出願人の権利に付持分又は不分割其他の定ある場合又は届書に其旨を記載し、且其の事實を證する書面を添附すること。尙譲渡證、契約書等には願書番號及考案の名稱を記載し、且其の實用新案に付譲渡人より「登録を受くるの権利」を譲渡する旨を明記するを要する。届書には三圓に相當する収入印紙(消印せず)を貼附すること。

(七) 特許出願又は意匠登録出願を實用新案登録出願に變更 特許出願又は意匠登録出願は出願中及最初の拒絶査定通知の送達を受けたる日より三十日以内に之を實用新案登録出願に變更することが出来る。此の場合には新たな實用新案登録出願(五圓に相當する収入印紙を貼附す)をなし、願書には前の特許願の願書番號を明示し、其の出願を變更する旨記載すること。但し特許願に添附し

用されたる刊行物の内容には調査の必要ある場合に於ては、特許局に對し當該書類又は圖面の謄本の交付方を申請することが出来る。其の手續料は其の都度特許局に照會のこと。特許局發行の公報及明細書は特許局圖書館にて無料閱覽の便あり。其他道府縣廳、市役所、商工會議所、府縣商品陳列所、圖書館等に備付けあり。

(十) 拒絶査定ありたる場合 拒絶査定豫告通知に對し意見書を提出しても採用されずに結局拒絶査定と決定した時、若し其の査定に不服の時は其の査定通知の送達を受けたる日より三十日以内に抗告審判を請求することが出来る。請求書には二十圓に相當する収入印紙(消印せず)の貼付を要する。若し抗告審判を請求する價值なきものと認め、之を意匠登録出願に變更せんとする時は「出願中の注意」(八)項に依る。

(十一) 差出書類の着否の照會 特許局に差出したる願書、訂正書其の他

辨理士 谷口忠一郎

東京市小石川區大塚窪町四  
電話大塚(86)〇〇九二番

旦旦 六郎治  
之

東京市下谷區東黒門町三  
電話下谷(83)五三四二番

築平二

東京市四谷區花園町百九  
電話四谷(35)三一七八番

工學士 坪井秋朝

神田區須田町一ノ八  
都ビルデング  
電話神田(25)〇三九・〇六三番

辨護士 戸田茂

東京市日本橋區室町三ノ四  
電話日本橋(24)一四一一番

士井健一

東京市下谷區御徒町交叉點  
御徒町ビル内  
電話下谷(83)四六〇四番

の書類物件の着否に付照會せんとす  
る場合には願書番號(年度を忘れず  
に例へば昭和何年實用新案登録願第  
何號)を明記し、若し願書番號不明  
の時は書類、物件の種類(實用新案  
願なりや其の如何なる書類なりや  
の別)差出年月日及代理人あらば其  
の氏名を明かにし、尙當該書類を書  
留郵便を以て差出したる時は其の受  
領證又は其の寫を添へて照會のこ  
と。

**九 出願公告** 審査官が實用新案登録  
出願を拒絶する理由を發見せぬ時は出  
願公告決定の謄本が出願人に送付さ  
れ、間もなく出願に係る實用新案の説  
明書が實用新案公報上にて發表され所  
謂「公告」される。そして出願公告の  
日より出願書類及附屬物件は特許局に  
於て公衆の閱覽に供せらる。但し出願  
公告の決定ある迄は右決定の日より六  
箇月以内の公告猶豫の請求を爲すこと  
が出来ぬ。其の請求には三圓に相當す  
る収入印紙(消印せず)の貼付を要す。  
右出願公告ありたる時は、何人と雖も

出願公告の日より二箇月以内に於て登  
録異議の申立を爲すことが出来る。(料  
金三圓)

登録異議の申立ありたる時は、審査官  
は其の副本を出願人に送達し答辯書の  
提出を命ず。出願人が其の登録異議申  
立に付反對意見あらば、其の指定期間  
内に意見並其の理由を詳説したる答辯  
書を差出すことが出来る。  
前記出願公告ありたる時は其の出願公  
告の日より實用新案權の效力を生じた  
るものと看做さる。

**十 登録査定後の注意**

(一) 出願人の爲すべきこと 登録査  
定ありたる時は指定期間(登録査定  
通知書到着後六十日)以内に第一年  
乃至第三年の登録料として二十一圓  
に相當する収入印紙(消印せず)を  
納付書に貼附して差出すを要する。  
若しこの手續を怠れば出願は無効と  
なる虞がある。若し右期間内に納付  
上都合悪ければ請求に依り三十日間  
の延長が許可される。  
第四年以後の登録料は前年中に之を

**中神特許事務所**

辨理士 中神賢一  
技師 中神賢一  
東京市赤坂區青山南町三ノ六  
電話 青山(36)五八八二番  
振替 東京 五〇九二二番

**中根齋**

新東京東五條通三  
電話(三)五七七二番

**中松盛雄**

内外國特許商標及一般  
法律事務迅速取扱  
東京市麴町區丸ノ内三ノ二  
(三菱二十一號館)  
電話 丸ノ内(23)一九三〇・一〇一〇  
五三三〇

納付するを要する。

(二) 實用新案權の存續期間 實用新  
案權の存續期間は登録の日より十年  
とす。

**(三) 登録料**

- 一 第一年乃至第三年 毎年七圓
- 二 第四年乃至第六年 毎年十五圓
- 三 第七年乃至第十年 毎年二十五圓

**意匠登録出願心得**

**一 意匠の意義** 意匠とは物品の目先  
を變へて人をして美觀若くは趣味を感  
ぜしむる形體的考案であつて、物品の  
品質、構造又は製作方法には關係が  
ない。

**二 意匠と實用新案との區別** 意匠も  
實用新案も共に形體的考案であるが、  
前者が趣味的考案なるに對し後者は實  
用的考案なる點に於て相違する。従つ  
て劍、杖又は洋傘等の柄を龍首或は狗  
頭の形にする如きは意匠に屬し、柄の  
形を曲げて携帶に便ならしめたる如き  
は實用新案に屬する。

**三 登録を受けることを得る意匠** 登

録を受けることを得る意匠は趣味的考  
案で而も工業的に製作し得らるる新規  
にして最先に出願せられたるものに限  
る。

(一) 考案の新規とは左の何れにも該  
當せざるものを謂ふ。

(イ) 登録出願前帝國内に於て公然  
知られ又は公然用ひられたるもの、  
若くは之に類似するもの。

(ロ) 登録出願前帝國内に頒布せら  
れたる刊行物に容易に實施すること  
を得べき程度に於て記載せられたる  
もの、又は之に類似するもの。但し  
博覽會出品の爲の公知に對しては特  
例がある。

(二) 最先に出願せられたる意匠 同  
一又は類似の意匠に就ては最先の意  
匠に限り登録される。同日に二人以  
上の出願ある場合には出願人の協議  
に依り登録せられ、若し協議調はざ  
る時は何人にも登録されない。

(三) 工業的に製作し得る意匠 工業  
的とは容易に多數複製し得ることを  
意味す。従つて純美術品の如きは意

辨理士 **中村武**

芝區田村町二ノ四ノ二  
三友ビル  
電話銀座(57)三五三四番

**中村透三**

東京市麴町區平河町一ノ三  
電話九段(33)三五七五番

**中村敏雄**

大阪市東區今橋一ノ九  
帝國ビル  
電話北濱一八二七番

匠の對象たり得ない。

四 意匠を受くることを得ざる意匠

- (一) 菊花御紋章と同一又は類似の形状、模様を有するもの。
- (二) 秩序又は風俗を紊る虞あるもの。
- (三) 世人を欺瞞する虞あるもの。

五 登録を受くることを得る人

- (一) 考案者
  - (二) 相續人
  - (三) 譲受人
- 但し被用者(法人の役員及び公務員を含む)が勤務に關し爲したる考案に付

出願書式(用紙美濃判)

収入印紙

意匠登録願

一 意匠ノ名稱  
一 登録請求ノ範圍  
一 意匠ヲ現スベキ物品  
一 考案者ノ氏名、住所(居所)  
私(私共)儀前記意匠ニ付登録相受度此段相願候也  
國籍(外國人ナル場合)  
住所(居所)  
年月日  
特許局長官 氏 名 殿  
添附書類  
何々  
何々  
何々

登録を受くるの権利を使用者(法人及職務を執行せしむる者を含む)が其の考案前の契約(勤務規定を含む)に依り譲受けて出願する場合には、其の考案が性質上使用者の業務範圍に屬し且考案をなすに至りたる行爲が被用者の任務に屬することを要する。

六 出願の手續 一意匠毎に後記の類別に従ひ一類別毎に願書一通を作り、之に圖面四通と尙必要ある時は説明書一通を添へて特許局宛直接持参するか

又は郵便に依る。郵便の場合には配達證明若くは普通の書留郵便を以て差出すを得策とする。圖面の内二通は後に登録を受くる際差出しても差支ない。

(二) 願書 願書には二圓に相當する収入印紙(消印せず)を貼附すること。同一人が同日に數個の願書を差出す場合は意匠登録願(イ)、意匠登録願(ロ)等の如く符號を附し、後日特許局より願書番號通知を受けたる場合何れの願書番號なるやを知るに便ならしむるを要する。

(イ) 考案者と出願人と異なる場合 前記例示願書に「登録を受くるの権利」を承繼したることを證する書面を添附すること。

(ロ) 出願人が考案者なる場合 例示願書に於て「考案者の氏名、住所」の項を出願人の下に(考案者)と加入すること。

(ハ) 考案者の相續人が出願する場合 例示願書の外に戸籍謄本又は遺言證書等登録を受くるの権利の承繼を證する書類を添附すること。

(ニ) 職務上の考案 被用者の職務上の考案を使用者が其の考案前の契約に依り譲受けて出願する場合には、其の考案が性質上使用者の業務範圍に屬し、其の考案が職務上の考案に屬すること及其の契約又は勤務規定を證する書面を添附すること。

(ホ) 法人が出願する場合 例示願書に於て出願人氏名の所に法人の名稱を記し、其の側に代表者記名捺印し、別に代表者資格證明書(登記簿謄本又は抄本)を添附すること。尙考案者が出願人なる法人の代表者なる時は同意若くは承認の權限ある者の同意書若くは承認書を添附することを要する。

(ヘ) 共同出願の場合 例示願書に於て出願人氏名の所に共同出願人を列記し、別に其の權利を共有するの事實を證する書面を添附すること。代表者を定めたる時は願書に其の旨を表示するか、若くは別に其の事實を證する書面を添附すること。若し特に代表者を定めざる時は各人互に

辨理士 奈倉 勇  
東京市京橋區寶町二ノ五  
奈倉特許事務所  
電話京橋(56)一八七六番

成島 光雄  
東京市大森區入新井四ノ四  
電話大森(06)五七七二番

(二) 辨理士 西元 禎  
東京市日本橋區茅場町一ノ三ノ一  
電話茅場町六九六九番  
電話牛込二六二二番

西田 友三 郎  
東京市麴町區内幸町二ノ三  
商興ビルヂング一號館  
電話銀座(57)三六二九番

辨理士 西村 總一 郎  
東京市目黒區下目黒二ノ三二  
市電 共目黒下車 叙叙園通り  
電話大崎(49)一八六二番

辨理士 西本 實次 郎  
京都市中京區二條通高倉西入  
西本特許事務所  
電話上三三八〇八番



代表するものと認められる。

(ト) 権利に付定ある場合 共同出願人の権利に付持分の定若くは不分割の定ある時、意匠権の持分移轉に付豫め同意ある時又は意匠の實施に付特別の定ある時は願書に其旨を記載し、別に其の事實を證する書面を添附すること。

(チ) 代理人を経て出願する場合 代理權を證する書面(委任狀)を添附すること。帝國內に住所又は居所を有せざる者が出願を爲す場合には帝國內に住所又は居所を有する代理人を経ること。

(ニ) 圖面 左の標準に據り作ること  
(イ) 礮水引(ドーサビキ)美濃紙若くは美濃紙大の覆寫紙(トレーシングペーパー)又は覆寫布(トレーシングクロス)を用ひること。

(ロ) 前記大きさの用紙を右半は餘白として左半面にのみ認め、其の上部に一・八種、下部に一・二種、左に〇・六種、右に四・二種を餘し、圖面は縦二四・二種、横一四・五種以上と

せぬこと。

(ハ) 立體の物品を示す場合は正面圖、兩側面圖、背面圖及平面圖を必要とす。

(ニ) 圖面の各葉には出願人記名捺印のこと。

(ホ) 圖面の綴方 以上の如く調製したる圖面は之を二つ折と爲さずして其の圖面を記載せざる右方の一端を願書と共に紙摺(ホツチキス又はクリップは不可)にて綴合せ、全紙を通して一連の枚数を記入すること。

(三) 圖面代用寫眞又は雛形若くは見本

(イ) 圖面に代へて寫眞を差出す場合には寫眞を裏紙に貼らす前項(ロ)の標準に依る紙面に之を貼附すること。

(ロ) 圖面に代へて雛形又は見本を差出す場合に於ても前項(ロ)の標準に依る紙面に之を貼附すること。

(四) 願書内の記載事項

(イ) 意匠の名稱 意匠の内容の要點を簡單に明瞭に指示する名稱を選

ぶこと。例へば普通の形狀の徳利に於て地色黄色とし赤、緑、紫の筋模様を全面に現したる場合に於ては其の意匠の名稱を「黄色地三色筋模様徳利」と記載する如し。

(ロ) 登録請求の範圍 意匠の内容の全體を明確に記載すること。特に意匠の内容の要點に付ては圖面のみならず、成る可く文字を以て之を明瞭ならしむるを要す。例へば前例をとれば「地色を淡黄色として全面に濃赤、濃緑、濃紫の三色にて横筋模様を現したる添附圖面に示す通りの徳利の形狀、模様及色彩の結合」と記載する如し。

(ハ) 意匠を現すべき物品 後述の類別に従ひ其の意匠を現すべき物品を指定すること。物品の指定には類別及具體的物品名を記載すること。例へば「第九類 鉛筆」と記載し單に文房具とせざること。

(五) 類似意匠登録出願 同一類別内の物品に現す意匠にして自己の登録意匠又は出願中の意匠に類似するも

のは類似意匠として登録を出願することが出来る。願書には前記例示書式に於て「意匠」を「類似意匠」とし「考案者氏名、住所」の項の次に「原意匠の登録番號又は願書番號」を記入すれば足る。

類似意匠權は最先に發生したる意匠權と合體するものであつて、其の存續期間は原意匠權の殘存期間とす。

類似意匠登録願に用ひたるものと同一なるを要し、改印したる場合には印鑑證明書及改印届を添附すること。但し願書に改印したる旨を記載して届書の差出を省略することが出来る。

原意匠登録出願後住所を變更したる時は、先づ原意匠登録出願又は原意匠權に付し出願人の住所變更又は登録名義人の表示變更の手續をなしたる上類似意匠願書を差出すこと。(料金一圓)

(六) 秘密意匠登録出願 意匠又は類似意匠出願者は其の意匠を登録後三

(ノ) 野村信孝  
四谷區尾張町一(四谷驛前)  
四谷見付ビル  
電話四谷(35)七〇五・八〇〇天番

(ハ) 辨理士 端山特許事務所  
工學士  
東京市神田區鎌倉町三ノ二  
電話神田(25)〇二八〇番  
振替東京七八四二七番

辨理士 長谷部福次  
東京市芝區白金今里町元  
電話高輪(4)三六七七番

原佐一  
東京市丸ノ内 東京海上  
ビルディング六階六〇七號  
電話丸ノ内(23)三八九二番

樋口菅二  
大阪市東區北濱五丁目  
電話北濱一三三・三六六番

日向淺松  
東京市淺草區雷門ノ十ノ四  
電話淺草(84)七三七番

年以内秘密にせんとする時には秘密意匠として出願することが出来る。この場合には前記書式に倣ひて願書を作製し、之に意匠を秘密にする旨の請求書を添附すること。

請求書には秘密にする年限を記載し、出願手数料の外に意匠に在りては手数料二圓、類似意匠にありては一圓を要す。

尙圖面及必要ある場合差出すべき説明書は之を密封し「秘密意匠」と朱書すること。

七 出願中の注意

- (一) 願書番號と印鑑
- (イ) 願書番號 特許局に於て願書を受領したる時は之に願書番號を附して出願人又は其の代理人に通知されるから、爾後出願中の事件に付書類又は見本を差出す時は必ず之に願書番號(年度を忘れぬこと。例へば昭和何年意匠登録願第何號)又意匠の名稱を記載すること。
- (ロ) 印鑑 出願中の事件に付差出すべき書類に押捺する印章は必ず出

願の際使用したる印章を使用し、改印したる時は印鑑證明書を添附したる改印届を差出すこと。

- (二) 雛形又は見本 出願の時は雛形又は見本を差出す必要なきも、審査上必要ある場合には特に特許局より差出しを命ぜらる。
- (イ) 雛形又は見本は成可く三〇・三厘立方以内に作ること。但し此の制限に従ひ難きときは必ずしも此の限ではない。
- (ロ) 還附請求及受取手續 特許局に差出したる雛形又は見本の還附を受けんとするものは、其差出の際豫め其の旨申出で特許局より還附の通知を受けたる日より三十日以内に其の受取手續を爲すを要する。若し還附の申出又は受取手續をなさざる時は特許局にて適宜に處分せらる。
- (三) 書類、雛形又は見本等の訂正、補充及改造
- (イ) 特許局の通知に依る場合 期日を指定して補充又は訂正等の通知ありたる時は、其の期間内に相當書

高平 特許事務所  
 高木 平岩 義一  
 辨理士 高木 太作  
 大阪市西區土佐堀船町廿九番  
 電話 土佐堀 七五八番

辨護士 平野 卯三郎  
 辨理士 平野 卯三郎  
 東京市京橋區銀座西一ノ三  
 實業ビル四階四一號  
 電話 京橋 56 八三六五番

北日本特許辨理局  
 辨理士 平野 由兵衛  
 函館市西川町八七  
 電話 三五二一 番

類を差出し若くは期間延長請求書を差出して許可を受くること。右期間延長の請求書には一圓に相當する收入印紙(消印せず)を貼附するを要する。

(ロ) 差出人より爲す場合 差出したる書類、雛形又は見本は、審査中又は審判中に限り考案の要旨を變更せざる程度に於て差出人を訂正、補充又は改造することが出来る。

(四) 住所變更の届出 出願人住所を變更したる時は一出願毎に新舊住所を正確に記載したる住所變更届を差出すを要する。

(五) 圖面調製の申請 圖面の調製を特許局に申請せんとする者は、申請の際に雛形、見本又は下圖を差出すを要す。料金は一枚に付一圓以上三十圓とす。其の料金は就ては特許局に照會のこと。

(六) 名義變更の届出 出願中相續開始したる時又は権利の譲渡ありたる時其他出願人の名義變更を要する時は、承繼人は證明書(戸籍謄本若くは

抄本又は譲渡證)を添附し、名義變更届を差出すを要する。若し出願人の權利に付持分又は不分割其他の定ある場合には届書に其旨を記載し、且其の事實を證する書面を添附すること。尙譲渡證、契約書等には願書番號及考案の名稱を記載し、且其の意匠に付譲渡人より「登録を受くるの權利」を譲渡する旨を明記するを要する。届書には三圓に相當する收入印紙(消印せず)を貼附すること。

(七) 意匠登録出願を實用新案登録出願に變更 意匠又は類似意匠出願は出願中及最初の拒絶査定通知の送達を受けたる日より三十日以内に之を實用新案登録出願に變更することが出来る。此の場合には新たな實用新案登録出願(五圓に相當する收入印紙を貼附す)を爲し、願書には前の意匠登録出願の願書番號を明示し、其の出願を變更する旨記載すること。但し意匠願に添附したる圖面其儘を流用し得る場合には願書に其旨を記載し、圖面の添附を省略する

(7)

平林 庄太郎  
 東京市麴町區丸ノ内三ノ六  
 仲通 四號館 六號 二階  
 電話 丸ノ内 23 一九五二番

藤田 實雄  
 東京市麴町區丸ノ内三ノ六  
 仲二 號館 四階  
 電話 丸ノ内 23 八八八・八八九番

辨理士 藤江 穂  
 東京市江戸川區平井三ノ一四〇  
 電話 墨田 74 七七八五番

ことが出来る。右出願變更の場合には其の實用新案登録出願は意匠登録出願又は類似意匠登録出願の時に爲したるものと看做さる。

(八) 意見書の提出 審査官が出願を拒絶すべきものと認めたる時は、審査官より出願人に拒絶査定の際告知して拒絶理由の通知があるに依り、之に對し意見ある時は其の指定期間毎に審査官宛意見書を提出することが出来る。尙必要ある時は證據物件を提出すること。

拒絶理由中に引用されたる刊行物の内容に付調査の必要ある場合に於ては、特許局に對し當該書類又は圖面の謄本の交付方を申請することが出来る。其の手数料は其の都度特許局に照會のこと。

(九) 拒絶査定ありたる場合 拒絶査定の際預告通知に對し意見書を提出しても採用されずに結局拒絶査定と決定した時。若し其の査定に不服の時は其の査定通知の送達を受けた日より三十日以内に抗告審判を請求す

ることが出来る。請求書には二十圓に相當する収入印紙(消印せず)の貼附を要する。若し抗告審判を請求する價值なきものと認め、之を實用新案出願に變更せんとする時は「出願中の注意」(七)項に依る。

(十) 差出出願の着否の照會 特許局に差出したる願書、訂正書其の他の書類物件の着否に付照會せんとする場合には願書番號(年度を忘れず)に例へば昭和何年意匠登録願第何號)を明記し、若し願書番號不明の時は書類物件の種類(意匠願なりや其の他如何なる書類なりやの別)、差出年月日及代理人あらば其の氏名を明かにし、尙當該書類を書留郵便を以て差出したる時は其の受領證又は其の寫を添へて照會のこと。

八 登録査定後の注意  
(一) 出願人の爲すべきこと 登録査定ありたる時は指定期間(登録査定通知書到達後六十日)以内に第一年乃至第三年の登録料として九圓に相當する収入印紙(消印せず)を納付

管、煙管筒、手提靴等  
第四類 傘、杖及鞭  
第五類 化粧品及衛生具  
石鹼、紙石鹼、化粧刷毛、齒刷子、垢摺、鏡等  
第六類 家具、室内及屋外の裝飾品  
棚、箆筒、机、椅子、卓子、寢臺、額、屏風、衝立、暖爐、火鉢、花瓶、旗、幕等  
第七類 飲食器及庖厨具  
膳、碗、皿、鉢、杯、菓子器、箸、茶器、珈琲具、鐵瓶、土瓶、鍋、釜、「バケツ」、手桶等  
第八類 數物  
緞通、油團、花筵等  
第九類 文房具  
硯、筆筒、文鎮、水滴、印材、肉池、視箱、筆、墨、「インキ」壺、「ペン」軸等  
第十類 燈器  
燭臺、手燭、燈籠、洋燈、瓦斯燈、電燈、提燈、燈蓋、火屋等  
第十一類 時計及計器  
懷中時計、置時計、掛時計、羅針器、

書に貼附して差出すを要する。出願の際圖面二通のみを差出したる者は尙二通差出すことを要する。若し以上の手續を怠れば出願は無効となる處がある。若し右期間内に納付上都合悪ければ請求に依り三十日間の延長が許可される。  
第四年以後の登録料は前年中に之を納付するを要する。  
(二) 意匠權の存續期間 意匠權の存續期間は登録の日より十年とす。  
(三) 登録料  
一 第一年乃至第三年 毎年三圓  
二 第四年乃至第十年 毎年五圓  
類似意匠登録料は每件一時に金三圓

九 物品の類別  
第一類 被服及被服地  
衣類、袴、帶、襟、頸卷、肩掛、涎掛、手袋、足袋等  
第二類 頭飾、服飾及裝身具  
櫛、簪、根掛、胸飾、頸飾、釦鈕、指環、徽章等  
第三類 携帶品  
紙入、貨幣入、名刺入、煙草入、煙

工學士 古谷東太特許事務所  
東京市日本橋區通一ノ二  
西河岸ビルディング  
電話日本橋(24)一七六二番

辯護士 堀内健治  
東京市神田區神保町一ノ四  
電話神田(25)〇六二二番

宮田庄太郎  
金澤市中町一  
電話金澤三二六一番

(特許の手引無代進呈)  
明治特許事務所  
東京市麴町區内幸町  
東 拓ビル五階  
電話銀座(57)三四六三番

森 喬  
大阪市天王寺區上泊町三ノ五  
電話南六〇四六番

前特許局審査官  
辨理士 森 六郎  
東京市麴町區丸ノ内二ノ四  
仲通十一號館二號  
電話丸ノ内(23)〇六七三番

- 寒暖計、晴雨計、度量衡器等
- 第十二類 建物の附屬品
  - 障子、襖、屏、欄間、欄干、引手、釘隠、棚等
- 第十三類 他類に屬せざる織物、編物、組物及其の製品
  - 袱紗、手巾、卓被、「レース」、羽織組、帶締紐、時計紐、飾總等
- 第十四類 冠物
  - 帽子、頭巾、笠等
- 第十五類 履物及其の附屬品
  - 下駄、草履、靴、鼻緒、爪掛等
- 第十六類 扇及團扇
- 第十七類 樂器、玩具及遊戲具
- 第十八類 菓子及其の他の食用品
- 第十九類 容器及包装
  - 壺、罐、箱、紙袋、紙牌等
- 第二十類 車輛及其の附屬品
  - 人力車、自轉車、自動車、「タイヤ」鎖車等
- 第二十一類 紙、革皮及他類に屬せざる其の製品
  - 紋紙、紋革、擬革紙、襖紙、壁紙、表紙、色紙、短冊、書簡箋、書簡筒

- 等
  - 第二十二類 他類に屬せざる金屬製品及石材製品
  - 第二十三類 他類に屬せざる木、竹、骨、角、齒牙、甲殼類の製品
  - 第二十四類 他類に屬せざる物品
- 商標登録出願心得**
- 一 商標の意義 商標とは生産、製造、加工、撰擇、證明、取扱又は販賣の營業を爲す者が自己の商品を他人の同種商品と區別せんが爲に使用する標識であつて、文字、圖形、記號又は此等の結合より成るものを謂ふ。
  - 二 登録を受くることを得る商標 一 見して他と識別し得べき特徴所謂特別顯著性を有し、且最先に出願せられたるものなることを要す。
  - 三 登録を受くることを得ざる商標
    - (一) 菊花御紋章と同一又は類似の圖形を有するもの。
    - (二) 國旗、軍旗、勳章、褒章、記章又は外國の國旗と同一又は類似のもの。

- (三) 工業所有權保護同盟條約國の國の紋章、旗章其の他の徽章(國旗を除く)にして主務大臣の指定するものと同一又は類似のもの。
- (四) 白地に赤十字の記章又は赤十字若しくは「ジエネヴァ」十字の稱號若しくは文字と同一又は類似のもの。
- (五) 工業所有權保護同盟條約國の官の監督用又は證明用の印章又は記號にして主務大臣の指定するものと同一又は類似の商品に使用するもの。
- (六) 秩序又は風俗を紊るの虞あるもの。
- (七) 他人の肖像、氏名、名稱又は商號を有するもの但し其の他人の承諾を得たるものは此の限に在らず。
- (八) 同一又は類似の商品に慣用する標章と同一又は類似のもの。
- (九) 政府の開設し道府縣若しくは之に準すべきもの、開設し若しくは政府の認可を得て開設する博覽會又は外國に於ける官設若しくは官許の博覽會の賞牌、賞狀又は褒狀と同一又は類似の圖形を有するもの但し其の賞牌、

- 賞狀又は褒狀を受領したる者が其の商標の一部として其の圖形を使用せんとするときは此の限に在らず。
  - (十) 取引者又は需要者の間に廣く認識せらるる他人の標章と同一又は類似にして同一又は類似の商品に使用するもの。
  - (十一) 他人の登録商標と同一又は類似の商品に使用するもの。
  - (十二) 登録失效の日より一年を経過せざる他人の商標と同一又は類似にして同一又は類似の商品に使用するもの但し其の他人の商標が登録失效前一年以上使用せざりしものなる場合には此の限に在らず。
  - (十三) 商品の誤認又は混同を生ぜしむる虞あるもの。
  - (十四) 同一又は類似の商品に使用するべき同一又は類似の商標にして同日の各別の登録出願ありて出願者の協議調はざるもの。
- 四 出願の手續** 一 商標毎に後記の類別に従ひ一通の願書を作り、之に商標見本四通を貼附して受付に差出す

(ヤ) 山田重治  
 (御申越次第事務案内贈呈)  
 東京市芝區新橋二ノ八(新橋驛前)  
 藏前工業會館内  
 電話銀座(57)四二四七番

山村通章  
 大阪市東區北濱二ノ九四  
 江田山村特許事務所  
 電話北濱二二七二番

山本茂  
 辨理士  
 滿洲國奉天市大和區浪速通六  
 電話(3)三〇六・(4)三二九番

(ユ) 湯川龍  
 工學士  
 麹町區有樂町二ノ四  
 日本閣ビル  
 電話銀座(57)六七三四番

(リ) 李采鎬  
 京城府光化門通二一〇  
 朝鮮特許代理局  
 電話光化門二四七二番

(ワ) 若原特許事務所  
 辨理士 若原哲視  
 辯護士 若原哲視  
 東京市芝區田村町一電停前  
 榮和ビル三階  
 電話銀座(57)三二二六番

か、又は郵便に依る。郵便の場合は配達證明若くは書留郵便を以て差出すを得策とする。執務時間後は「宿直室」にて受付ける。

(一) 願書 左の例に倣ひて認め七圓に相當する収入印紙(消印せざるこ

出願書式 (用紙美濃判)

収入印紙七圓

商標登録願

見本

商標ヲ附スベキ商品 第何類 何々  
色ノ限定(着色限定の場合)

私(私共)儀前掲商標ニ付登録相受度此段相願候也

國籍(外國人ナル場合)

住所(又ハ居所) 出願人 氏名

年月日 特許局長官 氏名 殿

添附書類目録

一何々 何通

(イ) 共同出願の場合 例示願書に於て出願人氏名の所に共同出願人氏名を列記し、別に營業を共にすることを證する書面を添附すること。

實を證する書面を添附すること。若し特に代表者を定めざる時は各人互に代表するものと認められる。

(ウ) 岡田清作  
大阪市北區相生町四〇  
電話堀川三〇一〇・三〇七番

書面を添附すること。

(ハ) 法人が出願する場合 例示願書に於て出願人氏名の所に法人の名稱を記し、其の側に代表者記名捺印し、別に代表者資格證明書(登記簿謄本又は抄本)を添附すること。

品が石鹼ならば第四類、石鹼。

(ロ) 「色の限定」商標に着色して登録を受けんとする者は「色の限定」欄に色彩りの説明を記述するを要する。

(ニ) 他人の肖像、氏名、名稱又は商號を商標に使用する場合には、其の他人の承諾を得たることを證する書面を添附することを要する。

(三) 商標見本

(イ) 用紙 見本は商標審査簿に貼附して審査其の他の用途に使用するものであるから、紙質は強靱にして貼附し易き紙料を用ひ四通中三通は隨時剥ぎ取り得る様一端のみを美濃版用紙に貼ること。

(ロ) 容易に變色又は褪せざる

「印肉」墨「繪具」等にて鮮明に顯はし「インキ」寫眞「謄寫版」復寫紙にて顯はしたるものは不可である。

(ハ) 見本の大きさ 長さ及幅各二十種以内とすること。

(四) 聯合の商標 次の商標は聯合の商標として出願せる場合に

(イ) 同一の商品に使用する自己の商標に類似せるもの。

(ロ) 類似の商品に使用する自己の商標と同一なるもの。

(イ) 「商標を附すべき商品」後記の類別に従ひ其の商標を附すべき商品の類別並商品名を記入す。例へば商

(二) 願書内の記載事項

(イ) 「商標を附すべき商品」後記の類別に従ひ其の商標を附すべき商品の類別並商品名を記入す。例へば商

(イ) 「商標を附すべき商品」後記の類別に従ひ其の商標を附すべき商品の類別並商品名を記入す。例へば商

(イ) 「商標を附すべき商品」後記の類別に従ひ其の商標を附すべき商品の類別並商品名を記入す。例へば商

(イ) 「商標を附すべき商品」後記の類別に従ひ其の商標を附すべき商品の類別並商品名を記入す。例へば商

(イ) 「商標を附すべき商品」後記の類別に従ひ其の商標を附すべき商品の類別並商品名を記入す。例へば商

(イ) 「商標を附すべき商品」後記の類別に従ひ其の商標を附すべき商品の類別並商品名を記入す。例へば商

(イ) 「商標を附すべき商品」後記の類別に従ひ其の商標を附すべき商品の類別並商品名を記入す。例へば商

(イ) 「商標を附すべき商品」後記の類別に従ひ其の商標を附すべき商品の類別並商品名を記入す。例へば商

(加追)

(化學特許事件専門)

加藤直三郎

名古屋市巾區新榮町七ノ一三

(特許局内)

東京市麴町區三年町一

辨理士會

電話銀座(57)七二番

振替東京五九八八番

(ハ) 類似の商品に使用する自己の商標に類似せるもの。  
 聯合の商標の登録願書は左記書式に依り七圓に相當する収入印紙(消印せず)を貼附するを要する。  
 出願せんとする商標と聯合すべき商標

出願書式 (用紙美濃判)

紙七圓	聯合商標登録願
見本	商標ヲ附スベキ商品 第何類 何々
色ノ限定(着色限定ノ場合)	何々
聯合スベキ商標登録番號又ハ願書番號	
私(私共)儀前掲商標ヲ聯合ノ商標トシテ登録相受度此段相願候也	
國籍 (外國人ナル場合)	
住所 (又ハ居所)	
年月日	出願人 氏 名 印
特許局長官 氏 名 殿	
添附書類目錄	
一何々 何通	
一何々 何通	

(五) 標章 營利を目的とせざる業務に係る商品の標章を専用せんとする者は標章の登録を受けることが出来る。標章は法律上商標と同様の取扱を受けるものであるから標章登録出願

願の手續は總て商標登録出願の手續に準じて之を爲すこと。  
 (六) 團體標章 同業者及密接の關係を有する營業者の設立したる法人であつて、團體員の營業上の共同の利益を増進するを目的とするものが團體標章の登録を受けた時は、其の團體員に限り自己の營業に係る商品に其の標章を専用することが出来る。團體標章登録出願は使用上の制限がある外大體に於て標章登録出願の手續と同様である。

五 出願中の注意

- (一) 願書番號と印鑑 (イ) 願書番號 特許局に於て願書を受理したる時は之に願書番號を附して出願人又は其代理人に通知されるから、爾後出願中の事件につき書類又は見本を差出す時は必ず之に願書番號(年度を忘れぬこと。例へば昭和何年商標登録願第何號)を記載すること。
- (ロ) 印鑑 出願中の事件に付差出すべき書類に押捺する印章は必ず出願の際使用したる印章を使用し、改印したる時は印鑑證明書を添附したる改印届を差出すこと。
- (二) 書類、見本等の訂正、補充 (イ) 特許局の通知に依る場合 期

間を指定して補充又は訂正等の通知を受けたる時は、其の期間内に相當書類を差出し又は指定期間の延長請求書を差出して許可を受くること。右期間延長請求書には一圓に相當する収入印紙(消印せず)を貼附するを要する。

を證する書面を添附し名義變更届を差出すを要する。若し出願人の權利に付持分又は不分割其の他の定ある場合には、届書に其旨を記載し、且其の事實を證する書面を添附すること。尙讓渡證、契約書等には願書番號を記載し、且其の商標登録出願より生じたる權利を讓渡する旨を明記せねばならぬ。届書には三圓に相當する収入印紙(消印せず)を貼附するを要す。

(ロ) 差出人より爲す場合 差出したる書類、雛形又は見本は審査中又は審判中に限り要旨を變更せざる程度に於て之を訂正又は補充することが出来る。但し出願公告決定後は登録異議申立に因り審査官の命令ある場合の外之を訂正、補充することが出来ない。

(五) 商標登録出願の分割 錯誤に因り二以上の類別に亘る二以上の商品に指定したる商標登録出願は出願中之を二以上の商標登録出願となすことが出来る。但し此の場合には既に出願中の商標登録願を一類別内の商品に付ての出願に訂正すると同時に、他の各類別に屬する商品に付ては新たな商標登録出願を爲し、其の願書に其の旨を記載すること。

(三) 住所變更の届出 出願人住所を變更したる時は一出願毎に新舊住所を正確に記載したる住所變更届を差出すを要する。

(六) 意見書の提出 審査官が出願を拒絶すべきものと認めたる時は、審査官より出願人に拒絶査定豫告として拒絶理由の通知があるに依り、之に對し意見ある時は其の指定期間内に審査官宛意見書を提出することが出来る。尙必要ある時は證據物件を提出すること。拒絶理由中に引用されたる登録商標又は刊行物等の内容に付調査の必要ある場合に於ては、特許局に對し當該書類若くは商標見本の謄本の交付方を申請することが出来る。其の手数料は其の都度特許局に照會のこと。特許局發行の公報は特許局圖書館、道府縣廳、市役所、商工會議所、府縣商品陳列所、圖書館等に備付けあり。

(七) 拒絶査定ありたる場合 拒絶査定豫告通知に對し意見書を提出しても採用されずに結局拒絶査定と決定した時、若し其の査定に不服の時は其の査定通知の送達を受けたる日より三十日以内に抗告審判を請求することが出来る。請求書には二十圓に相當する収入印紙(消印せず)の貼附を要する。

(八) 差出書類着否の照會 特許局に

差出したる願書、訂正書其の他の書類物件の着否に付照會せんとする場合には、願書番號(年度を忘れず)に例へば昭和何年商標登録願第何號)を明記し、若し願書番號不明の時は書類、物件の種別(商標登録願なりや其の如何なる書類なりやの別)、差出年月日及代理人あらば其の氏名を明かにし、尙當該書類を書留郵便を以て差出したる時は其の受領證又は其の寫を添へて照會のこと。

**六 出願公告** 審査官が商標登録出願を拒絶する理由を發見せぬ時は出願公告決定の謄本が出願人に送付され間もなく商標公報上に出願に係る商標が發表され所謂「公告」される。そして出願公告の日より出願書類及附屬物件は特許局に於て公衆の閱覽に供せらる。右出願公告ありたる時は、何人と雖も出願公告の日より二箇月以内に於て登録異議の申立を爲すことが出来る。(料金五圓)

提出を命ず。出願人が其の登録異議申立に付反對意見あらば、其の指定期間内に意見並其の理由を詳説したる答辯書を差出すことが出来る。

**七 登録査定後の注意**

(一) 出願人の爲すべきこと 登録査定ありたる時は指定期間(登録査定通知書到着後六十日)以内に全存続期間の登録料として三十圓(團體標章は百圓)に相當する収入印紙(消印せず)を納付書に貼付して差出すを要する。若しこの手續を怠れば出願書式(用紙美濃判)

出願書式 (用紙美濃判)

収入印紙十圓

商標權存続期間更新登録願

本見 登録番號  
 色ノ限定(着色限定ノ場合)  
 私(私共)儀前記商標權ニ付存続期間更新ノ登録相受度此段相願候也  
 國籍(外國人ナル場合)  
 住所(又ハ居所)  
 年月日 出願人 氏 名  
 特許局長官 氏 名 殿  
 添附書類目錄  
 一何々 何通  
 一何々 何通

期間の日前三月乃至一年内に願書に商標見本五通及營業を證する書面を添附し、次の書式に依り願書を認め、て十圓(團體標章に在りては五十圓)に相當する収入印紙(消印せず)を貼附して差出すを要する。若し右期間内に遅れた場合には存続期間満了の日より三十日前に限り遲滞の事由を説明し別に二圓(團體標章に在りては十圓)に相當する収入印紙(消印せず)を貼附して差出すことが出来る。

**九 商品の類別**

**第一類** 化學品、藥劑及醫療補助品  
 酸類、鹽類、亞爾加里、漂白粉、樹脂、膠、燐、酒精、偏里設林、規那鹽、莫兒比涅、丁幾劑、舍利別、煎劑、水劑、浸劑、丸藥、膏藥、散藥、錠藥、煉藥、生藥、藥油、香精、石灰、硫黃、鑛水、麝香、打粉、食鹽、芫、黑燒、防腐劑、防臭劑、驅蟲劑、繃帶、綿紗、綿撒絲、脫脂綿、海綿、「オブラート」、水囊、水枕等

藍玉、藍靛、紫根、紅、朱、丹、綠青、群青、洋靛、鉛白、胡粉、金銀粉、藤黃、染齒料、綠礬、明礬、漆、假漆、「ペイント」、澱、靴墨、革油、防鏽料、防水材料、耐火塗料等  
**第三類** 香料及他類に屬せざる化粧品  
 香水、香油、香袋、髮膏、白粉、化粧下等  
**第四類** 石 繪  
**第五類** 齒磨及他類に屬せざる洗料  
 齒磨粉、煉齒磨、齒磨液、洗粉、洗練、洗液等  
**第六類** 他類に屬せざる金屬及其の半加工品  
 銑鐵、鍛鐵、銅鐵、條鐵、鐵葉、軌條、鐵板、鐵線、銅、銅板、銅線、鉛、鉛板、亞鉛、亞鉛板、錫、「アルミニウム」、「ニッケル」、水銀、卑金屬ノ合金等  
**第七類** 他類に屬せざる金屬製品  
 鑄物、打物、彫鏤品、編物、珞瑯鐵器、銅箔、錫箔等  
**第八類** 利器及尖刃器  
 鎌、鋸、鑿、錐、鑿、斧、鉞、小刀、

剃刀、庖丁、鉋、鉞、針、魚串、釘、鷹嘴等  
**第九類** 貴金屬、其の模造物、「アルミニウム」金、「ニッケル」銀、「ブリタニヤ、メタル」及他類に屬せざる其の製品  
 金、銀、白金、四分一、紫銅其の他貴金屬の合金、鍍品、「モール」、金箔、銀箔、彫鏤品等  
**第十類** 寶玉類、其の模造物及他類に屬せざる其の製品  
 金剛石、珊瑚、瑪瑙、水晶、黃玉、碧玉、彫鏤品等  
**第十一類** 鑛物類  
**第十二類** 石材、其の模造物及他類に屬せざる其の製品  
 大理石、花崗石、人造石、砥石等  
**第十三類** 漆喰及土砂の類  
 漆喰、「セメント」、石膏、土瀝青、土砂、火山灰等  
**第十四類** 他類に屬せざる陶器、磁器、七寶製品、土器、瓦及煉瓦の類  
**第十五類** 玻璃並他類に屬せざる玻璃製品及珞瑯質品

玻璃板、玻璃管、玻璃壘、玻璃球等  
 第十六類 護謄、「エポナイト」、「ガタ  
 ベルチャ」、「ラバーサブチエート」  
 及他類に屬せざる其の軟質製品  
 第十七類 他類に屬せざる機械器具及  
 其の各部並各種の調帶、「ホース」及  
 「バックング」  
 汽罐、汽機、織機、紡績機、裁縫機、  
 印刷機、揚水機、消火器、潜水器、  
 「バルブ」、「コック」、「皮革調帶、護  
 謄調帶、護謄」、「ホース」、布「ホー  
 ス」、「アスベストス、バックング」、  
 「ゴム、バックング」等  
 第十八類 理化學、醫術、測定、寫眞、  
 教育用の器械器具、眼鏡及算數器の  
 類並其の各部  
 試驗管、外科用器械、齒科用具、度  
 量衡器、感光膜、活動寫眞映畫、製  
 圖器、體操用器具、望遠鏡、顯微鏡  
 等  
 第十九類 農工器具  
 犁、鋤、鍬、稻拔、桑拔、唐箕、耙、  
 釘拔、鐵鏈、繩墨、鋤廻シ、「スコッ  
 プ」、「シヨールベル」、鶴嘴等  
 第二十類 車輛、船舶其の他の運搬用  
 機械器具及其の各部  
 荷車、馬車、人力車、自動車、小兒  
 用車、航空機、鐵道車、車輪、「タイ  
 ヤー」、「サドル」、「ベダル」等  
 第二十一類 時計並其の各部及附屬品  
 第二十二類 樂器、蓄音機並其の各部  
 及附屬品  
 「ピアノ」、「オルガン」、「ヴァイオ  
 リン」、「マンドリン」、箏、三絃、  
 胡弓、琵琶、月琴、木琴、笛、「ハー  
 モニカ」、撥、樂器絲、蓄音機、音  
 譜盤、蓄音機用針等  
 第二十三類 銃砲、彈丸及爆發物類  
 大砲、小銃、獵銃、短銃、火藥、綿  
 火藥、「ダイナマイト」、雷管、煙火、  
 水雷等  
 第二十四類 蠶種、野蠶種及繭  
 第二十五類 眞綿、木棉綿、麻、羽及  
 毛の類並其の半加工品  
 第二十六類 生絲、絹絲、人造絹絲、  
 野蠶絲、天蠶絲、金絲及銀絲  
 第二十七類 綿絲  
 第二十八類 毛絲  
 第二十九類 麻絲及第二十六類乃至第  
 二十八類に屬せざる絲類  
 第三十類 絹織物  
 第三十一類 木綿織物  
 第三十二類 毛織物  
 第三十三類 麻織物  
 第三十四類 第三十類乃至第三十三類  
 に屬せざる織物  
 第三十五類 他類に屬せざる絲類の編  
 物、組物、襪物、「レース」、「ドロ  
 ン、ウォーク」、刺繡品及各種の紐類  
 第三十六類 被服、手巾、鈕紐及裝身  
 用「ピン」の類  
 衣服、冠、帽子、「カラ」、「カフス」、  
 頸飾、襟、襪衣、「ズボン」下、胴  
 締、手袋、足袋、「ハンカチーフ」、  
 手拭、「タオル」、襪紗、風呂敷、甲  
 馳、「カフス、ボタン」、「ネクタイ」、  
 「ピン」、「ブローチ」等  
 第三十七類 寢具及他類に屬せざる室  
 內裝置品  
 寢臺、蒲團、枕、蚊帳、座蒲團、屏  
 風、額、卓被、窓掛、敷物等  
 第三十八類 日本酒類及其の模造品

清酒、味醂、白酒、燒酎、濁酒、直  
 シ等  
 第三十九類 第三十八類に屬せざる各  
 種の酒類及其の模造品  
 葡萄酒、「シヤンパン」、麥酒、「ブラ  
 ンデー」、「ベルモット」、「ウキスキ  
 ー」等  
 第四十類 氷及清涼飲料類  
 曹達水、蜜柑水、「ラムネ」、「サイダ  
 ー」、果實「シロップ」、果實液等  
 第四十一類 醬油、「ソース」及酢の類  
 第四十二類 砂糖及蜜の類  
 白砂糖、黑砂糖、「ザラメ」、氷砂糖、  
 糖蜜、蜜蜂等  
 第四十三類 菓子及麵麩の類  
 干菓子、蒸菓子、掛ケ物、「ビスケッ  
 ト」、「カステラ」、「ドロップス」、  
 「アイスクリーム」、飴、餅、砂糖漬、  
 炒豆等  
 第四十四類 茶、珈琲、「ココア」及珈  
 琲入角砂糖の類並其の模造品  
 第四十五類 他類に屬せざる食料品及  
 加味品  
 肉類、越幾斯類、卵、鱈節、海苔、  
 昆布、荒布、佃煮、味噌、菅物、甘  
 酒、漬物、胡椒等  
 第四十六類 獸乳、其の製品及其の模  
 造品  
 牛乳、羊乳、「コンデンスミルク」、  
 乳粉、「バター」、人造「バター」、「チー  
 ズ」等  
 第四十七類 穀菜類、種子、果物、穀  
 粉、澱粉及其の製品  
 米、麥、粟、黍、稗、豆、蠶、乾瓢、  
 球根、麩種、「モヤシ」、「ベーキング、  
 パウダー」、「イースト、パウダー」、  
 麥粉、葛粉、麩類、湯葉、豆腐、豆  
 乳、蒟蒻、凍豆腐、凍蒟蒻等  
 第四十八類 煙草類  
 第四十九類 煙草具及袋物  
 煙管、煙草入、煙草筒、薄荷「パイ  
 プ」、紙入、紙幣入、名刺入、信立  
 袋、「オペラバック」等  
 第五十類 紙及他類に屬せざる其の製  
 品  
 日本紙、西洋紙、板紙、壁紙、油紙、  
 澁紙、書簡筒、張文匣、一閑張、帳  
 簿、水引等  
 第五十一類 文具具  
 筆、墨、印肉、印材、「インキ」、印  
 刷「インキ」、石筆、鉛筆、萬年筆、  
 「ペン」、「ペン」軸、硯、「インキ」  
 壺、文鎮、筆筒、筆架、石盤、紙綴  
 具、鉛筆削、「プロッター」、「シー  
 ス」等  
 第五十二類 皮革、其の模造品及他類  
 に屬せざる其の製品並各種の鞣類  
 毛皮、柔革、擬革布、擬革紙、馬具、  
 革文匣、締革「キャットガット」等  
 第五十三類 固形燃料類  
 石炭、「コークス」、薪、炭、附木、  
 懷爐灰等  
 第五十四類 燐寸  
 第五十五類 油脂及蠟の類  
 石油、菜子油、魚油、獸脂、木蠟、  
 蜜蠟、蠟燭等  
 第五十六類 肥料  
 干鰯、鱈粕、油粕、肉粉、骨粉、血  
 粉、糠、磷酸肥料、調合肥料、硫酸  
 安母尼亞等  
 第五十七類 木竹材、籐、木皮、竹皮  
 及經木の類



- 第五十八類 他類に屬せざる木、竹、籐、木皮、竹皮類の製品、其の漆塗品及蒔繪品の類
- 指物、挽物、曲物、編物、組物、桶、經木真田等
- 第五十九類 骨、角、齒牙及甲殼の類、他類に屬せざる其の製品及其の模造品、他類に屬せざる「エポナイト」製品及「ガタベルチャ」の硬質製品並「セルロイド」及他類に屬せざる其の製品
- 第六十類 藥、草及他類に屬せざる其の製品
- 麥稈、疊表、筵、蓆、笠、繩、麥稈真田等
- 第六十一類 傘、杖、履物及其の附屬品
- 傘、洋傘、杖、靴、下駄、草履、雪駄、鼻緒、爪掛等
- 第六十二類 扇子及團扇の類
- 第六十三類 燈器及其の各部
- 洋燈、燭臺、提燈、火屋、燈蓋、瓦斯「バーナー」、瓦斯「マントル」、燭心等
- 第六十四類 頭飾品、調髮具及「リボン」の類、造花並刷子類
- 櫛、笄、簪、「ヘヤ、ピン」、「ヘヤ、ネット」、手絡、根掛、髮止、鬢形、元結、髷、附鬘、入毛、髮芯、髮掛「リボン」、裝飾「リボン」、齒刷子、化粧刷毛、埃取刷子等
- 第六十五類 玩具及運動遊戲具
- 鞠、碁、將棊、人形、獨樂、弓、球、突具、押繪、骨牌、野球具、庭球具、卓球具、擊劍柔道具等
- 第六十六類 圖畫、寫真及印刷物類
- 書籍、新聞紙、雜誌、「アルバム」等
- 第六十七類 煙料
- 線香、炷香、煉香、粉末香、蚊除線香、蚊除炷香、蚊除粉末香等
- 第六十八類 他類に屬せざる研磨料
- 磨粉、磨液、艶出布、艶出紙、研磨布、研磨紙等
- 第六十九類 電氣機械器具及其の各部
- 並電氣絶縁材料
- 發電機、電動機、廻轉變流機、整流機、周波數變換機、電信機、電話機、變壓機、電氣閉閉器、電流制限器、電流制御器、抵抗器、電熱器、電氣扇風機、電鈴、真空球、電氣醫療器、電氣測定器、電池、蓄電器、自熱電燈、弧光燈、懐中電燈、被覆電線、電氣絶縁用硝子、電氣機械器具用炭素、電氣絶縁用板、電氣絶縁用布、電氣絶縁用紙、電氣絶縁用護謨製品、電氣絶縁用混和物等
- 第七十類 他類に屬せざる商品

の特許局公報の類

一 販 賣

社 法 團 人  
會 協 明 發 國 帝

電 話 九 〇 四 一 〇 八 八 八 三  
番 五 五 五 六 京 東 替 振



辨理士 山根省三

1、適切な題目をつかめ

商賣が繁昌したり、金が儲かること許りが成功ではないが、苟しくも、發明や考案をした以上、其發明考案が實施されて、世間の人々から賞讃を受け大なり小なりお役に立たなければ、發明をした甲斐もなければ、名譽にもならない。従つてどんなに優秀な、世界的大發明だと自惚れて見た處で、時代の要求にしっかりと適應したものでなければならぬのは當然のことである。

然らば、どんな事を發明し、又どんな物を考案したら、世間の人々から歓迎されるであらうか、随分發明家の中には、發明考案の題目を捉へるのに、血眼になつて居る人も尠くないが、之ならばと感心するやうな題目を探しあてることが、なか／＼の苦心を要すること、恐らく發明したり、考案をするよりも、餘程困難なものであらう。

或る人は、既に題目が捉へられれば、最早、發明は半分以上出来上つたも同様だと謂ふが、或はさうかも知れない。

曾て、發明協會でも、發明考案の題目に、賞を懸けて、一般會員から募集し發明奨勵の一助ともなればと、大いに期待したが、集つたものは、簡単な物干装置とか、氷の要らない冷蔵庫とか云つた、誰でも目をつけさうな問題ばかりで、これぞと思ふやうなものが出来なかつたのを見ても、如何に題目を捉へる事が困難であるかが解る。

昨年の女性と發明展覽會の際にも、都下女學校の生徒から、どんな發明を御希望ですかと、回答を求めて見たが、當時本誌にも批評を添へて置いたやうに、隠れ蓑だとか、赤ん坊の急速に育つ器機のやうな蟲の好い問題だの、科學を無視したやうな要求などで、凡そ發明家が飛びつくやうな題目

は、一向見當らなかつた。尤も、甚だ失禮な言分で、お叱を受けるかも知れないが、女學生諸君の視野なんて、決して廣いものではない。そのやうな人々に、映畫俳優の品評か流行のレコードでも、お尋ねするならば兎に角、時代に適應した發明の題目をなどと、勿論そんな期待をもつてやつた仕事でないことは明瞭だが、御無理千萬の話である。

さればと云つて、『我國産業の現状に於て如何なる事項に關する發明が最も要望せらるゝや』と云ふいかめしい商工大臣の諮問に對する發明奨勵委員會の答申は、『重要發明題目』として、既に本誌にも連載されて、諸君御承知の通り、流石お歴々の審議を経たゞけに、何れも緊要な題目ばかりで、之れが完成の曉には、世を擧げて歓迎を受けること、必然ではあるが、何れを選んだ處で、生やさしい問題は一つとしてない。残念ながら、一般の發明家にとつては、凡そ縁遠いものと謂はざるを得ない。

矢張り、發明考案の題目は己の力量を一番よく承知してゐる、發明家自身で選ぶの外はなし、未だ世の中には、發明家の手を煩さなければならぬ問題が、箒で掃く程轉つて居るに違ひないから、大いに探して見るべきである。

と云つて、迷子を探すのと違つて、金の草鞋や、太鼓と云ふ譯にも行くまいが、先づ第一に見聞をひろめて、視野を廣くすると共に、時勢の推移を洞察して、不斷の注意をそぐことが肝要だ。よく云ふことが、林檎はニュートンの生れる前から、依然木から落ちて居たし、寺院の吊燈は、ガリレオの見た時、始めて揺れ出したのではない。只注意が引力や、振子の原理を發見させただけの話である。

誰しもよく捉へる問題に、自動車の泥除器がある。成る程、立派な發明考案には相違ないが、一體、泥水をはね飛ばされて迷惑するのは、運轉手でもなければ車輛主でもない。彼等は、交番の前が無事に通れば、一文でも安

い方がよいので、發明の良否は、二の次である。

曾て、理化學研究所長の大河内博士が、現代日本に於て、最も渴望される發明は、新しい物を考へ出すことではなくつて、現在ある物を一文でも安く作る工夫であると謂はれたが、發明家の味ふべき言であると思ふ。

### ロ、廢物利用は考へ物

廢物を有用化ささうとする心掛は眞に結構なことで、小にしては、一家の經濟に影響し、大にしては産業經營の合理化が産れて来る。素より大に獎勵すべきであり、又苟しくも人類にとつては、福利増進の神様であり、發明報國を擔ひ立つ勇士である。發明家たるものが、此廢物利用を見遣す筈はない。寧ろ多くの發明家にとつては、此廢物利用が發明界に飛び込む第一歩をなして居る。『本案ハ從來棄テ、顧ラレサル無價値ノ〇〇ヲ利用セルモノナルカ故ニ價格低廉ナルノミナラス、國家的ニ重要ナル貢獻ヲ齎スモノナリ』等

と手前味噌を並べ立てた明細書、説明書を拜見するが、こんなのは先づ發明界の第一年生と見て差支へはあるまい。勿論無價値の廢物を有用化すと云ふ事が決して悪いと云ふのではないが、往々にして、此種の考案が、發明家をどん底に陥し入れ、其家族を泣かせる原因になることがあるから、發明も此廢物利用に出發する事は、些か考へ物であり、又大に注意を要するものだと思ふ。

某工場で、盛んに出る幅一寸五分許りの細長い透明紙の截屑、之れを何んとか利用の途でもあるまいかと、相談を持ちかけられた或る發明家が、よし來たと許りに、二つ返事で引受け子供の弄ぶ青寫眞の原紙に作つて賣り出した處が、何しろ紙はロハと云ふ算盤だから安價なこと從來の比でない、玩具の間屋からはどしどし注文が殺到し工場内に山と積まれた截屑も、忽ちにして一掃して了つたのは、其工場の場合で、あとは一向截屑も出さず、新しい全紙を買つて裁斷したのでは、勿

論採算のとれる筈もなく、僅か一ヶ月足らずで、休業仕り候の札を出して了つたと云ふ實話がある。

これ等は、截ち落しの紙の利用法としては、確かに秀逸の一つで、面白いものではあるが、此考案の唯一の取柄は廢物利用たるが故に只値が安いと云ふ丈けであるのみならず、其の廢物たるや、他人の工場から出るのを當にして居るのだから工場の場合によつては、何時出なくなるのか解らない、こんな心細い不安定な仕事では、寧ろ失敗するのが當然と謂はねばなるまい。

もう一つ失敗の實例を擧げると、足袋や靴の底敷にする糸爪の截屑に着目した某發明家が、「タハシ」に利用して賣出した處が、なか／＼具合が悪いので、羽根が生えて飛ぶやうに賣れる、注文はどしどし／＼来る。

さあかうなると細君の手内職位では間に合はない、餘り豊でない資本をばたいて、工場を建てる、職工を雇ふ、機械まで買入れて見たが、截屑にも限りがある、原料に不足を來すのは當然だ

が、糸爪の産地は近江であり、收穫期に一時に買付けなければ、後は手に入らない、しかも其品物たるや嵩張る許りでなく、濡れれば腐ると云ふ厄介な奴で、倉庫も建てなければならず、たうとう資金難で、これも僅か二、三ヶ月でなげだして了つた。

これ等も、考案としては頗る優秀だが、截屑で間に合つて居るうちは、何の苦もなき水鳥であるが、いよ／＼原料に不足して、其調査をやつて見ると案外な困難に逢着すると云ふのが、落であつてどうも廢物利用と云ふ奴は、畢竟家内工業の程度を脱し得ないものである。だから特殊の場合の外は、發明考案の出發點を廢物利用に置くことは、事業を大ならしむる所以でないと謂はねばならない。

勿論、今日盛んに唱導せらるる産業經營合理化の一つとして、工場から出る廢物を處理して有用化する爲に他の工業計畫が行はれて居るが、決して赤の他人の廢物を當にして居るのではない、總て自分の工場か、乃至は、資本

其他で自己の支配下にある工場から出る廢物の有用化であるのを見ても、如何に産業と原料との關係が密接であるか、解る許りでなく豊富で且つ安定した原料供給を必要とするものである。故に寧ろ發明考案が完成した後の實施に當つて製造原價低下の爲に廢物利用を研究するのが順序ではないかと考へる。

### ハ、發明家に浮氣は禁物

日本では、昔から『器用貧棒』と云ふ言葉がある。英語にも「EVERYTHING-NOTHING」と云つて、何をやらせても、器用にやつて除ける者は自分の才能にまかせて、彼れやこれやに手を出して結局は、どれも成功せず終ると云ふ、洋の東西を問はずあまり器用なのも考へ物だと云ふ事に、偶然一致して居るのも甚だ面白い。

何も發明家が、總て器用人だと云ふ譯ではないが、とかく發明家諸君のうちには、頭腦的器用と云ふか、智慧者が多い、大抵の問題を與へられると、

OKと許りに、何んとか發明考案をこち上げて、曲りなりにも解決をして見せるから、他人様は其才能に驚く代りに至極便利な奴だと、調法がられ、何んでもかでも、少し面倒な事だと、あいつの處へ持つて行け、お前に限ると持ち掛けられると、悪い氣も起らない。二つ返事で引受け、頭を二、三度ひねるうちに、何んとか解決して、兎角、他人様の御便宜になつて居る許りでなく、自分自身にも、其才能に惚れ込んで、乃公出でずんば發明界の進歩を如何せんと許りに、見るもの聞くもの、總て改良したくなつて、矢鱈に發明考案をやると云つた型の發明家が決して尠くないのである。

従つて其發明の題目を見ても、昨日は農具の改良をやつて居たかと思へば、今日は自轉車の考案に熱中し、明日は風呂釜を問題にすると云つた工合に、手あたり放題、浮氣の限りをつくと、徒らに發明考案の粗製濫造をやつて居る。

と申上げると、なかには腹を立てるに貧棒はつきもの、之れで俺も大發明家になつた等と、嘯くなどは發明家の風上にも置けぬ、狂氣の沙汰である。

## 二、發明にも亦年期

昔から年期奉公と云ふのがあつた。一つの職、一つの商賣を覚えて、一人前になるには、大體小學校卒業の頃から徴兵検査の年頃まで、多くは住み込みで、朝は暗いうちから、夜遅くまで修業を積む、其間の辛苦は決してなまやさしいものではあるまい。しかも學校と異つて一々教育されるのでなく、親方や主人、乃至は番頭、兄弟子の云ふ事、やる事を見やう見真似で、習得するのであるから、十年あまりの年期が必要になる譯であるが、何分経験を主とした習得であるから、之れが將來に役立つことは勿論のことである。

例へば、其仕事振りや、出来上りを見れば、年期が十分入つて居るのか、或は中年からの駆け出しか、直ちに解るのを見ても、何んの職業にも、修業や、経験が如何に大切なものか解るの

發明家もあるかも知れないが、どうも此多量製産的發明考案には、一寸した思ひつきのものが多くて、十分練り上げられたものが尠い。のみならず、せめて一つ位は、世の中のお役にでも立つて居るかと思ふと、残念ながら、一つも物になつて居ないと云ふのが、大部分であつて、發明や考案をするのが、趣味だとか、道楽だと云ふならいざ知らず、苟しくも天下の發明家を以て自信する以上、自分の發明考案を活用させて、世の人々に利益を與へてこそ、發明考案をやつた甲斐があると云ふものである。

そこで、農具なら農具で結構、風呂釜なら風呂釜として、とにかく自分が之れぞと思つた方面の發明なり、考案を仕上げたならば、先づ之れを活用して實際に之れを世の中に送り出す迄は、決してわき目をふらずに執着し、更に其方面の改良考案をするならばいざ知らず、斷然他のものには手出しをしないで専心する謂は、之れが發明家の貞操と云ふものだと、堅く信じ

である。

處が、昔から發明ばかりは、『一寸した思ひつきだ』と、猫も杓子も手を出して見たり、あれは『天才さ』と、發明家を別個の人種取扱ひをして居るのは、寧ろ不可思議千萬な話で、發明にも亦年期が必要だと力説したい。

元來すばらしい發明や、考案が完成したからと謂つて、未だ祝杯を擧げるのは早計だ。又それが特許になつたからと云つて、別に成功とは思はれない。それが世の中に用ひられて、人々の役に立つてこそ、ほんたうの値打ちがあるのではあるまいか、處が既に十二萬何千と云ふ特許發明が我が國に登録されたが、果して其何分の一が、世の中の役に立つて居るだらうか。

發明を實施化することに於て、世界有數な米國でさへ、實際市場に出る發明は全特許の僅か一パーセント、即ち百分ノ一にも足りないといはれて居る。恐らく我が國に於ては千に三つも怪しいのであつて、其餘は徒らに特許局の仕事の御邪魔をし、又國庫に御奉

て、浮氣の蟲を封じて貰ひたい。

と云つた處で、何も有り餘る智能を他にふり向けては、いけないと云ふのではないが、元來、一つの發明なり考案を完成するにも、多大の苦心を要するのであるが、更に之れを實現化するには、一層の努力と智能を要するものであるから、發明家の名譽のために、家鴨の卵の生み放しを學ばずには非、其實現化に専心して、とにかく一段落をつけてから他の方面の發明に手をつける事が緊要である。

よく世間には、女房がありながら、矢鱈に他の女に手を出して、平和の家庭に波風を立たせたり、女を泣かせたりして居る、浮氣男が尠くないのは、素より譽めた話ではない。況んやこれを趣味だとか、道楽だ等と云ふに至つては、言語同斷であるが、發明家の浮氣も、とかく貧乏神につけ込まれる因をなすもので、妻子を饑に泣かせて、家庭の平和を亂し勝ちなのは同様であつて、一向自慢にはならない。まして此浮氣を趣味や道楽と心得て、發明家

公をして居るものと思はれるが、一體之れは何に原因して居るのであらうか、發明に志す人々にとつては、實に由々數問題であるが、筆者は其一として、其發明に對する修業と経験の足りないことを擧げたい。

よく發明家の苦心談を聴くことがあるが、多くは發明の生みの惱みよりも其實施に數倍の苦勞をして居るのが普通である。と云ふのは、其發明當時には未だ十分な年期が積まれて居なかつた爲で、恐らく其途の修業も積み、豊富な經驗を持つ發明家であるならば、最初から實施に對する顧慮を十分含味させて、發明考案をして居るから、其實施に當つて、更に苦勞を重ねるやうなことはなからうと思ふ。

曾つて、筆者の懇意な小料理屋の主人が湯沸兼用の焜爐を考案し、幸ひ實用新案の登録を得たが、其實施に三千圓から費つて了つたと云ふ話で、其設計を見ると成る程圖面の上では何んでもないが、鑄物にも、工作にも、手數のかゝる複雑な、到底機械屋には思ひ

もよらぬ構造であつたから、畢竟、木型師と鑄物屋を泣かせて、無駄な金を費したに過ぎなかつた。『でもお蔭さまで鑄物の事がよく解りました、今度の設計ならそんなにかゝりません』と漸く年期が入つた譯だが、世間には決して斯る例が珍しくはなからうと思ふ。發明を天才に歸したり、思ひつきに過ぎなかつたのは、昔の夢であつて、少くとも世の中の役に立つ發明は、年期の入つて居ない素人藝には出来ない技である。さればと云つて、總ての發明家に徒弟になれとか、年期奉公に出ると今更云ふのではないが、少くとも其専門の知識を修習し、假令自分自身の體験でなくとも、他人の體験を活用して、然る後發明に専心すべきが、此後の發明家の執るべき途であり、又成功する所以であると信するのである。

#### ホ、發明家よ猜疑心を去れ

『實はまだ出願もしてないので、貴君に發明の内容を、お話ししても心配ありませんか』とある辨理士に云つて

目を白黒させた依頼人があつたさうだ。特許局へ出願するのもいゝが考案の内容を審査官に知られるのは困ると出願を極度に恐れる人があつた。かうなると寧ろ代理人に依頼したり、出願したりしない方が、安全でよからうが然し辨理士にせよ、審査官にせよ、業務上又は職務上知り得た他人の發明、又は業務上の秘密を、故なく漏洩すれば、夫々懲役なり罰金なりが待ちかまへて居るから、世の發明家諸君よ、決して御心配には及ばない。否、進んで技術方面や、特許方面の専門家に心置きなく相談して、萬全を期すると共に飽く迄も特許制度を利用して、國家の保護を享有すべきではあるまいか。更に、忌憚なく謂へば、世の多くの發明家諸君が、度量を廣くし、猜疑心を去つて貰ひたいものだ、百尺の竿頭一步を進めて注文したいのは自分許りではあるまい。素より自己の發明や、其の事業計畫等を、相手かまはずやたらに公開せよと云ふのでは毫もない。用心に用心を重ねて、謀は密なる

をよしとするが、兎角、發明が獨りよがりの弊に陥つて、やれ出願料だとか、登録料だとか多額の出費をしながら、實施の運びにも至らず、又折角賣出しても世人から顧みられないと云ふのは、人を視たら泥棒と思へと云ふ、往々發明家の抱く猜疑心のために、世人の批判を仰ぐ機会を逸したものに多いやうである。誰だ彼だと、決して名指で云ふ譯ではないが、多くの發明家のうちには、擱んだ發明の題目が之れは面白いなと思つたが最後、絶対に愛氣にも出さない。況んや妙案でも浮ばうものなら、後生大事と抱へ込んで、早速出願すると云つた手合が多い。處がこんな出願に限つて、折角特許にはなつたが、一向世の中の人々から見向かれもしない云ふのが多いのは誰にした處で總ての方面に、深い知識を持つて居る筈はない。全智全能の神様でない以上、衆知を集める事も一つの方便ならば、他人の意見を聴くことも、案外利益の多いものであるから、一應他人の批評を

仰いで見たらどうであらうか、それをうつかり他人にでも話したら奪られはしまいか、世間に漏れやしまいかと云ふ疑念が先に立つて、誰に相談するでもなく到頭獨り判断で済ませて了ふ場合が多いのは頗る遺憾だ。

勿論之れを發明家の猜疑心だと許りに片づける事は出来まい。智慧をかりたいのは山々だが、さて誰に相談しようにも其の相手のない場合もあるたらうし、信用の出来る知人もない場合が實際問題としてはある。

こんな場合に、諸君の相談相手として敢て提灯持ちを頼まれた譯ではないが、辨理士諸君や、發明協會を選ばれてはどうであらうか、勿論辨理士に相談すれば手数料がある、協會は信頼するに足らんとでも謂はるゝならば、話は夫れまでのことであるが、所謂餅は餅屋で、辨理士にせよ協會の人々にせよ、多年これで飯を食つて来た者であるから、技術方面にも、特許方面にも、又事業方面にも夫々豊富な智識と經驗の所有者であつて、必ずや發明家諸君

のお役に立ち得る事と信じて居る。昔から良薬は口にしがしと云ふが、忠言を容れない發明程失敗が多いやうである。

發明の内容を聴いて、一から十迄感心すると依頼者と云ふ者は、辨理士を頼りないものゝやうに思ふものだ、さればと云つて、ごちらから其方面の知識を述べて、注意を促し過ぎると、反つて恐怖の念を起すものであると、ある商賣上手な先輩が語つたが、こんな處に誤つた發明家氣質があるのではあるまいか。

特許局でも、新規性一點張りであつた従來の審査方針を棄て、工業化の價値をも併せ審議するとか云ふ噂を、紙上で見たが、其眞偽は別として、兎に角、發明家も多大の時間と努力と費用とを拂つての仕事であるから、自分獨りで世界的の大發明であると、力んで見て居た處で始まらない。各方面の人々の意見を徴して、長を採り短を補つて立派な發明考案に完成するのが、一番得策ではなからうかと思ふ。夫れ

には先づ人を見たら泥棒と思へ猜疑心を去つて、他人の言を容れるだけの度量が必要である。

#### へ、餅は餅屋

正月勿々苦言でもあるまいから、雜煮の縁起を祝つて、先づ『餅は餅屋』と切出すことにしよう。

今でも時々職業を、出願書類に記載してゐるのを見かけるさうだが、昔は出願人や發明家の職業を、必ず書いて出すのが、規定であつて、明治二十六年二月から、明治三十六年六月迄の間に出版された特許公報には、本籍、族籍と共に職業が掲載されて居て、しかも今日ならば、官吏とか會社員とか、總括的な職名で済ませる處を、巡查、入齒業、一等機關士、提灯貿易商、扇子貿易商等と書いて居る。特に目につくのに庶業或は雜業と書いて、別に一定の職業はないが、さればと云つて無職渡世ではありませんと云ふ、極く正直な處を現はして居る。更に面白いのは舶來品模造商と云ふのがある。今日

デパート其他の取扱ひ商品には、随分舶來模造品が尠くないやうだが夫れを麗々しく看板にして居る處に御時勢が窺はれる。しかも模倣とか、發明とかやかましく論議される特許出願に迄夫れを書いて居るのだから恐れ入る。

と、屠蘇の機嫌で些か脱線氣の味だが何も發明家の職業を詮索しようと云ふ譯では勿論ないが、其職業と發明の内容とを對照して見ると、巡查が職掌から錠の考案をしたり、客取扱ひの旅籠業者が急須を工夫したり、入齒業者と當時齒科機械商であつた辨理士清水連郎氏の先代とが、齒科治療用椅子の發明をしたりして、多少なりとも直接自分の職業に關係のある發明考案をして居る人々も、無い譯ではないが、然し特許公報を通じて其關係を見ると、殆んど總べての發明が、恐らく各自の商賣とは、縁もゆかりもないだらうと思はれる方面のものゝみであつて、しかも果して其發明が實施されるに至つたか、又其幾何が成功したかは解らないが、とにかく自己の専門外の發明考案

にうき身をやつす者の多かつた事は明治時代の特徴と云ふ事が出来る。

夫れが其後、我が國の産業方面に於ける分業制度の確立並に、其發達に伴つて發明考案も亦、漸次發明家、考案者に専門的な分野を生じて、今日多少なりとも其方面に於て注目すべきものと認められる發明考案は、其殆んど總てが、其の道の専門家の手に移つて來たと云ふ事が出来る。勿論、今日に於ては出願の際に職業を明記させて居ないから、統計的に正確な數字を擧げて結論することは出来ないが、然し又自己の職業と似寄りもつかない方面の謂はゞ、専門外の發明考案を出願して居る人も、依然多いのではないかと思はれる。

勿論、自己の商賣以外に、絶対に手を出すべからずと云ふのではないが、昔から『餅は餅屋』との譬にある通り商賣は其道に賢しで、とかく馴れぬ商賣に手を出して、失敗した實例は乏しくないから、お勤めの出来る事でないのは、發明考案に於ても全く同様である。

る。

誰にした處で、尠からぬ時間と、費用とを投じて出願をし、專用權を獲得しようとする以上、單にお道樂仕事でないのは當然であつて、其發明考案が、實際世の中のお役に立つてこそ其甲斐があると云ふ可きで、假りに發明成金になる事が發明家の唯一の成功でないとしても、徒らに埋れて日の目も見ないではお世辭にも成功と云ふ事が出来まい。

處が、いつも云ふやうに、發明と謂ひ、考案と云ひ、完成した後から見れば、何の苦もなき水鳥にはあるが、之れが實際世の中に、役立つやうな發明考案となると決して生易しく出来たものではない。

況んや、世の進歩と共に、發明考案も素人の一寸した思ひつきで済まされなくなつて來て、其完成には廣範の知識、不絶の研究、多額の資力を必要として居るのであるから、矢張り餅は餅屋で、自分の職業に縁故のある方面の發明工夫に専心する事が、一番賢明で

あり、又成功する所以ではないかと思ふ。

### ト、發明も分相應

「デカンショ」の歌の文句ではないが同じやるなら、でかい事をやれと云ふ譯で、兎角發明も最初から、大物を目指して、精進する傾きが多いが、さう容易くは間屋が卸すまい。從來多くの發明家が失敗へたどる棘の途の一つとして、之れを擧げたい。

勿論立派な専門的知識を持つての上ならば、遺漏のある筈もなからうが、天晴れ世界的大發明をやつて、一躍發明界の流行兒たらん等と、唯名にあらがれて、初手から大物に手を出すと、失敗すること百發百中と云つても、過言でない。しかも、此大物喰ひに限つて貧乏のどん底迄、陥ち込むのが普通である。

素より、世界革命的大發明を志す位の人であるから、腕に十二分の自信もある事であつて、發明だけはどうかやから立派に完成し、地方の新聞なら、初

號活字の見出しで、御神輿の片棒位は、擔いで呉れるだらうが、さて、其實施になると發明が大物だけに、生易さしい骨折りで底物になる筈はない。

簡単な實驗をやるにした處で、見本一個を試作するにした處で、やれ材料だ、装置だ、と、なかく時と金を食ふもので、しかも、最初から思ひ通りにすらくと運ぶ方が、寧ろ不思議な位でそれ材料の補給だ、作りなほしたとやつて居るうちに、一年や二年の歲月は遠慮なく経つて行く。勿論其間本業は人手まかせだらうし、折角の大發明は金を食ふ許りで、一向収入にはならない。しかも、其發明のために注ぎ込む費用は、加速度的に増加するのが普通であるから、座して食へば、山をも空しの譬に、輪をかけて、財的に行詰りが出来なければ、不思議なぞと云ふ文字は、世の中から消えてなくなるかも知れない。

なまじ財産でもなければ、結末が早くつくが、先づ貯金が消えてなくなる。初めのうちこそは、親類や友人も後援

して呉れるだらうが、さうく義理人情にすがると譯にも行くまい。田畑が人手に渡る頃には、誰も相手にする者がなくなる。かと云つて、斯ふ大物の發明になると、其成否、俄かに豫斷を許さないから、安全第一主義の資本家とかく出し過ぎるのは、寧ろ當然と謂はねばなるまい。歡迎して呉れるのは、貧乏許りと云ふことになる。

其處で、發明も分相應にと、提唱したいのであるが、一體何を發明すべきか、其題目を選ぶのに、飽く迄も、自己の知識、經驗を基礎として、之れが活用出来る方向にとるべきであることは、既に再三述べた處であるが、又同時に、其發明のために、自己の投じ得る資力をよく辨へて、分相應の發明に先づ志し、之れに精進するのが、一番賢明であり、又眞の發明道でなければならぬと思ふ。

素より一個の發明、考案のために、どの位の費用を要するかは、千差萬別で、一定の標準がある譯ではないが、其費用の大部分は、發明を完成する迄

に要するものでなく、寧ろ之れが実施のためと思はなければならぬ。しかも其費用たるや、思ひの外多いものであつて、發明品一個の試作費用は、夫れが愈々市販されるに至つた時の、製作原價の約三十倍かゝるものだと、謂はれて居るのを見ても、生易しい豫算では手が出せないことを覺悟しなければならぬ。

さうなると、貧乏人は發明家たり得ないと云ふ結論になるかも知れないが、餅は餅屋で、自己の知識や、尊い経験を生かすことによつて、十分資力の不足を補ふことも出来、又随分發明に成功して居る人もある事であるから敢て非觀する必要はない。寧ろ、豊富な資力に禍されて浪費する人々に勝るものと謂はねばなるまいと思ふ。

### チ、發明家型と事業家型

ある發明家で、常に非凡な著想をする人が居る。其實施計畫も、頗る優秀であるから、必ずや、成功する事と、多大の期待を以つて、見て居るが、ど

うも實行にかゝると失敗する。やむを得ず、其の發明を手離して、他人の手に移ると、奇妙に成功し、今日立派な事業を爲して居るのが尠くない。しかも、其計畫たるや、發明家の樹てた其儘であるのは、不思議と云ふの外はないが、畢竟其人は發明家であり、計畫家であつて、實行家でもなければ、事業家でもないからである。

勿論、世の中には非凡な發明を完成し實施の計畫を樹て、立派に事業化し、世に成功家と謳はれて居る發明家も、決して尠くはないが、之等は創意力に富むと共に、事業に對する豊かな天分を兼ね備へて居たからであつて、かくの如き發明家は、世に極めて稀なり、と謂はねばならぬ。即ち計畫家型と、事業家型と別であつて、唯一人の人間に、兩型の兼備を求むることは、絶対に無理な事だと謂はざるを得ない。現に、其事業に成功して居る發明家を見ても、十人が十人、發明もやれば事業もやると云つた、一人二役の人ばかりではなく、事業は之れを他人に委せて、自分は依然發明に没頭するか、

又は發明を他人に委せて、自分は事業家として其經營に精進するか、寧ろ其の何れかの途を歩む方が普通で、又成功する所以ではないかと、思はれるのであつて、果して、自分は事業家型としての天分があるならうかは、まづ發明家の一考しなければならぬ問題ではあるまいと思ふ。

とは云ふものの、誰しも事業慾は、大なり小なり持つて居るものである。況んや生みの親たる發明家諸君が、身を賭して、完成した發明考案を、何んぞむざ／＼と、里子に出せる道理がない。末の末迄手鹽にかけて、立派に育て上げたいのが人情であり、又飽くまでも親の手で育て上げられれば、これに越したことはない。

これは會社などで往々見受ける事であるが、發明家が其工場に居る間は、盛んに其發明が實施されて居るが、一度其工場を去ると、發明迄が、とかく繼子扱ひをうけて、何時かは誰も夫れを實施しなくなる、と云つた實例が決して尠くないのを見ても、矢張り親の

手下で育てる事が、一番望ましい事である。

従つて、發明家も、なんとかして自分の手で實施し、事業化せんと努力する譯であらうが、曩にも述べた通り、發明家と事業家とは、型が別で、絶対に不可能だとは云はないが、發明にも成功し事業にも成功すると云つた、一人二役は誰にでも期待すると云ふ譯にはゆかない。

果して、然らば、發明家はどうかしたらよいかと云ふ問題になるが、結局は事業家との完全なる握手と云ふ事になるのではあるまいか。素より發明にも大發明あり、小發明ありと云つた具合に、其事業にも例へば之れを資本で云へば一億萬圓の事業もあれば、百圓の資本でもやれる事業もあつて、其各々の場合によつて相違するのは勿論であるが、何も自分の發明を手離して養子に出してしまへと云ふのではない。飽く迄も、其成育には全力を濺ぐべきではあるが、事業の經營迄も、一からばちまでも、總べて自分でやらうとす

る處に、失敗の種が蒔かれるのではあるまいか。發明完成の勞苦と實現化の困難に、かてゝ加へて事業經營にまで精進する、其努力は實に涙ぐまじきものではあるが、決して成功する所以とは思はれないのである。

### リ、泥棒見て繩なふな

かつて、關東大震災以後迄、特許局に奉職して居た筆者は、激震と共に、球が落ちて瓦斯の通路が、自動的に遮断する装置とか火災と共に金庫を水中に沈下せしむる装置とか、乃至は筆筒の底から車輪がはへて、家財の運搬を便にする装置とか、云つた具合に、大震災に嘗めた経験から、俄仕込みの際物出願の激増に、随分惱まされたものである。勿論審査するのが、特許局の役目だと云へば、夫れ迄だが、果して其發明考案の何百分の一が、次の地震や、火事にお役に立つのかと思ふと、頗る憂鬱たらざるを得なかつた。

恐らく、今日の此事變下に於て、急硬セメントをトーチカに噴射して、其

銃眼を閉塞する方法とか、彈丸が當ると、クル／＼廻つて、貫通しない二重鐵兜乃至はクリーク渡河用の自働繰出式梯子等と云ふ、軍用情調の豊かな、實際出願がわんさ／＼と押しかけて、審査官を轉手古舞させて居ること、想像せざるを得ないのである。

元より、發明家たるものが、あらゆる機會を捉へて、其得たヒントを發明に生かすことは、眞に結構な事であるが、兎かく、此種の際物には泥棒を見て、繩をなふと云つたやうな、一寸した思ひ付きや、間に合せ式の發明考案が多く、自然、實際には使用も出来ないうやうなものが、大部分を占めて居るのは、頗る遺憾に堪へない處である。

先般、東京朝日新聞紙上に「父世に出づ」と題して、紹介された建築家、伊藤爲吉翁の耐震建築の特許發明の如きは、決して大正十二年の震災から、出發したものではなく、明治四十年頃には、既に東京の神田三崎町に、其發明に成る耐震耐火の家屋を建て、行人に異様の眼を見張らせた町の名物で

あつた事は、當時未だ小學生であつた、長男道郎君の學友として、筆者の十分承知して居る處であつて、斯る永年の機まざる努力の結果こそは、其結晶たる發明が、漸く世に認められて、來る可き萬國大博覽會の會場建築に、採用せらるゝの名譽を擔ひ得たものであると思ふ。

よく果報は寝て待て、と云ふが、あれは練つて待ての間違ひで、發明も亦よく一寸した思ひつきさと云ふが、不斷の研究があればこそ、一寸した機會にも其の捉へたヒントを、立派な發明に育て上げ得るのであつて、やれ地震だ、やれ戦争だと、何の準備もなしに、發明考案をやつた處で、畢竟、泥棒を見て繩をなふに等しく、到底成功する筈がない。假りに特許になつて見た處で、かゝる際物は、火事が消えると共に、誰も顧みるものもなく、線香花火と消えて了ふのが落ちではなからうか。恐らく、今回の事變では、唯に特許局のみならず、天晴れ兵器の發明を以つて軍部の門を敲く發明家も決して少く

あるまいと思ふが、歐洲大戰以來、或は化學兵器に、航空機に、或は戰車に、殺人光線に、あらゆる人智を絞つて、科學の粹を蒐めて、其改良に、各國が優を競つて居る今日の國際情勢に、我が日本の軍部だけが、拱手傍觀して居るとは、到底想像出來ないと思ふれば、兵器の研究家でもない一般の素人が、新聞紙上や、ニュース映畫で、僅かに知り得た戰況を土臺にして、實際的に兵器の發明や考案をした處で、顧みられないのは當然ではあるまいか。と云つて、發明報國の精神を没却せよと云ふのではないが、何も兵器の發明許りが、國に報ゆる所以ではあるまい。餅は餅屋で矢張り自分の専門である畑に於て、非常時局にふさはしい發明に精進すべきではあるまいか。

### 又、量的研究を怠るな

工場を原料地に設けるか、需要地に設けるかは、企業にとつての重大な問題で、種々なる條件を比較して、慎重に研究した上で、決定すべきものである

が、發明の題目を選定するにも、矢張り、此研究が緊要だと思ふ。同じ製造機械を考へるにしても、原料の産地が散在して居る物を取扱ふ場合と、需要家が散在して居る場合とでは、自から相違すべきが當然であつて量的考察を無視しては、どんな優秀な發明も、成功の見込みはない。

其極端な一例として、原料も、需要も全國的にありながら、然も量的に散在して居る場合を、研究問題として、或は一部の發明家からお叱りをうけるかも知れないが、俵編機械を捉へて見よう。と云ふのは、敢て發明家たらずとも、一度足を農家に入れて、あの舊式な手働の俵編機械を見れば、あまりの幼稚さに、動力化をと考へて見たくなるのが人情で、今迄にも、此方面に志を立てて優秀な發明を完成した人が、決して少くないからである。

而も、夫等の發明が、一回實施もされず、何處の農家でも、依然原始的な手働機械を愛用して居るのは、果して

其原因が何處にあるのであらうか。

先づ、第一に、一個の機械による一日の製造能力を、何枚と選ぶ可きか、問題であるが、苟しくも、發明家が頭腦を絞る以上、百枚や二百枚では、到底満足しまい。假りに五百枚の製造能力とすれば月に一萬五千枚、年額十八萬枚となるが、さて、之れに要する藁が、鐵道、トラックの便を借りずして蒐集し得るであらうか、實に又此莫大な俵が、果してリヤカー位の輸送で、需要家に普ねく配布が出来るであらうか。

勿論、原料にも、製品にも、運賃を支拂ふ工業は、世間に随分少くはないが、容量の大きな、しかも一枚何程にも當らぬ俵に、多額な運賃を拂つて採算のとれる筈がない。換言すれば、日産五百枚は俵編機としては、餘りに大に失するものと謂はねばならない。

或は地方の情況によつて、多少の相違あるは免れ難いが、先づ俵編機としては、日産一百枚が、適當な製産額で茲等を目標として、發明考案せらるべ

きではあるまいか。この程度なら原料の供給にも、製品の配布にも、一向心配はあるまいが、次に來る問題は機械の値段である。と云ふのは何分にも俵の構造から云つて、之を自動に編むと云ふことは、其機械も亦、自から複雑たるを免れ難いから、機械も、決して生易しい金では賣れる筈がないが、一方一日僅か百枚位を編む機械に、百、二百と云ふ大金を拂へないのは、俵の値段から云つて、之れも亦當然である處に、兩立出來ない惱があるものと斷ぜざるを得ないのであるまいか。之れは敢て俵編機のみには限らない如何に優秀な世界的大發明と雖も、此量的研究を怠つたのでは、決して成功するものではない。否、寧ろ、量的研究を無視して、發明の題目を選んだ事に、既に失敗の原因が醸されて居たと、謂はざるを得ないのである。

流石は、世界の養蠶國、全國津々浦浦に到る迄、何處にもある桑、しかも葉をつみ取つたあとは、せいゝく籠の下で灰になるのが積の山と云ふので、

之が利用を人絹用パルプの原料に、と云ふ研究は既に出來上つて居るが、先のニュースは、之に必要な桑皮剝機の發明が完成した、と報道して居る。果して此機械の剝皮能力が、幾莫を目標として居るのか、詳かでないが、一臺の價金四百圓とあるからには、今日の農村經濟から見て、農家の副業程度でないことは明瞭であり、又之れが大産業向きの機械とすれば、四百圓は物の數でなからうが、さて全國的に散在して居る桑の伐木、如何にして安く集め得るであらうか、相當頭痛の種たることを覺悟しなければなるまい。

### ル、資源から出發

一方では、特許して置きながら、いざ製作しようとするれば、やれ禁制品だとか、材料の統制だとか云つて、作らせないのは甚だ不都合だと云ふ抗議や、事變中、特許料金を免除して、特許の期間を延長せよ等と云ふ陳情が、最近頻りに特許局や、商工省を賑やかして居るとか云ふ噂だが、素より、これは戰時

體制下に於ける一時的現象と見るべきであらう。

だが、こんな材料供給の行きづまりは何も戦時に限つたことではない。唯國策と云ふ人為的原因であると云ふ丈けのことで、平素でも、兎かくあり勝ること、云はねばなるまい。

成る程、發明も見事に完成し、立派に特許權も得て、いざ實施となると、材料が思つた程豊富でなかつたり、容易く集まらなかつたり、とかく材料の供給に圓滑を缺くと云つた具合で、折角の事業も途中で挫折の已なきに至ると云つた例が、決して尠くないのである。

之に反して、最初から材料の供給に少しも心配なしと云ふ發明がある。と云ふより寧ろ、材料の方が發明を待つて居ると云つた方が適當な位で、例へば工場から豊富に出る廢物とか、鑛山で山をなす殘滓と云つたものを原料として、之れを何んとか、有用化する方法はないものかと、云ふ問題が發明家に與へられ、しかも其發明の實施は、

材料の持主の手で、と云ふことになれば、材料の供給は圓滑で、先づ中途挫折の心配は、絶對になしと云ふ事が出来る、畢竟、近代産業に於ける合理化經營の一途が、即ち之れによつて、成功して居るのである。

一般の發明家の發足點は、所謂「必要は發明の母」なりで、先づ何物が必要なりやに目標が置かれて、次で發明考案が完成し、いざ實施と云ふ過程を採るのが普通であるから、時に材料の供給に齟齬を來すのではあるまいか。

女學校の割烹は、先づ獻立が先へ出來るから駄目だ、と或る料理人が、悪口を吐いて居たが、又發明家の味ふ可き言葉だと思ふ。と云ふのは、材料も見ないうちに、今日は鱈の鹽焼に、芽生姜のつけ合せと獻立が出來て、魚屋や八百屋へ走るから、鱈なら眼の色が赤からうが、姜びた生姜であらうが、材料さへ揃へばと云ふことになつて、料理の巧からう筈がない。料理は材料一つだ。活がよかつたら鯛だつて結構、大根だつて、菜葉だつてつけ合

せにならんことはない。獻立は、材料が揃つてから充分間に合ふ、と庖丁片手に講釋をして居るが、これをこのまゝ發明家に馳走出来るのであるまいかと思つた。

昨今、資源開發が、國策線上に沿つて再燃して來たが、米國での話に、暑中休暇に歸省する學生は、其土地の樹木でも、土石でも、何んでもよろしい、凡そ資源となりさうな物の、サンプルと、其數量、現在での用途等を詳細に調査して、報告せしめ、其集つたサンプルを分析したり、試験したりして、資源調査を行つたさうだが、草刈や、土運びの學生勤勞奉仕より、餘程意義がありさうだ。

即ち、日本狭しと雖も、まだく隠れたる資源があるのであるまいか。特に今日の如き、時局下に於ては夫等の探究開發が緊要となるのではあるが、平時に於ても、先づ資源を探究して、然る後發明へ發足すると云ふのが、順序であると思ふ。

# 内外國特許商標

## 及一般法律事務

東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地(三菱二十一號館)

### 中松特許法律事務所

電話九ノ内(23)

一三〇九三  
五三〇三〇〇番番

滿洲國特許  
商標意匠  
出願取扱  
迅速確實

辨理士 辯護士	中松盛雄
辨理士 辯護士	小野良三
辨理士 辯護士	八嶋佐太郎
辨理士 工學士	山中政吉
辨理士 辯護士	伊藤堅太郎
辨理士 辯護士	須藤忠
辨理士 辯護士	中松澗之助

大阪市東區今橋一丁目九番地(帝國ビル四階四〇三號)

### 中松特許法律事務所大阪出張所

電話四北濱一八二七番

辨理士 辯護士 中村敏雄



# 特許公報類及取扱圖書

種別	定價	郵税	分冊ノ定價	分冊ノ郵税
特許公報	三三、〇	一、五	三、〇	三、〇
特許發明明細書	四〇、〇	二、五	四、〇	三、〇
實用新案公報	五二、〇	三、〇	三、〇	三、〇
意匠公報	六〇、〇	二、〇	三、〇	三、〇
商標公報	三五、〇	二、五	三、〇	三、〇
審決公報	二六、〇	二、〇	三、〇	三、〇

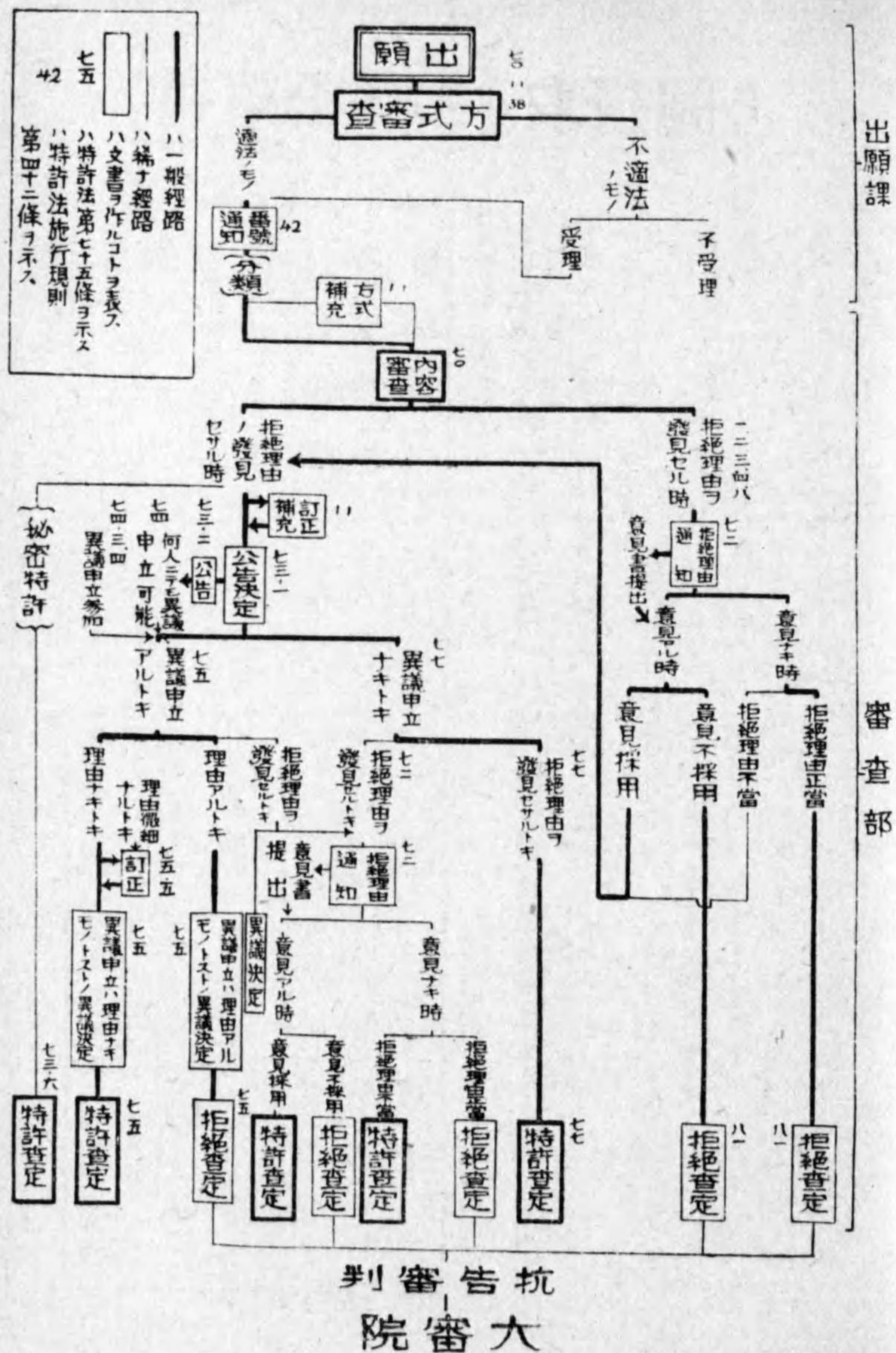
其他原本謄寫（レクタグラフ）  
 特許發明分類總目錄及總索引、登錄實用新案分類總目錄及總索引、文字商標集並發明關係法規參考書出願手續等（圖書目錄贈呈）

東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地

發賣所

財團 帝國發明協會

電話 丸ノ内(2) 一八八八番  
 四〇七三番  
 振替貯金口座東京六五五五



抗審判  
 大審院

## 辨理士會

### 一、沿革

明治十八年專賣特許條例が發布せられて後特許出願の代理業を営む人が現はれたが、其數は固より多くはなかつた。明治三十二年特許法が發布せられ同時に特許代理業として営む者を取締る必要上、同年六月八日勅令を以て特許代理業者登録規則及同試験規則が發布された。

夫迄許可もなく特許出願代理業を営んで居た人々は附則第十六條で其の際登録され、又辯護士や元特許局官吏の人々は其際同規則第三條で登録を受けた。之が辨理士の初であつたが、其總數は其年一杯で僅に百三十八名に過ぎなかつた程である。

明治三十七年には特許代理業者組合規則と云ふものが農商務省令で發布された。其二、三年後の頃に精養軒に特許代理業者が集つて省令に依る組合を造らうとしたが、辯護士を兼ねる辨理士が反對した爲め遂に實現されなかつた。

た。更に其後七、八名の人が集り特許代理業者組合を拵へようとし協議したが、此時も辨理士を兼ねる辯護士が之を無用として反對した爲め、再び出来なかつた。其頃特許代理業者の懇親會を丸ノ内の中央亭に開いたことがあつたが、此時二、三十人の特許代理業者が會合し其時代の特許局長も出席し、種々面白き業務上の談話があり、此の會合が因を爲し次で特許代理業者有志會と云ふものが出来上つた。之が辨理士會の濫觴と云ふべきものである。併しながら之は有志の會合であつて省令に依る特許代理業者組合ではなかつた。此會合は毎月各代理業者持廻りて開いて、互に業務上の知識を交換し、懇親を厚くした。各特許代理業者も其利益のある事を知つて其時代の代理業者は數が少かつたにも拘らず此會合は比較的盛んであつた。

其内に明治四十二年十月二十三日に勅令を以て特許辨理士令が發布され、特許代理業者が特許辨理士となつた。(辨理士と云ふ文字は此時初めて出来

七十六名に達してゐる。以上が現在の辨理士會の出来た小歴史である。

### 二、事業

辨理士會が外部に對し爲したる事業の主なるものは左の通りである。

- 一、大正十一年六月九日 特許局長官より支那商標法提案に關する諮問に對し特別調査委員會を設け審議の上答申したり
- 一、大正十二年九月二十八日 震災善後處置に關し震災善後協議委員會を設け特許局と交渉協議を重ね一般の事務に支障なきことを期したり
- 一、大正十三年一月十五日 皇太子殿下御結婚賀状起草委員會を設け同月二十六日理事宮内省に出頭 皇太子殿下御結婚賀表並賀牋を奉呈したり
- 一、同 年五月十五日 理事農商務省並内閣を訪問し定時總會の決議に基く帝國經濟會議委員の選任に關し建議書を提出したり
- 一、同 年十月七日 特許局縮小問題に關し特許局縮小反對委員會を設け

特許局農商務省、大藏省、等を訪問し陳情書を提出したり

- 一、大正十四年四月二十九日 特許局主管法規調査委員會を設けたり
- 一、同 年五月十日 理事宮内省に出頭 天皇、皇后兩陛下御結婚滿二十五年御祝儀に其の賀表を奉呈したり
- 一、同 年六月二十三日 工業所有權保護同盟條約修正國際會議に派遣すべき代表委員を辨理士よりも擧げしむることに關し實行委員を設け外務省、商工省、大藏省、特許局を訪問し上申書を提出したり
- 一、同 年六月三十日 大正十四年十月和蘭海牙に於て開催せらるべき工業所有權に關する國際會議に付特許局より諮問ありたるに付工業所有權保護同盟條約修正草案特別委員會を設け答申し尙外務省を訪問の上、上申書を提出したり
- 一、同 年七月二十四日 文官任用令改正實行委員會を設け内閣法制局、商工省行政調査會に上申書を提出したり

法律となり、監督が特許局長から農商務大臣に移り、辨理士會は法人となりそして全國唯一で強制加入と云ふ大躍進を示し(辯護士會は此時はまだ法人ではなかつた)且つ會長を置かず理事數名を置いて會務を處理すると云ふ新しい組織を採つた。農商務大臣は設立委員三十名を任命し、之を官報に掲載し次で招集して辨理士會の創立を命じた。此に於て創立委員は大正十一年三月十四日設立委員總會を開き會則を作り、大正十一年三月三十一日東京「ステーションホテル」で創立總會を開き此日と四月四日との二日續行して出来たのが現行辨理士會則であつて、同月十九日特許局を経て農商務大臣に届出て同年五月五日に會則が認可され、辨理士會が全く成立した。第一回に選舉された十二人の理事は伊東榮、猪股清、馬場定四郎、花岡敏夫、堀江專一郎、岡本織之助、小田村有芳、吉田三市郎、内村達次郎、木戸傳、岸井辰雄、清水連郎(いろは順)と云ふ顔觸であつた。そして現今では其會員の數は二千五百

- 一、同 年十二月七日 皇孫内親王殿下御誕生に付理事宮内省並東京御所に出頭、賀表並賀牋を奉呈したり
- 一、大正十五年一月二十五日 工業所有権法規特別委員会を設け民事訴訟法改正案に關する特許局主管法規改正草案を特許局に提出したり
- 一、同 年八月十三日 民事訴訟法改正に伴ふ特許法其他の工業所有権法規改正に關する特許局よりの諮問に對し特許法の一部改正意見書を提出したり
- 一、同 年八月二十一日 特許法一部改正意見書追加を特許局に提出したり
- 一、同 年八月二十八日 特許局より「ベルヌ」に於ける専門家會議準備書類並施行規則（國際製造標又は商標の類別）に關し諮問ありたるに付答申したり
- 一、同 年十二月十六日 理事葉山御用邸に伺候し奉伺文を奉り 聖上御惱御見舞を言上したり
- 一、昭和元年十二月二十七日 理事本會を代表し御還行の 大正天皇御尊骸を奉迎したり
- 一、同 年十二月二十八日 理事本會を代表し宮内省に出頭奉悼文を奉呈したり
- 一、昭和二年二月七日 大正天皇御大喪式場に理事一名先發を命ぜられ夫れより豫定の奉送場に於て一般會員奉送したり
- 一、同 年三月十一日 特許法外三法の改正案を議員の手を経て衆議院に提出したり
- 一、同 年六月十六日 商工審議會より諮問ありたる産業行政の改善に關する件に付答申したり
- 一、同 年六月二十日 商工審議會より諮問ありたる發明獎勵に關する件に付答申したり
- 一、同 年九月二十二日 萬國同盟條約會議開催に際し著作權條約委員會を設け政府に建議したり
- 一、昭和三年三月七日 特許局より諮問ありたる文字的及美術的著作物保護萬國同盟條約會議に關する件に對し答申したり
- 一、同 年四月五日 著作権の取扱を特許局に移管し其の代理事務を辦理士に爲さしむる様政府に建議したり
- 一、同 年六月二十一日 御大典奉祝準備委員會を設け東京、京都、名古屋に於て奉迎送と共に御大禮祝賀會を開催したり
- 一、昭和四年三月十八日 特許法第十六條の在外者の代理人に依りて爲されたる抗告審判の審決に對し同一代理人を以て爲す上告期間の件に關し大審院に伺書を差出した
- 一、同 年十月二十二日 在外者に對する法定期間及指定期間の取扱に關し特許局所定期間改訂交渉委員會を設け商工省並特許局に交渉したり
- 一、昭和五年一月三十日 産業審議會委員に辦理士及特許局官吏を加ふことに付臨時産業審議會參與交渉委員會を設け商工省を訪問建議書を提出したり
- 一、同 年四月二十八日 特許事務の改善に關し特許事務協議會を設け特

- 許局側委員と協力改善に努力し現在尙勵行しつゝあり
- 一、同 年十一月二十六日 發明思想の普及に關し發明思想普及調査委員會を設け「發明の勵め」と題する小冊子を印刷配布したり
- 一、昭和六年二月十八日 辦理士法中改正法律案を議員の手を経て第五十九回帝國議會に提出したり
- 一、同 年九月二十一日 工業所有権司法保護の件に關し司法部交渉委員會を設け司法部と時々交渉を重ね現在尙繼續中なり
- 一、同 年十月十二日 特許局豫算の削減に對し特許局豫算削減反對運動實行委員會を設け總理大臣、大藏大臣、商工大臣等を歴訪、緊急臨時總會の決議文並参考統計表を手交し交渉したり
- 一、同 年十月二十九日 特許局本建築に際し辦理士會事務所新設委員會を設け特許局と交渉したり
- 一、昭和七年四月十四日 從來の辦理士會々報を「特許と商標」に改めた
- 一、同 年九月十九日 昭和八年開催せらるべき工業所有権保護同盟條約會議に辦理士を參加せしむべく倫敦條約會議參加實行委員會を設け特許局商工省外務省等を歴訪建議案を提出の上交渉したり
- 一、同 年九月二十六日 特許局長官より諮問に係る萬國工業所有権保護同盟條約改正に關する件に付萬國工業所有権條約案答申委員會を設け答申したり
- 一、同 年十月三十一日 發明獎勵委員に辦理士を參加せしむる爲め發明獎勵委員參加實行委員會を設け特許局商工省に交渉したり
- 一、同 年十一月二十九日 辦理士法改正に關し辦理士法改正委員會を設け特許局商工省議會等に運動したり
- 一、昭和八年二月二十二日 辦理士法改正案を議員の手を経て第六十一議會に提出したり
- 一、同 年四月二十六日 特許法外三法辦理士法及著作權法並附屬法令の改正に關し法規改正委員會を設け特許局の諮問に答申或は建議書を提出したり
- 一、同 年九月十五日 滿洲國に於ける工業所有権に關する諸法規の調査建築に關し滿洲國工業所有権法規調査委員會を設け滿洲國公使、商工大臣、特許局長官を訪問交渉したり
- 一、昭和九年七月二十三日 特許法施行五十年記念會に金五百圓を寄附したり
- 一、同 年七月二十三日 辦理士會事務所移轉祝賀を兼ね特許法五十年記念祝賀會を開催し功勞者の表彰を爲したり
- 一、同 年八月二十五日 辦理士會事務所を現在の所に移轉したり
- 一、同 年九月十二日 滿洲國特許法制定に際し意見書を同國實業部に上申したり
- 一、昭和十年四月九日 辦理士會の改正、法律事務取扱の取締に關する法律の實施に關し辦理士法改正委員會を設け特許局商工省に建議し或は其

の諮問答申したり

一、同 年九月十四日 滿洲國商標局  
 審査科長夢優美氏の來朝を期し同國  
 特許法制定に關し本會役員と懇談し  
 たり

一、同 年十月二十六日 特許局豫算  
 の増額に關し特許局豫算増額運動實  
 行委員會を設け各關係官廳に建議運  
 動したり

一、昭和十一年二月二十六日 我が工  
 業所有權界の慈父高橋是清閣下兎變  
 に瘞れ其の葬儀に際し花輪及弔辭を  
 捧呈深甚なる弔意を表したり

一、同 年六月五日 友邦滿洲國特許  
 發明法並意匠法の實施に當り表慶使

節を送り實業部大臣、特許發明局長  
 國務總理大臣に賀表を捧呈し尙關東  
 軍司令官に慰問狀を贈り更に滿洲國  
 皇帝陛下の天機を奉伺して賀表を奏  
 上したり

一、同 年六月二十四日 遣滿特派表  
 慶使節歸る

一、同 年六月二十九日 辨理士法の  
 改正に關し辨理士法改正委員會を設  
 け特許局、商工省に交渉其の諮問に  
 答申したり

一、昭和十二年九月九日 陸海軍に恤  
 兵金を献納したり

一、同 年十二月十四日 戰爭又は事  
 變による應召會員の會費を免除する

ことゝ爲したり

○辨理士會理事 (昭和十三年度)

石井 尙吉 石原 貞吉  
 土井 健一 若原 哲視  
 田坂 貞雄 曾我 清雄  
 奈倉 勇 中村 透三  
 野村 信孝 後藤 進二  
 北村 宇吉 清水 連郎

○辨理士會々則  
 辨理士會々則は近く全般的に改正の  
 筈であるが、參考の爲、手数料に關す  
 る從來の規程を掲記すれば次の通りで  
 ある。

(會則第五十條の二第二項に基く標準額)

一出願	金		額
	手数料と共に謝金を掲載する場合	手数料のみを掲ぐる場合	
特許願 (但し異議の答辯書を除く)	五拾圓	壹百圓	參百圓
實用新案登録願 (同)	參拾圓	六拾圓	壹百八拾圓

意匠登録願	拾五圓	參拾圓	參拾圓	九拾圓
商標登録願 (但し異議の答辯書を除く)	拾圓	貳拾圓	貳拾五圓	六拾圓
標章登録願 (同)	拾圓	貳拾圓	貳拾五圓	六拾圓
團體標章登録願 (同)	五拾圓	壹百圓	壹百貳拾圓	參百圓
商標權存續期間更新登録願	拾五圓	貳拾圓	貳拾五圓	七拾圓
標章權存續期間更新登録願	拾五圓	貳拾圓	貳拾五圓	七拾圓
團體標章權存續期間更新登録願	五拾圓	壹百圓	壹百貳拾圓	參百圓
特許權存續期間延長願	壹百五拾圓	參百圓	參百圓	壹千圓
二審判	壹百五拾圓	參百圓	參百圓	壹千圓
三抗告審判	八拾圓	壹百六拾圓	壹百六拾圓	五百圓
査定不服	八拾圓	壹百六拾圓	壹百六拾圓	五百圓
審決不服	壹百五拾圓	參百圓	參百圓	九百圓
四再審	貳百五拾圓	五百圓	五百圓	壹千圓
五異議	一	一	一	一
異議の申立	五拾圓	壹百圓	壹百圓	參百圓
異議の答辯	五拾圓	壹百圓	壹百圓	參百圓

六 辨理士法第九條に依る演述	壹百圓	出願同額	貳百圓	貳百圓	六百圓
七 意見書	出願同額	出願同額	出願同額		
八 登録	出願同額	出願同額	出願同額		
登録の申請	五圓				
登録回復の申請	五圓				
九 第一乃至第八の事件中途受任するもの	初めより受任したる場合と同額				
十 鑑定料又は相談料	五圓				
出願に關し口頭に依るもの					
同 書面によるもの	貳拾圓				
出願以外の事項に關し口頭に依るもの	貳拾圓				
同 書面に依るもの	五拾圓				
十一 調査料	拾圓				
十二 顧問料	參百圓年				
十三 料金納付	參圓				
十四 證明の申請	五圓				

十五 旅費日當	實五拾圓				
十六 其他	五圓				
單獨のもの	拾圓				
相手方の對立するもの	參拾圓				
	六拾圓				
	六拾圓				

(外國より出願のもの)

一、出願	金額	手數料
特許願	明細書壹千語以内並附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	百貳拾圓
實用新案登録願	說明書壹千語以内並附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	八拾圓
意匠登録願	附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	六拾五圓
商標登録願	附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	五拾五圓
標章登録願	附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	五拾五圓
商標權存續期間更新登録願	附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	七拾圓
標章權存續期間更新登録願	附屬書類の翻譯料及出願印紙を含む	七拾圓
優先權主張	附屬書類の翻譯料を含む	拾五圓
外國商標登録主張	附屬書類の翻譯料を含む	拾五圓

出願人名義變更届	附屬書類の翻譯料及印紙を含む	貳拾五圓
前掲以外の出願附随事項每一事項	翻譯料及印紙を含ます	五圓
二、意見書	翻譯料を含ます	貳拾圓
三、異議		
異議の申立	翻譯料及印紙を含ます	壹百圓
異議の答辯	翻譯料を含ます	五拾圓
四、審判	翻譯料及印紙を含ます	參百圓
五、抗告審判		
査定不服抗告審判	翻譯料及印紙を含ます	五拾圓
其他の抗告審判	翻譯料及印紙を含ます	參百圓
六、登録		
登録名義人表示の變更又は更正の登録申請	翻譯料を含む	拾五圓
其他	翻譯料を含む	五拾圓
七、翻譯料		
邦語に翻譯	百語又は其端數毎に	貳圓
外語に翻譯	百語又は其端數毎に	四圓

八、料金納付		
第四年乃至第十五年		五圓
九、商標登録證明の申請	印紙を含む	拾圓
十、實施廣告 每一權利	廣告料を含ます	拾圓
十一、其他前掲以外の事項 每一事項		拾圓

○地方別辦理士數 (昭和十三年末現在)

東京	二、五九	富山	九八
大阪	七五	石川	三五
京都	一七〇	鳥取	三五
神奈川	二二	岡山	三三
長崎	一七〇	山口	三三
埼玉	一七〇	徳島	三三
千葉	一七〇	愛媛	三三
群馬	一七〇	福岡	三三
茨城	一七〇	佐賀	三三
奈良	一七〇	宮崎	三三
愛知	一七〇	沖繩	三三
山梨	一七〇	臺灣	三三
岐阜	一七〇	計	四、三七八
岐阜	一七〇		
宮城	一七〇		
岩手	一七〇		
山形	一七〇		

○各國ラヂオ聴取者數 (昭和十三年六月調)

米	人口千人	一、〇〇〇、〇〇〇
ドイツ	當普及率	一、〇〇〇、〇〇〇
英國	聴取者數(百萬)	一、〇〇〇、〇〇〇
佛		一、〇〇〇、〇〇〇
ソ		一、〇〇〇、〇〇〇
日		一、〇〇〇、〇〇〇
カ		一、〇〇〇、〇〇〇
ス		一、〇〇〇、〇〇〇
オ		一、〇〇〇、〇〇〇
チ		一、〇〇〇、〇〇〇
ベ		一、〇〇〇、〇〇〇
アル		一、〇〇〇、〇〇〇
ゼン		一、〇〇〇、〇〇〇
チン		一、〇〇〇、〇〇〇

# 登録税及手数料ニ關スル法令

## ○登録税法(抄録)

第十一條 特許ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

- 一 特許權ノ移轉
  - 相續 每一件 金一圓
  - 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金十圓
- 二 實施權ノ設定又ハ保存 每一件 金五圓
- 三 前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定 債權金額 千分ノ五・五
- 四 前二號ノ權利ノ移轉
  - 相續 每一件 金五十錢
  - 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金二圓
- 五 信託ノ登録 每一件 金二圓
- 六 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四
- 七 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録 每一件 金五十錢
- 八 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金五十錢
- 九 假登録 每一件 金五十錢

十 登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金五十錢

第十二條 意匠ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ(同上)

- 一 意匠權ノ移轉
  - 相續 每一件 金一圓
  - 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金二圓
- 二 實施權ノ設定又ハ保存 每一件 金一圓
- 三 前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定 債權金額 千分ノ五・五
- 四 前二號ノ權利ノ移轉相續 每一件 金五十錢
- 五 信託ノ登録 每一件 金一圓
- 六 滯納處分以外ノ原因ニ依ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四
- 七 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録 每一件 金五十錢
- 八 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金五十錢
- 九 假登録 每一件 金五十錢
- 十 登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金二十錢

第十二條ノ二 實用新案ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

- 一 實用新案權ノ移轉
  - 相續 每一件 金一圓
  - 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金五圓
- 二 實施權ノ設定又ハ保存 每一件 金二圓
- 三 前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定 債權金額 千分ノ五・五
- 四 前二號ノ權利ノ移轉
  - 相續 每一件 金五十錢
  - 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金一圓
- 五 信託ノ登録 每一件 金一圓
- 六 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四
- 七 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録 每一件 金五十錢
- 八 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金五十錢
- 九 假登録 每一件 金五十錢
- 十 登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金二十錢

第十三條 商標ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 商標權ノ移轉

- 相續 每一件 金一圓
  - 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金十圓
  - 二 信託ノ登録 每一件 金二圓
  - 三 代理人ノ選任又ハ代理權ノ登録 每一件 金五十錢
  - 四 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金五十錢
  - 五 假登録 每一件 金五十錢
  - 六 登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金五十錢
- 第十六條ノ二 債權金額ニ依リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノ又ハ處分ノ制限ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做シ先取特權、質權、抵當權又ハ處分ノ制限ノ目的タルモノノ價格力債權金額ヨリ少キトキハ其ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス但シ抵當アル債權ノ差押ヲ登記又ハ登録スル場合ニ於テハ差押ヘラルヘキ債權ノ額又ハ質權若ハ抵當權ノ目的タルモノノ價格力債權金額ヨリ少キトキハ其ノ最モ少キモノヲ以テ債權金額ト看做ス
- 第十六條ノ三 管轄ヲ異ニスル登録所ニ於テ順次ニ不動産登記法第二百二十二條ノ規定ニ依ル登記ヲ受クル場合ニ於テ各登記所ニ於テ受クル登記ニ付テハ債權金額ヨリ既ニ登録ヲ受ケタルモノノ價格ヲ控除シタル殘額ヲ以テ債

權金額ト看做ス

第十六條ノ四 同一ノ債權ノ爲ニ先取特權質權又ハ抵當權ニ關シ種類ヲ異ニスル二以上ノ登記登録ヲ受クル場合ニ於ケル登録税ニ關シテハ前條ノ規定ニ準シ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 登録税ハ印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金ヲ以テ之ヲ徴收スルコトヲ復

第十八條 登録税ハ總テ金一錢以上トス一錢未満ノ端數ハ一錢トシテ之ヲ計算ス

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録税ヲ課セス但シ第八號第九號、第十一號、第十二號及第十四號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

一 政府自己ノ爲ニスル登記又ハ登録

二及三(略)

四 府縣市町村ノ廢置分合若ハ境界變更ニ因ル府縣市町村ノ權利ノ取得又ハ其ノ府縣市町村ニ所有權ヲ移スニ付爲ス所有權ノ保存ノ登記又ハ登録

五 市町村ノ一部ニ屬スル財産ヲ其ノ市町村ニ移ス場合ニ於ケル市町村ノ權利ノ取得又ハ其ノ市町村ニ所有權ヲ移スニ付爲ス所有權ノ保存ノ登記又ハ登録

第十九條ノ二 信託ニ因ル財産取得ノ登記又ハ登録ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ登録税ヲ課セス

一 委託者カ信託利益ノ全部ヲ受クヘキ信託ニ因リ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル財産取得ノ登記又

ハ登録

二 受益者又ハ歸屬權利者ノ權利取得ノ登記又ハ登録但シ不動産又ハ船舶ノ所有權取得ニ付テハ第三條ノ四ニ依ル

三 信託ノ受託者更迭ノ場合ニ於ケル新受託者ノ權利取得ノ登記又ハ登録

前項第一號ノ規定ハ當該信託財産ニ付受益者(歸屬權利者ヲ含ム)變更ノ登記又ハ登録ヲ受クル場合ニハ之ヲ適用セス此ノ場合ニ於テ信託財産ハ其ノ變更ノ登記又ハ登録ノトキニ於テ受託者ニ移轉シタルモノト看做シ登録税ヲ課ス

第十九條ノ三 登記又ハ登録ノ抹消又ハ錯誤若ハ遺漏カ當該官吏ノ過誤ニ出テタルトキハ其ノ回復又ハ更生ノ登記又ハ登録ニ付テハ登録税ヲ課セス

○登録税法施行規則(抄録)

第一條 印紙ヲ以テ納ムル登録税ハ登録ニ關スル書類ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ

第二條 登録税額五百圓以上ナルトキハ稅務署ニ申出テ現金ヲ以テ納ムルコトヲ得

第三條 官廳又ハ公署ヨリ登記若ハ假登記又ハ登録若ハ假登録ヲ登記所又ハ登録官廳ニ囑託スヘキ場合ニ於テハ登録税ヲ納ムヘキ者其ノ官廳又ハ公署ニ相當印紙又ハ現金ノ領收證ヲ提出シ其ノ官廳又ハ公署ハ囑託書ニ其ノ印紙ヲ貼用シ又ハ其ノ證書ヲ添附シテ登記所又ハ登録官廳ニ

送付スヘシ

第四條 同一債權ノ爲ニ先取特權、質權又ハ抵當權ニ關シ種類ヲ異ニスル二以上ノ登録又ハ登録ヲ受クル場合ニ於テ登記所又ハ登録官廳ニ於テ受クル登記又ハ登録ニ付テハ債權金額ヨリ既ニ登記又ハ登録ヲ受ケタルモノノ價格ヲ控除シタル殘額ヲ以テ債權金額ト看做シテ登録税ヲ徴收ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ登記又ハ登録中ニ登録税法第三條ノ五又ハ第三條ノ六ニ該當スルモノト其ノ他ノモノトヲ包含スルトキハ先ツ登録税法第三條ノ五又ハ第三條ノ六ニ該當スルモノノ登記又ハ登録ニ付登録税ヲ徴收ス

○勅令ニ依ル各種ノ手数料

第一條 特許法、實用新案法、意匠法若ハ商標法又ハ之ニ基キテ發スル勅令ニ依リ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スヘシ  
一 特許出願 每一件 十圓  
二 追加ノ特許出願 每一件 五圓  
三 特許異議ノ申立又ハ特許法第五十三條ノ許可ニ付テノ許可異議ノ申立 每一件 五圓

四 特許異議又ハ特許法第五十三條ノ許可ニ付テノ許可異議ノ參加申請 每一件 三圓  
五 特許出願人ノ名義變更届 每一件 三圓

六 追加ノ特許出願人ノ名義變更届 每一件 五圓

七 特許證復本ノ申請 每一件 三圓

八 追加ノ特許證復本ノ申請 每一件 五圓

九 特許權存續期間延長ノ出願 每一件 三圓

十 特許ノ取消ノ請求 每一件 五十圓

十一 實施權許與ノ請求 每一件 二十圓

十二 實施權許與ノ取消ノ請求 每一件 二十圓

十三 特許出願公告猶豫ノ請求 每一件 二十圓

十四 實用新案登録出願 每一件 三圓

十五 實用新案ノ登録異議ノ申立又ハ實用新案法第十四條ノ四條ノ許可ニ付テノ許可異議ノ申立 每一件 五圓

十六 實用新案ノ登録異議又ハ實用新案法第十四條ノ許可ニ付テノ許可異議ノ參加申請 每一件 三圓

十七 實用新案登録出願人ノ名義變更届 每一件 二圓

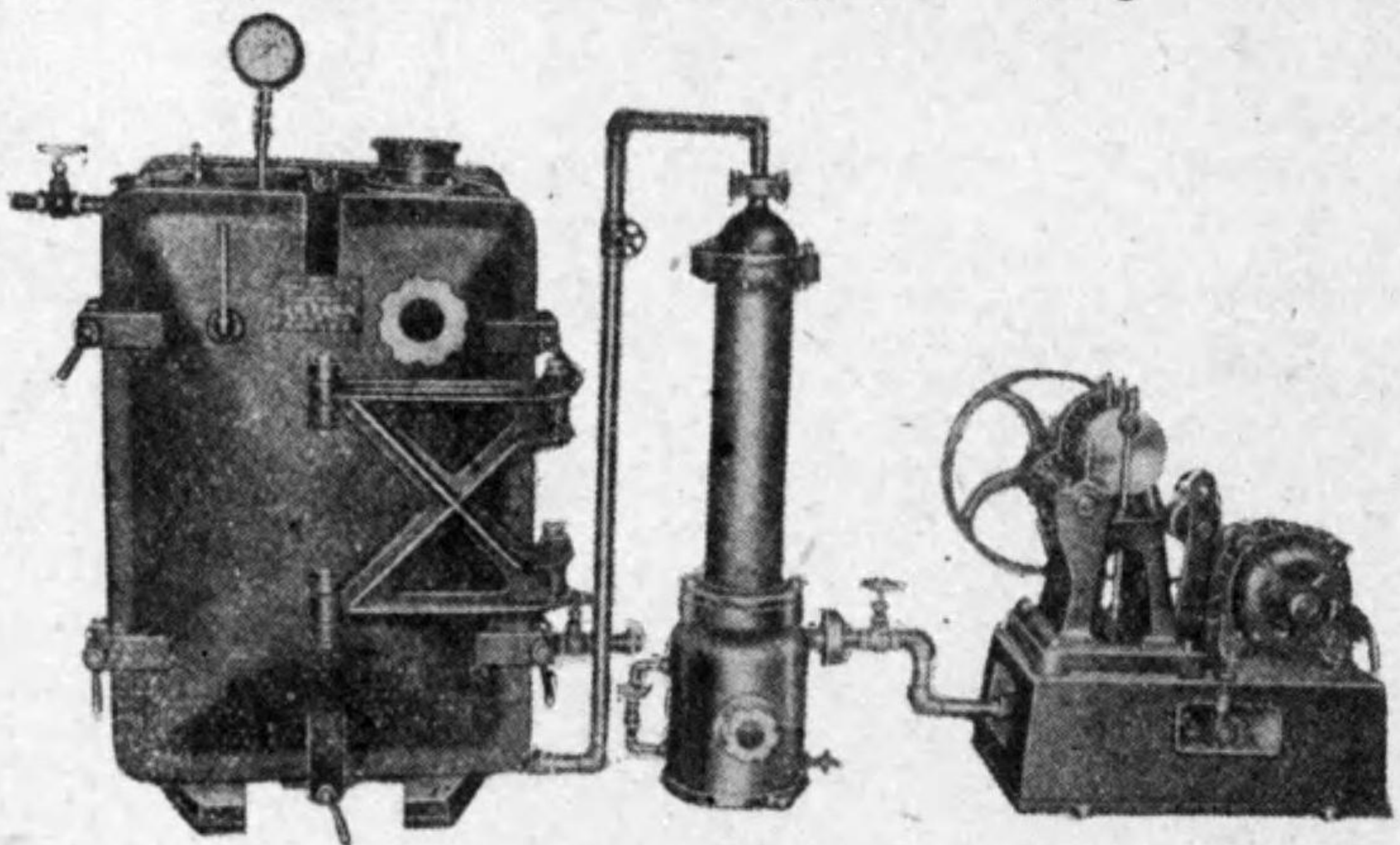
十八 實用新案登録證復本ノ申請 每一件 三圓



- 十九 實用新案登録出願公告猶豫ノ請求 每一件 二圓
- 二十 意匠登録出願 每一件 二圓
- 二十一 意匠ヲ秘密ニセムトスルノ請求 每一件 二圓
- 二十二 意匠登録出願人ノ名義變更届 每一件 一圓
- 二十三 意匠登録證複本ノ申請 每一件 一圓
- 二十四 商標又ハ標章ノ登録出願 每一件 七圓
- 二十五 團體標章ノ登録出願 每一件 三十圓
- 二十六 商標、標章又ハ團體標章ノ登録異議ノ申立 每一件 五圓
- 二十七 商標、標章又ハ團體標章ノ登録異議ノ參加申請 每一件 三圓
- 二十八 商標又ハ標章ノ登録出願人ノ名義變更届 每一件 三圓
- 二十九 團體標章登録出願人ノ名義變更届 每一件 十五圓
- 三十 商標權又ハ標章權存續期間更新ノ登録出願 每一件 十圓
- 三十一 團體標章權存續期間更新ノ登録出願 每一件 五十圓
- 三十二 法定期間延長ノ請求 每一件 一圓
- 三十三 期間ノ懈怠ノ結果ヲ免レムトスル請求 每一件 三圓
- 三十四 證明ノ申請 每一件 一圓
- 三十五 書類ノ謄本ノ申請 謄本一枚ニ付二十錢歐文書類ハ百語ニ付二十錢百語ニ充タサルモノ亦同シ但シ書類中圖面アルトキハ其ノ部分ニ關シテハ圖面調整ノ例ニ依ル寫眞ニ依ル場合ニ於テハ四ツ切一枚ニ付五圓以下ニ於テ特許局ノ定ムル所ニ依ル
- 三十六 圖面ノ調整ノ申請 圖書一枚ニ付一圓以上三十圓以下ニ於テ特許局ノ定ムル所ニ依ル但シ寫眞ニ依ル場合ニ於テハ四ツ切一枚ニ付五圓以下トス
- 三十七 書類ノ閱覽又ハ謄寫ノ申請 每一件 一時間二十錢一時間ニ滿タサルモノ亦同シ
- 三十八 實用新案又ハ意匠ノ登録出願ノ査定ニ對スル抗告審判ノ請求 每一件 十二圓
- 三十九 審判、抗告審判又ハ再審ノ請求 每一件 二十圓
- 四十 審判、抗告審判又ハ再審ノ參加申請 每一件 五圓

- 四十一 即時抗告 每一件 二圓
  - 四十二 費用額決定ノ請求 每一件 一圓
  - 四十三 費用額決定又ハ補償金額ノ確定ノ決定若ハ審決ノ執行力アル正本ノ請求 每一件 一圓
  - 受託者カ信託ニ依リ前項ニ掲クル手續ヲ爲ストキハ前項ニ規定スル手数料ノ外尙第一號、第二號、第五號、第六號、第二十四號、第二十五號、第二十八號又ハ第二十九號ノ場合ニ在リテハ每一件一圓ヲ、第十四號、第十七號、第二十號又ハ第二十二號ノ場合ニ在リテハ每一件五十錢ヲ手数料トシテ納付スヘシ(大正十一年勅令第五百十八號ヲ以テ本項追加大正十二年一月一日ヨリ施行)
  - 第二條 前條第二十二號ニ規定スル手数料ハ自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ニ付テハ各其ノ半額トス
  - 第三條 前二條ノ規定ハ國カ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス場合ニ之ヲ適用セス
  - 第四條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スヘシ
- 附則
- 本令ハ大正十一年一月十一日ヨリ之ヲ施行ス
- 特許法第三百三十八條第一項、實用新案法第三十六條第一項、意匠法第三十五條第一項及商標法第四十一條第一項ノ規定ニ依ル手續ニ關スル手数料ニ付テハ仍舊令ニ依ル
- 省令ニ依ル各種ノ手数料**
- 第一條 特許法施行規則、實用新案法施行規則、意匠法施行規則又ハ商標法施行規則ニ依リ請求、申請又ハ届出ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スヘシ
  - 一 特許證再下附ノ請求 每一件 五圓
  - 二 追加ノ特許證再下附ノ請求 每一件 三圓
  - 三 實用新案登録證再下附ノ請求 每一件 二圓
  - 四 意匠登録證再下附ノ請求 每一件 一圓
  - 五 意匠法施行規則第六條ノ規定ニ依ル請求 每一件 一圓
  - 六 商標權又ハ標章權ニ關スル商標法施行規則第七條第一項但書ノ請求 每一件 二圓
  - 七 團體標章權ニ關スル商標法施行規則第七條第一項但書ノ請求 每一件 十圓
  - 八 商標、標章又ハ團體標章ニ關スル商標法施行規則第五條ノ届出 每一件 二圓
  - 九 特許法施行規則第七十四條第二項又ハ實用新案法施行規則第七條、意匠法施行規則第十一條若ハ商標法施行規則第十六條ノ規定ニ依リ準用スル特許法施行規則第七十四條第二項ノ請求(大正十一年農商務省令第五號ヲ以テ本號追加同年三月十一日ヨリ施行) 每一件 一圓
  - 十 指定期日又ハ指定期間ノ變更ノ請求(大正十一年農

# 眞空乾燥機



- | 用途    | 1                                                                                           | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 製品科目  | ゴム工業、皮革工業、製紙工業<br>製糸業、染織工業ノ乾燥装置<br>食料品及製菓工業乾燥装置<br>製薬工業、石鹼工業乾燥装置<br>染料、火薬乾燥装置<br>電気機製作品乾燥装置 |   |   |   |   |
| 眞空蒸發機 | バアキウムエバポレーター                                                                                |   |   |   |   |
| 眞空乾燥機 | バアキウムドライヤー                                                                                  |   |   |   |   |
| 眞空浸透機 | インプレグネーティングプラント                                                                             |   |   |   |   |

東京市芝區三田松坂町三十六番地

## 資合社 芝製作所

第一・第三工場 芝區白金志田町五四  
電話(44)高輪(二一三三番)  
(四五二七番)

商務省令第五號ヲ以テ第九號ヲ繰下同年三月十一日ヨリ施行)  
 十一 雛形又ハ見本ノ閱覽ノ申請(大正十一年農商務省令第五號ヲ以テ第十號ヲ繰下同年三月十一日ヨリ施行)  
 第二條 前條第四號ニ規定スル手数料ハ自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ニ付テハ各其ノ半額トス  
 第三條 前二條ノ規定ハ國カ請求、申請又ハ届出ヲ爲ス場

合ニ之ヲ適用セス  
 第四條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スヘシ  
 附則

本令ハ大正十一年一月十一日ヨリ之ヲ施行ス  
 明治四十二年農商務省令第五十二號ハ之ヲ廢止ス  
 特許法施行規則、實用新案法施行規則、意匠法施行規則及商標法施行規則ノ各附則ノ規定ニ依リ舊令ニ依ル手續ニ關スル手数料ニ付テハ仍舊令ニ依ル

### ○世界著名新聞

國名及紙名	發行部數	紐育ニユース	ウーブル
イギリス			
デーリーヘラルド	二〇〇,〇〇〇	一六四,二八〇	二五〇,〇〇〇
倫敦タイムズ	一九〇,〇〇〇	二八九,六六九	ドイッ
デーリーメール	一七七,二二三	一四六,六五五	伯林ターゲブラット
デーリーレグラーフ	五〇〇,〇〇〇	八三〇,三七	フォアヴェルツ
デーリーミラー	一,〇〇〇,〇〇〇	四〇八,〇〇一	アルゲマイネツァイツンク
ニューズクロニクル	一,三六〇,六六六	三三三,三三三	其他
デーリーエクスプレス	二,二六二,九九九	三六一,八七七	チヨルナレディタリア(伊)
マンチエスター・ガージアン	二五〇,〇〇〇	三五五,五三二	ガゼツチノ(伊)
合衆國			イズヴェシチヤブラウダ(露)
紐育タイムズ	四七三,六七四	一六五,〇〇〇	ル・ソアール(白)
紐育サン	三〇三,六五八	五五〇,〇〇〇	ア・ベ・セ(西)
紐育ミラー	六〇五,六九一	三〇〇,〇〇〇	ニユーウエ・ロツテルダムシエ・クラント(和)
		六〇〇,〇〇〇	イルシユトリエルテ・クロネン
		三〇〇,〇〇〇	ツァイツンク(塊)
		一〇〇,〇〇〇	スター(加奈陀)
		九〇〇,〇〇〇	
			フランチス
			プチ・パリジアン
			マダン
			プチジュールナール
			ファイガロ
			エキセルシオール
			ジュールナール
			紐育ニユース
			費府インクワイヤター
			バルチモア・サン
			市俄古トリビュン
			市俄古デーリーニユース
			費府レコード
			ホストン・ポスト
			市俄古ヘラルド・アンド・エキザミナー
			ウーブル
			ドイッ
			伯林ターゲブラット
			フォアヴェルツ
			アルゲマイネツァイツンク
			其他
			チヨルナレディタリア(伊)
			ガゼツチノ(伊)
			イズヴェシチヤブラウダ(露)
			ル・ソアール(白)
			ア・ベ・セ(西)
			ニユーウエ・ロツテルダムシエ・クラント(和)
			イルシユトリエルテ・クロネン
			ツァイツンク(塊)
			スター(加奈陀)

# 發明考案參考資料

現在我國產業上要望せらるゝ

## ○發明の題目

(昭和十年發明獎勵委員會選定の分)

### 機械之部

#### 第一 原動機

##### 一 凝汽器

(一) 復水器管の引拔法  
心軸と型とに依り引拔を行ふ普通の製作方法に於ては管の長さに比し短き衝程を以て間歇的に管を引抜き其都度心軸を引抜型に對し往復動せしむる結果、管を不均質ならしむる缺點あるを以て引抜回数減少して管質を均一ならしめ而も心軸の取外に依り管の破損を招くが如きことなき引拔法を望む。

##### 二 内燃機關

(一) 點火栓  
最近電極に關しては電極を上下兩部に分割し下部電極に水硝子「セメント」を練り附け兩者を磁器製絶縁筒の内部に於て衝き合せ電氣熔接法に依り一體としたるもの又絶縁物に關しては熔融珪石を加工して作りたるもの、絶縁體の少くとも火花間隙に近接せる部分が酸化「アルミニウム」より成るもの等の發明あるも尙一層高温度に耐へ工作容易なる電極と温度の急變に耐へ高温度に於て電氣絶縁性大にして且機械的強度大なる絶縁物とを備へたる點火栓を望む。  
(二) 内燃機關用輕便加熱及保温裝置  
冬期特に寒地に於ては内燃機關の起動甚だ困難なるを以て輕便なるも未だ實用に適するに至らざるを以て尙研究を希望す。  
(六) 小型高速度「ディーゼル」機關  
小型高速度「ディーゼル」機關は従來種々の型式あるも何れも燃焼、起動、重量等に於て幾多の缺點ありて航空機、自動車、小艇等の原動機關としては未だ不十分なるを以て一段の研究を要望す。

る加熱及保温裝置は極めて緊要にして従來電氣「ヒータ」「ガス・ヒータ」「石油「ヒータ」等を以て「シリンダ」冷却水を加熱し、電球等の熱源若くは「ヒータ」を用ひ、又は蒸氣を「ジャケット」に通じて「シリンダ」を加熱するものもあるも未だ十分ならざるが故に更に優秀なるものを希望す。  
(三) 火藥類を用ふる機關  
爆發力大なる火藥を燃料とする機關(「タービン」式を含む)の實現は小型大馬力機關の完成に對し極めて必要なり。従來水中に收容せる紐狀火藥を乾燥輪の側面を通過せしめたる後、回転板の周圍に設けたる穴に充填し順次「シリンダ」頭に送り電氣點火する等の考案あるも未だ實用に適せざるを以て更に一段の研究を望む。  
(四) 内燃機關消音裝置  
内燃機關消音裝置として従來排氣消音に關しては排氣の勢力を減殺するものもあるも背壓を増加せしむ

るの嫌あり。給氣消音に關しては給氣の際の噪音を通路の壁面に吸收せしむるものもあるも構造簡單ならず又瓣機構の噪音防止に關しては「カム」か「ツツキ」棒を突上げ始むる點より瓣を開く點に至る迄の遊隙に相當する角度を増大したるもの、瓣棒と「ツツキ」棒との間の遊隙を除去するもの等もあるも作用不確實なり。仍て此等の缺點を除去せるものを望む。

##### (五) 微粉炭機關

微粉炭機關としては従來二個の「ピストン」を串形に配置し其の間隙に潤滑油を満し「シリンダ」及「ピストン」の摺動面の磨耗を防止するもの、點火用の燃油を燃焼室の前方間隙内に誘導して火焰を作り此の中を通過したる微粉炭を「シリンダ」内に噴射せしむるもの「シリンダ」内の膨脹室への通路の内部に耐火裏張を施し白熱に近き高温を保持せしめ之に微粉炭を空氣と混合して供給するもの等あ

#### 第二 熱の利用

##### 一 蒸氣發生器

(一) 高壓船用蒸氣罐  
従來の高壓船用蒸氣罐は其の壓力毎平方「センチメートル」三〇「キログラム」、温度攝氏三五〇度を出でざるを以て少くとも壓力五〇「キログラム」、温度四〇〇度程度ものを望む。

#### 第三 流體操作

##### 一 蓄力器及流體容器

(一) 揮發油及「アルコール」の貯藏「タンク」

#### 第四 機構

##### 一 傳動裝置

(一) 連續變速機  
従來の變速機は自動車其他の運行機關に關するもの多く何れも階段的變速を爲すものなるを以て連續的に變換を爲し且大馬力の傳動變速に使用し得る機構簡單にして構造堅牢なる連續變速機を望む。  
(二) 球軸受用球

球軸受の製造に於て最も困難とするは其の球の製造にして従来の國産の球軸受用球は其の材料、均質性、形状、耐久性等に於て欠くる所あるを以て一段の研究を望む。

## 第五 交通運輸

### 一 信號及通信

#### (一) 航空路標識燈

航空路標識燈として従來「ネオン」發光管に依る赤色光を利用せるものもあるも尙一層光の通達距離及光力の大なる標識燈の完成を望む。

#### (二) 鐵道信號燈

従來の信號燈は煙、霧等の爲め見透し甚だ困難なるを以て更に透過率大なるものを望む。

### 二 車 輛

#### (一) 泥濘地用自動車

従來の發明考案としては前車輪の前下方に操向可能にして回轉自在なる鼓胴を設けたるもの、普通自動車車輪又は無限軌道車の軌道帶を夫々數多の突起を設けたる車

輪又は軌道帶にして置換するもの「ネチ」を設けたる筒體を車輪に置換するもの履を車輪の側部に設置し又は車輪に置換して「プロペラ」の推進に依るもの等あり然れども此等は何れも實用に適せざるの嫌あるを以て尙今後の研究を望む。

#### (二) 列車、自動車等の非常制動裝置

従來列車に關しては自動式又は手働式に依り空氣「ブレイキ」の非常制動裝置を作せしむるもの、電磁石制動に依るもの、「レール」と車輪との間に停止用楔を挿入するもの等あり、又自動車に關しては「サーボ」制動裝置を設けたるもの楔類を急速に車輪と地面との間に嵌入するもの等もあるも、何れも急激なる運動阻止に伴ふ種々なる缺點あるを免れ難きを以て更に研究を望む。

#### (三) 「ディーゼル」機關車

従來の「ディーゼル」機關車に於ては其の電氣、流體等に依る驅動裝

置は設備高價にして重量大となり又齒車等に依る驅動裝置は大馬力のものに適せず、且つ運轉平滑ならざる缺點あるを以て一段の研究を望む。

### 三 車 輪

(一) 「ゴム」を用ひざる彈性車輪従來は「ボス」及「リム」の間に適當なる彈性體(主に「バネ」類)を介在せしめたるもの多く例へば「スポーク」を「バネ」を以て構成するもの、「ボス」及「リム」間に數多の同心圓狀「バネ」を置き夫等を適當に放射狀に連結せしめたるもの等もあるも何れも未だ「ゴム」を使用したるもの域に至らざるを以て更に優秀なるものを希望す。

### 四 船 舶

#### (一) 船用航跡自畫器及進路表示器

船舶の實際上の航跡を表示することは船操縦上極めて必要なり。従來此目的に使用せらるゝは航跡自畫器及進路表示器にして前者は

「コンパス」の指針に對する船體の變位と船舶の速度とを關聯的に紙面上に描畫し後者は「コンパス」の指針に對する船體の變位のみを紙面に描畫す。此等の裝置に關しては「アンシュツ」式、「スベリー」式等もあるも尙一層簡單にして正確なるものを希望す。

#### (二) 油「タンク」船用油水分離裝置

従來の油水分離裝置の多くは油と水との比重差及油の凝集性を利用するものにして、含油水を分離室に導き其室内に設けたる多數の副板に依りて水流の速度及方向を變化せしめ油を凝集せしめつつ上層に浮泛せしめて上層より油を除去し下層より水を放出するものなるも大量を短時間に操作することを必要とする船舶に於ては未だ不十分なるを以て其の優秀なるものを望む。

#### (三) 光線を使用せざる船舶距離測定法

夜間又は濃霧中に於て光線の媒介なくして或地點と船舶との距離又は船舶間の距離を簡單且つ正確に測定することは極めて緊要にして従來音源より音を發し其の音源より一定距離に設けられたる受信裝置に依り船舶其の他の對象物體より反射せられたる音の對角方向を測定し以て其の距離を測定する方法もあるも、未だ十分ならざるを以て尙一段の研究を望む。

### 五 航 空

(一) 航空機用對地速度觀測機 従來正立「レンズ」の倍率を連續的に變化する望遠鏡を用ふるもの回轉する反射鏡の速度を調節して地上の一點の反射影像を靜止せしめて得たる反射鏡の回轉角速度と高度とに依り、對地速度を表示するもの等もあるも尙一層簡易、迅速且正確に測定し得るものを望む。

#### (二) 航空機降着用高度計

航空機の降着を安全ならしむる爲地上100「メートル」以内の高

度を測定することは極めて必要にして従來航空機より光線を地面に向け放射し其の反射光線の角度の大きさにより高度を測定するもの、航空機の「プロペラ」及發動機より生ずる雜音の周波數の範圍外の周波數の音を發し、其地上に對する反射音の受音時差に依り其の高度を測定するもの等もあるも、未だ實用に適せず仍て迅速且正確に高度を表示するものを望む。

#### (三) 航空機用傾斜及旋回計

航空機の姿勢を保ち其の操縦を誤らざる爲其の傾斜度又は旋回度を自動的に表示する裝置は極めて必要にして従來液面、振子「ジャイロ」等を利用したるもの等もあるも尙一層優良なるものを希望す。

#### (四) 狹隘なる場所に於ける飛行機の降着裝置

飛行機を狹隘なる場所に降着せしむる裝置としては従來滑空角を大ならしむる翼裝置、滑走輪等に制動裝置を施したるもの、降着場に

設くる拘止装置等あるも尙一層優良なるものを希望す。

(五) 垂直昇降及滞空可能の飛行機

滑走を爲さずして垂直に昇降し且空中に停まること可能なる飛行機としては従来「オートジャイロ」又は「ヘリコプター」の如きものもあるも、尙改良すべき點多きを以て更に優秀なるものを望む。

(六) 航空機用航跡自畫器及進路表示器

地表に對する航空機の現位置、進路及航速を知る爲其の航跡を自動的に描畫し又は進路を表示し得る装置は夜間、濃霧中又は長距離飛行に於て特に必要なるも、未だ有效なる發明考案なきを以て性能優秀にして重量體積共に小なるものを望む。

(七) 航空機用自動操舵装置

航空機の豫め與へられたる一定規準面及一定進路を保ち自動的に操舵する装置は極めて必要にして従

来「ジャイロ」又は振子を利用するものもあるも、特に輕量にして機構簡單なるものを望む。

(八) 航空機用可變「ピッチ」

「プロペラ」の「ピッチ」を可變ならしむることは離着時の滑走距離を短縮し高空に於ける性能の低下を防止し且燃料消費を減する爲め必要なり。従来齒車傳導機構を使用し又は流體に依りて作動する「ピストン」を使用して手動的又は自動的に「プロペラ」翼の角度を變化せしむるものもあるも何れも完全なるものと認め難く、機構に加はる遠心力に對する強度十分にして而も作用確實なるものを希望す。

(九) 航空機用釣上装置

航空機が飛行中地上より物を釣上げる装置は航空運輸を敏活ならしむる爲必要にして従来兩端に荷物を取付けたる索條を二本の高柱の上部に亘架し置き航空機より垂下する鈎に依り釣上ぐるもの等ある

も更に優秀なるものを希望す。

(一〇) 操縦者保温装置

嚴寒又は高空に於ける航空機操縦者の保温に關しては従来電熱を利用する保温被服あるも尙は一層保温の目的に適すると共に操作に不便なきものを望む。

(一一) 飛行機速度範圍増大装置  
離着時間及滑走距離を短縮すると共に飛行中の速度を大ならしむる爲め速度範圍を増大する装置は極めて必要にして従来副翼に依るも翼面積、「カンバー」、仰角等を變換するもの、隙間翼の如く氣流に依りて渦流を吹掃するもの、排氣「ガス」を以て渦流を吹掃するもの等もあるも、何れも不十分なるを以て尙一層優秀なるものを望む。

(一二) 航空機用合板

合板は従来より「プロペラ」其の他の航空機用材として普通に使用し來れるところ近來良質木材に不足を感じ最近「プロペラ」に於ては比較的下等材を骨組とし「セル

ロイド」、「エポナイト」の如き物質を以て之を被覆せるもの等あるも、未だ満足するに足るものなきを以て木材と木材又は他の物質との接合法及接合劑、塗料等に關する研究を遂げ優良なる航空機用合板の出現を望む。

(一三) 航空機用金屬「プロペラ」  
航空機用金屬「プロペラ」は近來急激なる進歩を遂げたるも輕量ならしむる爲め薄く之を製する結果延展の際金屬内部の組織を破壊し易く其製作には相當の困難あり。又回轉中振動を起して効率の低下を來たすの缺點あるを以て優秀なるものを望む。

(一四) 航空機用消火装置  
航空機用消火装置としては従來發動機の發火し易き部分に消火劑の噴出口を設け必要に應じ弁を開きて所要部分に消火劑を噴出せしむるものにして其の開弁手段として手動に依るもの、可熔栓を用ふるもの又は兩者を併用するものある

## 第六 築 造

も装置の輕量、消火力の強大、作動の敏活、確實等を特に必要とするを以て尙一層の研究を望む。

### 一 軌 道

(一) 鐵道に於ける噪音防止装置  
鐵道車輛の運行に依り發生する噪音を防止する爲従来「レール」を彈性體を以て支持するもの、繼目を熔接せる「レール」を使用するもの、洗禮、砂等を内部に填充せる防音車輪を使用するもの、「ゴムタイヤ」を有する車輪を使用するもの、特に隧道内に於ては突出壁を設けて音波の干涉に依り消音するもの等もあるも、未だ十分ならざるを以て更に研究を望む。

### 二 土 木

(一) 簡易鋪裝法

従來の道路の簡易鋪裝は其の工法使用材料(特に乳劑)に於て未だ十分ならざるを以て一段の研究を

望む。

(二) 水中基礎工法

従來水中基礎工法としては潛涵法井筒法、壓氣潛函法等あるも何れも幾多の缺點あるを以て一段の研究を望む。

(三) 噪音及振動少き杭打工法  
杭打の際に生ずる噪音及振動を防止する爲め従來杭を捻込み又は押込む方法あるも未だ實用に適せざるを以て更に研究を望む。

### 三 建 築

(一) 防音装置

防音装置としては従來壁、床等に「コルク」、「フェルト」等を用ひ音響を吸収するもの、音波の干涉に依り消音するもの等もあるも未だ不十分なるを以て更に研究を望む。

## 第七 殖 産

一 農 藝

(一) 稻麥刈取機

勞力を節すると同時に收穫の適期

を失せざるが爲め動力を使用して作業効率を大ならしむる稲麥刈取機の出現は極めて必要にして歐米に於ては著しく進歩せるも規模組織を異にする本邦の農業に直に之を利用すること不可能なるを以て本邦独自の稲麥刈取機を望む。

### (二) 耕 鋤 機

從來の本邦の犁は水田用として發達したるものにして就中畦立犁、單鏡双用犁等は最も進歩したるものなるも犁體の安定を欠き耕盤を均一に耕起し得ざる缺點あり。又洋犁(例へば圓盤犁)は本邦の如き小規模の耕作に適せず一段の研究を望む。

### (三) 碎 土 機

從來碎土機としては切削碎土機、刺割碎土機等種々なる型ありて何れも漸次改良せられたるも概ね其の碎土刃の切込淺きに失する缺點あり近時之を補足する爲重量を利用するもの、特殊の機構を施したるもの等もあるも、何れも未だ不十

分なるを以て土質に應じ所要の深さに切込み得るものにして且本邦の如き小區畫の耕地に於て操縦容易なるものを望む。

### (四) 田 植 機

田植作業の優劣は挿秧後の生育に關する所大にして植殘、植付の深淺、苗の腰折等の缺陷を生ずるときは之が補正に勞力を要するのみならず收穫に大なる影響を及ぼすを以て優秀なる田植機の完成を希望す。

### (五) 未熟米を除去する万石

脱稈機の發達に伴ひ穀中に混在する秕の脱稈容易となり之が爲脱稈後の玄米中には多くの未熟米を混在するを以て之を除去する必要を生じ從來の網目式万石に依りては完全米と未熟米とを選別すること困難なる爲め網目式万石に經線の間隔を調節し得る經線式万石を併用して未熟米の篩選を圓滑容易に遂行するに至りたるも經線の整一なる緊張裝置、斷線の防止裝置、正

確簡易なる間隔調整裝置等には見るべきものなきを以て之が改良を望む。

### 二 水 産

#### (一) 魚 群 探 知 法

魚群探知法としては從來魚類の接觸に因つて起る接觸體の振動を利用するもの、魚類の游泳に因つて起る水の振動を利用するもの、光又は音響を利用するもの等もあるも何れも未だ實施に至らざるを以て一層の研究を望む。

#### (二) 漁 網 操 縱 機

漁網操縱機として現在使用せられ居るもの數種あるも、何れも普通の捲揚機の域を脱せざるを以て比較的小型の漁船に用ひられ且絶えず張力に變化を來たす各種漁網の操縦に適するものと認む。

### 第八 織 維 加 工

#### 一 製 絲 機

(一) 自動製絲機  
定粒式自動製絲機には繭絲の喪失

落緒繭又は蛹の流動、繭繭の體積

の縮小等を利用して接緒するものあり。定織度式自動製絲機には絲條の張力の變化、絲狀を流るゝ電流の變化、絲狀を遮ざる投射光線の變化に因る光電流の變化等を利用して接緒するものあり、尙定粒式と定織度式とを折衷したるものに繭繭に對して光線を投射し粒數及繭層の厚薄に因る光線の變化を利用するものもあるも、何れも未だ十分實用に供せらるゝに至らざるを以て使用簡易にして故障少きものを要す。

### (二) 接 緒 器

從來接緒器は主として通絲管を中心として取込臂を回轉せしむるもの及びV字狀の集緒部を有するものなるも、此等は何れも接緒節を生ずる缺點あり。之を防止せんが爲め繭絲群の内部に緒絲を引込みて抱合せしむるものもあるも、未だ廣く使用せらるゝに至らざるを以て尙一層の研究を望む。

### 二 紗 綯 及 紡 績

#### (一) 精 紡 機 の 高 速 度 牽 伸 裝 置

精紡機の高速度牽伸裝置としては「ハルトマン」式、「ニグリン」式、「カサブランカス」式等の出現を見るに至り、我國に於ても之に關する發明漸く増加せり。而して從來の高速度牽伸裝置としては無端「ベルト」を應用するもの、單に牽伸「ロール」の配列、組數等に依るもの特殊の補助裝置を施すもの等もあるも、何れも未だ改良を要する點尠からざるを以て、完全なる高速度牽伸裝置の出現を望む。

#### (二) 精 紡 機 用 紡 錘 の 單 獨 運 轉 裝 置

精紡機用紡錘の回轉を正確ならしめ動力の損失を少なからしむるには各錘を各々獨立せる動力源に直結して運轉するを理想とし從來此目的の爲に紡錘に小電動機、壓縮空氣機關等を直結するもの等もあるも實用に適するものなきを以て紡錘の單獨運動裝置の完成を望む。

### 三 編 機

#### (一) 「メリヤス」針

從來の國產「メリヤス」針は外國製品に比し品質、形狀、大きさの齊一等の點に遜色あるを免れず殊に「ファインゲージ」の「メリヤス」編機用のものに在りて然りとす仍て均齊且優良なるものを要す。

### 第九 印 刷 工 業

#### 一 印 刷 機

##### (一) 植 字 機

植字機としては最近寫眞植字機の出現あり。又鑄造機としては「モノ・タイプ」、「リノ・タイプ」等もあるも何れも未だ十分ならざるを以て誤字の訂正容易にして機構簡單、且操作容易なるものを望む。

##### (二) 暗 號 印 字 機

從來暗號印字機としては「エニグマ」式、「メカノ」式、「クリハ」式、「テクニク」式等もあるも何れも外國製品にして、使用上缺點多きを以て機構簡單にして操作容易なる國産品を望む。

## 第一〇 製造機

### 一 製茶機

(一) 茶葉選別機  
茶葉選別機としては従来振動する選別版を用ふるもの、送風に依るもの等もあるも、何れも手選の如く完全に選別し得ざるを以て之が優秀なるものを望む。

## 化學之部

### 第一 化學藥品及用具

#### 一 無機化合物

(一) 液體「アンモニア」の利用法  
液體「アンモニア」は従来肥料の原料として廣く使用せられ、其他製氷工業、冷凍工業等に利用せられ更に之が利用法としては炭酸「ソーダ」の製造に熔媒として使用するが、含水鹽類の脱水に應用する方法等の發明もあるも、今後更に合成化學工業に利用する等新たな用途を開拓するの必要あり。

(二) 「アンモニア」酸化に依る

#### 濃硝酸製造法

「アンモニア」酸化に依り硝酸を製造することは盛に行はるゝも、直に濃厚なる硝酸を得ること困難にして従来其の酸化及凝縮の全工程を壓力下にて行ふ方法、酸化に純酸素を使用し又は之と共に「アンモニア」の分壓大なる混合「ガス」を使用する方法、「アンモニア」酸化に依りて生じたる水分を分別したる後、其の成生酸化窒素を酸化する方法等の發明もあるも、尙一層優秀なる濃硝酸製造法を希望す。

(三) 國產原料に依る「アル

#### ミナ」の製造法

従来粘土、陶土、燐酸「アルミニウム」鑛又は明礬石の如きものより直接又は間接に「アルミナ」を製造する方法多きも、工業化せるもの少きを以て更に簡易に「アルミナ」を製造する方法を希望す。

(四) 「カリ」鹽採取法  
従来「カリ」鹽採取法としては長

石、白榴石を海草灰と共に高温にて處理する方法、「セメントダスト」又は固形苦汁を酸性硫酸「アルカリ」鹽と混攪し、反射爐にて焙焼する方法、海綠石を窒素の存在にて攝氏五〇〇度、乃至六〇〇度に加熱する方法等あり。又特に肥料用「カリ」鹽採取法として明礬石、海綠石の如き「カリ」珪酸含有物と固形苦汁と人工「カーナライト」とを混和し加熱する方法、「カリ」含有鑛石粉砕物を藥品にて處理して「レジン」と混和し熟成せしむる方法等あり。然れども孰れも未だ工業化の域に至らず更に一層の研究を望む。

(五) 燐酸「アルミニウム」鑛の有利なる處理法  
燐酸「アルミニウム」鑛を處理する普通の方法は酸又は酸性鹽にて分解するか、又は「アルカリ」を以て分解するかの二系統に屬するも未だ其の有利なるものなく我國に於ては燐酸「アルミニウム」鑛を望む。

の良鑛を産するを以て之を燐酸又は「アルミナ」の原料として有利に處理する方法を望む。

### 二 有機化合物

(一) 「エチレン」を「アルコール」以外の原料より製造する方法

普通には「アルコール」を分解して製造せらるゝもアルコールは高價なるを以て安價なる原料より之を製造することを希望す。其の方法として「メタン」を分解して生成する研究もあるも、其收得率僅少ななるを以て「アセチレン」水性「ガス」等を原料とするを得ば甚だ有利なるべく今後の發明を望む。

(二) 「ベンゾール」の工業的

#### 合成法

現在の石炭乾餾工業の副生産物より製造するのみにては需要を充し得ざるを以て、之を工業的に合成する方法を望む。従来「アセチレン」を高温にて處理すれば一部「ベンゾール」に變化することは實

験的に認められ近く工業化せられんとするに至れるも、之に付ては尙適當なる觸媒其他の處理條件等の研究を必要とす。

### 三 非金屬元素

(一) 有效迅速なる酸素發生劑  
酸素發生劑としては、従来過酸化「ソーダ」に金屬酸化物又は無機鹽類の結晶を混合せるもの最も多く使用せられ、其他鹽素酸「カリ」に過酸化「マンガン」を混合せるものもあるも更に有效迅速なる酸素發生劑を希望す。

(二) 酸素の利用法

「アンモニア」合成工業に伴ひ多量に副生する酸素は之を醫療用、酸素「アセチレン」火焰用、若は酸水素火焰用として使用しつゝあり。尙之を水性「ガス」發生爐に水蒸氣と共に吹込みて水性「ガス」類似の「ガス」の發生に利用し又は之を濃厚合成硝酸の製造に利用するが如き方法もあるも、供給過剰なるを以て更に之が有效なる用途の開拓

を望む。

(三) 鹽素の利用法

鹽素は従来之を晒粉、鹽酸、鹽化物等の原料に供し又は漂白作業、上下水の殺菌等に用ひつゝあり。尙糖液、「バルブ」の製造に利用するが如き方法もあるも、供給過剰なるを以て今後更に其用途の開拓を望む。

(四) 優秀なる活性炭其他吸

着劑の製造法又は利用法  
吸着劑として最も多く使用せらるるものは活性炭、酸性白土、「シリカゲル」等なるも、更に用途に應じ効果大なるものゝ製造法、又は此等吸着劑の利用法を希望す。

(五) 有用稀有「ガス」の

#### 捕收法又は利用法

「ヘリウム」、「ネオン」、「アルゴン」、「クセノン」等の如き稀有「ガス」は電球「ガス」發光放電管等に使用せらるゝの外「ヘリウム」の如きは飛行船用「ガス」潜水病豫防劑等に供せられ何れも其需要は

今後益々増加するの趨勢にあり其の製造法は天然ガスを液化して「ヘリウム」を分離し又は空気を液化して「ネオン」「アルゴン」「クセノン」等を分離するものにして其の液化の方法装置に於て次第に改良せられつゝあるも、更に其簡易なる捕収法又は利用法を望む。

#### 四 電氣化學

(一) 過鹽素酸「アンモン」製造用白金電極代用品

過鹽素酸「アンモン」の製造には専ら白金の電極を使用するも高價なるを以て之が代用品を得ることは極めて緊要にして、從來白金以外の金屬の電極を使用することあるも、腐蝕し易く炭化珪素、珪素含有合金、過酸化鉛、過酸化「マンガン」、磁酸化鐵其の他の電極も亦試みられたるも、未だ成功せざるを以て今後の研究を希望す。

(二) 電氣滲透現象の應用

化學工業に於ける電氣滲透現象の應用は最近特に注目せらるゝに至

り、例へば電氣淨水法、皮革の電氣鞣法、陶土の電氣的精製法、其の他電氣滲透現象は各種の方面に應用せらるゝを以て、上記の方法の完成は新方面の開拓を望む。

#### 五 化學試驗用具

(一) 爆發性「ガス」の簡易確實なる檢定器

從來加熱せる電熱線の周圍にて「ガス」を燃焼せしめ其の生成「ガス」が「カリ」液に吸収せられて生ずる減壓を以て又は其の燃焼の際生ずる水蒸氣の凝縮に依る減壓を以て可燃性「ガス」の含有量を指示するもの、空氣室と「ガス」室とを通過する光線の屈折率の差異を利用して「ガス」濃度を測定指示するもの、試薬と「ガス」との接觸に依る變色度を以て「ガス」濃度を測定するもの等あるも更に輕便確實にして危険少きものを希望す。

### 第二 燃料

#### 一 燃料

(四) 「コークス」製造に於ける灼熱「コークス」の保有熱利用法

「コークス」爐に於ける全入熱の約四%に當ると稱せらるゝ灼熱「コークス」の顯熱の利用如何は燃料經濟上注目すべき問題として乾式消化法として非酸化性「ガス」類を用ひて熱交換を行ひ「ボイラ」加熱用等に供する方法、濕式消化法として灼熱「コークス」に注水して生ずる蒸氣及水性「ガス」を利用してする方法等あるも更に優秀なる利用法を望む。

#### 二 瓦斯

(一) 天然「ガス」の利用法  
天然「ガス」は現在主として之を燃料とし又は之より揮發油を捕集し若は「カーボンブラツク」を製造しつゝあるも更に之より水素、「ベンゼン」、「メタン」の鹽素誘導體、「ホルムアルデヒド」等の製造「ヘリウム」の捕収等之が有效なる利用法を望む。

#### 三 鑛油

(一) 石油類似燃料

石油類似燃料の製造法として石炭の液化及油母頁岩の乾餾の外金屬又は金屬酸化物を觸媒とする。「アセチレン」と水素との合成法、觸媒、紫外線、靜電氣等を用ふる一酸化炭素と水素との合成法、油脂類を鹼化して又は酸性白土、炭素質物、輕石等に依りて分解する方法、「ゴム」の酸性白土に依る分解方法、砂糖類の「ニッケル」又は亞鉛と珪藻土とに依る分解方法、雜草類の水素添加法等あるも此等は未だ工業化の域に達せず石油類似燃料に付き大に研究を希望す。

(二) 「ガソリン」代用燃料

「ガソリン」の代用燃料としては從來「アルコール」を主體とし之に「ベンゼン」、「揮發油」、「ナフタリン」、「テトラリン」等の増炭劑及「アセチレン」、「エチレン」、二硫化炭素等發火を容易ならしむる材料を配合するものもあるも、十分な効果を擧げるものなきを以て今

(一) 石火の工業的液化法

石油資源乏しき我國に於ては石炭の液化に依り、石油の代用品を製造することは最も重大なる問題にして低溫乾餾法溶劑に依る法、高溫高壓水素添加法等あるも尙研究を希望す。

(二) 石炭の風化及自然發火の防止法

石炭貯藏中に於ける風化及自然發火を防止することは極めて必要にして、石炭の表面を可燃性及氣密性を有する物質、例へば「コールタール」、「ピッチ」、膠等にて被覆し石炭と空氣との接觸を遮斷するが如き發明あるも、實際上多くの困難を伴ふを以て之が有效なる防止法を望む。

(三) 燧石及洗炭の際生ずる微粉炭の利用法

燧石及洗炭の際生ずる微粉炭は燃料、煉炭原料等として用ひられつつあるも、更に此等の有效なる利用法を望む。

後の研究に俟つ。

(三) 「ピッチ」、「タール」、重油頁岩油等より「ガソリン」を製造する方法

「ガソリン」の需要増大すると共に之を「ピッチ」、「タール」重油、頁岩油等より製造するとは極めて重要にして鑛油分解法、高壓水素添加法等あるも尙一層の研究を望む。

### 第三 金屬

#### 一 冶 金

(一) 鉛及亞鉛の混合鑛の處理法  
鉛及亞鉛は隨伴して產出し來るを常とし、且我國には其產出僅少なるを以て其の貧鑛をも經濟的に分別製鍊するは極めて必要にして從來熔解浴中に混溶して沈澱劑（鐵銅等）を加へ鉛及亞鉛と置換する方法、酸化焙燒して炭素を加へて團鑛としたる後、亞鉛を揮發せしむる方法、鹽素にて處理する方法、浮遊選鑛法にて分別する方法等あるも一層の研究を必要とす。



## (一) 貧鐵處理法

現今の浮遊選鐵法、磁力選鐵法、化學的處理法等に依りては製鍊に供し得ざる貧鐵を處理する簡易有效なる方法を希望す。

## 二 金 工

### (一) 耐酸金屬材料

化學工業の發達に伴ひ耐酸性特に高温度に於ては耐鹽酸性を有する金屬材料要求せられ從來の珪素、「クロム」又は「ニッケル」及び「クロム」の如きものを含む鐵合金にては十分ならず。近時高温鹽酸及沸騰鹽酸に對して耐蝕性あるものとして「ニッケル」及「モリブデン」を含む鐵合金あるも更に優秀なものをも望む。

(二) 耐熱、耐壓、耐蝕金屬材料  
耐熱、耐壓、耐蝕金屬材料としては從來専ら「ニッケルクロム」鋼使用せらるゝも「ニッケル」の國産少く從て高價なるを免れず更に安價にして各種の要求を満足せしむるものをも望む。

### (三) 高速度工具用合金

高速度工具合金としては從來特殊鋼に次で出現したる「タンゲステンカーバイド」を主成分とする合金は脆き缺點あり。最近の發明に係る「コバルトタンゲステン」合金あるも尙研究を要す。

(四) 特殊鋼の容易なる熔接法  
特殊鋼の熔接法としては熔接部以外の部分を其の膨脹變態點以上に加熱せる浴中に浸漬し熔接する方法、熔接部と略々平行の除去部を設けて熔接中の膨脹收縮を局部的ならしむる方法等あるも、尙一層の研究を要す。

### (五) 安價なる不銹鋼

不銹鋼は用途益々擴大せらるゝも「クロム」鋼、「ニッケルクロム」鋼等は其の原料たる「クロム」又は「ニッケル」の價格に支配せらるゝを以て更に安價なるものを望む。

### (六) 「ニッケル」代用品

「ニッケル」は國産殆どなく専ら輸入に俟つものなるを以て之が代用

等あるも、未だ不十分なるを以て尙一層の研究を望む。

### (三) 輕合金の鐵附法及熔接法

從來の鐵附法としては錫、亜鉛若くは「アルミニウム」を主成分とする合金又は之に融劑を加へたるものを鐵として使用するものもあるも未だ實用上幾多の困難の伴ふを免れず、又熔接法としては「アルカリ」金屬又は「アルカリ」土金屬の「ハロゲン」化物、硫酸鹽等を混合したるものを融劑として使用するものもあるも未だ不十分なるを以て更に輕合金の種類に従ひ適當なる鐵附法及熔接法を望む。

### (四) 罐管及過熱器管

#### 耐蝕金屬材料

罐管及過熱器管用耐蝕金屬材料としては從來「クロム」、「アルミニウム」、「モリブデン」等を含む鐵合金あるも未だ不十分なるを以て一層の研究を望む。

### (五) 金屬の防蝕「コーチング」として

金屬の防蝕「コーチング」として

品を得ることは極めて必要にして從來鍍金用には「クロム」を使用し殆ど満足なる効果を擧げたるも合金用としては未だ實用に供し得るものなし、今後の研究に俟つ。

### (七) 「ニッケル」鋼代用鋼

「ニッケル」鋼代用鋼としては「モリブデン」鋼、「クロム」鋼等の研究あるも、未だ成果を收むるに至らず適當なるもの、出現を待望す。

### (八) 輕防楯材料

防楯材料として從來は専ら鋼を用ひたるも防楯は更に輕量にして携帶運搬に便利なることを必要とするを以て、之に適する材料を要望す。「アルミニウム」合金が鋼よりも防楯力大なること明にせられたるに照し、此の方面に向け研究を進むるも一方針なるべし。

### (九) 特殊鋼代用輕合金

輕合金を以て特殊鋼に代用することとは運搬上及動力の經濟上希望せらるゝ所にして今日「デュラルミン」系合金中極めて小範圍に於て

從來酸化溶液若は磷酸溶液にて處理し又は電解法に依り酸化物若は磷酸化合物を形成せしむる方法、熔融法、電鍍法、噴霧法等に依り防蝕性の金屬を被着する方法等あるも用途に依りては未だ完全ならざるを以て一層の研究を要すべく特に任意の場所に簡單に防蝕被膜を形成する方法を望む。

(一〇) 高電氣抵抗材料及電熱材料  
高電氣抵抗材料及電熱材料として最も多く使用せらるゝ「ニクロム」は其の原料たる「ニッケル」の國産殆どなく且幾多の缺點あり。他の材料として「カーボランダム」、「アルミニウム」及「マンガン」を含む鐵合金等あるも未だ不十分なるを以て高電氣抵抗にて相當の電流量を有し長時間使用するも抵抗變化少く機械的強度十分にして「ニクロム」より良質のもの殊に電熱材料としては高温度に耐ふるものをも望む。

### (七) 復水器管用合金

復水器管用合金

は特殊鋼に代用し得るものなきに非ざるも更に一層の研究を望む。

### (一〇) 「フェロモリブデン」代用品

「フェロモリブデン」の原料たる「モリブデン」は國産少く「フェロモリブデン」の代用品として「フェロタンゲステン」もあるも未だ満足し得ざるのみならず「タンゲステン」の國産亦少きを以て更に研究の要あり。

### (二) 防彈用鋼

防彈用鋼としては從來主として「マンガン」鋼を使用し又近來「ニッケル」クロム鋼を使用するに至りたるも未だ不十分なるを以て更に安價にして優良なるものを希望す。

### (三) 耐蝕輕合金

耐蝕輕合金としては「アルミニウム」又は「マグネシウム」を主成分とするもの普通使用せられ最近に於ては「クロム」、「マグネシウム」、「カルシウム」等を含む「アルミニウム」合金「アルミニウム」鉛等を含む「マグネシウム」合金

復水器管用合金としては従来「ネーバル」眞鍮、「アドミラルチー」眞鍮、「アルミニウム」を含む眞鍮等用ひられ又近年「ニッケル」、鐵及「コバルト」を含む青銅、珪素を含む眞鍮等發明せられたるも何れも未だ不十分なるを以て一層の研究を望む。

(二〇) 耐高熱「パネ」材料  
弧光燈等に於て使用する「パネ」は高熱に耐ふるものを必要とし従来其の材料として「クロム」、「アルミニウム」及「ベリリウム」を含む合金なきに非ざるも攝氏一、〇〇〇度の温度に使用しても弾力減退せざるものを希望す。

#### 第四 窯 業

##### 一 陶磁器、煉瓦及耐火用品

(一) 陶磁器原料の精製法及品質改善法

従来最も多く行はるゝ研究は粘土に含まるゝ鐵分の除去に關するものにして粘土を還元劑と共に加熱

し之に鹽素を作用せしめ鐵分を鹽化第二鐵として揮散せしむる方法粘土を稀硫酸に懸垂し硫化水素を通じ鐵分を可溶性と爲して之を除去する方法、粘土に鹽化「カルシウム」、鹽化「マグネシウム」等を混和し水蒸氣の存在にて加熱して鐵分を揮散せしむる方法、粘土に蓆酸を加へて鐵分を溶解除去する方法等あるも一層の研究を望む。

##### (二) 耐火用絶縁材料

現在耐火用絶縁材料には磁器又は雲母専ら用ひられ磁器坯土中に含まるゝ空氣其の他の「ガス」を排除する爲減壓、加熱處理等を行ひたるもの、「マグネシウム」磁器原料に「マグネシウム・ボロシリケート」を添加したるもの、熔融石英等を用ひたるものなきに非ざるも更に急熱、急冷に耐へ且絶縁性大なるものを望む。

##### (三) 高級耐火物

従来高級耐火物として「アルミナ」質煉瓦「クロム」耐火煉瓦、「カー

ボラングラム」煉瓦、「ムライト」、「マグネシヤ」煉瓦等あるも尙不十分にして殊に中性又は酸性にして攝氏二、〇〇〇度以上の耐火度を有するものなきを以て一層の研究を望む。

##### 二 硝子及珪瑯

##### (一) 耐酸耐「アルカリ」珪瑯鐵器

現在の化學工業用珪瑯鐵器は酸及「アルカリ」に十分耐ふるものなきを以て一層の研究を望む。

##### (二) 石英硝子器の經濟的製造法

石英硝子器は其の製造に高温と幾多の手續とを必要とするが故に高價なるを免れず、之を更に簡易安價に製造する研究を望む。

##### (三) 硝子又は其の類似品の防曇法

従来防曇法としては防曇劑を塗布する方法、適當なる温度に於て硝子面に酸性「ガス」を作用せしむる方法等あるも、未だ不十分なるを以て一段の研究を望む。

##### (四) 安全硝子

安全硝子として専ら「セルロイド」板を硝子板の中間に介在せしめたるもの使用せらるゝも熱に依り氣泡を生じ、又太陽光線、海水等に依り中間層の變色を來す缺點あり。其他「アルキール・フタレート」「グリコール・エーテル」、「シクロヘキサノール」等を「セルロイド」板と硝子板との境界面に被塗して密着したるもの、「アクリル」酸「エステル」を以て硝子板を貼合したるもの等あるも、此等は何れも未だ幾多の缺點あるを以て更に一段の研究を望む。

##### (五) 絶縁硝子

絶縁硝子は陶磁器絶縁體に比し種種の點に於て長所を有し電氣技術の進歩に伴ひ、其用途益々増加する傾向に在り従来「アルカリ」、「カルシウム」、「マグネシウム」、亞鉛、「アルミニウム」等の酸化物と無水硼酸又珪酸との組成の硝子に於て特に酸化「カリ」の量を制限したるもの、珪素、鉛、「ナトリ

ウム」「カリウム」等の酸化物の特殊の比例のもの「バリウム」、「ナトリウム」、「カリウム」等の酸化物及「シリカ」の特殊の比例の組成よりなる硝子の發明等あるも原料の關係上高價に過ぎ、又は比重大に失して用途上不便なるのみならず誘電體損失、冷熱耐力等尙ほ不十分の點少なからざるを以て更に優秀なるもの出現を希望す。

##### 三 「セメント」、人造石及瀝青質物

##### (一) 超急硬「セメント」

急硬「セメント」としては従来「アルミナ・セメント」又は「ポルトランド・セメント」の粉末度高きもの「ポルトランド・セメント」に「ソリヂチット」、「ネオソリヂチット」の如き硬化劑を加へたるもの等あるも、更に效力大にして且硬化の特に急速なるものを望む。

##### (二) 着色「セメント」

従来着色「セメント」は無機顔料を混合したるものなるも「セメ

ント」に含まるゝ遊離「アルカリ」に依り褪色するを免れ難く之が改良の爲め適當なる弱酸を「セメント」に添加したるものもあるも實用上未だ満足なるものと稱し難く又還元性「ガス」にて處理して黄色を帶びしめたるもの、「セメント」原料に金屬化合物及燐酸鹽若くは硼酸鹽を加へ焼成して着色したるもの等あるも、此等は何れも未だ十分と云ひ難く今後の研究を望む。

##### (三) 「セメント」防水法

従来「セメント」防水法としては物理的には塗料を塗布する方法、石粉の如き無機質微粉末「パラフィン」の如き有機質物を混和する方法等化學的には弗化珪素化合物、珪酸「ソーダ」又は石鹼の如きものを加へ「セメント」に含まるゝ遊離「アルカリ」と作用せしめて防水性物質を形成する方法等あるも、未だ實用上十分と稱するを得ざるを以て更に研究の必要あり。

(四) 簡易鋪裝用凝固劑  
從來道路の簡易鋪裝用凝固劑としては「セメント」、石灰、瀝青物等  
あるも特に自然地上に迅速容易に  
堅固なる道路を構築する爲め砂、  
砂利等を用ひずして土を凝固せし  
むるものを望む。

## 第五 脂 油

### 一 脂 油

(一) 耐寒潤滑油  
耐寒潤滑油として普通用ひらるゝ  
「ヒマシ」油は攝氏零下二二度に於  
て凝固し又鑛油系のものには凝固  
點低きものもあるも低温度に於ては  
粘度増加するの缺點あるを以て攝  
氏零下四〇度以下に於て尙使用し  
得るものを希望す。  
(二) 魚油を原料とする潤滑油  
及「ボイル」油の製造法  
潤滑油製造法としては不作用「ガ  
ス」若は「グリセリン」の存在に  
於て又は減壓の下に於て重合する  
方法、水素添加の後白土其他の觸

媒を用ひて重合する方法、冷却し  
て固體脂肪を除去したる後重合す  
る方法、分解して得たる脂肪酸を  
「ヒマシ」油に結合して石油系炭化  
水素に混する方法等あり、又「ボ  
イル」油製造法としては低度不飽  
和成分及特殊の高度不飽和成分を  
除去して製造する方法等あるも、  
何れも未だ工業化の域に達せざる  
を以て更に一段の研究を希望す。

## 第六 塗料及接着劑

### 一 塗 料

(一) 耐酸、耐熱塗料  
耐酸、耐熱塗料としては從來漆人  
造「レジン」塗料等あるも、未だ十  
分満足するを得ず殊に鋼類に適す  
る塗料にして攝氏一三〇度程度の  
温度に於て濃鹽酸に耐ふるものを  
望む。  
(二) 海水及重油に耐ふる防  
錆塗料  
普通の油性塗料、「アスファルト」  
系塗料等は海水及重油に接觸する

こと多き部分に對しては未だ防錆  
力十分ならず尙漆、天然「レジ  
ン」、人造「レジン」の類を使用す  
る塗料あるも實用上幾多の困難あ  
るを以て更に一段の研究を要す。  
(三) 晒粉用金屬製容器の塗料  
晒粉用金屬製容器の塗料としては  
從來「ビッチ」、「アスファルト」等  
の熔融物殊に耐久性強きものとし  
ては「フェノールレジン」塗料等あ  
るも更に耐久性あり、且安價なる  
塗料を望む。  
(四) 高級絶縁塗料  
絶縁塗料として從來使用せらるゝ  
「ワニス」、「エナメル」等は其の  
絶縁性、耐濕性、耐熱性等に於て  
未だ十分ならず殊に百分の一「ミ  
リメートル」に付一〇、〇〇〇「ボ  
ルト」程度の電壓に耐へ且攝氏一  
〇〇度の温度に少くも三十日間保  
持したる後之を一八〇度屈曲する  
も龜裂を生ぜざるものを望む。  
(五) 「ガソリン」、「ベンゾー  
ル」等に耐ふる塗料及

## 「バックینگ」

現在使用せらるゝ塗料及「バックン  
グ」は「ガソリン」、「ベンゾール」  
等に膨潤又は溶解する油、瀝青質  
物、「レジン」等を原料とするもの  
にして、耐久力弱きを以て一層の  
研究を望む。

(六) 耐水、耐熱、防錆塗料  
耐水、耐熱、防錆塗料として一般  
に使用せらるゝ鉛丹塗料、瀝青質  
塗料等は耐久力弱く又焼付漆は塗  
裝困難なる等の缺點あるを以て、  
熱湯に依り變質せず鋼類に對し固  
着力強く防錆力十分にして且塗裝  
簡易なる塗料を望む。

(七) 耐久力強き船底塗料  
船底塗料としては一般に防錆用と  
して鉛丹塗料及速乾性「ワニス」  
に防錆性顔料を加へたるものを使  
用し防汚用として有毒劑を含む塗  
料を使用し居るも未だ一年以上耐  
ふるものなきを以て更に一層の研  
究を俟つ。

(八) 輕合金防蝕塗料及塗裝法

輕合金の腐蝕、脆化を防止する爲  
塗裝することは極めて必要にして  
普通に輕合金を燐酸「クロム」化  
合物等にて處理し、又は處理せず  
して纖維素「エーテル」、人造「レ  
ジン」、鹽化「ゴム」等を用ひたる塗  
料を塗布するも尙研究の餘地多く  
殊に「マグネシウム」合金に適す  
る防蝕塗料及び塗裝法の研究を望  
む。

(九) 夜光塗料  
夜光塗料として從來「アルカリ」土  
類、亜鉛等の硫化物を用ひたるも  
のあるも此等は自己發光性なく現  
今に於ては硫化亜鉛及微量の「ラ  
ヂウム」其の他の放射能物質を用  
ひたるもの最も推稱せらるゝも其  
の發光力、耐久性等に於て未だ滿  
足し難きを以て更に研究を望む。

## 二 塗 漆

### (一) 漆の合成法

人造漆に關しては僅に多價「フェノ  
ール」と脂肪酸とを縮合して漆類  
似物を合成する方法あるも、未だ

實施せらるに至らず漆の合成法の  
研究を要す。

## 第七 燐寸及火藥

### 一 燐 寸

(一) 耐水「マッチ」  
「マッチ」を耐水性ならしむる材料  
として發火頭藥に硫黃、「ゴム」、  
「レジン」類、蛋白質凝固物等を又  
摩擦料に「ゴム」、「レジン」類、「ア  
セチルセルロース」、「セメント」、  
珪酸「アルカリ」等を混用したる  
ものもあるも、未だ十分なるを以  
て更に有效なるものを望む。

## 第八 纖維及染料

### 一 纖 維

(一) 羊毛代用品  
從來の纖維(大部分は麻)を化學  
的又は物理的に處理したるもの、  
「ステープル・ファイバー」等は外  
觀に於ては羊毛に類似するも縮絨  
性、保温性、保濕性、彈性、強度、  
形狀等に於ては之に比し遙に及

ばす近時絹を加工し羊毛の特性を加味せんとする發明ありたるも亦幾多缺點あるを免れず更に一段の研究を望む。

### (二) 防水布

防水布としては従来布面に「ゴム」繊維素の被膜を被着したるもの、纖維に金屬石鹼、蠟、油等を附着し撥水性を附與したるもの等あるも、耐久性乏しく未だ不十分なるを以て一層の研究を望む。

### (三) 人造絹絲の改良

現在の人造絹絲は外觀漸く天然絹絲に類似するに至れるも之を織成するときは皺を生じ易く觸感悪しき等の缺點著しきを以て一層の改良を要望す。

## 二 染料

### (一) 染法簡易にして堅牢なる染料

直接染料等は其の染法簡易なるも概ね堅牢ならず又「バット」染料等は堅牢なるも其の染法概ね煩雜なるを以て染法簡易にして堅牢なる

染料を望む。

## 第九 印刷及寫眞

### 一 寫 眞

#### (一) 天然色寫眞及天然色活動寫眞

従来天然色寫眞としては色障乾板法、減色法等に依るものあり又天然色活動寫眞としては「キネマカラー」法、「テクニカラー」法、「コダカラー」法等に依るものあるも何れも未だ不完全なるを以て尙一層の研究を望む。

(二) 高感光度の乾板及「フィルム」高感光度の乾板及「フィルム」としては未だ外國の優良製品に匹敵すべき國産品なく従来僅に「アンモニア」、「アルコール」等を使用したるものあるに過ぎざるを以て一層の研究を望む。

## 第一〇 飲食物及嗜好物

### 一 飲 食 物

#### (一) 粉末茶の加工法

従来粉末茶の加工法としては粉末「コーヒー」、「チョコレート」等の代用品を製する爲油脂を以て粉末茶の粒子を被包する方法、粉末茶を膨軟性「ゴム」にて固結せしめ茶とする方法等あるも、未だ満足すべき域に達せざるを以て研究を望む。

(二) 農産食糧品の貯藏法  
穀類貯藏法としては従来二硫化炭素其の他の殺菌性「ガス」にて處理する方法、「サイロ」式貯藏法等あり、又果實、野菜等の貯藏法としては冷凍法、炭酸「ガス」の如き不活性「ガス」に依る貯藏法等あるも何れも未だ腐敗、變質、虫害等の防止上、幾多の缺點あるを以て農産食糧品の種類に應じ有效なる貯藏法の研究を要望す。

(三) 高粱の利用法  
高粱は滿洲に於て極めて多量に生産せられ且其の價格低廉にして之が利用法としては従来澱粉原料、菓子原料、米代用品、醸造原料等

となすことあるも、更に之が利用法の研究を要望す。

#### (四) 滿洲産大豆の利用法

従来滿洲産大豆の大部分は大豆油を搾取し、大豆粕は之を肥料とし又一部分は食糧に供せられ尙近時味噌、醬油の原料として消費せらるる量漸く増加し來れるも更に多方面に利用の途を開拓する必要あり、蛋白質人造絹絲の製造に利用するも一方法なるべし。

#### (五) 食糧品の冷蔵法及冷凍法

生魚、肉類、野菜類の食糧品の冷蔵法及冷凍法は未だ不完全なるを免れざるを以て今後各食糧品に適應する處理法の研究を待望す。

#### (六) 人造「バター」

人造「バター」は普通牛脂、豚脂、硬化油等に植物油、芳香油、食鹽、色素等を混和したるものにして其の榮養價に於て天然「バター」に遙に劣り、近時肝油等を加へたるものあるも未だ不十分なるを以て更に一層の研究を望む。

#### (七) 粉末魚糧製造法

現在の粉末魚糧製造法に於ては大規模の機械設備を必要とし、小規模の機械設備に依りては優良なる粉末魚糧を製すること困難なるを以て散在せる我漁村に適應する簡易なる粉末魚糧製造法を望む。

#### (八) 家畜、家禽及養魚の飼料

従来飼料としては動植物又は此等熱及壓力を以て處理し若は醱酵作用を起さしめたるもの、肝油粕、魚類廢棄物等を乾燥固結したるものあるも、未だ不十分なるを以て各動物の種類に適應する優良なる飼料を望む。尙我國に豊富なる海藻を飼料に利用する研究も亦希望せらるる所なり。

## 第一一 衛生材料

### 一 防腐及驅蟲

(一) 農業用の殺蟲劑及殺菌劑  
農業用の殺蟲劑及殺菌劑として除蟲菊、「デリス」、煙草等の浸出液、砒素化合物、銅化合物、有機物の

鹽素化合物、石油等を主なる原料としたるものあるも更に有効期間長く農作物を害せざるものを希望す。

(二) 漁網防腐劑  
漁網防腐劑としては、従来柿澁、「コールタール」等を用ひ又は「タニン」劑若くは之と金屬鹽類とを用ひたるも、效果顯著なるものなく又近年「ガス」液、銅「アンモニア」液、硫化亞鉛液等を用ひたるもの現れたるも、未だ研究の道程にあり尙一層の研究を望む。

(三) 無色無臭木材防腐劑  
従来木材防腐劑としては主として「クレオソート」油を使用せるも有色有臭にして其の外「クレソール」鹽、「アルミナ」石鹼、「ナフタリン」、「サルフォン」、化物鹽類、砒素化合物、青化物、水銀化合物等を用ふるものあるも未だ十分實用に供するに至らざるを以て無色無臭にして耐久力あるものを望む。

## 第二二 可 塑 物

### 一 護 謨

(一) 耐油、耐海水「ゴム」  
普通の「ゴム」は油及海水に侵され易く此の缺點を補ふ爲「ゴム」の加硫を完全にしたるもの、膠、「アルカリ」石鹼等を配合したるもの等あるも未だ十分ならざるを以て更に優良有效なるものを望む。

(二) 不老化「ゴム」  
不老化「ゴム」としては従來老化防止劑として石炭酸、「タンニン」酸、「パラフィン」、「セレシン」、「ナフチルアミン」誘導體、「アニリン」誘導體等を配合したるものあり。最近に於ては「オキシヂフェニールメタン」類、「チアミトヂフェニールメタン」類等を配合したるものもあるも、何れも不十分なるを以て更に一層の研究を望む。

(三) 人造「ゴム」  
人造「ゴム」としては石油、「コールドタール」、炭化石灰、纖維素、澱

粉、「テルベン」類等を原料とする幾多の發明ありと雖も、我國に於ては未だ實施せられざるを以て更に一段の研究を要望す。

(四) 耐寒「ゴム」又は其の代用品  
「ラテックス」より直接製したる「ゴム」は普通のものに比し耐寒性大なりと稱せらるゝも、未だ十分ならず殊に攝氏零下四〇度以下の溫度に於て弾性を失はざるもの又は其の代用品を望む。

### 二、可 塑 物

(一) 不透過性皮膚  
不透過性皮膚は有毒「ガス」防禦用被服材料として必要にして従來「ゴム」、「ゼラチン」、「亞麻仁油」、「ニトロセルローズ」、「アセチルセルローズ」、再生纖維素、各種合成樹脂等の皮膜あるも、何れも未だ不十分なるを以て「ゴム」皮膜に比し優良にして國産原料に依る安價なるものを要望す。

(二) 強靱なる透明可塑物  
研究を要する所なり。従來之に關する發明としては非吸濕性肥料類を混和する方法、硝酸「アンモン」を熔融して滴狀に噴射する方法等あるも未だ實用に供し得ざるを以て更に一層の研究を望む。

(一) 乾糞肥料製造法  
乾糞肥料製造法としては従來糞尿を其のまゝ又は吸收劑を加へて蒸發乾固する方法、沈澱劑を加へて有效成分を固形と爲す方法等あるも未だ實施せられたるものなし。今後糞尿を簡易に加熱乾燥し以て安價なる乾糞肥料を製造する方法を要望す。

### 三、化 學 雜 工

(一) 「ガソリン」防火劑  
火災の際「ガソリン」に投じて假令之を使用不能ならしむるとも其の引火を絶對に防ぐべき藥劑は極めて必要にして四鹽化炭素は相當の効果あるも、未だ不十分なるを以て一層の研究を望む。

(二) 一酸化炭素又は靑酸の

強靱なる透明可塑物としては「フェノール」、尿素又は「アミン」類と「ホルムアルデヒド」との縮合物、「ビニール」縮合物等あるも、此等は或は透明度少く或は濕氣に弱く其の他幾多の缺點あるを以て一層の研究を望む。

(三) 耐酸「バックング」  
耐酸「バックング」としては従來「ゴム」最も多く使用せられ其の他石綿と珪酸「ソーダ」との混和物、「シャモット」、白土等を「アスファルト」、「ピッチ」、「タール」等にて捏練したるもの等あるも、未だ十分ならず殊に濃鹽酸に耐ふるものを要望す。

(四) 耐酸撓管  
耐酸撓管としては従來鉛管、「ゴム」管等あるも、未だ耐酸性十分ならず殊に濃鹽酸に耐ふるものを望む。

## 第二三 雜 化 學 工 業

### 一 皮 革

吸收罐の破過點指示劑  
一酸化炭素及靑酸は無色、無臭又は殆ど無臭にして其の吸收罐の破過點即ち「ガス」の飽和點を指示すること必要なるも、未だ適當なる指示劑なきを以て之が研究を望む。

(三) 攝氏零下四〇度以下の溫度に於て使用し得る防曇劑  
従來の防曇劑は「グリセリン」其の他の多價「アルコール」類、植物性粘液質物、「レジン」、糖類、蠟、苦汁、「アルカリ」鹽等を配合したるものにして常溫に於ては相當有效なるも攝氏零下四〇度以下の溫度に於ては効果なきを以て一層の研究を望む。

(四) 空氣の濾過層  
煙の如き微粒子を含む空氣の濾過層としては従來動植物纖維を處理し又は之に活性炭素其他の吸着劑を混和したるもの等あるも、未だ不十分なるを以て更に通氣抵抗小にして効果顯著なるものを望む。

(一) 鞣革用「タンニン」代用品  
鞣革用「タンニン」代用品としては従來「フェノール」類若くは其の誘導體と「アルデヒド」との縮合物を「スルホン」化したるもの、又は夫等に硫黄若くは「アミノ」基を含むもの、「スルホン」化多價「フェノール」類等あるも、未だ天然「タンニン」に及ばざるを以て更に一段の研究を望む。

(二) 靴底用皮革代用品  
靴底用皮革は多く輸入品にして之が代用品としては従來廢物皮革、動植物性纖維等を接着劑に依り板狀に形成したるものあるも耐久力及強靱性に於て未だ不十分なり輕量にして堅牢なるものを望む。

### 二 肥 料

(一) 非吸濕性硝酸「アンモン」肥料  
人造窒素肥料として硝酸「アンモン」は硫酸「アンモン」に比し有效なるも吸濕性あるを以て之を除くことは肥料問題の一對策として

(五) 「リグナム・バイテ」代用品  
「リグナム・バイテ」は國産全くなきを以て之が代用品を製すること極めて重要なり。未だ何等の發明なく人造「レジン」等に依る人造木材等の研究も一方針なるべし。

(六) 空氣除濕裝置  
空氣除濕裝置としては從來鹽化「カルシウム」、「アドソール」等を使用したるもの、冷却に依る除濕裝置等あるも未だ不十分にして殊に船舶等に於て使用するに適する輕量小型のものを望む。

(七) 蒸餾に依らずして海水より淨水を採取する方法  
海水より淨水を採取する方法としては從來専ら蒸餾法に依りたるも多額の經費を要するを以て他の方法に依ること必要なり。之が研究を望む。

(八) 防音防熱材料  
防音防熱材料としては從來専ら纖維狀物質を使用したるも未だ不十分なるを以て輕量にして有效なる

ものを望む

(九) 石綿代用品  
石綿は國産殆どなく之が代用品としては僅に鑛滓綿あるも未だ不十分なるを以て一層の研究を要望す。

(一〇) 冷光燈  
現在の燈光は其の熱に因る幾多の缺點あるを以て熱を伴はざる燈光は必要なるも適當なる光源なく僅に夜光塗料に用ふる發光體あるに過ぎずして、冷光燈としては未だ實用に適せざるを以て之が研究を望む。

(一一) 安價なる發煙劑  
發煙劑としては從來錫「チタニウム」等の鹽化物、燐又は亞鉛及炭化水素鹽化物を主劑とするもの等あるも、相當高價なるを以て更に安價なるもの殊に亞鉛を用ひざるものを望む。

(一二) 木材防火劑  
木材防火劑としては從來硫酸「アルミニウム」、硼砂、硫酸「マグネ

シア」、「アンモニア」鹽類、燐酸鹽類、「ロジン」石鹼等あるも未だ不十分なるを以て一層の研究を望む。

(一三) 耐久消火劑  
從來消火劑としては不燃性層を形成するものとして硼砂、硫酸「アルミニウム」、明礬末、石鹼、「サボン」含有物等又不燃性「ガス」を發生するものとして重炭酸鹽類、「アンモニア」鹽類等あるも此等は貯藏中に變質するを以て更に耐久力あるものを望む。

(一四) 鑛業廢物利用法  
鑛業廢物例へば熔鑛爐より排出する亞硫酸「ガス」、「ラメーン」法に於ける芒硝等を利用するが如きは鑛業に於ける經費節減を圖る所以にして一段の研究を望む。

(一五) 海藻類利用法  
從來食料、糊料、肥料、工業藥品等に利用しつゝあるも我國に於ては海藻類豊富なるを以て更に之が利用法の研究を望む。

(一六) 耐濕一酸化炭素吸收劑  
一酸化炭素吸收劑として從來専ら使用せらるゝ「マンガン」、銅等の酸化物の混合物は吸濕性大なるを以て吸濕性なくして一酸化炭素吸收、吸着又は酸化等に依り捕捉し得る藥劑を希望す。

## 電氣之部

### 第一 電氣磁氣材料

#### 一、電氣傳導

(一) 「エナメル」線  
卷間率「スペース・ファクター」、耐電壓、耐熱度等より見て「エナメル」線は極めて便利なるも其の完全なるもの、製造は甚だ困難とする所なり。故に電氣的、機械的、及化學的に卓越せる「エナメル」線を希望す。

#### (二) 高壓電纜

從來高壓電纜としては、H型電纜、SL型電纜又は油入電纜の如き相

當高電壓に使用し得るものもあるも更に價格比較的低廉にして且信頼度大なる高壓電纜を望む。

(三) 高溫度電氣爐用抵抗體  
現在使用せらるゝ「ニクロム」線は最高攝氏一、一〇〇度、珪素質抵抗體と雖も最高一、四〇〇度の使用に堪ふるに過ぎざるを以て、更に高溫度に堪ふる電氣爐用抵抗體を希望す。

(四) 眞空管の電極に接続する電氣抵抗體

大型眞空管の陽極又は「グリッド」に接続する高抵抗用として高き安定せる固有抵抗を有し機械的強度十分なる電氣抵抗體を望む。

#### 二、電氣絶緣

(一) 特殊用途絶緣物  
船舶内配線又は内燃機點火用導入線に使用せらるゝ「ゴム」に代用し得べき耐油耐熱絶緣物、蓄電池室又は電氣化學工業用に適する耐酸又は耐「アルカリ」絶緣物、無線用機器に使用するに適する誘電

體損失小にして且耐熱耐濕性の高周波絶緣物、攝氏零下四〇度程度の溫度に於て使用に適する耐寒絶緣物等は各種の電氣工業に於て要望せらるゝ所なり。

(二) 非燃燒性液體絶緣物  
液體絶緣物として普通使用せらるゝ絶緣油は燃燒性あるを以て難燃燒性液體絶緣物更に進んで非燃燒性液體絶緣物を希望す。

(三) 耐久性高電壓用碍子  
送電系の最弱點は懸垂碍子、耐張碍子等にありて其の耐久性を増すことは送電の保安上及信頼度増進上極めて必要なるが故に此等の碍子の「セメント」の物理的化學的劣化等に因る機械的耐力の不十分、閃路放電に基く偏熱に因る破壊等の缺點を除去したる耐久性碍子の出現を望む。

(四) 屋外用高壓機器の套管  
屋外用高壓機器の套管は機械的強度不十分にして且電氣的耐久性に乏しく而も之が劣化度の測定不可

能なるを以て時として破壊し爲に電氣的障害又は火災を惹起することあり、特に極寒攝氏零下四〇度、極熱攝氏四〇度程度の地方に使用せらるゝものに於て然り。故に此等の地方に於ても信頼し得べき套管殊に破損部分が電氣的災害を惹起するに先ち之を検出して容易に修理を施し得べき構造を備ふるものを望む。

## 第二 電氣機械

### 一 發電及電動

(一) 無脈動定電壓直流電源  
無線用電源、電話回路用電源等の如く脈動なき一定電壓を有する直流電源としては多くは蓄電池を使用しつゝあるも蓄電池は大電力又は高電壓に適せず且充放電其他維持上手数の煩雜なること、壽命の短きこと、經費を要すること等の缺點あるに鑑み、例へば端子電壓の脈動僅少なる特殊設計直流發電機に簡單なる濾波装置を用ひ且

高速度精密自動電壓調整器を配することにより負荷の變動又は速度變化に對しても常に電壓一定なる如き無脈動電壓の電源を要望す。

(二) 低速度電動機  
現在の電動機は回轉速度大なる爲低速度を必要とする場合に於ては普通歯車又は滑車を使用す。例へば電車用電動機、工場用電動機、船舶推進用電動機、砲塔用電動機等の類或は觀測器械等に用ふる小型電動機の如し、此の如きは能率低く機械的に磨耗し易く噪音を發生し取扱上不便なる等の缺點あるに鑑み、電動機自體の速度を低下せしむる研究を望む。

(三) 高速度直流電機用刷子  
高速度直流電機回轉體(毎秒約六五「メートル」以上の周速)に使用するに適する刷子を望む。

(四) 無噪音電氣機器  
從來電氣機器を可及的に噪騒音ならしむる爲設計上又は工作上の改良を加へたるものも未だ不十

分なるを以て一層の研究を望む。

(五) 「リング」精紡機用電動機  
「リング」精紡機には單相反撥電動機又は三相直卷電動機を使用し糸の張力を一定に保たんが爲刷子の位置を變化して約二割程度の速度の連續的變化を行ひつゝあるも力率低く且高價なるを以て「リング」精紡機用電動機の研究を望む。

(六) 取扱容易にして移動及携帶に適す各種通信用電源  
取扱容易且移動及携帶に便なる通信用電源として現在の手回發電機の改良に係るものゝ外更に別種の新電源を望む。

### 二 變電

(一) 電流變換裝置及周波數變換裝置

電力の利用上直流大電力を直接交流大電力に逆變換する裝置、靜止的直流變壓器及靜止的周波數變換裝置の完成は極めて必要にして特に直流大送電の實現にも缺くべからざる所なり。逆變換裝置として

は既に「サイクロロン」、水銀弧光を利用する各種逆變換器等の發明ありと雖も未だ大容量のものなし速に之が完成を要望す。

## 第三 送電及電氣制御

### 一 送電及配電

#### (一) 繼電器

消弧線輪を使用する送配電路に於て故障點の表示竝に故障區間の分離を正確に行はしむる繼電器を望む。

(二) 小型輕量にして耐高壓大容量の蓄電器

各種移動無線機の陽極電源の電壓を平滑ならしむる濾波器に使用する爲數千乃至數萬「ヴォルト」、數乃至數十「マイクロファッド」の蓄電器にして小型輕量なるものを希望す。

(三) 送配電系統の故障點指示裝置

送配電系統の故障(接地、短絡等)點を發電所に於て指示する現在の裝置は消弧線輪設置系統の故障點

を指示すること不確實なり。故に各種送配電系統の故障點を正確且簡易に指示する裝置の完成は線路保安上要望せらるゝ所なり。

(四) 通信線に於ける誘導電壓濾過裝置

通信線に於ける誘導電壓殊に送電系統の故障に因り電力線に添架せらるゝ保安通信線に誘起せらるゝ衝擊電壓を除去する濾過裝置は極めて要望せらるゝ所なり。

(五) 放電率大にして兼作用確實なる避雷器

現今に於ては避雷器の放電率大なるものは往々兼作用不確實なるを以て放電率大にして而も兼作用確實なる避雷器の研究を望む。殊に送電線に分散して多數使用するものに在りては保守容易且安價なるものを望む。

### 二 電氣制御及電氣調整

(一) 遠隔制御又は自動制御  
に關する諸電氣裝置

發電電所其他諸機關の遠隔制御

又は自動制御に關する各種の電氣裝置は相當複雜なるを以て更に一般の研究を望む。

(二) 無線操縱裝置

船舶、飛行機、發電電所等の無線操縱裝置にして實用に適するものを要望す。特に之に用ふる各種繼電器の簡單にして且動作確實なるものを望む。

(三) 無線に依る角度同期傳達裝置

或場所にて刻々に變化する方向角を他の場所に無線を以て連續的に傳達し、兩者をして同期的に平行せる方向角を指示する裝置にして精密度高く且取扱容易なるものを望む。

### 三 電氣開閉器

(一) 大電力遮斷器  
遮斷容量大且動作確實にして大電力遮斷裝置として現用のものより更に完全なるものを要望す。

## 第四 電氣磁氣測定

一 電氣及磁氣計器

(一) 遠隔測定器

電壓、電流、電力等の諸量の遠隔測定器は殊に發變電所の遠隔制御に關聯し必要にして現用のものに比し更に施設容易にして指示正確なるものを希望す。

二 電氣的及磁氣的測定

(一) 物理的量の電氣的測定器 溫度、壓力、變位等の如き各種物理的量を電氣的に測定する装置は現在種々あるも、更に廣範圍の此種の測定器の研究を希望す。

(二) 電氣的探鑛法

電氣的探鑛法としては從來「シュルムベルゲル」法、電磁波を利用する方法、鑛物體表の單極電壓に依る方法等あるも、未だ不十分なるを以て一層の研究を望む。

(三) 噪音測定裝置

噪音測定裝置は近時電氣的手段を用ふることに依り大に發達したるも相當の正確度を有するものは構造複雑となるを免れざるを以て簡單にして相當の正確度を有する電

氣的噪音測定裝置を望む。

第五 電氣通信

一 電信及電話

(一) 秘密電氣通信方式 秘密保持を目的とする有線又は無線の電信、電話等に關し確實にして且永續性ある通信方式の研究を要す。

(二) 邦字印刷電信機

現在の邦字印刷電信機は單に英字を邦字に變換せる外國式のものに僅に改造を加へたるに過ぎず、本邦獨特の優秀なる邦字印刷電信機を希望す。

二 電氣信號及電氣表示

(一) 水中通信裝置 音波、超音波等の水中傳播力を利用し數「キロメートル」以上確實に通信し得る裝置を望む。

三 高周波電氣通信

(一) 超短波無線通信方式 超短波無線通信は裝置簡單なる爲近距離用として有利なるも波長安

定策、呼出方法、自動車等の内燃機關の影響に因る雑音の防止法等の如き當面の諸問題の解決を望む。

(二) 移動短波無線電話機

移動短波無線電話機にして取扱容易且形態簡單なるもの殊に多數の近距離通信が或場所に集中するが如き場合に於て使用するに適するものを要す。

(三) 弱電流用繼電器

有線間、無線間並に有線無線相互間の自動變換、無線高速度電信等に利用し得べき至短時間又は所望時間に作動する直流又は交流の繼電器にして特に緩動作用接觸作用等に於て確實なるものを望む。

(四) 放送用の送話器及受話器

放送用の送話器及受話器(高聲器を含む)は最近著しき進歩發達を見たりと雖も、尙一層の研究を望む。

(五) 赤外線通信裝置

現用のものに比し更に簡單にして

通達距離大なる赤外線通信裝置を望む。

(六) 周波數の連續的變更可能な無線通信周波數安定裝置

於て連續的に且つ自由に變更し得る周波數安定裝置にして機構複雑ならざるものを望む。

(七) 無線通信裝置用遮蔽裝置

強力なる妨害に對して弱力なる自己の發受信を保護する裝置及自動車、航空機等の内燃機關等の影響を完全に防止する裝置を望む。

(八) 「フェーディング」補償裝置

及空電妨害除去裝置 無線通信に最も障害となるものは「フェーディング」の影響及空電の妨害なり「フェーディング」の影響を補償する裝置及空電の妨害を除外する裝置の完全なるものを望む。

(九) 光電管裝置

光電話等を利用する光電管裝置にして、日光強き晝間に於ても微量なる光變調を鋭敏に感ずるものを望む。

(一〇) 小型無線電話裝置

送受話に共通の空中線及周波數を用ふる小型無線電話裝置にして携帯し得る輕量のもの、完成を望む。

(一一) 短波用指向性空中線

現在に於ては短波用指向性空中線は複雑なるを免れざるを以て簡單にして効率良く且周波數及方向を變更し得るものを望む。

(一二) 短波又は超短波の方向探知器

長波又は中波の方向探知器として略々完全なるものもあるも短波又は超短波に在りては未だ十分實用に適するものなきを以て尙一層の研究を望む。

(一三) 船舶又は航空機の無線

に依る進路表示方式 船舶又は航空機の進路を表示する方式として無線に依る一層有效なるものを望む。

(一四) 電視裝置

電視裝置は光電管、「レンズ」類、「ブラウン」管、「アイクросコー

プ」等の進歩に伴ひ相當發達を見たるも走査法、同期法其の他に於て尙改善の餘地多々あり。之が完成は更に「ノクトビジョン」の發達等にも關聯する所大なるものあるを以て一層の研究を望む。

第六 電熱應用

一 電燈

(一) 紫外線又は赤外線の光源 紫外線の利用は農業及醫療方面に漸く盛ならんとし、又赤外線は秘密通信等に利用せらるゝ所なるを以て此等の光源にして強力且効率高きものを希望す。

(二) 耐振電球

船舶其の他振動甚しき場所(振動數毎分一、〇〇〇回以上、振幅三「ミリメートル」以上)に使用するに適し、且効率高き耐振電球を望む。

第七 電力應用

一 電氣鐵道



(一) 電蝕防止装置  
地下埋設の水道管、「ガス」管、通信電纜、電力電纜等に於ける電蝕の電氣鐵道の發達に伴ひ著しく大となりたるを以て之が防止装置の研究を要す。

(二) 電蝕箇所及其の被害程度の指示装置  
電蝕箇所及其の被害程度を知ること必要なるを以て其の指示装置の研究を望む。

二 電動機應用  
(一) 小型電氣「ジャイロ」  
携帯用「ジャイロコンパス」、航空機の自動安定舵装置及進路表示器等に用ふる電氣「ジャイロ」にして拳大以内の小型のものを要す。

一 電池  
(一) 重量及容積小なる大容量の蓄電池  
重量及容積小にして容量大なる蓄電池は極めて必要なるを以て之が研究を望む。

研究を望む。  
(二) 耐寒又は耐熱の蓄電池  
極寒(攝氏零下四〇度程度)又は極熱(攝氏四〇度程度)に耐ふる蓄電池を望む。  
(三) 移動又は携帯に適する蓄電池  
移動又は携帯に適し且取扱及保守容易なる蓄電池を望む。  
(四) 長時日の保存に適する軽量、大容量の乾電池  
長時日の保存に適する軽量、大容量の乾電池は極めて要望せらるゝ所なるを以て之が研究を望む。但し注水、注射液型なる時は特に活性附與作業の容易なるものを望む。  
(五) 耐寒乾電池  
現在の耐寒乾電池は未だ不十分なるを以て極寒(攝氏零下四〇程度)に耐ふる乾電池を望む。

研究を望む。  
(一) 簡易なる電氣收塵装置  
電氣收塵装置として普通使用せらるゝ「コットレル」式は通信妨害大なるのみならず比較的高價且複雑なるを以て更に設備簡單保守容易にして且安價なる装置を望む。  
(二) 「ピエゾ」發振體又は其の代用品  
現在「ピエゾ」發振體としては水晶發振體最も廣く使用せらるゝも水晶の國産自ら限あるを以て之を使用せざる「ピエゾ」發振體又は其の代用品を望む。  
(三) 電氣樂器  
「テレミン」、「マルテノ」等の電氣樂器の出現あり、又自動電氣樂器の發明ありと雖も尙一層の研究を要す。  
(四) 回轉體の不均衡度の電氣的調整装置  
現在回轉體の不均衡度の電氣的調整装置は實用上相當の時間と煩雜なる手数を要するを以て尙研究を望む。  
以上

### ○全國工業試驗研究機關一覽 (商工省調)

※印ハ届出未了或ハ設立豫定ノモノ (昭和十三年六月現在)

府縣	試驗場講習所名	所在地	業務項目	設立年月	場長、所長、館長、官氏名
東京	※ 工業獎勵館	府廳内	化學、機械、圖案	大正八、四	矢野 恕
東京	染織試驗場	八王子市明神町	染織、圖案	昭和三、六	地方商工技師木暮謙三郎
東京	青梅分場	西多摩郡青梅町	染織、圖案	昭和二、四	地方商工技師木暮謙三郎
京都	織物試驗場	中郡吉原村字安	染織、圖案	明治三六、九	地方商工技師桑田重好
京都	染織試驗場	上京區烏丸通上立賣上ル	染織、圖案	大正五、一〇	地方商工技師猪飼 博
京都	工業研究所	下京區東九條山王町	化學、圖案、窯業、金工、電氣	大正九、一〇	市技師中井俊雄
大阪 ※	工業獎勵館	大阪市西區江ノ子島上ノ町	化學、機械、發明、木工、金工、金屬、利器、鑄物	昭和四、四	書記官土居章平
大阪 ※	大阪分場	泉北郡大津町	染織、圖案	昭和九、五	地方商工技師内田 新
大阪 ※	産業能率研究所	大阪市東區豐後町	工場管理、燃料節約、動力節約、教育、機械、發明、染色、化學、機械、發明、窯業	大正四、二	事務取扱書記官 土居章平
大阪 ※	工業研究所	大阪市北區北扇町	化學、機械、發明、窯業	大正五、八	市技師渡邊卓郎

埼玉	新潟	神奈川
熊谷醸造指導所 浦和染織指導所 川越工藝指導所 秩父染織指導所 川口重工業指導所 小川製紙指導所 佛子染織指導所	※ 栃尾作業所 ※ 麻織物試験場 ※ 鹽澤作業所 木工試験場 加茂支所 金工試験場 染織講習所 醸造試験場 木工指導所	工業試験場 織物指導所 工藝指導所
熊谷市 浦和市一番町 川越市小仙波 秩父郡秩父町大宮 川口市 比企郡小川町 入間郡元加治村	古志郡下鹽谷村 北魚沼郡小千谷町 新潟市附船町一丁目 南蒲原郡加茂町 三條市字四日町 中魚沼郡十日町 新潟市西船見町 高田市南城町	横濱市神奈川區龜住町 愛甲郡愛川村 小田原町
醸造、染色 染色整理 染色、木工、圖案 染織、圖案 鑄物、工藝、圖案 製紙 染織	染色 麻織物、圖案 染織 木工、圖案 木工 金工 染織、圖案 醸造 木工	化學、染織、電氣、醸造、圖案 燃絲、機織 木工、圖案
昭和九、四 昭和八、四 大正二、一 昭和五、〇 昭和七、三 昭和〇、四 昭和三、四	昭和四、三 大正三、二 昭和〇、〇 昭和四、二 昭和四、二 昭和四、二 昭和四、四 大正三、四 昭和五、〇 昭和九、九	昭和四、四 昭和八、四 昭和二、七
地方商工技師佐武健造 地方商工技師長谷川照藏 地方商工技師辻野秀夫 地方商工技師兒玉親徳 地方商工技師梅岡益次郎 地方商工技師永松清一郎 地方商工技師木内嚴	地方商工技師(主任)加藤俤治 地方商工技師關屋正達 商工技師齋藤守藏 地方商工技師安藤廣告 森田清明 地方商工技師榛澤藤治 地方商工技師角田探米 地方商工技師阿部禮一 囑託小川延賢	地方商工技師山田桂輔 地方商工技師柴本具重 地方商工技師永田直三

長崎	兵庫	神奈川
窯業指導所 折尾瀨分所 染織試験場 三條作業所	※ ※ ※ 神戸工業試験場 包装試験所 ※ ※ ※ 窯業作業所 加工陶磁器 三木金物試験場 小野作業所 ※ ※ ※ 機械火造 西脇染織試験場 西脇染織講習所	工業試験場 織物指導所 工藝指導所
東彼杵郡上波佐見町 東彼杵郡折尾瀨村 南蒲原郡見附町 三條市	美囊郡三木町 多可郡西脇町 多可郡西脇町	横濱市神奈川區龜住町 愛甲郡愛川村 小田原町
窯業、圖案 窯業 染織、圖案 染色	化學、材料、強弱、窯業 包装 窯業 加工陶磁器 金工 金工 染織、圖案 染織	化學、染織、電氣、醸造、圖案 燃絲、機織 木工、圖案
昭和六、四 昭和八、四 大正三、〇 昭和四、三	大正六、五 昭和八、三 昭和七、四 昭和八、三 大正八、三 昭和三、一 昭和〇、二 大正九、五 昭和〇、四 同	昭和四、四 昭和八、四 昭和二、七
地方商工技師西村文治 地方商工技師白石盛香 地方商工技師遠藤權三郎	地方商工技師服部熊次郎 地方商工技師上田治作 商工技師山口雄次郎	地方商工技師山田桂輔 地方商工技師柴本具重 地方商工技師永田直三

滋賀	山梨	静岡	愛知
能登川工業 試驗場 高島分場 長濱工業試驗場 窯業試驗場	工業試驗場 上野原分場 吉田分場 (甲府市立) 工業試驗所	※ 製紙工業試驗場 濱松工業試驗場 北部分場	工業試驗場 三河染織試驗場 尾張染織試驗場
神崎郡五峯村佐野 高島郡新儀村 坂田郡長濱町南吳服 甲賀郡信樂町字長野	南都留郡谷村町 北都留郡上野原町 南都留郡瑞穂村 甲府市	静岡市瓦場町 濱松市北寺島町 濱名郡小野口村 富士郡今泉村	名古屋市東區花田町 寶飯郡三谷町 中島郡大和村
染織、圖案 染織、圖案 染織、圖案 窯業、圖案	染織、圖案 染織 染織 染織、木工、金工、製糸	漆器、木工、染織、圖案 染織、能率、圖案 染織、圖案	染織、窯業、化學、醸造、 圖案 染織、圖案 染織、圖案
明治四、二 昭和二、四 明治四、二 昭和二、五	明治三、二 大正三、四 昭和九、二 昭和二、三	明治三、三 明治三、四 昭和二、二	大正五、四 昭和二、七 昭和四、五
地方商工技師鈴木寛也 地方商工技師玉田政雄 地方商工技師加藤宗平 地方商工技師高野忠	地方商工技師野村貞雄 地方商工技師小野田叔平	事務取扱地方事務官 神田博 地方商工技師山本又六 同	地方商工技師岩村新 地方商工技師小栗逞治 地方商工技師小宅俊吾

三重	奈良	栃木	茨城	群馬	千葉
工業試驗場 松阪分場 窯業試驗場	工業試驗場 賣藥試驗場	工業試驗場	工業試驗場 工藝指導所	前橋工業試驗場 桐生機業補導所 伊勢崎機業 補導所 館林機業補導所 工藝所	工業試驗場
津市大字下新田 飯南郡松阪市殿町 四日市內東阿倉川	北葛城郡高田町 北葛城郡高田町	足利市西宮町	結城郡結城町結城 水戸市	前橋市岩神町 桐生市安樂土 佐波郡伊勢崎町 邑樂郡館林町 高崎市竝榎町	千葉市
染織、圖案、工藝 化學、漆器、製紙 窯業、圖案	醸造、染織、化學、圖案 賣藥	染織、圖案	染織、圖案 木工、窯業	染織、製糸、擦糸、木工 染織、擦糸 染織、圖案、擦糸 染織、圖案、擦糸 染織、木工、漆工、金屬、 圖案	醸造、染織、化學、窯業、 木工
明治三、四 明治四、四 昭和九、四	大正六、二 昭和九、四	大正三、四	大正二、四 昭和二、二	同 同 同 同	昭和二、一
地方商工技師 竹井幾右衛門 地方商工技師中島要雄	地方商工技師北岡茂 事務取扱地方商工技師 北岡茂	地方商工技師小内亮一	地方商工技師小太刀虎二 事務取扱地方事務官 堀江敏治	地方商工技師高橋三郎 地方商工技師森重次郎 商工技師加藤表一 囑託上野伊三郎	地方商工技師古川董

石川	福井	秋田	山形	青森
染織試驗場 大聖寺分場 工藝指導所 輪島分所	工業試驗場	工業指導所 川連漆器試驗場 醸造試驗場 物産館	山形工業試驗場 米澤工業試驗場 永井指導所 鶴岡工業試驗場	工業試驗場
金澤市長土塀町 江沼郡大聖寺町馬場 金澤市泉旭町 鳳至郡輪島町河井	福井市簸川中町	秋田市 雄勝郡川連町 秋田市上中城町 秋田市	山形市六日市 米澤市花岡町 鶴岡市家中新町	弘前市袋町
染織、圖案 染織 漆工、窯業、金工、圖案 漆器、圖案	染織、圖案、撚糸	木工、鐵工、化學 漆工 醸造 入藝	染織、醸造、木工、漆工、圖案、窯業、化學 金工、木工、漆工、圖案、醸造 染織、圖案 染織	染織、醸造、木工、漆工、窯業、化學
昭和二、四 同 同 同	明治三、三	昭和三、四 昭和二、四 昭和六、五 昭和三、四	大正二、〇 大正七、四 大正九、五 大正八、〇	大正二、〇
地方商工技師淺野 廉	地方商工技師金子元四郎	地方商工技師西村慶造 地方商工技師近藤將照 地方商工技師花岡正庸 地方商工技師鈴木成夫	地方商工技師關 清一郎 地方商工技師岡村武雄 地方商工技師平川秀五郎	地方商工技師高橋互理

福島	岩手	宮城	長野	岐阜
川俣工業試驗場 會津工業試驗場	工業試驗場 花卷窯業試驗所	工業試驗場	工業試驗場 染織試驗場 飯田織物指導 工藝指導所 (長野市立)	工業試驗場 陶磁器試驗場 製紙工業試驗場 金屬試驗場 工藝指導所
伊達郡川俣町 若松市榮久町	盛岡市仁王 稗貫郡湯本村	仙臺市匂當台通	松本市榮町 上田市常盤城 下伊那郡鼎村	羽島郡笠松町 土岐郡多治見町 武儀郡美濃町前野 武儀郡關町 高山市
染織、圖案 染織、醸造、漆器、窯業、木工	木工、金工、染織、圖案、化學 窯業	染織、漆工、醸造、圖案、化學、木工	染織、製糸、化學、圖案 染織、圖案 染織	染織、圖案 窯業、圖案 製紙 金工 木工、漆工
昭和八、四 同	大正二、四 昭和三、四	大正三、四	大正六、六 大正六、四 昭和二、二 昭和〇、九	明治四、二 大正三、四 昭和三、四 昭和三、四 昭和三、二
地方商工技師 一ノ木市三郎 地方商工技師井口直次郎	地方商工技師增田精家 商工技師加藤久治	地方商工技師布村元資	地方商工技師宗像宗吉 地方商工技師佐藤善吉 地方商工技師遠藤 保	地方商工技師高田 覺 地方商工技師井深捨吉 地方商工技師森 雅 地方商工技師上野收藏 事務取扱地方事務官 國井利一